

(別 紙)

新 旧 対 照 表

1 目次 次表の「改正前」の部分を「改正後」欄に掲げるとおり改める（アンダーラインを付した部分は改正部分である。）。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>(注) 簿書様式は、令和3年4月1日現在の法令に基づくものである。</p> <p>(第1～2 省略)</p> <p style="text-align: center;">第3 贈与税関係</p> <p>(1～25 省略)</p> <p>26 教育資金非課税に関する租税特別措置法第70条の2の2第18項の規定に基づく通知書（通知用） (27 省略)</p> <p>28 結婚・子育て資金非課税に関する租税特別措置法第70条の2の3第17項の規定に基づく通知書(通知用)</p> <p style="text-align: center;">第4 譲渡所得関係</p> <p>(1～26-1 省略)</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>(27～32 省略)</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>(33-1～55 省略)</p> <p>(第5～7 省略)</p> <p style="text-align: center;">第8 納税猶予関係</p> <p>(1～19 省略)</p> <p><u>19-1 貸付特例適用農地等に係る継続届出書（震災特例法用）（措法第70条の4第8項、第70条の6第10項適用分）</u></p> <p>(20～27-3 省略)</p> <p>27-4 代替農地等の取得の承認を受けている場合の譲渡をした特例農地等の明細書（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第14条の2の3第2項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行規則第23条の8第3項第9号）</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>(注) 簿書様式は、令和3年4月1日現在の法令に基づくものである。</p> <p>(第1～2 同左)</p> <p style="text-align: center;">第3 贈与税関係</p> <p>(1～25 同左)</p> <p>26 教育資金非課税に関する租税特別措置法第70条の2の2第16項の規定に基づく通知書（通知用） (27 同左)</p> <p>28 結婚・子育て資金非課税に関する租税特別措置法第70条の2の3第15項の規定に基づく通知書</p> <p style="text-align: center;">第4 譲渡所得関係</p> <p>(1～26-1 同左)</p> <p><u>26-2 国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書</u> (27～32 同左)</p> <p><u>33 租税特別措置法第37条の9の5第1項の規定による先行取得土地等の届出書</u> (33-1～55 同左)</p> <p>(第5～7 同左)</p> <p style="text-align: center;">第8 納税猶予関係</p> <p>(1～19 同左)</p> <p><u>（新規）</u></p> <p>(20～27-3 同左)</p> <p>27-4 代替農地等の取得の承認を受けている場合の譲渡をした特例農地等の明細書（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第14条の2の2第2項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行規則第23条の8第3項第9号）</p>

改正後	改正前
<p>(28～77 省略)</p> <p>77-1 <u>贈与税の特例適用農地等について農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書（震災特例法用）</u></p> <p>77-2 <u>別紙 貸付特例適用農地等及び借受代替農地等の明細書等（震災特例法用）</u></p> <p>77-3 <u>貸付特例適用農地等の変更届出書（震災特例法用）（再借受代替農地等を借り受けた場合）</u></p> <p>77-4 <u>貸付特例適用農地等の（変更）届出書（震災特例法用）（貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した場合）</u></p> <p>77-5 <u>相続税の特例農地等について農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書（震災特例法用）</u></p> <p>77-6 <u>別紙 貸付特例適用農地等及び借受代替農地等の明細書等（震災特例法用）</u></p>	<p>(28～77 同左)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p>
<p>(78～146 省略)</p>	<p>(78～146 同左)</p>
<p style="text-align: center;">第9 措法第40条の規定による承認申請関係</p>	<p style="text-align: center;">第9 措法第40条の規定による承認申請関係</p>
<p>(1～35 省略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(37 省略)</p> <p>(第10～11 省略)</p>	<p>(1～35 同左)</p> <p>36 <u>特例民法法人である公益法人等が公益社団法人又は公益財団法人へ移行・一般社団法人又は一般財団法人へ移行した場合の届出書</u></p> <p>(37 同左)</p> <p>(第10～11 同左)</p>

2 資産課税関係の申請・届出等の様式

第2 《相続税関係》中、次表に掲げる申請・届出等の様式を「3 資産課税関係の申請・届出等様式（対照表）」のとおりに改める。

様 式
1 相続税の申告書（第1表）
2 同（控用）
3 相続税の申告書（第1表続）
4 同（控用）
5 相続税の申告書（第1表の付表1）
6-1 同（第1表の付表3）
6-2 同（第1表の付表4）
6-3 同（第1表の付表5）
6-5 同（第1表の付表5（別表2））
9 同（第4表）
9-1 同（第4表の付表）
11 同（第6表）
13-2 同（第8の2表の付表1）
13-3 同（第8の2表の付表2）
13-4 同（第8の2表の付表3）
13-4-3 同（第8の2の2表の付表1）
13-4-4 同（第8の2の2表の付表2）
13-4-5 同（第8の2の2表の付表3）
13-11 同（第8の6表の付表1）
13-11-1 同（第8の6表の付表2）
13-11-2 同（第8の6表の付表2の2）
19-1 同（第11・11の2表の付表2の2）
24 同（第13表）
25 同（第14表）
33 相続税の修正申告書（第1表）
34 同（第1表続）
37-2-2 同（第8の4表）
37-2-5 同（第8の7表）

59 相続税法第49条第1項の規定に基づく開示請求書

第3 《贈与税関係》中、次表に掲げる申請・届出等の様式を「3 資産課税関係の申請・届出等様式（対照表）」のとおりに改める。

様 式
7-10 事業用資産納税猶予税額の計算書（別表）
25 事業の譲渡等に伴う教育資金管理契約に関する事務の移管の届出書
26 教育資金非課税に関する租税特別措置法第70条の2の2第18項の規定に基づく通知書（通知用）
27 事業の譲渡等に伴う結婚・子育て資金管理契約に関する事務の移管の届出書
28 結婚・子育て資金非課税に関する租税特別措置法第70条の2の3第17項の規定に基づく通知書（通知用）

第4 《譲渡所得関係》中、次表に掲げる申請・届出等の様式を「3 資産課税関係の申請・届出等様式（対照表）」のとおりに改める。

様 式
26-2 国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書
33 租税特別措置法第37条の9の5第1項の規定による先行取得土地等の届出書

第8 《納税猶予関係》中、次表に掲げる申請・届出等の様式を「3 資産課税関係の申請・届出等様式（対照表）」のとおりに改める。

様 式
19-1 貸付特例適用農地等に係る継続届出書（震災特例法用）（措法第70条の4第8項、第70条の6第10項適用分）
20 納税猶予の適用を受けている農地等について収用交換等による譲渡を行った場合の利子税の特例の適用に関する届出書
27-1 代替農地等の取得に関する承認申請書（震災特例法用）
27-3 代替農地等の取得価額等の明細書（震災特例法用）
27-4 代替農地等の取得の承認を受けている場合の譲渡をした特例農地等の明細書 （東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第14条の2の3第2項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行規則第23条の8第3項第9号）
37 使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人が特定農地所有適格法人に該当する旨の届出書 （租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項適用分）
55 使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人が特定農地所有適格法人に該当する旨の届出書 （所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第3項又は第5項適用分）
77-1 贈与税の特例適用農地等について農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書（震災特例法用）
77-2 別紙 貸付特例適用農地等及び借受代替農地等の明細書等（震災特例法用）
77-3 貸付特例適用農地等の変更届出書（震災特例法用）（再借受代替農地等を借り受けた場合）

- 77-4 貸付特例適用農地等の（変更）届出書（震災特例法用）（貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した場合）
- 77-5 相続税の特例農地等について農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書（震災特例法用）
- 77-6 別紙 貸付特例適用農地等及び借受代替農地等の明細書等（震災特例法用）
- 93 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書（一般措置）
- 93-1 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書（特例措置）
- 97-2 「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）（一般措置）」の添付書類一覧
- 97-3 「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）（特例措置）」の添付書類一覧
- 100-2 「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）（一般措置）」の添付書類一覧
- 100-3 「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）（特例措置）」の添付書類一覧
- 101 非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（破産等免除）（一般措置）
- 101-1 非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（破産等免除）（特例措置）
- 101-2 非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（災害等免除）（一般措置）
- 101-3 非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（災害等免除）（特例措置）
- 102-1 非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の再計算免除申請書（一般措置）
- 102-1-1 非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の再計算免除申請書（特例措置）
- 105-5 特例対象株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請書（特例措置）

第9 《措法第40条の規定による承認申請関係》中、次表に掲げる申請・届出等の様式を「3 資産課税関係の申請・届出等様式（対照表）」のとおり改める。

様 式
1 租税特別措置法第40条の規定による承認申請書（第1表 単独提出者・共同提出の代表者用）
2 同（第1表 共同提出の代表者以外の者用）
3 同（第1表 死亡した贈与者・遺贈者用）
23 承認申請書及び添付書類の記載事項が事実と相違ない旨の確認書
24 贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及び社員並びにこれらの親族等に該当しないことを確認した旨の証明書
25 租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した旨の届出書
26 財産等が使用開始されていない場合のやむを得ない事情等の届出書
36 特例民法法人である公益法人等が公益社団法人又は公益財団法人へ移行・一般社団法人又は一般財団法人へ移行した場合の届出書

3 資産課税関係の申請・届出等様式（対照表）

次表の「改正前」の様式を「改正後」のとおり改める。

改正後

改正前

相続税の申告書 F D 3 5 6 1

年 月 日 提出 相続開始年月日 年 月 日

フリガナ (被相続人)

氏名

個人番号又は法人番号

生年月日 年 月 日 (停年 歳) 年 月 日 (停年 歳)

住所 (電 郵 番号)

相続人との続柄 職業

取得原因 該当する取得原因を○で囲みます。 相続・遺贈・相続時特異制度に係る贈与

取得財産の種類 (第1表第2条第1項) 取得時課税資産取得時課税の金額 (第11条第2条第1項) 課税及び課税免除の金額 (第13条第3項) 納税額 (第15条第1項) 納税額 (第15条第2項) 納税額 (第15条第3項) 納税額 (第15条第4項) 納税額 (第15条第5項) 納税額 (第15条第6項) 納税額 (第15条第7項) 納税額 (第15条第8項) 納税額 (第15条第9項) 納税額 (第15条第10項) 納税額 (第15条第11項) 納税額 (第15条第12項) 納税額 (第15条第13項) 納税額 (第15条第14項) 納税額 (第15条第15項) 納税額 (第15条第16項) 納税額 (第15条第17項) 納税額 (第15条第18項) 納税額 (第15条第19項) 納税額 (第15条第20項) 納税額 (第15条第21項) 納税額 (第15条第22項) 納税額 (第15条第23項) 納税額 (第15条第24項) 納税額 (第15条第25項) 納税額 (第15条第26項) 納税額 (第15条第27項) 納税額 (第15条第28項) 納税額 (第15条第29項) 納税額 (第15条第30項) 納税額 (第15条第31項) 納税額 (第15条第32項) 納税額 (第15条第33項) 納税額 (第15条第34項) 納税額 (第15条第35項) 納税額 (第15条第36項) 納税額 (第15条第37項) 納税額 (第15条第38項) 納税額 (第15条第39項) 納税額 (第15条第40項) 納税額 (第15条第41項) 納税額 (第15条第42項) 納税額 (第15条第43項) 納税額 (第15条第44項) 納税額 (第15条第45項) 納税額 (第15条第46項) 納税額 (第15条第47項) 納税額 (第15条第48項) 納税額 (第15条第49項) 納税額 (第15条第50項) 納税額 (第15条第51項) 納税額 (第15条第52項) 納税額 (第15条第53項) 納税額 (第15条第54項) 納税額 (第15条第55項) 納税額 (第15条第56項) 納税額 (第15条第57項) 納税額 (第15条第58項) 納税額 (第15条第59項) 納税額 (第15条第60項) 納税額 (第15条第61項) 納税額 (第15条第62項) 納税額 (第15条第63項) 納税額 (第15条第64項) 納税額 (第15条第65項) 納税額 (第15条第66項) 納税額 (第15条第67項) 納税額 (第15条第68項) 納税額 (第15条第69項) 納税額 (第15条第70項) 納税額 (第15条第71項) 納税額 (第15条第72項) 納税額 (第15条第73項) 納税額 (第15条第74項) 納税額 (第15条第75項) 納税額 (第15条第76項) 納税額 (第15条第77項) 納税額 (第15条第78項) 納税額 (第15条第79項) 納税額 (第15条第80項) 納税額 (第15条第81項) 納税額 (第15条第82項) 納税額 (第15条第83項) 納税額 (第15条第84項) 納税額 (第15条第85項) 納税額 (第15条第86項) 納税額 (第15条第87項) 納税額 (第15条第88項) 納税額 (第15条第89項) 納税額 (第15条第90項) 納税額 (第15条第91項) 納税額 (第15条第92項) 納税額 (第15条第93項) 納税額 (第15条第94項) 納税額 (第15条第95項) 納税額 (第15条第96項) 納税額 (第15条第97項) 納税額 (第15条第98項) 納税額 (第15条第99項) 納税額 (第15条第100項)

第1表(平成31年1月分以降用)

改正後

相続税の申告書 F D 3 5 6 1

年 月 日 提出 相続開始年月日 年 月 日

フリガナ (被相続人)

氏名

個人番号又は法人番号

生年月日 年 月 日 (停年 歳) 年 月 日 (停年 歳)

住所 (電 郵 番号)

相続人との続柄 職業

取得原因 該当する取得原因を○で囲みます。 相続・遺贈・相続時特異制度に係る贈与

取得財産の種類 (第1表第2条第1項) 取得時課税資産取得時課税の金額 (第11条第2条第1項) 課税及び課税免除の金額 (第13条第3項) 納税額 (第15条第1項) 納税額 (第15条第2項) 納税額 (第15条第3項) 納税額 (第15条第4項) 納税額 (第15条第5項) 納税額 (第15条第6項) 納税額 (第15条第7項) 納税額 (第15条第8項) 納税額 (第15条第9項) 納税額 (第15条第10項) 納税額 (第15条第11項) 納税額 (第15条第12項) 納税額 (第15条第13項) 納税額 (第15条第14項) 納税額 (第15条第15項) 納税額 (第15条第16項) 納税額 (第15条第17項) 納税額 (第15条第18項) 納税額 (第15条第19項) 納税額 (第15条第20項) 納税額 (第15条第21項) 納税額 (第15条第22項) 納税額 (第15条第23項) 納税額 (第15条第24項) 納税額 (第15条第25項) 納税額 (第15条第26項) 納税額 (第15条第27項) 納税額 (第15条第28項) 納税額 (第15条第29項) 納税額 (第15条第30項) 納税額 (第15条第31項) 納税額 (第15条第32項) 納税額 (第15条第33項) 納税額 (第15条第34項) 納税額 (第15条第35項) 納税額 (第15条第36項) 納税額 (第15条第37項) 納税額 (第15条第38項) 納税額 (第15条第39項) 納税額 (第15条第40項) 納税額 (第15条第41項) 納税額 (第15条第42項) 納税額 (第15条第43項) 納税額 (第15条第44項) 納税額 (第15条第45項) 納税額 (第15条第46項) 納税額 (第15条第47項) 納税額 (第15条第48項) 納税額 (第15条第49項) 納税額 (第15条第50項) 納税額 (第15条第51項) 納税額 (第15条第52項) 納税額 (第15条第53項) 納税額 (第15条第54項) 納税額 (第15条第55項) 納税額 (第15条第56項) 納税額 (第15条第57項) 納税額 (第15条第58項) 納税額 (第15条第59項) 納税額 (第15条第60項) 納税額 (第15条第61項) 納税額 (第15条第62項) 納税額 (第15条第63項) 納税額 (第15条第64項) 納税額 (第15条第65項) 納税額 (第15条第66項) 納税額 (第15条第67項) 納税額 (第15条第68項) 納税額 (第15条第69項) 納税額 (第15条第70項) 納税額 (第15条第71項) 納税額 (第15条第72項) 納税額 (第15条第73項) 納税額 (第15条第74項) 納税額 (第15条第75項) 納税額 (第15条第76項) 納税額 (第15条第77項) 納税額 (第15条第78項) 納税額 (第15条第79項) 納税額 (第15条第80項) 納税額 (第15条第81項) 納税額 (第15条第82項) 納税額 (第15条第83項) 納税額 (第15条第84項) 納税額 (第15条第85項) 納税額 (第15条第86項) 納税額 (第15条第87項) 納税額 (第15条第88項) 納税額 (第15条第89項) 納税額 (第15条第90項) 納税額 (第15条第91項) 納税額 (第15条第92項) 納税額 (第15条第93項) 納税額 (第15条第94項) 納税額 (第15条第95項) 納税額 (第15条第96項) 納税額 (第15条第97項) 納税額 (第15条第98項) 納税額 (第15条第99項) 納税額 (第15条第100項)

第1表(平成31年1月分以降用)

改正前

改正後

改正前

納税義務等の承継に係る明細書 (兼相続人の代表者指定届出書)

この表は、次の①から③までに掲げる場合のいずれかに該当する場合に記入します。
① 相続時精算課税適用者が被相続人である特定贈与者の死亡の日前に死亡している場合
② 相続税の申告書を提出すべき者が被相続人の死亡の日から相続税の申告期限までの間に相続税の申告書を提出しないで死亡している場合
③ 相続税の修正申告書を提出すべき者が相続税の修正申告書を提出しないで死亡している場合

Form for 'After Correction' (改正後). Includes fields for deceased name, residence, tax amounts, and inheritance details. Includes a vertical label '相続人等に関する事項' on the left side.

第1表の付表1 (令和2年分以降適用)

(表4-20-1-2-A4様式)

納税義務等の承継に係る明細書 (兼相続人の代表者指定届出書)

この表は、次の①から③までに掲げる場合のいずれかに該当する場合に記入します。
① 相続時精算課税適用者が被相続人である特定贈与者の死亡の日前に死亡している場合
② 相続税の申告書を提出すべき者が被相続人の死亡の日から相続税の申告期限までの間に相続税の申告書を提出しないで死亡している場合
③ 相続税の修正申告書を提出すべき者が相続税の修正申告書を提出しないで死亡している場合

Form for 'Before Correction' (改正前). Includes fields for deceased name, residence, tax amounts, and inheritance details. Includes a vertical label '相続人等に関する事項' on the left side.

第1表の付表1 (令和2年分以降適用)

(表4-20-1-2-A4様式)

改正後

書きかた等

《使用目的等》

- この第1表の付表1は、表面の①から③までのいずれかに該当するときに使用するものです。なお、死亡した人の相続税の申告書を提出すべき者が1名である場合には、この第1表の付表1の提出を省略して差し支えありません。
- この第1表の付表1を記入する前に、申告書で死亡した人の納付すべき税額又は還付される税額を計算してください。
- 共同して申告書を提出するかどうかにかかわらず、全ての相続人や包括受遺者（相続を放棄した者を除きます。）について記入します。

《死亡した人の申告書（第1表又は第1表（続））の書きかた》

- 「住所」と「氏名」欄は、相続税の申告書を提出すべき者（死亡した人）の住所、氏名を記入してください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と記入してください。
- なお、《使用目的等》の1により、この第1表の付表1の提出を省略する場合は、これらの欄を2段に分け次のように記入してください。
- 上段には、死亡した人について記入し、その氏名上部に相続開始（死亡）年月日を記入してください。
 - 下段には、相続人や包括受遺者について記入してください。この場合、相続人や包括受遺者の氏名、住所地を記入するとともに、その氏名の頭部に、「相続人又は包括受遺者」と記入し、署名してください。

《第1表の付表1の書きかた》

- 「1 死亡した者の住所・氏名等」の「住所」欄
死亡した人の申告書の「住所」欄に記入した住所地を記入してください。
 - 「2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額」の「納付すべき税額」欄又は「還付される税額」欄
死亡した人の申告書第1表の④欄（還付になる場合には⑤欄）の金額を転記してください。
 - 「5 相続人等に関する事項」
共同して申告書を提出するかどうかにかかわらず、全ての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除きます。）について記入してください。
- (1) 「住所」欄
相続人や包括受遺者がこの第1表の付表1を提出するときの住所（法人である場合は所在地）を記入してください。
- (2) 「氏名」欄
この第1表の付表1により共同して申告書を提出しない相続人や包括受遺者である場合（参考として記載している場合は、その者の氏名（法人である場合は名称）の右側の「参考」を○で囲んでください（共同して申告書を提出しない相続人や包括受遺者は、別に申告書と第1表の付表1を提出することになります。）。
- (3) 「個人番号又は法人番号」欄
この第1表の付表1により共同して申告書を提出する相続人や包括受遺者は、個人番号（法人である場合は法人番号）を記入してください。
- なお、この第1表の付表1の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記入しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。
- (4) 「承継割合・・・B」欄
法定相続分（民法第900条、901条）により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分（民法第902条）により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を記入してください。
- (注1) 次に掲げる場合の法定相続分は、次の表のとおりになります。
- なお、子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上あるときは、それぞれの法定相続分は均分になります。

被相続人に		相続人	法定相続分
		子がいる場合	配偶者
		子	2分の1
子がいない場合	配偶者	3分の2	
	父母	3分の1	
子も父母もない場合	配偶者	4分の3	
	兄弟姉妹	4分の1	

(注2) 指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。

- (5) 「相続又は遺贈により取得した財産の価額」欄
各人が相続や包括遺贈により取得する積極財産の相続時の価額を記入してください。
- なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、積極財産の総額に各人の相続分（「5（7）承継割合・・・B」）に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額をそれぞれ記入してください。
- 4 「6 税額」欄
この欄には、「2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額」の「納付すべき税額」欄又は「還付される税額」欄に各人の相続分（「5（7）承継割合・・・B」）に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額を記入してください。
- なお、「納付すべき税額」欄に記入する場合は100円未満の端数を切り捨て、「還付される税額」欄に記入する場合は1円単位まで記入してください。

(令3.7)

改正前

書きかた等

《使用目的等》

- この第1表の付表1は、表面の①から③までのいずれかに該当するときに使用するものです。なお、死亡した人の相続税の申告書を提出すべき者が1名である場合には、この第1表の付表1の提出を省略して差し支えありません。
- この第1表の付表1を記入する前に、申告書で死亡した人の納付すべき税額又は還付される税額を計算してください。
- 共同で申告できない相続人や包括受遺者は、別に申告書と第1表の付表1を提出することになります。

《死亡した人の申告書（第1表又は第1表（続））の書きかた》

- 「住所」と「氏名」欄は、相続税の申告書を提出すべき者（死亡した人）の住所、氏名を記入してください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と記入してください。
- なお、《使用目的等》の1により、この第1表の付表1の提出を省略する場合は、これらの欄を2段に分け次のように記入してください。
- 上段には、死亡した人について記入し、その氏名上部に相続開始（死亡）年月日を記入してください。
 - 下段には、相続人や包括受遺者について記入してください。この場合、相続人や包括受遺者の氏名、住所地を記入するとともに、その氏名の頭部に、「相続人又は包括受遺者」と記入し、署名してください。

《第1表の付表1の書きかた》

- 「1 死亡した者の住所・氏名等」の「住所」欄
死亡した人の申告書の「住所」欄に記入した住所地を記入してください。
 - 「2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額」の「納付すべき税額」欄又は「還付される税額」欄
死亡した人の申告書第1表の④欄（還付になる場合には⑤欄）の金額を転記してください。
 - 「5 相続人等に関する事項」
共同で申告するかどうかにかかわらず、全ての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除きます。）について記入してください。
- (1) 「住所」欄
相続人や包括受遺者がこの第1表の付表1を提出するときの住所（法人である場合は所在地）を記入してください。
- (2) 「氏名」欄
この第1表の付表1により共同で申告する相続人や包括受遺者は、署名してください。
- なお、共同で申告できない相続人や包括受遺者については、氏名（法人である場合は名称）を○で囲んでください。
- (3) 「個人番号又は法人番号」欄
この第1表の付表1により共同で申告する相続人や包括受遺者は、個人番号（法人である場合は法人番号）を記入してください。
- なお、この第1表の付表1の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記入しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。
- (4) 「承継割合・・・B」欄
法定相続分（民法第900条、901条）により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分（民法第902条）により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を記入してください。
- (注1) 次に掲げる場合の法定相続分は、次の表のとおりになります。
- なお、子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上あるときは、それぞれの法定相続分は均分になります。

被相続人に		相続人	法定相続分
		子がいる場合	配偶者
		子	2分の1
子がいない場合	配偶者	3分の2	
	父母	3分の1	
子も父母もない場合	配偶者	4分の3	
	兄弟姉妹	4分の1	

(注2) 指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。

- (5) 「相続又は遺贈により取得した財産の価額」欄
各人が相続や包括遺贈により取得する積極財産の相続時の価額を記入してください。
- なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、積極財産の総額に各人の相続分（「5（7）承継割合・・・B」）に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額をそれぞれ記入してください。
- 4 「6 税額」欄
この欄には、「2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額」の「納付すべき税額」欄又は「還付される税額」欄に各人の相続分（「5（7）承継割合・・・B」）に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額を記入してください。
- なお、「納付すべき税額」欄に記入する場合は100円未満の端数を切り捨て、「還付される税額」欄に記入する場合は1円単位まで記入してください。

(令3.3)

改正後

改正前

受益者等が存しない信託等に係る相続税額の計算明細書

この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が相続税の申告書を提出する場合に作成します。 なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。		被相続人 ()	受託者の 名称又は氏名 (法人整理番号) ()						
1 信託の明細									
番号	信託の名称	営業所等の名称及び所在地							
1									
2									
3									
2 信託に関する権利の明細									
番号	種類	細目	利用区分、銘柄等	所在地等	数量	単価	価額	外国税額控除額	
					固定資産税評価倍率	倍率			円
信託に関する権利の価額の合計額等 ①								②	
(注) 1 「番号」欄は、記載する資産が属する信託財産の上記「1 信託の明細」の「番号」を記入します。 2 この明細は、第1表に準じて記入してください。 3 「価額」欄は、当該資産の価額（信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額）を記入します。なお、当該信託財産に属する負債は、第13表（債務及び弊式費用の明細書）には記載しないでください。 4 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に「信託に関する権利の明細」を記載して添付してください。									
3 相続税額の計算									
③ 相続税の算出税額（第1表の受託者）		④ 相続税額の2期加算額（第1表）		⑤ 外国税額控除額（②欄の金額）		⑥ ③+④-⑤の金額			
円		円		円		円			
法人税及び事業税等の額の基となる価額の計算									
⑦ 信託に関する権利の価額の合計額（①欄の金額）				⑧ 税額控除等相当額		⑨ 法人税及び事業税等の額の基となる価額（⑦-⑧）			
円		円		円		円			
⑩ ⑨の金額に基づく事業税の額		⑪ ⑨の金額に基づく地方法人税の額		⑫ ⑨の金額に基づく道府県民税の額		⑬ ⑨の金額に基づく市町村民税の額			
円		円		円		円			
⑭ ⑨の金額に基づく特別法人事業税の額		⑮ 法人税等控除額（⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮）		⑯ ③+④-⑮の金額		⑰ 申告納税額（申告期限までに納付すべき税額）（⑥-⑰）			
円		円		円		円			
(注) 1 ⑩又は⑫の各欄は、⑦又は⑧の各欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。 2 ⑭又は⑮の各欄は、⑩又は⑫の各欄の金額を基に特別法人事業税及び特別法人事業課税に関する法律の規定を適用して計算した「特別法人事業税の額」を記入します。 3 ⑪欄は、⑩欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。 4 ⑫欄は、⑪欄の「法人税の額」を基に地方税法の規定を適用して計算した「地方法人税の額」を記入します。 5 ⑬又は⑭の各欄は、⑪欄の「法人税の額」を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税の額」を記入します。 6 ⑯欄の金額を第1表の受託者の⑯欄に転記します。⑯欄の金額（⑥-⑰）がマイナスとなる場合は「0」と記入します。									
4 信託財産責任負担債務の額の計算									
番号	⑱ 債権の金額	⑲ 債権の金額のうち各信託ごとの価額の合計額	⑳ (⑱×㉑)の金額	㉒ 各信託に関する権利に係る外国税額控除額	㉓ 信託財産責任負担債務の額（⑱-㉒）				
		円	円	円	円	円			
信託財産責任負担債務の額の合計額									
(注) 1 この欄は、相続税額が相続税法施行令第1条の10第4項の規定により一の者の相続税として計算される場合において、この明細書を提出する受託者が受託した各信託に係る信託財産責任負担債務の額を記入します（「信託財産責任負担債務」とは、信託法第2条第9項に規定する信託財産責任負担債務をいいます）。 2 「番号」欄は、記載する信託財産が属する信託の「1 信託の明細」欄の番号を記入します。 3 ⑱欄は、各信託のうち受託者が相続税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する、「2 信託に関する権利の明細」欄の信託財産に属する資産の価額（信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額）の合計額を記入します。 4 ⑲欄は、各信託のうち受託者が相続税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する外国税額控除額を記入します。 5 ⑳欄の金額（㉑-㉒）がマイナスとなる場合は「0」と記入します。 6 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に「信託財産責任負担債務の額の計算」を記載して添付してください。									

第1表の付表3(令3.7)

(資4-96-A4統一)

第1表の付表3(令和3年1月1日以降用)

受益者等が存しない信託等に係る相続税額の計算明細書

この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が相続税の申告書を提出する場合に作成します。 なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。		被相続人 ()	受託者の 名称又は氏名 (法人整理番号) ()						
1 信託の明細									
番号	信託の名称	営業所等の名称及び所在地							
1									
2									
3									
2 信託に関する権利の明細									
番号	種類	細目	利用区分、銘柄等	所在地等	数量	単価	価額	外国税額控除額	
					固定資産税評価倍率	倍率			円
信託に関する権利の価額の合計額等 ①								②	
(注) 1 「番号」欄は、記載する資産が属する信託財産の上記「1 信託の明細」の「番号」を記入します。 2 この明細は、第1表に準じて記入してください。 3 「価額」欄は、当該資産の価額（信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額）を記入します。なお、当該信託財産に属する負債は、第13表（債務及び弊式費用の明細書）には記載しないでください。 4 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に「信託に関する権利の明細」を記載して添付してください。									
3 相続税額の計算									
③ 相続税の算出税額（第1表の受託者）		④ 相続税額の2期加算額（第1表）		⑤ 外国税額控除額（②欄の金額）		⑥ ③+④-⑤の金額			
円		円		円		円			
法人税及び事業税等の額の基となる価額の計算									
⑦ 信託に関する権利の価額の合計額（①欄の金額）				⑧ 税額控除等相当額		⑨ 法人税及び事業税等の額の基となる価額（⑦-⑧）			
円		円		円		円			
⑩ ⑨の金額に基づく事業税の額		⑪ ⑨の金額に基づく地方法人税の額		⑫ ⑨の金額に基づく道府県民税の額		⑬ ⑨の金額に基づく市町村民税の額			
円		円		円		円			
⑭ ⑨の金額に基づく特別法人事業税の額		⑮ 法人税等控除額（⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮）		⑯ ③+④-⑮の金額		⑰ 申告納税額（申告期限までに納付すべき税額）（⑥-⑰）			
円		円		円		円			
(注) 1 ⑩又は⑫の各欄は、⑦又は⑧の各欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。 2 ⑭又は⑮の各欄は、⑩又は⑫の各欄の金額を基に特別法人事業税及び特別法人事業課税に関する法律の規定を適用して計算した「特別法人事業税の額」を記入します。 3 ⑪欄は、⑩欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。 4 ⑫欄は、⑪欄の「法人税の額」を基に地方税法の規定を適用して計算した「地方法人税の額」を記入します。 5 ⑬又は⑭の各欄は、⑪欄の「法人税の額」を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税の額」を記入します。 6 ⑯欄の金額を第1表の受託者の⑯欄に転記します。⑯欄の金額（⑥-⑰）がマイナスとなる場合は「0」と記入します。									
4 信託財産責任負担債務の額の計算									
番号	⑱ 債権の金額	⑲ 債権の金額のうち各信託ごとの価額の合計額	⑳ (⑱×㉑)の金額	㉒ 各信託に関する権利に係る外国税額控除額	㉓ 信託財産責任負担債務の額（⑱-㉒）				
		円	円	円	円	円			
信託財産責任負担債務の額の合計額									
(注) 1 この欄は、相続税額が相続税法施行令第1条の10第4項の規定により一の者の相続税として計算される場合において、この明細書を提出する受託者が受託した各信託に係る信託財産責任負担債務の額を記入します（「信託財産責任負担債務」とは、信託法第2条第9項に規定する信託財産責任負担債務をいいます）。 2 「番号」欄は、記載する信託財産が属する信託の「1 信託の明細」欄の番号を記入します。 3 ⑱欄は、各信託のうち受託者が相続税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する、「2 信託に関する権利の明細」欄の信託財産に属する資産の価額（信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額）の合計額を記入します。 4 ⑲欄は、各信託のうち受託者が相続税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する外国税額控除額を記入します。 5 ⑳欄の金額（㉑-㉒）がマイナスとなる場合は「0」と記入します。 6 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に「信託財産責任負担債務の額の計算」を記載して添付してください。									

第1表の付表3(令和3年10月1日以降用)

(資4-96-A4統一)

第1表の付表3(令和3年10月1日以降用)

改 正 後

書 き か た 等

この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が相続税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。

各欄の記載については、表面の各欄の(注)にしたがって記入してください。また、次の欄は次により記入してください。

- 1 「受託者の名称又は氏名」欄には、受託者の名称又は氏名を記入してください。
- 2 「1 信託の明細」には、この明細書を提出する受託者が相続税の申告を行うべき受益者等が存しない信託（相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により被相続人から遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利をいいます。以下同じです。）について一の信託契約ごとに記入してください。
なお、「営業所等の各称及び所在地」欄には、信託の受託をした営業所、事務所その他これらに準ずるものの名称及び所在地を記入してください。
- 3 「2 信託に関する権利の明細」には、「1 信託の明細」に記載した受益者等が存しない信託について、信託財産に係る資産の明細を記入してください。
なお、外国税額控除額は、「1 信託の明細」に記載した信託契約に係る信託財産に属する資産を記入した欄のいずれかにまとめて記入してください。
- 4 「3 相続税額等の計算」では、相続税額等から控除する、法人税、事業税等の額を計算し、申告納税額（申告期限までに納付すべき税額）を算出します。
- 5 「4 信託財産責任負担債務の額の計算」では、相続税額が相続税法施行令第1条の10第4項の規定により一の者の相続税として計算される場合において、各信託に係る信託財産責任負担債務の額を計算します。
- 6 相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により相続税の申告をする受託者が、当該信託の信託に係る被相続人の相続人である場合には、当該信託に係る被相続人から遺贈により取得したとみなされる信託に関する権利に係る受託者の数は、相続税法第15条第2項（遺産に係る基礎控除）の相続人の数に算入しません。
- 7 相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により相続税の申告をする受託者が、相続税法第18条に規定する当該相続等に係る被相続人の一親等の血族（当該被相続人の直系卑属が相続開始以前に死亡している場合又は相続権を失った場合には、代襲して相続人となった当該被相続人の直系卑属を含みます。）及び配偶者以外の者である場合には、相続税法第17条の規定により算出した相続税に対し、相続税法第18条に規定する相続税額の加算を行う必要があります。

改 正 前

書 き か た 等

この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が相続税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。

各欄の記載については、表面の各欄の(注)にしたがって記入してください。また、次の欄は次により記入してください。

- 1 「受託者の名称又は氏名」欄には、受託者の名称又は氏名を記入してください。
- 2 「1 信託の明細」には、この明細書を提出する受託者が相続税の申告を行うべき受益者等が存しない信託（相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により被相続人から遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利をいいます。以下同じです。）について一の信託契約ごとに記入してください。
なお、「営業所等の各称及び所在地」欄には、信託の受託をした営業所、事務所その他これらに準ずるものの名称及び所在地を記入してください。
- 3 「2 信託に関する権利の明細」には、「1 信託の明細」に記載した受益者等が存しない信託について、信託財産に係る資産の明細を記入してください。
なお、外国税額控除額は、「1 信託の明細」に記載した信託契約に係る信託財産に属する資産を記入した欄のいずれかにまとめて記入してください。
- 4 「3 相続税額等の計算」では、相続税額等から控除する、法人税、事業税等の額を計算し、申告納税額（申告期限までに納付すべき税額）を算出します。
- 5 「4 信託財産責任負担債務の額の計算」では、相続税額が相続税法施行令第1条の10第4項の規定により一の者の相続税として計算される場合において、各信託に係る信託財産責任負担債務の額を計算します。
- 6 相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により相続税の申告をする受託者が、当該信託の信託に係る被相続人の相続人である場合には、当該信託に係る被相続人から遺贈により取得したとみなされる信託に関する権利に係る受託者の数は、相続税法第15条第2項（遺産に係る基礎控除）の相続人の数に算入しません。
- 7 相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により相続税の申告をする受託者が、相続税法第18条に規定する当該相続等に係る被相続人の一親等の血族（当該被相続人の直系卑属が相続開始以前に死亡している場合又は相続権を失った場合には、代襲して相続人となった当該被相続人の直系卑属を含みます。）及び配偶者以外の者である場合には、相続税法第17条の規定により算出した相続税に対し、相続税法第18条に規定する相続税額の加算を行う必要があります。

改正後

改正前

人格のない社団等又は持分の定めのない法人に課される相続税額の計算明細書

人格のない社団等又は持分の定めのない法人に課される相続税額の計算明細書

この明細書は、相続税法第66条第1項に規定する代表者若しくは管理者の定めのある人格のない社団若しくは財団又は同条第4項に規定する持分の定めのない法人が遺贈に係る相続税の申告書を提出する場合に作成します。
なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

この明細書は、相続税法第66条第1項に規定する代表者若しくは管理者の定めのある人格のない社団若しくは財団又は同条第4項に規定する持分の定めのない法人が遺贈に係る相続税の申告書を提出する場合に作成します。
なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

Table with 7 columns: 番号, 種類, 細目, 利用区分, 銘柄等, 所在場所等, 数量, 単価, 価額. Includes a summary row for total value.

Table with 7 columns: 番号, 種類, 細目, 利用区分, 銘柄等, 所在場所等, 数量, 単価, 価額. Includes a summary row for total value.

Table for inheritance tax calculation with 5 columns: ③ 法人税法の規定により益金の額に算入される遺贈により取得した財産の価額の合計額 (②の金額), ④ ③の価額に基づく事業税の所得割の額, ⑤ ④の金額に基づく特別法人事業税の額, ⑥ 定期控除事業税等相当額 (④+⑤).

Table for inheritance tax calculation with 5 columns: ③ 法人税法の規定により益金の額に算入される遺贈により取得した財産の価額の合計額 (②の金額), ④ ③の価額に基づく事業税の所得割の額, ⑤ ④の金額に基づく特別法人事業税の額, ⑥ 定期控除事業税等相当額 (④+⑤).

Table for inheritance tax calculation with 4 columns: ⑨ 相続税の差引税額 (第1表の⑧の金額), ⑩ 法人税法の規定により益金の額に算入される遺贈により取得した財産に対応する差引税額 (⑧×②÷①), ⑪ 法人税等に相当する額 (⑩の金額), ⑫ 限度額 (⑩の金額と⑪の金額のうちいずれか少ない方の金額).

Table for inheritance tax calculation with 4 columns: ⑨ 相続税の差引税額 (第1表の⑧の金額), ⑩ 法人税法の規定により益金の額に算入される遺贈により取得した財産に対応する差引税額 (⑧×②÷①), ⑪ 法人税等に相当する額 (⑩の金額), ⑫ 限度額 (⑩の金額と⑪の金額のうちいずれか少ない方の金額).

Table for inheritance tax calculation with 4 columns: ⑬ 相続税の差引税額 (第1表の⑨の金額), ⑭ 相続税額から控除する法人税等に相当する額 (⑩の金額), ⑮ 申告納税額 (納付すべき税額) (⑬-⑭), ⑯ 申告納税額 (納付すべき税額) (⑬-⑭).

Table for inheritance tax calculation with 4 columns: ⑬ 相続税の差引税額 (第1表の⑨の金額), ⑭ 相続税額から控除する法人税等に相当する額 (⑩の金額), ⑮ 申告納税額 (納付すべき税額) (⑬-⑭), ⑯ 申告納税額 (納付すべき税額) (⑬-⑭).

第1表の付表4 (令3.7)

(資4-20-1-4-A4統一)

第1表の付表4 (令元.00)

(資4-20-1-4-A4統一)

第1表の付表4 (令和3年1月分以降用)

第1表の付表4 (令和元年10月分以降用)

改正後

書きかた等

この明細書は、相続税法第 66 条第 1 項に規定する代表者若しくは管理者の定めのある人格のない社団若しくは財団又は同条第 4 項に規定する持分の定めがない法人（以下「人格のない社団等」といいます。）が遺贈により取得した財産に係る相続税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。

- 1 「人格のない社団等又は持分の定めのない法人の名称」欄には、遺贈により財産を取得した人格のない社団等の名称を記入します。
- 2 「1 遺贈により取得した財産の明細等」の「種類」、「細目」、「利用区分、銘柄等」、「所在場所等」、「数量」、「固定資産税評価額」、「単価」、「倍数」及び「価額」欄は、第 11 表に準じて記入します。
なお、遺贈により取得した財産のうちに、その財産の価額が法人税法の規定により人格のない社団等の事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲みます。
- 3 「2 相続税額から控除する法人税等に相当する額の計算」は、相続税額から控除する法人税、事業税等の額を次により計算して記入します。
 - (1) 「④」及び「⑨」欄は、それぞれ「③」及び「⑦」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」を記入します。
 - (2) 「⑤」及び「⑩」欄は、それぞれ「④」及び「⑧」欄の金額を基に特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の規定を適用して計算した「特別法人事業税の額」を記入します。
 - (3) 「⑥」欄は、「⑦」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。
 - (4) 「⑪」欄には、「⑧」欄の金額を基に地方法人税法の規定を適用して計算した「地方法人税の額」を記入します。
 - (5) 「⑫」及び「⑬」欄には、「⑧」欄の金額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の法人税割の額」及び「市町村民税の法人税割の額」を記入します。
- 4 「3 相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算」では、相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額を計算します。
- 5 「4 申告納税額（納付すべき税額）の計算」では、申告納税額（納付すべき税額）を計算します。
なお、一般社団法人又は一般財団法人に課された「⑫」欄の金額については、この相続税の申告に係る相続後に開始した相続につき相続税法第 66 条の 2 の規定によりその一般社団法人又は一般財団法人に相続税が課される場合には、その相続税の額から控除することができます。

改正前

書きかた等

この明細書は、相続税法第 66 条第 1 項に規定する代表者若しくは管理者の定めのある人格のない社団若しくは財団又は同条第 4 項に規定する持分の定めがない法人（以下「人格のない社団等」といいます。）が遺贈により取得した財産に係る相続税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。

- 1 「人格のない社団等又は持分の定めのない法人の名称」欄には、遺贈により財産を取得した人格のない社団等の名称を記入します。
- 2 「1 遺贈により取得した財産の明細等」の「種類」、「細目」、「利用区分、銘柄等」、「所在場所等」、「数量」、「固定資産税評価額」、「単価」、「倍数」及び「価額」欄は、第 11 表に準じて記入します。
なお、遺贈により取得した財産のうちに、その財産の価額が法人税法の規定により人格のない社団等の事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲みます。
- 3 「2 相続税額から控除する法人税等に相当する額の計算」は、相続税額から控除する法人税、事業税等の額を次により計算して記入します。
 - (1) 「④」及び「⑨」欄は、それぞれ「③」及び「⑦」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」を記入します。
 - (2) 「⑤」及び「⑩」欄は、それぞれ「④」及び「⑧」欄の金額を基に特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の規定を適用して計算した「特別法人事業税の額」を記入します。
※ 相続開始の日の属する人格のない社団等の事業年度が令和元年 10 月 1 日前に開始されている場合の「⑥」及び「⑬」欄は、それぞれ「④」及び「⑧」欄の金額を基になお効力を有する廃止前暫定措置法（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 28 年法律第 13 号）附則第 31 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 9 条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法をいいます。）の規定を適用して計算した「旧地方法人特別税の額」を記入します。
 - (3) 「⑥」欄は、「⑦」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。
 - (4) 「⑪」欄には、「⑧」欄の金額を基に地方法人税法の規定を適用して計算した「地方法人税の額」を記入します。
 - (5) 「⑫」及び「⑬」欄には、「⑧」欄の金額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の法人税割の額」及び「市町村民税の法人税割の額」を記入します。
- 4 「3 相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算」では、相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額を計算します。
- 5 「4 申告納税額（納付すべき税額）の計算」では、申告納税額（納付すべき税額）を計算します。
なお、一般社団法人又は一般財団法人に課された「⑫」欄の金額については、この相続税の申告に係る相続後に開始した相続につき相続税法第 66 条の 2 の規定によりその一般社団法人又は一般財団法人に相続税が課される場合には、その相続税の額から控除することができます。

改正後

改正前

特定一般社団法人等に課される相続税額の計算明細書

この明細書は、相続税法第66条の2第1項に規定する特定一般社団法人等が相続税の申告書を提出する場合に作成します。 なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。	被相続人 特定一般社団法人等の名称
--	----------------------

第1表の付表5 (平成31年1月分以降用)

1 遺贈により取得したとみなされる金額の計算 (注) 第1表の付表5(別表1)において明細を作成してください。	
相続開始の時に特定一般社団法人等が有する財産の価額の合計額(第1表の付表5(別表1)の①の価額)	① 円
特定一般社団法人等が有する債務の金額(第1表の付表5(別表1)の②の金額)	② 円
特定一般社団法人等に課される国税又は地方税の額(第1表の付表5(別表1)の③の金額)	③ 円
被相続人の死亡により支給する退職手当金などの額(第1表の付表5(別表1)の④の金額)	④ 円
相続開始の時に特定一般社団法人等が有する基金の額(第1表の付表5(別表1)の⑤の金額)	⑤ 円
特定一般社団法人等の純資産額(①-②-③-④-⑤)(赤字の場合は0)	⑥ 円
相続開始の時に特定一般社団法人等が有する同族理事の数(第1表の付表5(別表1)の⑦の数)に1を加えた数	⑦
特定一般社団法人等が被相続人から遺贈により取得したとみなされる金額(⑥+⑦) (注) ⑤の金額を第1表の「財産の明細」の「価額」欄に記載します。	⑧ 円

2 相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算(第1表の付表4の作成がある場合のみ、記入します。)	
相続税額から控除する法人税等に相当する額(第1表の付表4の⑩の金額)	⑩ 円
相続税の差引税額(第1表の⑨の金額)	⑨ 円
遺贈により取得した財産の価額のうち法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額(第1表の付表4の②の金額)	⑪ 円
相続税の課税価格(第1表の⑧の金額)	⑧ 円
相続税額から控除する法人税等に相当する額の控除限度額(⑩×⑪÷⑧)	⑬ 円
控除額(⑩の金額と⑬の金額のうちいずれか少ない方の金額)	⑫ 円

3 相続税額から控除する贈与税・相続税の税額の計算 特定一般社団法人等が相続開始前に贈与又は遺贈により取得した財産について、相続税法第66条第4項において準用する同条第1項又は第2項の規定により課された贈与税又は相続税の税額がある場合に記入します。 (注) 第1表の付表5(別表2)において明細を作成してください。	
相続税法第66条第4項において準用する同条第1項又は第2項の規定により課された贈与税及び相続税の税額(第1表の付表5(別表2)の①の金額)	⑬ 円
⑬の金額のうち、既に相続税法第66条の2第3項の規定により控除された金額(第1表の付表5(別表2)の②の金額)	⑭ 円
控除対象金額(⑬-⑭)	⑮ 円

4 申告納税額(納付すべき税額)の計算 (注) ⑮の金額を特定一般社団法人等の第1表の⑭欄に記載します。	
⑮ 相続税の差引税額(第1表の⑨) ⑯ 相続税額から控除する法人税等の金額(⑫) ⑰ 相続税額から控除する贈与税及び相続税の税額(⑬)の金額	⑯ 円
⑰ 申告納税額(納付すべき税額)の計算(⑯-⑰-⑱)(赤字の場合は0)	⑱ 円

5 控除対象税額の残額の計算((⑱-⑲-⑳)の計算が赤字の場合のみ、記入します。)	
⑱の金額のうち、「4 申告納税額(納付すべき税額)の計算」において控除した金額(⑱-⑲)	⑳ 円
控除対象税額の残額(㉑-⑳)	㉑ 円

第1表の付表5(令3,7)

(資4-20-1-5-A4統一)

特定一般社団法人等に課される相続税額の計算明細書

この明細書は、相続税法第66条の2第1項に規定する特定一般社団法人等が相続税の申告書を提出する場合に作成します。 なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。	被相続人 特定一般社団法人等の名称
--	----------------------

第1表の付表5 (平成31年1月分以降用)

1 遺贈により取得したとみなされる金額の計算 (注) 第1表の付表5(別表1)において明細を作成してください。	
相続開始の時に特定一般社団法人等が有する財産の価額の合計額(第1表の付表5(別表1)の①の価額)	① 円
特定一般社団法人等が有する債務の金額(第1表の付表5(別表1)の②の金額)	② 円
特定一般社団法人等に課される国税又は地方税の額(第1表の付表5(別表1)の③の金額)	③ 円
被相続人の死亡により支給する退職手当金などの額(第1表の付表5(別表1)の④の金額)	④ 円
相続開始の時に特定一般社団法人等が有する基金の額(第1表の付表5(別表1)の⑤の金額)	⑤ 円
特定一般社団法人等の純資産額(①-②-③-④-⑤)(赤字の場合は0)	⑥ 円
相続開始の時に特定一般社団法人等が有する同族理事の数(第1表の付表5(別表1)の⑦の数)に1を加えた数	⑦
特定一般社団法人等が被相続人から遺贈により取得したとみなされる金額(⑥+⑦) (注) ⑤の金額を第1表の「財産の明細」の「価額」欄に記載します。	⑧ 円

2 相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算(第1表の付表4の作成がある場合のみ、記入します。)	
相続税額から控除する法人税等に相当する額(第1表の付表4の⑩の金額)	⑩ 円
相続税の差引税額(第1表の⑨の金額)	⑨ 円
遺贈により取得した財産の価額のうち法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額(第1表の付表4の②の金額)	⑪ 円
相続税の課税価格(第1表の⑧の金額)	⑧ 円
相続税額から控除する法人税等に相当する額の控除限度額(⑩×⑪÷⑧)	⑬ 円
控除額(⑩の金額と⑬の金額のうちいずれか少ない方の金額)	⑫ 円

3 相続税額から控除する贈与税・相続税の税額の計算 特定一般社団法人等が相続開始前に贈与又は遺贈により取得した財産について、相続税法第66条第4項において準用する同条第1項又は第2項の規定により課された贈与税又は相続税の税額がある場合に記入します。 (注) 第1表の付表5(別表2)において明細を作成してください。	
相続税法第66条第4項において準用する同条第1項又は第2項の規定により課された贈与税及び相続税の税額(第1表の付表5(別表2)の①の金額)	⑬ 円
⑬の金額のうち、既に相続税法第66条の2第3項の規定により控除された金額(第1表の付表5(別表2)の②の金額)	⑭ 円
控除対象金額(⑬-⑭)	⑮ 円

4 申告納税額(納付すべき税額)の計算 (注) ⑮の金額を特定一般社団法人等の第1表の⑭欄に記載します。	
⑮ 相続税の差引税額(第1表の⑨) ⑯ 相続税額から控除する法人税等の金額(⑫) ⑰ 相続税額から控除する贈与税及び相続税の税額(⑬)の金額	⑯ 円
⑰ 申告納税額(納付すべき税額)の計算(⑯-⑰-⑱)(赤字の場合は0)	⑱ 円

5 控除対象税額の残額の計算((⑱-⑲-⑳)の計算が赤字の場合のみ、記入します。)	
⑱の金額のうち、「4 申告納税額(納付すべき税額)の計算」において控除した金額(⑱-⑲)	⑳ 円
控除対象税額の残額(㉑-⑳)	㉑ 円

第1表の付表5(令元,7)

(資4-20-1-5-A4統一)

改正後

書きかた等

この明細書は、平成 30 年 4 月 1 日以降に一般社団法人等の理事である者（一般社団法人等の理事でなくなった日から 5 年を経過していない者を含みます。）が死亡した場合において、その一般社団法人等が相続税法第 66 条の 2 第 2 項第 3 号に規定する特定一般社団法人等に該当するときに、その特定一般社団法人等が相続税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。

- 1 「特定一般社団法人等の名称」欄には、相続税法第 66 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける一般社団法人等の名称を記入します。
- 2 「1 遺贈により取得したとみなされる金額の計算」は、特定一般社団法人等が被相続人から遺贈により取得したとみなされる金額について計算します。
 - (1) 「①」から「⑤」欄には、第 1 表の付表 5（別表 1）の「①」から「⑤」欄の額を転記します。
 - (2) 「⑦」欄の「相続開始の時ににおける同族理事の数に 1 を加えた数」は、第 1 表の付表 5（別表 1）の「⑥」欄の数に 1 を加えた数を記入します。
- 3 「3 相続税額から控除する贈与税・相続税の税額の計算」は、過去に相続税法第 66 条第 4 項において準用する同条第 1 項又は第 2 項の規定により課された贈与税又は相続税の税額がある場合に、相続税から控除する金額を計算します。

なお、「⑧」及び「⑩」欄には、第 1 表の付表 5（別表 2）の「①」及び「②」欄の額を転記します。
- 4 「5 控除対象税額の残額の計算」は、この相続税の申告に係る相続後に開始した相続につき相続税法第 66 条の 2 第 1 項の規定によりその特定一般社団法人等に相続税が課される場合に控除されることとなる金額を計算します。

(注) 1 「一般社団法人等」とは、一般社団法人又は一般財団法人（被相続人の相続開始の時ににおいて公益社団法人又は公益財団法人、法人税法第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型法人、特定目的会社等を子会社として保有することを専ら目的とするものその他の相続税法施行令第 34 条第 4 項に規定する一般社団法人又は一般財団法人に該当するものを除きます。）をいいます。

- 2 「特定一般社団法人等」とは、次の(1)、(2)に掲げる要件のいずれかを満たす一般社団法人等をいいます。
 - (1) 相続開始の直前における被相続人に係る同族理事の数の理事の総数のうちに占める割合が 2 分の 1 を超えること
 - (2) 相続の開始前 5 年以内において、被相続人に係る同族理事の数の理事の総数のうちに占める割合が 2 分の 1 を超える期間の合計が 3 年以上であること
- 3 「同族理事」とは、一般社団法人等の理事のうち、被相続人又はその配偶者、三親等内の親族その他の被相続人と相続税法施行令第 34 条第 3 項に規定する特殊の関係のある者をいいます。

改正前

書きかた等

この明細書は、平成 30 年 4 月 1 日以降に一般社団法人等の理事である者（一般社団法人等の理事でなくなった日から 5 年を経過していない者を含みます。）が死亡した場合において、その一般社団法人等が相続税法第 66 条の 2 第 2 項第 3 号に規定する特定一般社団法人等に該当するときに、その特定一般社団法人等が相続税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、相続開始の日以後に作成されたその特定一般社団法人等の登記事項証明書とともに、相続税の申告書に添付して提出してください。

- 1 「特定一般社団法人等の名称」欄には、相続税法第 66 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける一般社団法人等の名称を記入します。
- 2 「1 遺贈により取得したとみなされる金額の計算」は、特定一般社団法人等が被相続人から遺贈により取得したとみなされる金額について計算します。
 - (1) 「①」から「⑤」欄には、第 1 表の付表 5（別表 1）の「①」から「⑤」欄の額を転記します。
 - (2) 「⑦」欄の「相続開始の時ににおける同族理事の数に 1 を加えた数」は、第 1 表の付表 5（別表 1）の「⑥」欄の数に 1 を加えた数を記入します。
- 3 「3 相続税額から控除する贈与税・相続税の額の計算」は、過去に相続税法第 66 条第 4 項において準用する同条第 1 項又は第 2 項の規定により課された贈与税又は相続税の税額がある場合に、相続税から控除する金額を計算します。

なお、「⑧」及び「⑩」欄には、第 1 表の付表 5（別表 2）の「①」及び「②」欄の額を転記します。
- 4 「5 控除対象税額の残額の計算」は、この相続税の申告に係る相続後に開始した相続につき相続税法第 66 条の 2 第 1 項の規定によりその特定一般社団法人等に相続税が課される場合に控除されることとなる金額を計算します。

(注) 1 「一般社団法人等」とは、一般社団法人又は一般財団法人（被相続人の相続開始の時ににおいて公益社団法人又は公益財団法人、法人税法第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型法人、特定目的会社等を子会社として保有することを専ら目的とするものその他の相続税法施行令第 34 条第 4 項に規定する一般社団法人又は一般財団法人に該当するものを除きます。）をいいます。

- 2 「特定一般社団法人等」とは、次の(1)、(2)に掲げる要件のいずれかを満たす一般社団法人等をいいます。
 - (1) 相続開始の直前における被相続人に係る同族理事の数の理事の総数のうちに占める割合が 2 分の 1 を超えること
 - (2) 相続の開始前 5 年以内において、被相続人に係る同族理事の数の理事の総数のうちに占める割合が 2 分の 1 を超える期間の合計が 3 年以上であること
- 3 「同族理事」とは、一般社団法人等の理事のうち、被相続人又はその配偶者、三親等内の親族その他の被相続人と相続税法施行令第 34 条第 3 項に規定する特殊の関係のある者をいいます。

改正後

改正前

特定一般社団法人等に課される相続税額の計算明細書(別表2)

特定一般社団法人等に課される相続税額の計算明細書(別表2)

この明細書は、相続税法第66条の2第1項に規定する特定一般社団法人等が相続税の申告書を提出する場合において、相続税法第66条第4項において準用する同条第1項又は第2項の規定により課された贈与税又は相続税の税額があるときに、相続税額から控除する金額の計算のために使用します。

この明細書は、相続税法第66条の2第1項に規定する特定一般社団法人等が相続税の申告書を提出する場合において、相続税法第66条第4項において準用する同条第1項又は第2項の規定により課された贈与税又は相続税の税額があるときに、相続税額から控除する金額の計算のために使用します。

被相続人: 特定一般社団法人等の名称

被相続人: 特定一般社団法人等の名称

1 相続開始前に贈与又は遺贈により取得した財産について、相続税法第66条第4項において準用する同条第1項又は第2項の規定により課された贈与税又は相続税の税額の明細

1 相続開始前に贈与又は遺贈により取得した財産について、相続税法第66条第4項において準用する同条第1項又は第2項の規定により課された贈与税又は相続税の税額の明細

Table with columns: 税目, 贈与税の年分又は相続開始の日, 申告書を出した税務署名, 贈与税又は相続税の税額, 特定一般社団法人等の名称及び法人番号. Includes a total row with circled 1.

Table with columns: 税目, 贈与税の年分又は相続開始の日, 申告書を出した税務署名, 贈与税又は相続税の税額, 特定一般社団法人等の名称及び法人番号. Includes a total row with circled 1.

(注) ①の金額を第1表の付表5の①欄に転記します。

(注) ①の金額を第1表の付表5の①欄に転記します。

2 既に相続税の税額より控除された金額の明細

2 既に相続税の税額より控除された金額の明細

① ①の税額のうち、既に相続税法第66条の2第3項の規定により相続税の税額から控除された金額について計算します。

① ①の税額のうち、既に相続税法第66条の2第3項の規定により相続税の税額から控除された金額について計算します。

Table with columns: 相続税の額からの控除が行われた相続税の申告に係る被相続人の相続開始の日, 申告書を出した税務署名, 控除された金額, 特定一般社団法人等の名称及び法人番号. Includes a total row with circled 2.

Table with columns: 相続税の額からの控除が行われた被相続人の申告に係る被相続人の相続開始の日, 申告書を出した税務署名, 控除された金額, 特定一般社団法人等の名称及び法人番号. Includes a total row with circled 2.

(注) ②の金額を第1表の付表5の②欄に転記します。

(注) ②の金額を第1表の付表5の②欄に転記します。

第1表の付表5(別表2)(平成30年4月分以降用)

第1表の付表5(別表2)(平成30年4月分以降用)

改正後

書きかた等

この明細書は、相続税法第 66 条の 2 第 1 項に規定する特定一般社団法人等が同項の規定に基づき相続税の申告書を提出する場合において、その相続開始前に取得した財産につき相続税法第 66 条第 4 項において準用する同条第 1 項又は第 2 項の規定により課された贈与税又は相続税の税額があるときに、相続税額から控除する金額の計算のために使用します。なお、この明細によらず別途作成した書類を添付しても差し支えありません。

- 1 「特定一般社団法人等の名称」欄には、相続税法第 66 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける一般社団法人等の名称を記入します。
- 2 「1 相続開始前に贈与又は遺贈により取得した財産について、相続税法第 66 条第 4 項において準用する同条第 1 項又は第 2 項の規定により課された贈与税又は相続税の税額の明細」については、相続開始前に取得した財産につき相続税法第 66 条第 4 項において準用する同条第 1 項又は第 2 項の規定により課された贈与税又は相続税(注 1)の税額等について、その課税がされた申告ごとにその明細を記入します。なお、「①」欄の金額は第 1 表の付表 5 の「⑨」欄に転記します。
- 3 「2 既に相続税の税額より控除された金額の明細」については、上記 2 の「贈与税又は相続税の税額」のうち、相続税法第 66 条の 2 第 3 項の規定により相続税の税額から既に控除された金額等について、その控除がされた申告ごとにその明細を記入します。なお、「②」欄の金額は第 1 表の付表 5 の「⑩」欄に転記します。

(注) 1 特定一般社団法人等が遺贈につき相続税法第 66 条第 4 項において準用する同条第 1 項又は第 2 項の規定の適用を受け、かつ、その遺贈をした者の死亡につき相続税法第 66 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けた場合における相続税は、控除の対象となりませんので、記入の必要はありません。

2 「特定一般社団法人等の名称及び法人番号」欄については、各欄における申告書に記載した名称又は法人番号が現在のもとの異なる場合にのみ記入します。

改正前

書きかた等

この明細書は、相続税法第 66 条の 2 第 1 項に規定する特定一般社団法人等が同項の規定に基づき相続税の申告書を提出する場合において、その相続開始前に取得した財産につき相続税法第 66 条第 4 項において準用する同条第 1 項又は第 2 項の規定により課された贈与税又は相続税の税額があるときに、相続税額から控除する金額の計算のために使用します。なお、この明細によらず別途作成した書類を添付しても差し支えありません。

- 1 「特定一般社団法人等の名称」欄には、相続税法第 66 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける一般社団法人等の名称を記入します。
- 2 「1 相続開始前に贈与又は遺贈により取得した財産について、相続税法第 66 条第 4 項において準用する同条第 1 項又は第 2 項の規定により課された贈与税又は相続税の税額の明細」については、相続開始前に取得した財産につき相続税法第 66 条第 4 項において準用する同条第 1 項又は第 2 項の規定により課された贈与税又は相続税(注 1)の税額等について、その課税がされた申告ごとにその明細を記入します。なお、「①」欄の金額は第 1 表の付表 5 の「⑨」欄に転記します。
- 3 「2 既に相続税の税額より控除された金額の明細」については、上記 2 の「贈与税又は相続税の税額」のうち、相続税法第 66 条の 2 第 3 項の規定により相続税の税額から既に控除された金額等について、その控除がされた申告ごとにその明細を記入します。なお、「②」欄の金額は第 1 表の付表 5 の「⑩」欄に転記します。

(注) 1 特定一般社団法人等が遺贈につき相続税法第 66 条第 4 項において準用する同条第 1 項又は第 2 項の規定の適用を受け、かつ、その遺贈をした者の死亡につき相続税法第 66 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けた場合における相続税は、控除の対象となりませんので、記入の必要はありません。

2 「特定一般社団法人等の名称及び法人番号」欄については、各欄における申告書に記載した名称又は法人番号が現在のもとの異なる場合にのみ記入します。

改正後

改正前

相続税額の加算金額の計算書

被相続人

第4表 (令和3年4月分以降適用)

この表は、相続、遺贈や信託時贈與等に係る贈与によって財産を取得した人のうち、被相続人の一親等の血族（代襲して被相続人となった直系血族を含みます。）及び配偶者以外の人がいる場合に記入します。
 なお、相続や遺贈により取得した財産のうち、次の管理残額がある人は、第4表の付表を作成します。
 イ 遺贈時特種控除法第70条の2の2（直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の特例）第12条第2号に規定する管理残額のうち、平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間であって、被相続人の相続開始前3年以内に被相続人から取得した直系尊属又は血族等に係る部分
 ロ 相続時特種控除法第70条の2の3（直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の特例）第12条第2号に規定する管理残額のうち、令和3年3月31日までに被相続人から取得した直系尊属又は血族等に係る部分
 （注）一親等の血族であっても相続税額の加算の対象となる場合があります。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

加算の対象となる人の氏名					
各人の相続開始前の相続税額 （第1表④又は第1表⑤の金額）	①	円	円	円	円
特定遺贈税額 （贈与税額の一定の割合である被相続人の一親等の血族等から被相続人から相続時特種控除法第70条の2の2に規定する管理残額として贈与した財産の価額）	②	円	円	円	円
遺贈を受ける人 （被相続人から遺贈を受けた人）	③	円	円	円	円
遺贈を受ける人 （被相続人から遺贈を受けた人）	④	円	円	円	円
遺贈法第70条の2の2第12条第2号に規定する管理残額がある場合の加算の対象とならない相続税額 （第4表の付表⑦）	⑤	円	円	円	円
遺贈法第70条の2の3第12条第2号に規定する管理残額がある場合の加算の対象とならない相続税額 （第4表の付表⑧）	⑥	円	円	円	円
相続税額の改正金額 （注） ただし、上記①～⑥の合計額が0円以下の場合、0円とします。	⑦	円	円	円	円

（注） 1 相続時特種控除適用である孫が相続開始の時までに被相続人の孫子となった場合は、「相続時特種控除」に係る贈与を受けている人で、かつ、相続開始の時までに被相続人との親族に変更があった場合」には含まれませんので②欄から⑤欄までの記入は不要です。
 2 各人の正確な金額を併し他のその人の「相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額①」欄に記入します。

相続税額の加算金額の計算書

被相続人

第4表 (平成31年1月分以降適用)

この表は、相続、遺贈や信託時贈與等に係る贈与によって財産を取得した人のうち、被相続人の一親等の血族（代襲して被相続人となった直系血族を含みます。）及び配偶者以外の人がいる場合に記入します。
 なお、相続や遺贈により取得した財産のうち、相続時特種控除法第70条の2の2（直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の特例）第10条第2号に規定する管理残額又は同法第70条の2の3（直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の特例）第10条第2号に規定する管理残額がある人は、第4表の付表を作成します。
 （注）一親等の血族であっても相続税額の加算の対象となる場合があります。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

加算の対象となる人の氏名					
各人の相続開始前の相続税額 （第1表④又は第1表⑤の金額）	①	円	円	円	円
特定遺贈税額 （贈与税額の一定の割合である被相続人の一親等の血族等から被相続人から相続時特種控除法第70条の2の2に規定する管理残額として贈与した財産の価額）	②	円	円	円	円
遺贈を受ける人 （被相続人から遺贈を受けた人）	③	円	円	円	円
遺贈を受ける人 （被相続人から遺贈を受けた人）	④	円	円	円	円
遺贈法第70条の2の2第10条第2号に規定する管理残額がある場合の加算の対象とならない相続税額 （第4表の付表①）	⑤	円	円	円	円
遺贈法第70条の2の3第10条第2号に規定する管理残額がある場合の加算の対象とならない相続税額 （第4表の付表②）	⑥	円	円	円	円
相続税額の改正金額 （注） ただし、上記①～⑥の合計額が0円以下の場合、0円とします。	⑦	円	円	円	円

（注） 1 相続時特種控除適用である孫が相続開始の時までに被相続人の孫子となった場合は、「相続時特種控除」に係る贈与を受けている人で、かつ、相続開始の時までに被相続人との親族に変更があった場合」には含まれませんので②欄から⑤欄までの記入は不要です。
 2 各人の正確な金額を併し他のその人の「相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額①」欄に記入します。

改正後

改正前

相続税額の加算金額の計算書付表

被相続人

第4表の付表(令和3年4月分以降用)

1 措置法第70条の2の2(直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第12項第2号に規定する管理残額がある場合
この表は、相続、遺贈や相続時特種清算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうち、被相続人の一親等の血族(代襲して相続人となった直系血族を含みます。)及び配偶者以外の人がある場合において、それらの人のうちで、相続特別措置法第70条の2の2(直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第12項第2号に規定する管理残額(平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間であって、被相続人の相続開始前3年以内に被相続人から取得した信託受益権又は金銭等に係る部分に限ります。)で被相続人から相続や遺贈により取得したものとみなされたものがある人が記入します。
(注)一親等の血族であっても相続税額の加算の対象となる場合があります。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

Table with columns for calculation items and amounts. Items include: 加算の対象となる人の氏名, 各人の税額控除前の相続税額, 被相続人から相続や遺贈により取得したものとみなされる管理残額のうち、加算の対象とならない部分の金額, 被相続人から相続、遺贈や相続時特種清算課税に係る贈与によって取得した財産で相続税の課税価格に算入された財産の価額, 債務及び葬式費用の金額, ①-④(赤字のときは0), 純資産価額に加算される贈与財産価額, 加算の対象とならない相続税額.

(注) 1 「加算の対象となる人の氏名」欄には、相続や遺贈により取得した財産のうち相続や遺贈により取得したものとみなされる管理残額(平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間であって、被相続人の相続開始前3年以内に被相続人から取得した信託受益権又は金銭等に係る部分に限ります。)がある人の氏名を記載します。
2 各人の空欄の金額を第4表のその人の⑤欄に転記します。

2 措置法第70条の2の3(直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第12項第2号に規定する管理残額がある場合
この表は、相続、遺贈や相続時特種清算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうち、被相続人の一親等の血族(代襲して相続人となった直系血族を含みます。)及び配偶者以外の人がある場合において、それらの人のうちで、相続特別措置法第70条の2の3(直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第12項第2号に規定する管理残額(令和3年4月1日までに被相続人から取得した信託受益権又は金銭等に係る部分に限ります。)で被相続人から相続や遺贈により取得したものとみなされたものがある人が記入します。
(注)一親等の血族であっても相続税額の加算の対象となる場合があります。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

Table with columns for calculation items and amounts. Items include: 加算の対象となる人の氏名, 各人の税額控除前の相続税額, 被相続人から相続や遺贈により取得したものとみなされる管理残額のうち、加算の対象とならない部分の金額, 被相続人から相続、遺贈や相続時特種清算課税に係る贈与によって取得した財産で相続税の課税価格に算入された財産の価額, 債務及び葬式費用の金額, ①-④(赤字のときは0), 純資産価額に加算される贈与財産価額, 加算の対象とならない相続税額.

(注) 1 「加算の対象となる人の氏名」欄には、相続や遺贈により取得した財産のうち相続や遺贈により取得したものとみなされる管理残額(令和3年3月31日までに被相続人から取得した信託受益権又は金銭等に係る部分に限ります。)がある人の氏名を記載します。
2 各人の空欄の金額を第4表のその人の⑤欄に転記します。

第4表の付表(令3.7)

(資4-20-E-2-A4続一)

相続税額の加算金額の計算書付表

被相続人

第4表の付表(平成31年1月分以降用)

1 措置法第70条の2の2(直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第10項第2号に規定する管理残額がある場合
この表は、相続、遺贈や相続時特種清算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうち、被相続人の一親等の血族(代襲して相続人となった直系血族を含みます。)及び配偶者以外の人がある場合において、それらの人のうちで、相続特別措置法第70条の2の2(直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第10項第2号に規定する管理残額で被相続人から相続や遺贈により取得したものとみなされたものがある人が記入します。
(注)一親等の血族であっても相続税額の加算の対象となる場合があります。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

Table with columns for calculation items and amounts. Items include: 加算の対象となる人の氏名, 各人の税額控除前の相続税額, 被相続人から相続や遺贈により取得したものとみなされる管理残額, 被相続人から相続、遺贈や相続時特種清算課税に係る贈与によって取得した財産で相続税の課税価格に算入された財産の価額, 債務及び葬式費用の金額, ①-④(赤字のときは0), 純資産価額に加算される贈与財産価額, 加算の対象とならない相続税額.

(注) 各人の空欄の金額を第4表のその人の⑤欄に転記します。

2 措置法第70条の2の3(直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第10項第2号に規定する管理残額がある場合
この表は、相続、遺贈や相続時特種清算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうち、被相続人の一親等の血族(代襲して相続人となった直系血族を含みます。)及び配偶者以外の人がある場合において、それらの人のうちで、相続特別措置法第70条の2の3(直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第10項第2号に規定する管理残額で被相続人から相続や遺贈により取得したものとみなされたものがある人が記入します。
(注)一親等の血族であっても相続税額の加算の対象となる場合があります。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

Table with columns for calculation items and amounts. Items include: 加算の対象となる人の氏名, 各人の税額控除前の相続税額, 被相続人から相続や遺贈により取得したものとみなされる管理残額, 被相続人から相続、遺贈や相続時特種清算課税に係る贈与によって取得した財産で相続税の課税価格に算入された財産の価額, 債務及び葬式費用の金額, ①-④(赤字のときは0), 純資産価額に加算される贈与財産価額, 加算の対象とならない相続税額.

(注) 各人の空欄の金額を第4表のその人の⑤欄に転記します。

第4表の付表(令元7)

(資4-20-E-2-A4続一)

改正後

改正前

[記入に当たっての留意事項]

この表の記入に当たっては、表面に掲げる注意事項のほか、次の点に留意してください。

1 この表における「教育資金の非課税」とは、租税特別措置法第70条の2の2第1項の規定による非課税措置を、「結婚・子育て資金の非課税」とは、租税特別措置法第70条の2の3第1項の規定による非課税措置をいいます。

2 「② 被相続人から相続や遺贈により取得したものとみなされる管理残額のうち、加算の対象とならない部分の金額」は、次の算式により計算します。

(算式)

$$A \times \frac{B}{B+C}$$

※ 上記算式中の「A」、「B」及び「C」は、それぞれ次によります。

A=租税特別措置法第70条の2の2第12項第2号に規定する管理残額（取扱金融機関の営業所等にご確認ください。）

B=被相続人から平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得をした信託受益権又は金銭等（その被相続人の死亡前3年以内に取得をしたものに限ります。）のうち、「教育資金の非課税」の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額

C=被相続人から令和3年4月1日以後に取得をした信託受益権又は金銭等のうち、「教育資金の非課税」の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額

3 「⑨ 被相続人から相続や遺贈により取得したものとみなされる管理残額のうち、加算の対象とならない部分の金額」は、次の算式により計算します。

(算式)

$$D \times \frac{E}{E+F}$$

※ 上記算式中の「D」、「E」及び「F」は、それぞれ次によります。

D=租税特別措置法第70条の2の3第12項第2号に規定する管理残額（取扱金融機関の営業所等にご確認ください。）

E=被相続人から令和3年3月31日以前に取得をした信託受益権又は金銭等のうち、「結婚・子育て資金の非課税」の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額

F=被相続人から令和3年4月1日以後に取得をした信託受益権又は金銭等のうち、「結婚・子育て資金の非課税」の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額

(新規)

改正後

未成年者控除額の計算書
障害者控除額

税負担人

1 未成年者控除 (この表は、相続、遺贈や相続時特種課税に係る贈与によって財産を取得した法定相続人のうち、満20歳にならない人がいる場合に記入します。)

未成年者の氏名	計			
年 齢 (1年未満切捨て)	歳	歳	歳	歳
未成年者控除額	000円×30歳—歳	000円×30歳—歳	000円×30歳—歳	000円×30歳—歳
	= 0,000円	= 0,000円	= 0,000円	= 0,000円
未成年者の第1親等の(年—歳—歳—歳)又は(年—歳—歳—歳)の相続税額	円	円	円	円

(注) 1 令和4年4月1日以後は、10歳となります。
2 過去に未成年者控除の適用を受けた人は、②欄の控除額に制限がありますので、「相続税の申告のしかた」をご覧ください。
3 ②欄の金額と③欄の金額のいずれも少ない方の金額を、第1表のその未成年者の「未成年者控除額」欄に転記します。
4 ③欄の金額が②欄の金額を超える人は、その超える金額(③-②の金額)を次の④欄に記入します。

控除しきれない金額 (③-②) ④ 円 円 円 円 計 円 ⑤

(扶養義務者の相続税額から控除する未成年者控除額)
⑥欄の金額は、未成年者の扶養義務者の相続税額から控除することができますから、その金額を扶養義務者間で協議の上、適宜配分し、次の⑥欄に記入します。

扶養義務者の氏名	計			
扶養義務者の第1親等の(年—歳—歳—歳)又は(年—歳—歳—歳)の相続税額	円	円	円	円
未成年者控除額				

(注) 各人の⑥欄の金額を未成年者控除を受ける扶養義務者の第1表の「未成年者控除額」欄に転記します。

第6表(未成年者控除用)

改正前

未成年者控除額の計算書
障害者控除額

税負担人

1 未成年者控除 (この表は、相続、遺贈や相続時特種課税に係る贈与によって財産を取得した法定相続人のうち、満20歳にならない人がいる場合に記入します。)

未成年者の氏名	計			
年 齢 (1年未満切捨て)	歳	歳	歳	歳
未成年者控除額	000円×30歳—歳	000円×30歳—歳	000円×30歳—歳	000円×30歳—歳
	= 0,000円	= 0,000円	= 0,000円	= 0,000円
未成年者の第1親等の(年—歳—歳—歳)又は(年—歳—歳—歳)の相続税額	円	円	円	円

(注) 1 過去に未成年者控除の適用を受けた人は、②欄の控除額に制限がありますので、「相続税の申告のしかた」をご覧ください。
2 ②欄の金額と③欄の金額のいずれも少ない方の金額を、第1表のその未成年者の「未成年者控除額」欄に転記します。
3 ③欄の金額が②欄の金額を超える人は、その超える金額(③-②の金額)を次の④欄に記入します。

控除しきれない金額 (③-②) ④ 円 円 円 円 計 円 ⑤

(扶養義務者の相続税額から控除する未成年者控除額)
⑥欄の金額は、未成年者の扶養義務者の相続税額から控除することができますから、その金額を扶養義務者間で協議の上、適宜配分し、次の⑥欄に記入します。

扶養義務者の氏名	計			
扶養義務者の第1親等の(年—歳—歳—歳)又は(年—歳—歳—歳)の相続税額	円	円	円	円
未成年者控除額				

(注) 各人の⑥欄の金額を未成年者控除を受ける扶養義務者の第1表の「未成年者控除額」欄に転記します。

第6表(未成年者控除用)

改正後

改正前

非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象非上場株式会社等の明細書(一般措置用)

この明細書は、「非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除(相続特別措置法第70条の7の2)」の適用を受ける対象非上場株式会社等について、その明細を記入します。なお、経営承継相続人等が相続人から贈与により対象非上場株式会社等に係る会社の株式等を取得している場合で、その株式等の贈与に係る贈与税の申告において所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)による改正前の相続特別措置法第69条の5、同法第70条の3の2又は第70条の4の規定の適用を受けているときはこの明細書に上らず第8の2表の付表2を使用してください。この明細書の記入に際しては、裏面にご注意ください。

Table with 10 columns: 1 対象非上場株式会社等に係る会社, 2 会社名, 3 会社の整理番号, 4 事業種目, 5 相続開始の時の資本金の額, 6 相続開始の時の資本準備金の額, 7 相続開始の日から3か月後における経営承継相続人等の役職名, 8 円滑化法の認定状況, 9 会社又はその会社の特別関係会社であるとの会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無

Table with 5 columns: 2 対象非上場株式会社等の明細, 1 相続開始の時に発行済株式等の総数等, 2 被相続人から相続又は贈与により取得した株式等の数等, 3 ②のうち、制度の適用を受ける株式等の数等, 4 1株(10円)当たりの価額(裏面の「2(3)」参照), 5 価額 (③×④)

Table with 4 columns: 3 納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度額(限度額)の計算, 1 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等, 2 経営承継相続人等が相続開始前から保有する数等, 3 ①-②の数等(赤字の場合は0), 4 2の③欄の限度となる数等(③欄の数等と2の②欄の数等のうちいずれか少ない方の数等)

Table with 4 columns: 4 最初の非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項, 1 取得の原因, 2 取得年月日, 3 申告した税務署名, 4 贈与者又は被相続人の氏名

Table with 7 columns: 5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書, 取得年月日, 種類, 細目, 利用区分, 所在場所等, 数量, ① 価額, 出資者・贈与者の氏名・名称

※の項目は記入する必要はありません。 令和 年 月 日 所在地 会社名 代表者氏名

第8の2表の付表1(令3.7) (資4-20-9-3-A4統一)

第8の2表の付表1 (平成31年1月分以降適用)

非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象非上場株式会社等の明細書(一般措置用)

この明細書は、「非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除(相続特別措置法第70条の7の2)」の適用を受ける対象非上場株式会社等について、その明細を記入します。なお、経営承継相続人等が相続人から贈与により対象非上場株式会社等に係る会社の株式等を取得している場合で、その株式等の贈与に係る贈与税の申告において所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)による改正前の相続特別措置法第69条の5、同法第70条の3の2又は第70条の4の規定の適用を受けているときはこの明細書に上らず第8の2表の付表2を使用してください。この明細書の記入に際しては、裏面にご注意ください。

Table with 10 columns: 1 対象非上場株式会社等に係る会社, 2 会社名, 3 会社の整理番号, 4 事業種目, 5 相続開始の時の資本金の額, 6 相続開始の時の資本準備金の額, 7 相続開始の日から3か月後における経営承継相続人等の役職名, 8 円滑化法の認定状況, 9 会社又はその会社の特別関係会社であるとの会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無

Table with 5 columns: 2 対象非上場株式会社等の明細, 1 相続開始の時に発行済株式等の総数等, 2 被相続人から相続又は贈与により取得した株式等の数等, 3 ②のうち、制度の適用を受ける株式等の数等, 4 1株(10円)当たりの価額(裏面の「2(3)」参照), 5 価額 (③×④)

Table with 4 columns: 3 納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度額(限度額)の計算, 1 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等, 2 経営承継相続人等が相続開始前から保有する数等, 3 ①-②の数等(赤字の場合は0), 4 2の③欄の限度となる数等(③欄の数等と2の②欄の数等のうちいずれか少ない方の数等)

Table with 4 columns: 4 最初の非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項, 1 取得の原因, 2 取得年月日, 3 申告した税務署名, 4 贈与者又は被相続人の氏名

Table with 7 columns: 5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書, 取得年月日, 種類, 細目, 利用区分, 所在場所等, 数量, ① 価額, 出資者・贈与者の氏名・名称

※の項目は記入する必要はありません。 令和 年 月 日 所在地 会社名 代表者氏名

第8の2表の付表1(令3.7) (資4-20-9-3-A4統一)

第8の2表の付表1 (平成31年1月分以降適用)

※の項目は記入する必要はありません。

※の項目は記入する必要はありません。

改正後

《書きかた等》

1 「1 対象非上場株式等に係る会社」欄

- (1) ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
なお、代表権に制限のある代表者については、この納税猶予及び免除の適用を受けることはできません。
- (2) ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第8号又は第10号に掲げる事由に該当するものとして中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の都道府県知事の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
- (3) ⑨欄は、対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいいます。2(3)において同じです。）であって対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。2(3)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限り、）の株式等、租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人の株式等（対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限り、）又は同項第2号に掲げる医療法人の出資の有無について記入します。

2 「2 対象非上場株式等の明細」欄

- (1) ①から③欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
- (2) ④欄の数等は、「3 納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算」の④欄の数等が限度となります。
- (3) ⑤欄の金額は、相続開始の時点における価額を記入します。
なお、対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限り、）の株式等、租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人の株式等（対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限り、）又は同項第2号に掲げる医療法人の出資を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる対象非上場株式等の価額は、会社等がそれらの株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。
- (4) A欄の金額（⑤欄の金額）を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。
なお、第8の2表の付表1・付表2・付表3の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。

3 「4 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項」欄

- (1) 「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。
- (2) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
- (3) ②欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受けている、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
- (4) ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。

4 「5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」欄

- (1) 「経営承継相続人等と特別の関係がある者」とは、経営承継相続人等の親族などその経営承継相続人等と租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- (2) ①欄の金額は、相続開始の時点における価額を記入します。
なお、会社が相続開始の時点において現物出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合は、その相続開始の時に有していたものとしたときにおける価額を記入します。
- (3) ③欄の金額は会社の全ての資産の相続開始の時点における価額の合計額を記入します。
- (4) ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この制度の適用を受けることはできません。
- (5) 明細書に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資又は贈与により取得した資産の明細を記載し添付してください。

(令3.7)

改正前

《書きかた等》

1 「1 対象非上場株式等に係る会社」欄

- (1) ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
なお、代表権に制限のある代表者については、この納税猶予及び免除の適用を受けることはできません。
- (2) ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第8号又は第10号に掲げる事由に該当するものとして中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の都道府県知事の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
- (3) ⑨欄は、対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の2第8項に規定する特別の関係がある会社をいいます。2(3)において同じです。）であって対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。2(3)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限り、）の株式等、租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限り、）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。

2 「2 対象非上場株式等の明細」欄

- (1) ①から③欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
- (2) ④欄の数等は、「3 納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算」の④欄の数等が限度となります。
- (3) ⑤欄の金額は、相続開始の時点における価額を記入します。
なお、対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限り、）の株式等、租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限り、）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる対象非上場株式等の価額は、会社等がそれらの株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。
- (4) A欄の金額（⑤欄の金額）を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。
なお、第8の2表の付表1・付表2・付表3の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。

3 「4 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項」欄

- (1) 「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。
- (2) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
- (3) ②欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受けている、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
- (4) ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。

4 「5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」欄

- (1) 「経営承継相続人等と特別の関係がある者」とは、経営承継相続人等の親族などその経営承継相続人等と租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- (2) ①欄の金額は、相続開始の時点における価額を記入します。
なお、会社が相続開始の時点において現物出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合は、その相続開始の時に有していたものとしたときにおける価額を記入します。
- (3) ③欄の金額は会社の全ての資産の相続開始の時点における価額の合計額を記入します。
- (4) ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この制度の適用を受けることはできません。
- (5) 明細書に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資又は贈与により取得した資産の明細を記載し添付してください。

(令3.3)

改正後

改正前

非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象非上場株式等の明細書

この明細書は、非上場株式等についての納税猶予及び免除の適用を受ける経営承継相続人等が被相続人から贈与により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等のうち所得税法の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）附則第4条第2項又は第7項の規定により取得したものとみなされる対象非上場株式等及びその特定受贈同族会社株式等又はその特定同族株式等に係る会社の株式等と相続又は遺贈により取得した対象非上場株式等について、その明細を記入します。この明細書の記入に際しては、裏面にご注意ください。

1 対象非上場株式等に係る会社

Table with 3 columns: ① 会社名, ② 会社の整理番号, ③ 経営承継相続人等が役員等であった期間. Includes fields for business type, start/end dates, and company status.

2 対象非上場株式等の明細

Table with 6 columns: 区分, 受贈年月日, 被相続人から相続又は遺贈により取得した株式等の数等, 被相続人から贈与により取得した株式等の数等, ①又は②のうち制度の適用を受ける株式等の数等, ④1株(口・円)当たりの価額(裏面「3(5)」参照), ⑤価額(④×⑤). Includes rows for specific company types and a total row.

3 納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数(限度額)の計算

Calculation table for tax deferral/relief limits. Includes formulas for ① (number of shares), ② (number of shares), and ③ (limit). Includes a section for 4 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項.

Table for initial gift tax deferral/relief application. Columns: 取得の理由, 取得年月日, 申告した税務署名, 贈与者又は被相続人の氏名.

5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書

この明細書は、相続税特別措置法施行規則第23条の10第22項第7号の規定に基づき、会社が相続開始前3年以内に経営承継相続人等及び経営承継相続人等と特別の関係がある者から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。なお、この明細書によらず会社が別途作成したその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。

Table for company asset acquisition details. Columns: 取得年月日, 種類, 細目, 利用区分, 所在場所等, 数量, ① 価額, 出資者・贈与者の氏名・名称. Includes a summary section for total values.

6 相続特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成21年政令第108号)附則第43条第1項第3号の同意. 私(私たち)は、この明細書に記載された経営承継相続人等が、被相続人から贈与により取得した「2 対象非上場株式等の明細」のイの株式等について相続特別措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受けることに同意します。

Table for agreement confirmation. Columns: 承認者整理番号, 法人等番号, 入力, 確認. Includes a reference to the form number.

※の項目は記入する必要はありません

被相続人: 経営承継相続人等

第8の2表の付表2

(平成31年1月分以降用)

非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象非上場株式等の明細書

この明細書は、非上場株式等についての納税猶予及び免除の適用を受ける経営承継相続人等が被相続人から贈与により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等のうち所得税法の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）附則第4条第2項又は第7項の規定により取得したものとみなされる対象非上場株式等及びその特定受贈同族会社株式等又はその特定同族株式等に係る会社の株式等と相続又は遺贈により取得した対象非上場株式等について、その明細を記入します。この明細書の記入に際しては、裏面にご注意ください。

1 対象非上場株式等に係る会社

Table with 3 columns: ① 会社名, ② 会社の整理番号, ③ 経営承継相続人等が役員等であった期間. Includes fields for business type, start/end dates, and company status.

2 対象非上場株式等の明細

Table with 6 columns: 区分, 受贈年月日, 被相続人から相続又は遺贈により取得した株式等の数等, 被相続人から贈与により取得した株式等の数等, ①又は②のうち制度の適用を受ける株式等の数等, ④1株(口・円)当たりの価額(裏面「3(5)」参照), ⑤価額(④×⑤). Includes rows for specific company types and a total row.

3 納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数(限度額)の計算

Calculation table for tax deferral/relief limits. Includes formulas for ① (number of shares), ② (number of shares), and ③ (limit). Includes a section for 4 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項.

Table for initial gift tax deferral/relief application. Columns: 取得の理由, 取得年月日, 申告した税務署名, 贈与者又は被相続人の氏名.

5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書

この明細書は、相続税特別措置法施行規則第23条の10第22項第7号の規定に基づき、会社が相続開始前3年以内に経営承継相続人等及び経営承継相続人等と特別の関係がある者から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。なお、この明細書によらず会社が別途作成したその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。

Table for company asset acquisition details. Columns: 取得年月日, 種類, 細目, 利用区分, 所在場所等, 数量, ① 価額, 出資者・贈与者の氏名・名称. Includes a summary section for total values.

6 相続特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成21年政令第108号)附則第43条第1項第3号の同意. 私(私たち)は、この明細書に記載された経営承継相続人等が、被相続人から贈与により取得した「2 対象非上場株式等の明細」のイの株式等について相続特別措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受けることに同意します。

Table for agreement confirmation. Columns: 承認者整理番号, 法人等番号, 入力, 確認. Includes a reference to the form number.

※の項目は記入する必要はありません

被相続人: 経営承継相続人等

第8の2表の付表2

(平成31年1月分以降用)

改正後

《書きかた等》

- 1 特定受贈同族会社株式等・特定同族株式等
 - (1) この明細書において「特定受贈同族会社株式等」とは、経営承継相続人等が税務署に提出した「特定受贈同族会社株式等に係る届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の5第10項）」に記載された株式等をいいます。
 - (2) この明細書において「特定同族株式等」とは、次のイ及びロの株式等をいいます。
 - イ 平成20年12月31日以前に相続時特精課税に係る贈与により取得した株式等（贈与税の申告書に所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第70条の3の3又は第70条の3の4の規定の適用を受ける旨の記載があるものに限ります。）
 - ロ 同法第70条の3の3第3項第1号ロに規定する選択年中におけるイの株式等の最初の相続時特精課税に係る贈与の日から同項第4号に規定する確認日（原則として、選択年の翌年3月15日から4年を経過する日）をいいます。）までに被相続人から贈与により取得したイの株式等に係る会社と同一の会社の株式等（イの株式等を除きます。）
 - (3) 特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等について「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受けるには、平成22年3月31日までに「特定受贈同族会社株式等・特定同族株式等についての相続税の納税猶予の適用に関する届出書」を経営承継相続人等の住所所在地を所轄する税務署へ提出していることが要件となります。また、上記届出書の提出がない場合は、相続又は遺贈により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等に係る会社と同一の会社の株式等についてこの特例の適用を受けることはできません。
- 2 「1. 対象非上場株式等に係る会社」欄
 - (1) ①欄は、具体的にその職名を、例えば、「代表取締役」と記入します。
 - なお、代表権に制限のある代表者については、この制度の適用を受けることはできません。
 - ②欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第8号又は第10号に掲げる事由に該当するものとして中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の都道府県知事の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
 - (2) ③欄は、対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいいます。3(5)において同じです。）であって対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。3(5)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）の株式等、租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人の株式等（対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）又は同項第2号に掲げる医療法人の出資の有無について記入します。
- 3 「2. 対象非上場株式等の明細」欄
 - (1) ①欄の発行済株式等の総数及び(2)の①から③欄の株式等の数等には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
 - (2) の「イ 特定受贈同族会社株式等に係る対象非上場株式等」及び「ロ 特定同族株式等に係る対象非上場株式等」の②欄は、相続開始の直前において保有している株式等の数等を記入します。
 - なお、②欄の贈与により取得した株式等の全部について、納税猶予及び免除の適用を受けない場合は、実際に相続又は遺贈により取得した株式等（「ハ イ及びロ以外の対象非上場株式等」に記載された株式等をいいます。）についてもこの制度の適用を受けることはできません。
 - (注) 贈与により取得した時以後において、その株式等について併合・分割・株式無償割当てがあった場合やその株式等に係る会社について合併・会社分割・株式交換等があった場合は、税務署にお尋ねください（(3)において同じです。）
 - (3) の「イ 特定受贈同族会社株式等に係る対象非上場株式等」及び「ロ 特定同族株式等に係る対象非上場株式等」の④欄の価額は、贈与の時の価額を記入します。
 - (4) の「ロ イ 特定受贈同族会社株式等に係る対象非上場株式等」及び「ロ 特定同族株式等に係る対象非上場株式等」の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に対象非上場株式等の明細を記載し添付してください。
 - (5) の「ハ イ及びロ以外の対象非上場株式等」に係る④欄の価額は、相続開始の時の価額を記入します。
 - なお、対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）の株式等、租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人の株式等（対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）又は同項第2号に掲げる医療法人の出資を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる対象非上場株式等の価額は、会社等がそれらの株式等を行っていたかのように計算した価額となります。
 - (6) A欄の金額（③欄の金額）を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。
 - なお、第8の2表の付表1・付表2・付表3の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。
- 4 「最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項」欄
 - (1) 「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。
 - (2) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
 - (3) ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受けている、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
 - (4) ④欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。
- 5 「5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」欄
 - (1) 「経営承継相続人等と特別の関係がある者」とは、経営承継相続人等の親族などその経営承継相続人等と租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
 - ①欄の金額は、相続開始の時の価額を記入します。
 - なお、会社が相続開始の時に現物出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合は、その相続開始の時に有していたものとしたときにおける価額を記入します。
 - ③欄の金額は会社の全ての資産の相続開始の時の価額の合計額を記入します。
 - ④欄の保有割合が70以上の場合は、この制度の適用を受けることはできません。
 - 明細書に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資又は贈与により取得した資産の明細を記載し添付してください。
 - (2) 「3 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）附則第43条第1項第3号の同意」欄
 - この明細書の経営承継相続人等が「2. 対象非上場株式等の明細」のイの株式等についてこの制度の適用を受けようとする場合は、この制度の適用をその経営承継相続人等が受けることについて、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）による改正前の租税特別措置法施行令第40条の2第3項に規定する「特例対象受贈株式等」、「特例対象株式等」、「特例対象受贈山林」、「特例対象山林」又は「特例対象宅地等」を取得した全ての人の同意が必要である。
 - (1)の「特例対象受贈株式等」、「特例対象株式等」、「特例対象受贈山林」、「特例対象山林」又は「特例対象宅地等」を取得した個人がこの明細書の経営承継相続人等のみである場合は、記入を要しません。

(令3.3)

改正前

《書きかた等》

- 1 特定受贈同族会社株式等・特定同族株式等
 - (1) この明細書において「特定受贈同族会社株式等」とは、経営承継相続人等が税務署に提出した「特定受贈同族会社株式等に係る届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の5第10項）」に記載された株式等をいいます。
 - (2) この明細書において「特定同族株式等」とは、次のイ及びロの株式等をいいます。
 - イ 平成20年12月31日以前に相続時特精課税に係る贈与により取得した株式等（贈与税の申告書に所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第70条の3の3又は第70条の3の4の規定の適用を受ける旨の記載があるものに限ります。）
 - ロ 同法第70条の3の3第3項第1号ロに規定する選択年中におけるイの株式等の最初の相続時特精課税に係る贈与の日から同項第4号に規定する確認日（原則として、選択年の翌年3月15日から4年を経過する日）をいいます。）までに被相続人から贈与により取得したイの株式等に係る会社と同一の会社の株式等（イの株式等を除きます。）
 - (3) 特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等について「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受けるには、平成22年3月31日までに「特定受贈同族会社株式等・特定同族株式等についての相続税の納税猶予の適用に関する届出書」を経営承継相続人等の住所所在地を所轄する税務署へ提出していることが要件となります。また、上記届出書の提出がない場合は、相続又は遺贈により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等に係る会社と同一の会社の株式等についてこの特例の適用を受けることはできません。
- 2 「1. 対象非上場株式等に係る会社」欄
 - (1) ①欄は、具体的にその職名を、例えば、「代表取締役」と記入します。
 - なお、代表権に制限のある代表者については、この制度の適用を受けることはできません。
 - ②欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第8号又は第10号に掲げる事由に該当するものとして中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の都道府県知事の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
 - (2) ③欄は、対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいいます。3(5)において同じです。）であって対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。3(5)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）の株式等、租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人の株式等（対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）又は同項第2号に掲げる医療法人の株式等の有無について記入します。
- 3 「2. 対象非上場株式等の明細」欄
 - (1) ①欄の発行済株式等の総数及び(2)の①から③欄の株式等の数等には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
 - (2) の「イ 特定受贈同族会社株式等に係る対象非上場株式等」及び「ロ 特定同族株式等に係る対象非上場株式等」の②欄は、相続開始の直前において保有している株式等の数等を記入します。
 - なお、②欄の贈与により取得した株式等の全部について、納税猶予及び免除の適用を受けない場合は、実際に相続又は遺贈により取得した株式等（「ハ イ及びロ以外の対象非上場株式等」に記載された株式等をいいます。）についてもこの制度の適用を受けることはできません。
 - (注) 贈与により取得した時以後において、その株式等について併合・分割・株式無償割当てがあった場合やその株式等に係る会社について合併・会社分割・株式交換等があった場合は、税務署にお尋ねください（(3)において同じです。）
 - (3) の「イ 特定受贈同族会社株式等に係る対象非上場株式等」及び「ロ 特定同族株式等に係る対象非上場株式等」の④欄の価額は、贈与の時の価額を記入します。
 - (4) の「ロ イ 特定受贈同族会社株式等に係る対象非上場株式等」及び「ロ 特定同族株式等に係る対象非上場株式等」の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に対象非上場株式等の明細を記載し添付してください。
 - (5) の「ハ イ及びロ以外の対象非上場株式等」に係る④欄の価額は、相続開始の時の価額を記入します。
 - なお、対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）の株式等、租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）又は同項第2号に掲げる医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる対象非上場株式等の価額は、会社等がそれらの株式等を有していたかのように計算した価額となります。
 - (6) A欄の金額（③欄の金額）を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。
 - なお、第8の2表の付表1・付表2・付表3の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。
- 4 「最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項」欄
 - (1) 「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。
 - (2) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
 - (3) ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受けている、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
 - (4) ④欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。
- 5 「5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」欄
 - (1) 「経営承継相続人等と特別の関係がある者」とは、経営承継相続人等の親族などその経営承継相続人等と租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
 - ①欄の金額は、相続開始の時の価額を記入します。
 - なお、会社が相続開始の時に現物出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合は、その相続開始の時に有していたものとしたときにおける価額を記入します。
 - ③欄の金額は会社の全ての資産の相続開始の時の価額の合計額を記入します。
 - ④欄の保有割合が70以上の場合は、この制度の適用を受けることはできません。
 - 明細書に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資又は贈与により取得した資産の明細を記載し添付してください。
 - (2) 「3 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）附則第43条第1項第3号の同意」欄
 - この明細書の経営承継相続人等が「2. 対象非上場株式等の明細」のイの株式等についてこの制度の適用を受けようとする場合は、この制度の適用をその経営承継相続人等が受けることについて、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）による改正前の租税特別措置法施行令第40条の2第3項に規定する「特例対象受贈株式等」、「特例対象株式等」、「特例対象受贈山林」、「特例対象山林」又は「特例対象宅地等」を取得した全ての人の同意が必要である。
 - (1)の「特例対象受贈株式等」、「特例対象株式等」、「特例対象受贈山林」、「特例対象山林」又は「特例対象宅地等」を取得した個人がこの明細書の経営承継相続人等のみである場合は、記入を要しません。

(令3.3)

改正後

改正前

非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象相続非上場株式等の明細書（一般措置用）

この明細書は、「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除（相続特別措置法第70条の7の4）」の適用を受ける対象相続非上場株式等について、その明細を記入します。

被相続人
経営相続承認受贈者

第8の2表の付表3（平成31年1月分以降用）

1 対象相続非上場株式等に係る会社

① 会社名
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名） (番)
③ 事業種目
④ 相続開始時における資本金の額
⑤ 相続開始時における資本準備金の額
⑥ 相続開始時における従業員数

⑦ 相続開始時における経営相続承認受贈者の役職者
⑧ 円滑化法の確認の状況
⑨ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無

(注) 1 相続特別措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けた対象相続非上場株式等に係る会社が、その株式等の贈与の時から相続開始の前までにおいて、合併により消滅した場合はその合併により存続した会社又は設立した会社、株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合はその合併の他の会社について①から⑧までの情報を記入します。
2 ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
3 ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第1項（同条第3項において準用する場合を含みます。）の都道府県知事の承認を受けた年月日及び承認番号をそれぞれ記入します。
4 ⑨欄は、対象相続非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（相続特別措置法施行令第40条の8の4第4項において準用する場合を含む。）であって対象相続非上場株式等に係る会社との間に支配関係（相続特別措置法施行令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象相続非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）の株式等、相続特別措置法施行令第40条の8の4第8項において準用する相続特別措置法施行令第40条の8の第2項第1号に規定する外国人の株式等（対象相続非上場株式等に係る会社が管理保有型会社等に該当する場合は限ります。）又は同項第2号に規定する当該法人の出資の有無について記入します。

2 対象相続非上場株式等の明細

① 相続開始時における発行済株式等の総数等
② 被相続人から贈与により取得した相続特別措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けた株式等で相続開始前において保有していた株式等の数等
③ ②のうち制度の適用を受ける株式等の数等
④ 1株(〇・円)当たりの価額 (注)4) 参照
⑤ 価額 (注)5) 参照

受贈年月日
円 A 円

(注) 1 ①から③欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
2 次の場合で④欄の金額又は⑤欄の金額の記入に当たってお分かりにならないことがありましたら、税務署にお尋ねください。
A 贈与により取得した株式等において、株式等について合併・分割・株式無償割当てがあった場合やその株式等に係る会社について合併・会社分割・株式交換等があった場合
B 相続特別措置法第70条の7第5項第3号の規定の適用に係る贈与により取得した株式等がある場合
3 ⑤欄の数等は、③ 納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算上の④欄の数等と異なります。
4 ④欄の金額は、贈与の時ににおける価額を基礎として計算した価額を記入します。贈与の時に、贈与者の納税猶予税額を相続特別措置法第70条の7第2項第5号イに規定する認定贈与承認会社等が外国会社等の株式等を有しないものとして計算していた場合は、税務署にお尋ねください。
5 対象相続非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（相続特別措置法施行令第40条の8の4第4項において準用する相続特別措置法施行令第40条の8の2第9項に規定する関係がある会社をいいます。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象相続非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）の株式等、相続特別措置法施行令第40条の8の4第8項において準用する相続特別措置法施行令第40条の8の第2項第1号に規定する外国人の株式等（対象相続非上場株式等に係る会社が管理保有型会社等に該当する場合に限ります。）又は同項第2号に規定する当該法人の出資の有無に関する場合は対象相続非上場株式等の明細書の記入に当たって対象相続非上場株式等の価額を基礎として会社等が外国会社等の株式等を有していたものとして計算した金額となります。詳しくは税務署にお尋ねください。
6 A欄の数（⑤欄の金額）を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額を基礎とする相続税の総額の計算」の①欄に記載します。
なお、第8の2表の付表1「付表2」付表3の構成がある場合は、各付表のA欄の合計額を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額を基礎とする相続税の総額の計算」の①欄に記入します。

3 納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算

この欄は、「2 対象相続非上場株式等の明細」の③欄に記載することができる株式等の数等の限度数（限度額）の計算をします。

① 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等
② 経営相続承認受贈者が2の分の2に相当する数等
③ (①-②)の数等
④ 2の③欄の限度となる数等
⑤ 2の③欄の限度となる数等
⑥ 2の③欄の限度となる数等
⑦ 2の③欄の限度となる数等
⑧ 2の③欄の限度となる数等
⑨ 2の③欄の限度となる数等
⑩ 2の③欄の限度となる数等
⑪ 2の③欄の限度となる数等
⑫ 2の③欄の限度となる数等
⑬ 2の③欄の限度となる数等
⑭ 2の③欄の限度となる数等
⑮ 2の③欄の限度となる数等
⑯ 2の③欄の限度となる数等
⑰ 2の③欄の限度となる数等
⑱ 2の③欄の限度となる数等
⑲ 2の③欄の限度となる数等
⑳ 2の③欄の限度となる数等
㉑ 2の③欄の限度となる数等
㉒ 2の③欄の限度となる数等
㉓ 2の③欄の限度となる数等
㉔ 2の③欄の限度となる数等
㉕ 2の③欄の限度となる数等
㉖ 2の③欄の限度となる数等
㉗ 2の③欄の限度となる数等
㉘ 2の③欄の限度となる数等
㉙ 2の③欄の限度となる数等
㉚ 2の③欄の限度となる数等
㉛ 2の③欄の限度となる数等
㉜ 2の③欄の限度となる数等
㉝ 2の③欄の限度となる数等
㉞ 2の③欄の限度となる数等
㉟ 2の③欄の限度となる数等
㊱ 2の③欄の限度となる数等
㊲ 2の③欄の限度となる数等
㊳ 2の③欄の限度となる数等
㊴ 2の③欄の限度となる数等
㊵ 2の③欄の限度となる数等
㊶ 2の③欄の限度となる数等
㊷ 2の③欄の限度となる数等
㊸ 2の③欄の限度となる数等
㊹ 2の③欄の限度となる数等
㊺ 2の③欄の限度となる数等
㊻ 2の③欄の限度となる数等
㊼ 2の③欄の限度となる数等
㊽ 2の③欄の限度となる数等
㊾ 2の③欄の限度となる数等
㊿ 2の③欄の限度となる数等

4 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項

この欄は、経営相続承認受贈者が、「2 対象相続非上場株式等の明細」の受贈年月日前に贈与又は相続等により取得した上記1の対象相続非上場株式等に係る会社等の非上場株式等について、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（相続特別措置法第70条の7）」又は「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（同法第70条の7の2）」の規定の適用を受けている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。

① 取得の原因
② 取得年月日
③ 申告した税務署名
④ 贈与者又は被相続人の氏名

贈与・相続等
年 月 日
署

(注) 1 「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。
2 ①欄は、取得の原因を記入してください。
3 ②欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受けている、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
4 ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。

※税務署受理欄 法人官制番号
— 入力 確認

第8の2表の付表3（令3.7） (資4-20-9-5-A4展-1)

非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象相続非上場株式等の明細書（一般措置用）

この明細書は、「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除（相続特別措置法第70条の7の4）」の適用を受ける対象相続非上場株式等について、その明細を記入します。

被相続人
経営相続承認受贈者

第8の2表の付表3（平成31年1月分以降用）

1 対象相続非上場株式等に係る会社

① 会社名
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名） (番)
③ 事業種目
④ 相続開始時における資本金の額
⑤ 相続開始時における資本準備金の額
⑥ 相続開始時における従業員数

⑦ 相続開始時における経営相続承認受贈者の役職者
⑧ 円滑化法の確認の状況
⑨ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無

(注) 1 相続特別措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けた対象相続非上場株式等に係る会社が、その株式等の贈与の時から相続開始の前までにおいて、合併により消滅した場合はその合併により存続した会社又は設立した会社、株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合はその合併の他の会社について①から⑧までの情報を記入します。
2 ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
3 ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第1項（同条第3項において準用する場合を含みます。）の都道府県知事の承認を受けた年月日及び承認番号をそれぞれ記入します。
4 ⑨欄は、対象相続非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（相続特別措置法施行令第40条の8の4第4項において準用する場合を含む。）であって対象相続非上場株式等に係る会社との間に支配関係（相続特別措置法施行令第40条の8第9項に規定する関係がある会社をいいます。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象相続非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）の株式等、相続特別措置法施行令第40条の8の4第8項において準用する相続特別措置法施行令第40条の8の第2項第1号に規定する外国人の株式等（対象相続非上場株式等に係る会社が管理保有型会社等に該当する場合は限ります。）又は同項第2号に規定する当該法人の出資の有無について記入します。

2 対象相続非上場株式等の明細

① 相続開始時における発行済株式等の総数等
② 被相続人から贈与により取得した相続特別措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けた株式等で相続開始前において保有していた株式等の数等
③ ②のうち制度の適用を受ける株式等の数等
④ 1株(〇・円)当たりの価額 (注)4) 参照
⑤ 価額 (注)5) 参照

受贈年月日
円 A 円

(注) 1 ①から③欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
2 次の場合で④欄の金額又は⑤欄の金額の記入に当たってお分かりにならないことがありましたら、税務署にお尋ねください。
A 贈与により取得した株式等において、株式等について合併・分割・株式無償割当てがあった場合やその株式等に係る会社について合併・会社分割・株式交換等があった場合
B 相続特別措置法第70条の7第5項第3号の規定の適用に係る贈与により取得した株式等がある場合
3 ⑤欄の数等は、③ 納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算上の④欄の数等と異なります。
4 ④欄の金額は、贈与の時ににおける価額を基礎として計算した価額を記入します。贈与の時に、贈与者の納税猶予税額を相続特別措置法第70条の7第2項第5号イに規定する認定贈与承認会社等が外国会社等の株式等を有しないものとして計算していた場合は、税務署にお尋ねください。
5 対象相続非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（相続特別措置法施行令第40条の8の4第4項において準用する相続特別措置法施行令第40条の8の2第9項に規定する関係がある会社をいいます。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象相続非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）の株式等、相続特別措置法施行令第40条の8の4第8項において準用する相続特別措置法施行令第40条の8の第2項第1号に規定する外国人の株式等（対象相続非上場株式等に係る会社が管理保有型会社等に該当する場合に限ります。）又は同項第2号に規定する当該法人の出資の有無に関する場合は対象相続非上場株式等の明細書の記入に当たって対象相続非上場株式等の価額を基礎として会社等が外国会社等の株式等を有していたものとして計算した金額となります。詳しくは税務署にお尋ねください。
6 A欄の数（⑤欄の金額）を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額を基礎とする相続税の総額の計算」の①欄に記載します。
なお、第8の2表の付表1「付表2」付表3の構成がある場合は、各付表のA欄の合計額を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額を基礎とする相続税の総額の計算」の①欄に記入します。

3 納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算

この欄は、「2 対象相続非上場株式等の明細」の③欄に記載することができる株式等の数等の限度数（限度額）の計算をします。

① 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等
② 経営相続承認受贈者が2の分の2に相当する数等
③ (①-②)の数等
④ 2の③欄の限度となる数等
⑤ 2の③欄の限度となる数等
⑥ 2の③欄の限度となる数等
⑦ 2の③欄の限度となる数等
⑧ 2の③欄の限度となる数等
⑨ 2の③欄の限度となる数等
⑩ 2の③欄の限度となる数等
⑪ 2の③欄の限度となる数等
⑫ 2の③欄の限度となる数等
⑬ 2の③欄の限度となる数等
⑭ 2の③欄の限度となる数等
⑮ 2の③欄の限度となる数等
⑯ 2の③欄の限度となる数等
⑰ 2の③欄の限度となる数等
⑱ 2の③欄の限度となる数等
⑲ 2の③欄の限度となる数等
⑳ 2の③欄の限度となる数等
㉑ 2の③欄の限度となる数等
㉒ 2の③欄の限度となる数等
㉓ 2の③欄の限度となる数等
㉔ 2の③欄の限度となる数等
㉕ 2の③欄の限度となる数等
㉖ 2の③欄の限度となる数等
㉗ 2の③欄の限度となる数等
㉘ 2の③欄の限度となる数等
㉙ 2の③欄の限度となる数等
㉚ 2の③欄の限度となる数等
㉛ 2の③欄の限度となる数等
㉜ 2の③欄の限度となる数等
㉝ 2の③欄の限度となる数等
㉞ 2の③欄の限度となる数等
㉟ 2の③欄の限度となる数等
㊱ 2の③欄の限度となる数等
㊲ 2の③欄の限度となる数等
㊳ 2の③欄の限度となる数等
㊴ 2の③欄の限度となる数等
㊵ 2の③欄の限度となる数等
㊶ 2の③欄の限度となる数等
㊷ 2の③欄の限度となる数等
㊸ 2の③欄の限度となる数等
㊹ 2の③欄の限度となる数等
㊺ 2の③欄の限度となる数等
㊻ 2の③欄の限度となる数等
㊼ 2の③欄の限度となる数等
㊽ 2の③欄の限度となる数等
㊾ 2の③欄の限度となる数等
㊿ 2の③欄の限度となる数等

4 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項

この欄は、経営相続承認受贈者が、「2 対象相続非上場株式等の明細」の受贈年月日前に贈与又は相続等により取得した上記1の対象相続非上場株式等に係る会社等の非上場株式等について、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（相続特別措置法第70条の7）」又は「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（同法第70条の7の2）」の規定の適用を受けている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。

① 取得の原因
② 取得年月日
③ 申告した税務署名
④ 贈与者又は被相続人の氏名

贈与・相続等
年 月 日
署

(注) 1 「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。
2 ①欄は、取得の原因を記入してください。
3 ②欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受けている、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
4 ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。

※税務署受理欄 法人官制番号
— 入力 確認

第8の2表の付表3（令2.7） (資4-20-9-5-A4展-1)

※この項目は記入する必要がありません

※この項目は記入する必要がありません

改正後

改正前

非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける特例対象非上場株式等の明細書（特例措置用）

この明細書は、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（相続特別措置法第70条の7の6）」の適用を受ける特例対象非上場株式等について、その明細を記入します。この明細書の記入に際しては、裏面にご注意ください。

被相続人		特例継承承継相続人等																																									
<p>1 特例対象非上場株式等に係る会社</p> <p>① 会社名</p> <p>② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）</p> <p>③ 事業種目</p> <p>④ 相続開始時における資本金の額</p> <p>⑤ 相続開始時における資本準備金の額</p> <p>⑥ 相続開始時における従業員数</p> <p>⑦ 相続開始の日から5か月後における特例継承承継相続人等の役員数</p>																																											
⑧ 特別承継計画の提出及び確認の状況	提出年月日	年 月 日																																									
⑨ 円滑化法の認定状況	認定年月日	年 月 日																																									
⑩ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無	認定番号		有 無																																								
<p>2 特例対象非上場株式等の明細</p> <p>① 相続開始時における発行済株式等の総数等</p> <p>② 被相続人から相続又は遺贈により取得した株式等の数等</p> <p>③ ②のうち、特例の適用を受ける株式等の数等</p> <p>④ 1株(口)当たりの価額（裏面の2(2)参照）</p> <p>⑤ 価額</p>																																											
株・口・円	株・口・円	株・口・円	円																																								
<p>3 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項</p> <p>この欄は、特例継承承継相続人等が、その相続開始前に贈与又は相続等により取得した上記1の特例対象非上場株式等に係る会社の非上場株式等について、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（相続特別措置法第70条の7の5）」又は「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（同法第70条の7の6）」の規定の適用を受けている場合は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。</p> <p>① 取得の原因</p> <p>② 取得年月日</p> <p>③ 申告した税務署名</p> <p>④ 贈与者又は被相続人の氏名</p>																																											
贈与・相続等	年 月 日	署	氏名																																								
<p>4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書</p> <p>この明細書は、相続特別措置法施行規則第23条の12の3第16項第8号の規定に基づき、会社が相続開始前3年以内に特例継承承継相続人等及び特例継承承継相続人等と特別の関係がある者（裏面の「4.(1)参照」）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額（裏面の「4.(2)参照」）等について記入します。なお、この明細書によらず会社が別途作成したその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取得年月日</th> <th>種類</th> <th>細目</th> <th>利用区分</th> <th>所在場所等</th> <th>数量</th> <th>① 価額</th> <th>出資者・贈与者の氏名・名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ ・</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ ・</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ ・</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ ・</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額（①の合計額）</p> <p>③ 会社の全ての資産の価額の合計額（②の金額を含みます。）</p> <p>④ 現物出資等資産の保有割合（$\frac{\text{②}}{\text{③}}$）</p> <p>上記の明細の内容に相違ありません。 令和 年 月 日</p> <p>※の項目は記入する必要がありません。</p> <p>所在地 _____ 会社名 _____ 代表者氏名 _____</p> <p>※の項目は記入する必要があります。</p> <p>所在地 _____ 会社名 _____ 代表者氏名 _____</p>				取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価額	出資者・贈与者の氏名・名称	・ ・						円		・ ・								・ ・								・ ・							
取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価額	出資者・贈与者の氏名・名称																																				
・ ・						円																																					
・ ・																																											
・ ・																																											
・ ・																																											
相続税務整理欄	法人管轄番号	—	入力	確認																																							

第8の2の2表の付表1（平成31年1月分以降適用）

非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける特例対象非上場株式等の明細書（特例措置用）

この明細書は、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（相続特別措置法第70条の7の6）」の適用を受ける特例対象非上場株式等について、その明細を記入します。この明細書の記入に際しては、裏面にご注意ください。

被相続人		特例継承承継相続人等																																									
<p>1 特例対象非上場株式等に係る会社</p> <p>① 会社名</p> <p>② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）</p> <p>③ 事業種目</p> <p>④ 相続開始時における資本金の額</p> <p>⑤ 相続開始時における資本準備金の額</p> <p>⑥ 相続開始時における従業員数</p> <p>⑦ 相続開始の日から5か月後における特例継承承継相続人等の役員数</p>																																											
⑧ 特別承継計画の提出及び確認の状況	提出年月日	年 月 日																																									
⑨ 円滑化法の認定状況	認定年月日	年 月 日																																									
⑩ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無	認定番号		有 無																																								
<p>2 特例対象非上場株式等の明細</p> <p>① 相続開始時における発行済株式等の総数等</p> <p>② 被相続人から相続又は遺贈により取得した株式等の数等</p> <p>③ ②のうち、特例の適用を受ける株式等の数等</p> <p>④ 1株(口)当たりの価額（裏面の2(2)参照）</p> <p>⑤ 価額</p>																																											
株・口・円	株・口・円	株・口・円	円																																								
<p>3 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項</p> <p>この欄は、特例継承承継相続人等が、その相続開始前に贈与又は相続等により取得した上記1の特例対象非上場株式等に係る会社の非上場株式等について、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（相続特別措置法第70条の7の5）」又は「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（同法第70条の7の6）」の規定の適用を受けている場合は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。</p> <p>① 取得の原因</p> <p>② 取得年月日</p> <p>③ 申告した税務署名</p> <p>④ 贈与者又は被相続人の氏名</p>																																											
贈与・相続等	年 月 日	署	氏名																																								
<p>4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書</p> <p>この明細書は、相続特別措置法施行規則第23条の12の3第16項第8号の規定に基づき、会社が相続開始前3年以内に特例継承承継相続人等及び特例継承承継相続人等と特別の関係がある者（裏面の「4.(1)参照」）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額（裏面の「4.(2)参照」）等について記入します。なお、この明細書によらず会社が別途作成したその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取得年月日</th> <th>種類</th> <th>細目</th> <th>利用区分</th> <th>所在場所等</th> <th>数量</th> <th>① 価額</th> <th>出資者・贈与者の氏名・名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ ・</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ ・</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ ・</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ ・</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額（①の合計額）</p> <p>③ 会社の全ての資産の価額の合計額（②の金額を含みます。）</p> <p>④ 現物出資等資産の保有割合（$\frac{\text{②}}{\text{③}}$）</p> <p>上記の明細の内容に相違ありません。 令和 年 月 日</p> <p>※の項目は記入する必要があります。</p> <p>所在地 _____ 会社名 _____ 代表者氏名 _____</p>				取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価額	出資者・贈与者の氏名・名称	・ ・						円		・ ・								・ ・								・ ・							
取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価額	出資者・贈与者の氏名・名称																																				
・ ・						円																																					
・ ・																																											
・ ・																																											
・ ・																																											
相続税務整理欄	法人管轄番号	—	入力	確認																																							

第8の2の2表の付表1（平成31年1月分以降適用）

改正後

《書きかた等》

1 「1 特例対象非上場株式等に係る会社」欄

- (1) ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
なお、代表権に制限のある代表者については、この納税猶予及び免除の特例の適用を受けることはできません。
- (2) ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第16条第1号に規定する特例承継計画に係る同令第17条第2項の申請書を都道府県知事に提出した日並びにその特例承継計画につき同条第5項の都道府県知事の承認を受けた日及び確認番号をそれぞれ記入します。
- (3) ⑨欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第12号又は第14号に掲げる事由に該当するものとして中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の都道府県知事の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
- (4) ⑩欄は、特例対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の6第7項において準用する同令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいいます。2(2)において同じです。）であって特例対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8の5第8項において準用する同令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。2(2)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限りです。）の株式等、租税特別措置法施行令第40条の8の6第15項において準用する同令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人の株式等（特例対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限りです。）又は同項第2号に掲げる医療法人の出資の有無について記入します。

2 「2 特例対象非上場株式等の明細」欄

- (1) ①から③欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
- (2) ④欄の金額は、相続開始の時点における価額を記入します。
なお、特例対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限りです。）の株式等、租税特別措置法施行令第40条の8の6第15項において準用する同令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人の株式等（特例対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限りです。）又は同項第2号に掲げる医療法人の出資を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる特例対象非上場株式等の価額は、会社等がそれらの株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。
- (3) A欄の金額（⑤欄の金額）を第8の2の2表の「1 特例株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。
なお、第8の2の2表の付表1・付表2の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を第8の2の2表の「1 特例株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。

3 「3 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項」欄

- (1) 「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。
- (2) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
- (3) ②欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用を受けている、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
- (4) ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。

4 「4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」欄

- (1) 「特例経営承継相続人等と特別の関係がある者」とは、特例経営承継相続人等の親族などその特例経営承継相続人等と租税特別措置法施行令第40条の8の6第14項において準用する同令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- (2) ①欄の金額は、相続開始の時点における価額を記入します。
なお、会社が相続開始の時点において現物出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合は、その相続開始の時に有していたものとしたときにおける価額を記入します。
- (3) ②欄の金額は会社の全ての資産の相続開始の時点における価額の合計額を記入します。
- (4) ③欄の保有割合が70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。
- (5) 明細書に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資又は贈与により取得した資産の明細を記載し添付してください。

(令3.7)

改正前

《書きかた等》

1 「1 特例対象非上場株式等に係る会社」欄

- (1) ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
なお、代表権に制限のある代表者については、この納税猶予及び免除の特例の適用を受けることはできません。
- (2) ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第16条第1号に規定する特例承継計画に係る同令第17条第2項の申請書を都道府県知事に提出した日並びにその特例承継計画につき同条第5項の都道府県知事の承認を受けた日及び確認番号をそれぞれ記入します。
- (3) ⑨欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第12号又は第14号に掲げる事由に該当するものとして中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の都道府県知事の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
- (4) ⑩欄は、特例対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の6第7項において準用する同令第40条の8の2第8項に規定する特別の関係がある会社をいいます。2(2)において同じです。）であって特例対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8の5第8項において準用する同令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。2(2)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限りです。）の株式等、租税特別措置法施行令第40条の8の6第15項において準用する同令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（特例対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限りです。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。

2 「2 特例対象非上場株式等の明細」欄

- (1) ①から③欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
- (2) ④欄の金額は、相続開始の時点における価額を記入します。
なお、特例対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限りです。）の株式等、租税特別措置法施行令第40条の8の6第15項において準用する同令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（特例対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限りです。）又は同項第2号に掲げる医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる特例対象非上場株式等の価額は、会社等がそれらの株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。
- (3) A欄の金額（⑤欄の金額）を第8の2の2表の「1 特例株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。
なお、第8の2の2表の付表1・付表2の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を第8の2の2表の「1 特例株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。

3 「3 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項」欄

- (1) 「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。
- (2) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
- (3) ②欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用を受けている、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
- (4) ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。

4 「4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」欄

- (1) 「特例経営承継相続人等と特別の関係がある者」とは、特例経営承継相続人等の親族などその特例経営承継相続人等と租税特別措置法施行令第40条の8の6第14項において準用する同令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- (2) ①欄の金額は、相続開始の時点における価額を記入します。
なお、会社が相続開始の時点において現物出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合は、その相続開始の時に有していたものとしたときにおける価額を記入します。
- (3) ②欄の金額は会社の全ての資産の相続開始の時点における価額の合計額を記入します。
- (4) ③欄の保有割合が70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。
- (5) 明細書に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資又は贈与により取得した資産の明細を記載し添付してください。

(令3.3)

改正後

改正前

非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける特例対象相続非上場株式等の明細書(特例措置用)

この明細書は、「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例(相続税特別措置法第70条の7の8)」の適用を受ける特例対象相続非上場株式等について、その明細を記入します。

1 特例対象相続非上場株式等に係る会社

Table with 7 columns: ① 会社名, ② 会社の整理番号, ③ 事業種目, ④ 相続開始の時の資本金の額, ⑤ 相続開始の時の資本準備金の額, ⑥ 相続開始の時の従業員数, ⑦ 相続開始の時の特例経営相続承認受贈者の役職名, ⑧ 円滑化法の確認状況, ⑨ 確認年月日, ⑩ 確認番号.

(注) 1 相続税特別措置法第70条の7の5第1項の規定の適用を受けた特例対象相続非上場株式等に係る会社が、その株式等の贈与の時から相続開始の直前までにおいて、合併により消滅した場合はその合併により存続した会社又は設立した会社、株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合はその場合の他の会社について(以下から)までの各欄を記入します。

2 特例対象相続非上場株式等の明細

Table with 5 columns: ① 相続開始の時に発行済株式等の総数等, ② 被相続人から贈与により取得した相続税特別措置法第70条の7の5第1項の規定の適用を受けた株式等で保有していた株式等の数等, ③ ②のうち特例の適用を受ける株式等の数等, ④ 1株(口・円)当たりの価額(「注」3参照), ⑤ 価額(④×③(ただし「注」4参照)).

(注) 1 ①から⑤までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。2 次の場合で②欄の数等は④欄の金額の記入に当たってお分かりにならないことがあります。1 贈与により取得した時以後において、株式等について合併・分割・株式無償割当てがあった場合やその株式等に係る会社について合併・会社分割・株式交換等があった場合。

3 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項

この欄は、特例経営相続承認受贈者が、「2 特例対象相続非上場株式等の明細」の受贈年月日前に贈与又は相続等により取得した上記1の特例対象相続非上場株式等に係る会社の非上場株式等について、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例(相続税特別措置法第70条の7の5)」又は「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例(同法第70条の7の6)」の規定の適用を受けている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。

Table with 5 columns: ① 取得の原因, ② 取得年月日, ③ 申告した税務署名, ④ 贈与者又は被相続人の氏名, 贈与・相続等, 年 月 日, 署.

(注) 1 「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。2 ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。3 ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用を受けている、又は受けようとする贈与者又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。4 ④欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。

Table with 4 columns: ※税務署整理番号, 法人管理番号, 入力, 確認.

非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける特例対象相続非上場株式等の明細書(特例措置用)

この明細書は、「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例(相続税特別措置法第70条の7の8)」の適用を受ける特例対象相続非上場株式等について、その明細を記入します。

1 特例対象相続非上場株式等に係る会社

Table with 7 columns: ① 会社名, ② 会社の整理番号, ③ 事業種目, ④ 相続開始の時の資本金の額, ⑤ 相続開始の時の資本準備金の額, ⑥ 相続開始の時の従業員数, ⑦ 相続開始の時の特例経営相続承認受贈者の役職名, ⑧ 円滑化法の確認状況, ⑨ 確認年月日, ⑩ 確認番号.

(注) 1 相続税特別措置法第70条の7の5第1項の規定の適用を受けた特例対象相続非上場株式等に係る会社が、その株式等の贈与の時から相続開始の直前までにおいて、合併により消滅した場合はその合併により存続した会社又は設立した会社、株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合はその場合の他の会社について(以下から)までの各欄を記入します。

2 特例対象相続非上場株式等の明細

Table with 5 columns: ① 相続開始の時に発行済株式等の総数等, ② 被相続人から贈与により取得した相続税特別措置法第70条の7の5第1項の規定の適用を受けた株式等で保有していた株式等の数等, ③ ②のうち特例の適用を受ける株式等の数等, ④ 1株(口・円)当たりの価額(「注」3参照), ⑤ 価額(④×③(ただし「注」4参照)).

(注) 1 ①から⑤までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。2 次の場合で②欄の数等は④欄の金額の記入に当たってお分かりにならないことがあります。1 贈与により取得した時以後において、株式等について合併・分割・株式無償割当てがあった場合やその株式等に係る会社について合併・会社分割・株式交換等があった場合。

3 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項

この欄は、特例経営相続承認受贈者が、「2 特例対象相続非上場株式等の明細」の受贈年月日前に贈与又は相続等により取得した上記1の特例対象相続非上場株式等に係る会社の非上場株式等について、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例(相続税特別措置法第70条の7の5)」又は「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例(同法第70条の7の6)」の規定の適用を受けている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。

Table with 5 columns: ① 取得の原因, ② 取得年月日, ③ 申告した税務署名, ④ 贈与者又は被相続人の氏名, 贈与・相続等, 年 月 日, 署.

(注) 1 「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。2 ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。3 ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用を受けている、又は受けようとする贈与者又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。4 ④欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。

Table with 4 columns: ※税務署整理番号, 法人管理番号, 入力, 確認.

第8の2の2表の付表2(平成31年1月分以降用)

第8の2の2表の付表2(平成31年1月分以降用)

※の項目は記入する必要はありません。

改正後

改正前

非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る会社が災害等により被害を受けた場合の明細書（特例措置用）

被相続人
この明細書は、災害等が発生した日から同日以後1年を経過する日までの間に相続又は遺贈により取得をした（相続特別措置法第70条の7の7の規定により取得をしたものとみなされる場合を含む。）株式等について非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受けようとする場合で、相続特別措置法第70条の7の6第26項の規定において準用する同法第70条の7の2第35項若しくは第37項又は同法第70条の7の8第14項の規定において準用する同法第70条の7の2第35項の規定の適用を受けるときに、会社の被害の態様等について、その明細を記入します。

第8の2の2表の付表3（平成31年1月分以降用）

1 規定の適用を受ける旨の確認

私は、第8の2の2表の付表1の「1 特例対象非上場株式等に係る会社」又は第8の2の2表の付表2の「1 特例対象相続非上場株式等に係る会社」に記載した会社が、下記の「2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様」の①から③までのいずれかに該当したので、次の規定の適用を受けます（適用を受ける規定の「□」にレ印を記入します。）。

- 相続特別措置法第70条の7の6第26項において準用する同法第70条の7の2第35項の規定の適用を受け、同法第70条の7の6第2項第1号に掲げる特例認定承継会社の要件から、同号の資産保有型会社又は資産運用型会社のうち、相続特別措置法施行令第40条の8の6第6項において準用する同令第40条の8の2第7項に定めるものに該当しないこととする要件を除きます。
□ 相続特別措置法第70条の7の6第26項において準用する同法第70条の7の2第37項の規定の適用を受け、同法第70条の7の6第2項第7号に掲げる特例認定承継相続人等の要件から、同号への特例認定承継会社の経営に承認するものと認められる要件として、相続特別措置法施行規則第23条の12の3第11項に定める相続の開始の直前において当該会社の役員であったこととする要件を除きます。
□ 相続特別措置法第70条の7の8第14項において準用する同法第70条の7の2第35項の規定の適用を受け、同法第70条の7の8第2項第2号に掲げる特例認定相続承継会社の要件から、同号の資産保有型会社又は資産運用型会社のうち、相続特別措置法施行令第40条の8の8第4項に定めるものに該当しないこととする要件を除きます。

2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様

次の場合の区分に応じて、それぞれ①から③までのいずれかの欄について記入してください。

(1) 災害によって被害を受けた事業用資産が総資産の30%以上である場合（貸借対照表の帳簿価額で判定します。）

Table with 4 rows: ① 災害が発生した年月日, ② 災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了時における総資産の価額, ③ 災害により減少した資産の価額の合計額, ④ (③÷②×100) 30%以上であれば適用可

※ ①に該当する場合には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「円滑化省令」といいます。）第13条の2第4項の確認書（同条第3項の規定により準用される同条第1項第1号に係るものに限ります。）の写し及び都道府県知事に提出した同条第2項の申請書（同条第3項の規定により準用される同条第1項第1号に係るものに限ります。）の写しを添付してください。

(2) 災害によって被害を受けた事業所で雇用されていた常時使用従業員の数が常時使用従業員の総数の20%以上である場合（上記①に該当する場合を除きます。）

Table with 4 rows: ① 災害が発生した年月日, ② 災害が発生した日の前日における常時使用従業員の総数, ③ 災害により減少又は損壊した事業所において、その災害が発生した日の前日に雇用していた常時使用従業員の数, ④ (③÷②×100) 20%以上であれば適用可

※ ②に該当する場合には、円滑化省令第13条の2第4項の確認書（同条第3項の規定により準用される同条第1項第2号に係るものに限ります。）の写し及び都道府県知事に提出した同条第2項の申請書（同条第3項の規定により準用される同条第1項第2号に係るものに限ります。）の写しを添付してください。

(3) 中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号のいずれかの事由に該当し、特定日から6か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の70%以下である場合（上記①又は②に該当する場合を除きます。）

Table with 4 rows: ① 中小企業信用保険法第2条第5項の該当事由, ② 特定日の1年前の日から同日以後6か月を経過する日までの間における売上金額, ③ 特定日から特定日以後6か月を経過する日までの間における売上金額, ④ (③÷②×100) 70%以下であれば適用可

※ ③に該当する場合には、円滑化省令第13条の2第4項の確認書（同条第3項の規定により準用される同条第1項第5号又は第6号に係るものに限ります。）の写し及び都道府県知事に提出した同条第2項の申請書（同条第3項の規定により準用される同条第1項第5号又は第6号に係るものに限ります。）の写しを添付してください。

第8の2の2表の付表3（令3.7）

（資4-20-9-15-A4統一）

非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る会社が災害等により被害を受けた場合の明細書（特例措置用）

被相続人
この明細書は、災害等が発生した日から同日以後1年を経過する日までの間に相続又は遺贈により取得をした（相続特別措置法第70条の7の7の規定により取得をしたものとみなされる場合を含む。）株式等について非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受けようとする場合で、相続特別措置法第70条の7の6第26項の規定において準用する同法第70条の7の2第35項若しくは第37項又は同法第70条の7の8第14項の規定において準用する同法第70条の7の2第35項の規定の適用を受けるときに、会社の被害の態様等について、その明細を記入します。

第8の2の2表の付表3（平成31年1月分以降用）

1 規定の適用を受ける旨の確認

私は、第8の2の2表の付表1の「1 特例対象非上場株式等に係る会社」又は第8の2の2表の付表2の「1 特例対象相続非上場株式等に係る会社」に記載した会社が、下記の「2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様」の①から③までのいずれかに該当したので、次の規定の適用を受けます（適用を受ける規定の「□」にレ印を記入します。）。

- 相続特別措置法第70条の7の6第26項において準用する同法第70条の7の2第35項の規定の適用を受け、同法第70条の7の6第2項第1号に掲げる特例認定承継会社の要件から、同号の資産保有型会社又は資産運用型会社のうち、相続特別措置法施行令第40条の8の6第6項において準用する同令第40条の8の2第7項に定めるものに該当しないこととする要件を除きます。
□ 相続特別措置法第70条の7の6第26項において準用する同法第70条の7の2第37項の規定の適用を受け、同法第70条の7の6第2項第7号に掲げる特例認定承継相続人等の要件から、同号への特例認定承継会社の経営に承認するものと認められる要件として、相続特別措置法施行規則第23条の12の3第11項に定める相続の開始の直前において当該会社の役員であったこととする要件を除きます。
□ 相続特別措置法第70条の7の8第14項において準用する同法第70条の7の2第35項の規定の適用を受け、同法第70条の7の8第2項第2号に掲げる特例認定相続承継会社の要件から、同号の資産保有型会社又は資産運用型会社のうち、相続特別措置法施行令第40条の8の8第4項に定めるものに該当しないこととする要件を除きます。

2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様

次の場合の区分に応じて、それぞれ①から③までのいずれかの欄について記入してください。

(1) 災害によって被害を受けた事業用資産が総資産の30%以上である場合（貸借対照表の帳簿価額で判定します。）

Table with 4 rows: ① 災害が発生した年月日, ② 災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了時における総資産の価額, ③ 災害により減少した資産の価額の合計額, ④ (③÷②×100) 30%以上であれば適用可

※ ①に該当する場合には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「円滑化省令」といいます。）第13条の2第4項の確認書（同条第3項の規定により準用される同条第1項第1号に係るものに限ります。）の写し及び都道府県知事に提出した同条第2項の申請書（同条第3項の規定により準用される同条第1項第1号に係るものに限ります。）の写しを添付してください。

(2) 災害によって被害を受けた事業所で雇用されていた常時使用従業員の数が常時使用従業員の総数の20%以上である場合（上記①に該当する場合を除きます。）

Table with 4 rows: ① 災害が発生した年月日, ② 災害が発生した日の前日における常時使用従業員の総数, ③ 災害により減少又は損壊した事業所において、その災害が発生した日の前日に雇用していた常時使用従業員の数, ④ (③÷②×100) 20%以上であれば適用可

※ ②に該当する場合には、円滑化省令第13条の2第4項の確認書（同条第3項の規定により準用される同条第1項第2号に係るものに限ります。）の写し及び都道府県知事に提出した同条第2項の申請書（同条第3項の規定により準用される同条第1項第2号に係るものに限ります。）の写しを添付してください。

(3) 中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号のいずれかの事由に該当し、特定日から6か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の70%以下である場合（上記①又は②に該当する場合を除きます。）

Table with 4 rows: ① 中小企業信用保険法第2条第5項の該当事由, ② 特定日の1年前の日から同日以後6か月を経過する日までの間における売上金額, ③ 特定日から特定日以後6か月を経過する日までの間における売上金額, ④ (③÷②×100) 70%以下であれば適用可

※ ③に該当する場合には、円滑化省令第13条の2第4項の確認書（同条第3項の規定により準用される同条第1項第5号又は第6号に係るものに限ります。）の写し及び都道府県知事に提出した同条第2項の申請書（同条第3項の規定により準用される同条第1項第5号又は第6号に係るものに限ります。）の写しを添付してください。

第8の2の2表の付表3（令2.7）

（資4-20-9-15-A4統一）

改正後

改正前

個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける特定事業用資産の明細書

この明細書は、相続又は遺贈により取得した個人の事業用資産について「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受ける特定事業用資産の明細を記入します。
相続特別措置法第70条の6の9の規定により相続又は遺贈したものとみなされた特例受贈事業用資産についてこの特例の適用を受ける場合には、この明細書によらず第8の6表の付表2又は第8の6表の付表2の2を提出してください。

1 特定事業用資産に係る事業
① 屋号
② 業種名
③ 特例事業相続人等の開業届出書提出年月日
④ 特例事業相続人等の青色申告の承認申請書の提出年月日
⑤ 相続開始の時にいる常時使用従業員数

2 特定事業用資産の明細
この欄は、被相続人等の事業の用に供されていた資産（相続開始日の前年分の事業所得に係る青色申告書（相続特別措置法第25条の2第3項の規定の適用に係るものに限ります。）の貸借対照表に計上されているものに限ります。）について記載してください。
この明細に記入しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。

(1) 宅地等
① 所在場所
② 面積
③ 価額
④ ②のうち、特例の適用を受ける面積
⑤ ④に係る価額

(2) 建物
① 所在場所
② 面積
③ 価額
④ ②のうち、特例の適用を受ける面積
⑤ ④に係る価額

(3) 減価償却資産
① 名称
② 所在場所
③ 面積
④ 価額

3 事業を行っていた者に関する事項
この欄は、被相続人が2の特定事業用資産に係る事業を行っていた者と生計を一にする親族である場合に、その事業を行っていた者からの特例事業相続人等の当該事業に係る資産の取得に関する事項等について記入します。

4 最初の申告書の提出に関する事項
この欄は、特例事業相続人等が贈与又は相続等により取得した2の特定事業用資産に係る事業の用に供されていた他の資産について「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除（相続特別措置法第70条の6の8）」又は「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除（同法第70条の6の10）」の規定の適用を受け又は受けようとしている場合において、これらの規定の適用に係る最初の贈与税又は相続税の申告書の提出期限がこの申告書の提出期限に到来するときに、その最初の申告書に係る事項を記載します。

5 特定事業用資産の価額（イ+ロ+ハ）
A 円

(注) A欄の金額を第8の6表の「1 事業用資産納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。
なお、第8の6表の付表1のほか、第8の6表の付表2又は第8の6表の付表2の2の作成がある場合には、各付表のA欄の合計額を第8の6表の「1 事業用資産納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の②欄に記入します。

※税務署整理欄 入力 確認

第8の6表の付表1（令和2年分以降用）

個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける特定事業用資産の明細書

この明細書は、相続又は遺贈により取得した個人の事業用資産について「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受ける特定事業用資産の明細を記入します。
相続特別措置法第70条の6の9の規定により相続又は遺贈したものとみなされた特例受贈事業用資産についてこの特例の適用を受ける場合には、この明細書によらず第8の6表の付表2又は第8の6表の付表2の2を提出してください。

1 特定事業用資産に係る事業
① 屋号
② 業種名
③ 特例事業相続人等の開業届出書提出年月日
④ 特例事業相続人等の青色申告の承認申請書の提出年月日
⑤ 相続開始の時にいる常時使用従業員数

2 特定事業用資産の明細
この欄は、被相続人等の事業の用に供されていた資産（相続開始日の前年分の事業所得に係る青色申告書（相続特別措置法第25条の2第3項の規定の適用に係るものに限ります。）の貸借対照表に計上されているものに限ります。）について記載してください。
この明細に記入しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。

(1) 宅地等
① 所在場所
② 面積
③ 価額
④ ②のうち、特例の適用を受ける面積
⑤ ④に係る価額

(2) 建物
① 所在場所
② 面積
③ 価額
④ ②のうち、特例の適用を受ける面積
⑤ ④に係る価額

(3) 減価償却資産
① 名称
② 所在場所
③ 面積
④ 価額

3 事業を行っていた者に関する事項
この欄は、被相続人が2の特定事業用資産に係る事業を行っていた者と生計を一にする親族である場合に、その事業を行っていた者からの特例事業相続人等の当該事業に係る資産の取得に関する事項等について記入します。

4 最初の申告書の提出に関する事項
この欄は、特例事業相続人等が贈与又は相続等により取得した2の特定事業用資産に係る事業の用に供されていた他の資産について「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除（相続特別措置法第70条の6の8）」又は「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除（同法第70条の6の10）」の規定の適用を受け又は受けようとしている場合において、これらの規定の適用に係る最初の贈与税又は相続税の申告書の提出期限がこの申告書の提出期限に到来するときに、その最初の申告書に係る事項を記載します。

5 特定事業用資産の価額（イ+ロ+ハ）
A 円

(注) A欄の金額を第8の6表の「1 事業用資産納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。
なお、第8の6表の付表1のほか、第8の6表の付表2又は第8の6表の付表2の2の作成がある場合には、各付表のA欄の合計額を第8の6表の「1 事業用資産納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の②欄に記入します。

※税務署整理欄 入力 確認

第8の6表の付表1（令和2年分以降用）

※この項目は記入する必要はありません。

※この項目は記入する必要はありません。

改正後

《書きかた等》

1 「1 特定事業用資産に係る事業」欄

- (1) 特定事業用資産に係る事業が2以上ある場合の①欄及び②欄は、主たるものを記載します。
- (2) ⑤欄の「常時使用従業員数」は、特定事業用資産に係る事業に従事する従業員であって次に該当する者の数を記入してください。
- イ 厚生年金保険法に規定する被保険者（厚生労働大臣の確認があった者に限るものとし、その1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満である短時間労働者又はその1か月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1か月間の所定労働日数の4分の3未満である短時間労働者を除きます。）
- ロ 船員保険法に規定する被保険者（厚生労働大臣の確認があった者に限ります。）
- ハ 健康保険法に規定する被保険者（保険者等の確認があった者に限るものとし、その1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満である短時間労働者又はその1か月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1か月間の所定労働日数の4分の3未満である短時間労働者を除きます。）
- ニ 高齢者の医療の確保に関する法律に規定する被保険者で2か月を超える雇用契約を締結しているもの（イに掲げる者を除きます。）
- (3) ⑥欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第16条第3号に規定する個人事業承継計画に係る同令第17条第4項の申請書を都道府県知事に提出した日並びにその個人事業承継計画につき同条第1項第3号の都道府県知事の確認を受けた日及び確認番号をそれぞれ記入します。
- (4) ⑦欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第16項第8号又は第10号に掲げる事由に該当するものとして中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の都道府県知事の設定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。

2 「2 特定事業用資産の明細」欄

- (1) ①③、②③及び③④の「価額」欄の金額は、相続開始の時点における価額を記入します。
- (2) 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の対象となり得る宅地等を被相続人から相続又は遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得した者が1人でない場合、又はその対象となり得る建物を被相続人から相続等により取得した者が1人でない場合等については、第8の6表の付表3等に「特例の適用に当たっての同意」を記入してください。
- (3) ①④及び②④の面積については、第8の6表の付表3により限度面積の判定を行ってください。

3 「3 事業を行っていた者に関する事項」欄

- (1) ①欄は、上記2の特定事業用資産に係る事業を行っていた者の氏名を記載します。
- (2) ②欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
- (3) ③欄は、特定事業用資産に係る事業を行っていた者からその事業の用に供されていた資産を取得した年月日を記載してください。
- なお、被相続人が特定事業用資産に係る事業を行っていた者でない場合（事業を行っていた者と生計を一にする親族である場合）には、その被相続人から相続等により取得した資産について「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予又は免除」の適用を受けるには、その相続等による取得が、令和10年12月31日までの取得で、その事業を行っていた者からその資産の取得をした日から1年を経過する日までの取得に限られます。

4 「4 最初の申告書の提出に関する事項」欄

- (1) ①欄は、上記2の特定事業用資産に係る事業の用に供されていた資産について最初に申告書の提出期限が到来する贈与税又は相続税に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。
- (2) ②欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
- (3) ③欄は、上記2の特定事業用資産に係る事業の用に供されていた資産について、最初に申告書の提出期限が到来する贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。

改正前

《書きかた等》

1 「1 特定事業用資産に係る事業」欄

- (1) 特定事業用資産に係る事業が2以上ある場合の①欄及び②欄は、主たるものを記載します。
- (2) ⑤欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第16条第3号に規定する個人事業承継計画に係る同令第17条第4項の申請書を都道府県知事に提出した日並びにその個人事業承継計画につき同条第1項3号の都道府県知事の確認を受けた日及び確認番号をそれぞれ記入します。
- (3) ⑥欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第16項第8号又は第10号に掲げる事由に該当するものとして中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の都道府県知事の設定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。

2 「2 特定事業用資産の明細」欄

- (1) ①③、②③及び③④の「価額」欄の金額は、相続開始の時点における価額を記入します。
- (2) 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の対象となり得る宅地等を被相続人から相続又は遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得した者が1人でない場合、又はその対象となり得る建物を被相続人から相続等により取得した者が1人でない場合等については、第8の6表の付表3等に「特例の適用に当たっての同意」を記入してください。
- (3) ①④及び②④の面積については、第8の6表の付表3により限度面積の判定を行ってください。

3 「3 事業を行っていた者に関する事項」欄

- (1) ①欄は、上記2の特定事業用資産に係る事業を行っていた者の氏名を記載します。
- (2) ②欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
- (3) ③欄は、特定事業用資産に係る事業を行っていた者からその事業の用に供されていた資産を取得した年月日を記載してください。
- なお、被相続人が特定事業用資産に係る事業を行っていた者でない場合（事業を行っていた者と生計を一にする親族である場合）には、その被相続人から相続等により取得した資産について「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予又は免除」の適用を受けるには、その相続等による取得が、令和10年12月31日までの取得で、その事業を行っていた者からその資産の取得をした日から1年を経過する日までの取得に限られます。

4 「4 最初の申告書の提出に関する事項」欄

- (1) ①欄は、上記2の特定事業用資産に係る事業の用に供されていた資産について最初に申告書の提出期限が到来する贈与税又は相続税に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。
- (2) ②欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
- (3) ③欄は、上記2の特定事業用資産に係る事業の用に供されていた資産について、最初に申告書の提出期限が到来する贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。

改正後

改正前

個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける特例受贈事業用資産の明細書（一般用）

被相続人	
特例事業相続人等	

この明細書は、相続特別措置法第70条の6の9の規定により相続又は遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産（同法第70条の6の8第6項の承認に係る株式等を除きます。）について「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受ける場合に、その特例受贈事業用資産の明細を記入します。

相続等により取得した個人の事業用資産についてこの特例の適用を受ける場合には、この明細書によらず「第8の6表の付表1」を使用し、また、同法第70条の6の8第6項の承認に係る株式等についてこの特例の適用を受ける場合には、「第8の6表の付表2の2」を使用してください。

1 特例受贈事業用資産に係る事業

① 屋号	② 業種名	③ 円滑化法の確認状況	承認年月日	年	月	日
④ 受贈年月日	年	月	日	⑤ 相続開始時における常時使用従業員数	人	承認番号

2 受贈宅地等及び受贈建物に関する明細

この欄は、特例事業相続人等が被相続人から受けた贈与について相続特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けるものとして同項に規定する贈与税の申告書に記載した特例受贈事業用資産である宅地等及び建物（以下それぞれ「受贈宅地等」と及び「受贈建物」といいます。）の明細を記載します。

(注) この明細に記入しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。

① 受贈宅地等に関する事項

a 所在場所	b 面積	a 所在場所	b 面積

② 受贈建物に関する事項

a 所在場所	b 面積	a 所在場所	b 面積

(注) ①欄の記載事項を「第8の6表の付表3」の2①②欄に、②欄の記載事項を「第8の6表の付表3」の3①欄に、それぞれ転記してください。

3 特例の適用を受ける特例受贈事業用資産の明細

この欄は、相続特別措置法第70条の6の9の規定により相続等により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産のうち、この特例の適用を受けるものについて記載します。なお、この明細に記入しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。

(1) 宅地等 (4)に該当するものを除きます。

a 所在場所	b 面積	c 調整価額	d bのうち、特例の適用を受ける宅地等の面積	e dに係る価額 (e×d/b)
f 特例の適用を受ける宅地等の価額の合計額				円

(2) 建物 (4)に該当するものを除きます。

a 所在場所	b 面積	c 調整価額
d 特例の適用を受ける建物の価額の合計額	円	

(3) 減価償却資産 (4)に該当するものを除きます。

a 名称	b 所在場所	c 面積	d 調整価額
e 特例の適用を受ける減価償却資産の合計額			円

(4) 受贈宅地等に係る買換資産

(注) この欄は、受贈宅地等の譲渡をした場合において、相続特別措置法第70条の6の8第5項の承認を受け、その譲渡の対価により取得した買換資産がある場合に記載します。なお、「買換資産」には、その買換資産に係る買換資産も含まれます。

① 受贈宅地等に関する事項

a 所在場所	b 面積	c 贈与時の価額

② 受贈宅地等に係る買換資産に関する事項

d 種類等	e 所在場所	f 調整割合適用前の価額
g 調整面積 (b×f/e)	h gのうち特例の適用を受ける面積	i 調整価額
j 特例の適用を受ける買換資産の価額 (i×h/g)		
円		

4 特例事業用資産の価額 (イ+ロ+ハ+ニ)

A	円
---	---

※税務署整理欄 入力 確認

第8の6表の付表2 (令3.7) (資4-20-9-22-A4統一)

※この項目は記入する必要はありません

第8の6表の付表2 (令和2年分以降適用)

個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける特例受贈事業用資産の明細書（一般用）

被相続人	
特例事業相続人等	

この明細書は、相続特別措置法第70条の6の9の規定により相続又は遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産（同法第70条の6の8第6項の承認に係る株式等を除きます。）について「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受ける場合に、その特例受贈事業用資産の明細を記入します。

相続等により取得した個人の事業用資産についてこの特例の適用を受ける場合には、この明細書によらず「第8の6表の付表1」を使用し、また、同法第70条の6の8第6項の承認に係る株式等についてこの特例の適用を受ける場合には、「第8の6表の付表2の2」を使用してください。

1 特例受贈事業用資産に係る事業

① 屋号	② 業種名	③ 円滑化法の確認状況	承認年月日	年	月	日
④ 受贈年月日	年	月	日	⑤ 相続開始時における常時使用従業員数	人	承認番号

2 受贈宅地等及び受贈建物に関する明細

この欄は、特例事業相続人等が被相続人から受けた贈与について相続特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けるものとして同項に規定する贈与税の申告書に記載した特例受贈事業用資産である宅地等及び建物（以下それぞれ「受贈宅地等」と及び「受贈建物」といいます。）の明細を記載します。

(注) この明細に記入しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。

① 受贈宅地等に関する事項

a 所在場所	b 面積	a 所在場所	b 面積

② 受贈建物に関する事項

a 所在場所	b 面積	a 所在場所	b 面積

(注) ①欄の記載事項を「第8の6表の付表3」の2①②欄に、②欄の記載事項を「第8の6表の付表3」の3①欄に、それぞれ転記してください。

3 特例の適用を受ける特例受贈事業用資産の明細

この欄は、相続特別措置法第70条の6の9の規定により相続等により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産のうち、この特例の適用を受けるものについて記載します。なお、この明細に記入しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。

(1) 宅地等 (4)に該当するものを除きます。

a 所在場所	b 面積	c 調整価額	d bのうち、特例の適用を受ける宅地等の面積	e dに係る価額 (e×d/b)
f 特例の適用を受ける宅地等の価額の合計額				円

(2) 建物 (4)に該当するものを除きます。

a 所在場所	b 面積	c 調整価額
d 特例の適用を受ける建物の価額の合計額	円	

(3) 減価償却資産 (4)に該当するものを除きます。

a 名称	b 所在場所	c 面積	d 調整価額
e 特例の適用を受ける減価償却資産の合計額			円

(4) 受贈宅地等に係る買換資産

(注) この欄は、受贈宅地等の譲渡をした場合において、相続特別措置法第70条の6の8第5項の承認を受け、その譲渡の対価により取得した買換資産がある場合に記載します。なお、「買換資産」には、その買換資産に係る買換資産も含まれます。

① 受贈宅地等に関する事項

a 所在場所	b 面積	c 贈与時の価額

② 受贈宅地等に係る買換資産に関する事項

d 種類等	e 所在場所	f 調整割合適用前の価額
g 調整面積 (b×f/e)	h gのうち特例の適用を受ける面積	i 調整価額
j 特例の適用を受ける買換資産の価額 (i×h/g)		
円		

4 特例事業用資産の価額 (イ+ロ+ハ+ニ)

A	円
---	---

※税務署整理欄 入力 確認

第8の6表の付表2 (令2.7) (資4-20-9-22-A4統一)

※この項目は記入する必要はありません

第8の6表の付表2 (令和2年分以降適用)

改正後

《書きかた等》

- 1 「1 特例受贈事業用資産に係る事業」欄
- (1) 特例受贈事業用資産（租税特別措置法第70条の6の9の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされたものをいいます。以下同じです。）に係る事業が2以上ある場合の①欄及び②欄は、主たるものを記載します。
- (2) ①欄の「常時使用従業員数」は、第8の6表の付表1の裏面の《書きかた等》の1(2)を参照してください。
- (3) ③欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第6項（同条第8項において準用する場合を含みます。）の都道府県知事の確認を受けた年月日及び確認番号をそれぞれ記載します。
- 2 「2 受贈宅地等及び受贈建物に関する明細」欄
- (1) ①b及び②bの「面積」は、贈与税の申告書に記載した受贈宅地等及び受贈建物の面積を記載します。
- (2) 相続開始の時点で譲渡等をしたことにより、現に所有していない受贈宅地等及び受贈建物についても記載してください。
- 3 「3 特例の適用を受ける特例受贈事業用資産の明細」欄
- (1) 「① 宅地等」欄について
- イ aからcの各欄は、「第11の3表」の3(1)欄の記載に基づき記載してください。なお、当該宅地等が、受贈宅地等に係る買換資産である場合には、①欄に記載せず、④欄に記載します。
- ロ d欄の「この特例の適用を受ける宅地等の面積」については、「第8の6表の付表3」の2②欄に転記し、限度面積の判定を行ってください。
- (2) 「② 建物」欄について
- 「第11の3表」の3②欄の記載に基づき記載してください。なお、当該建物が、受贈宅地等に係る買換資産である場合には、②欄に記載せず、④欄に記載してください。
- (3) 「③ 減価償却資産」欄について
- 「第11の3表」の3③欄の記載に基づき記載してください。なお、当該減価償却資産が、受贈宅地等に係る買換資産である場合には、③欄に記載せず、④欄に記載してください。
- (4) 「受贈宅地等に係る買換資産」欄について
- イ a及びb欄は、「2 受贈宅地等及び受贈建物に関する明細」①欄に記載した宅地等のうち、租税特別措置法第70条の6の8第5項の承認に係るものについて、同欄の記載に基づき記載します。
- ロ ②欄のdからf欄は、「第11の3表」の3(1)から③欄の記載に基づき記載してください。なお、d欄の「種類等」は、買換資産が宅地等又は建物である場合には、「宅地等」又は「建物」と記載し、買換資産が減価償却資産である場合には、その名称を記載してください。
- ハ h欄の「gのうち特例の適用を受ける面積」については、「第8の6表の付表3」の2②欄に転記し、限度面積の判定を行ってください。
- 4 「特例事業用資産の価額」欄
- A欄の金額を「第8の6表」の「1 事業用資産納税額予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。
- なお、この明細書のほか、「第8の6表の付表1」又は「第8の6表の付表2の2」の作成がある場合には、各付表のA欄の合計額を「第8の6表」の「1 事業用資産納税額予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。

改正前

《書きかた等》

- 1 「1 特例受贈事業用資産に係る事業」欄
- (1) 特例受贈事業用資産（租税特別措置法第70条の6の9の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされたものをいいます。以下同じです。）に係る事業が2以上ある場合の①欄及び②欄は、主たるものを記載します。
- (2) ③欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第6項（同条第8項において準用する場合を含みます。）の都道府県知事の確認を受けた年月日及び確認番号をそれぞれ記載します。
- 2 「2 受贈宅地等及び受贈建物に関する明細」欄
- (1) ①b及び②bの「面積」は、贈与税の申告書に記載した受贈宅地等及び受贈建物の面積を記載します。
- (2) 相続開始の時点で譲渡等をしたことにより、現に所有していない受贈宅地等及び受贈建物についても記載してください。
- 3 「3 特例の適用を受ける特例受贈事業用資産の明細」欄
- (1) 「① 宅地等」欄について
- イ aからcの各欄は、「第11の3表」の3(1)欄の記載に基づき記載してください。なお、当該宅地等が、受贈宅地等に係る買換資産である場合には、①欄に記載せず、④欄に記載します。
- ロ d欄の「この特例の適用を受ける宅地等の面積」については、「第8の6表の付表3」の2②欄に転記し、限度面積の判定を行ってください。
- (2) 「② 建物」欄について
- 「第11の3表」の3②欄の記載に基づき記載してください。なお、当該建物が、受贈宅地等に係る買換資産である場合には、②欄に記載せず、④欄に記載してください。
- (3) 「③ 減価償却資産」欄について
- 「第11の3表」の3③欄の記載に基づき記載してください。なお、当該減価償却資産が、受贈宅地等に係る買換資産である場合には、③欄に記載せず、④欄に記載してください。
- (4) 「受贈宅地等に係る買換資産」欄について
- イ a及びb欄は、「2 受贈宅地等及び受贈建物に関する明細」①欄に記載した宅地等のうち、租税特別措置法第70条の6の8第5項の承認に係るものについて、同欄の記載に基づき記載します。
- ロ ②欄のdからf欄は、「第11の3表」の3(1)から③欄の記載に基づき記載してください。なお、d欄の「種類等」は、買換資産が宅地等又は建物である場合には、「宅地等」又は「建物」と記載し、買換資産が減価償却資産である場合には、その名称を記載してください。
- ハ h欄の「gのうち特例の適用を受ける面積」については、「第8の6表の付表3」の2②欄に転記し、限度面積の判定を行ってください。
- 4 「特例事業用資産の価額」欄
- A欄の金額を「第8の6表」の「1 事業用資産納税額予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。
- なお、この明細書のほか、「第8の6表の付表1」又は「第8の6表の付表2の2」の作成がある場合には、各付表のA欄の合計額を「第8の6表」の「1 事業用資産納税額予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。

改正後

改正前

個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける特例受贈事業用資産の明細書（株式会社等用）

この明細書は、相続特別措置法第70条の6の9の規定により相続又は遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産が同法第70条の6の8第6項の承認に係る株式等である場合において、その株式等について「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受ける場合のその詳細を記入します。		被相続人																																																																																																																								
相続等により取得をした個人の事業用資産についてこの特例の適用を受ける場合には、この明細書によらず「第8の6表の付表1」を使用し、また、相続特別措置法第70条の6の8第6項の承認に係る株式等以外の特例受贈事業用資産についてこの特例の適用を受ける場合には、「第8の6表の付表2」を使用してください。		特例事業相続人等																																																																																																																								
<p>1 特例受贈事業用資産である株式等に係る会社</p> <table border="1"> <tr> <td>① 会社名</td> <td>⑥ 相続開始時における発行済株式等の総数等</td> <td>※(イ)イ</td> </tr> <tr> <td>② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）</td> <td>⑦ 相続開始時における常時役員従業員数</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>③ 事業種目</td> <td>確認年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>④ 相続開始時における資本金の額</td> <td>円</td> <td>円滑化法の確認の状況</td> </tr> <tr> <td>⑤ 相続開始時における資本準備金の額</td> <td>円</td> <td>確認番号</td> </tr> <tr> <td>⑧ 措置法第70条の6の8第6項の承認年月日</td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <p>(注) 1 相続特別措置法第70条の6の8第6項の承認（以下「異物出資承認」といいます。）を受けた株式等に係る会社が、その設立の時から相続開始の直前までにおいて、合併により消滅した場合は当該合併により存続した会社又は設立した会社、株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社となった場合は当該他の会社について①から⑧までの各欄を記入します。</p> <p>2 ⑦欄の「常時役員従業員数」は、第8の6表の付表1の裏面の《書きたた等》の1(2)を参照してください。</p> <p>3 ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第9項（同条第11項において準用する場合を含みます。）の都道府県知事の承認を受けた年月日及び確認番号をそれぞれ記載します。</p> <p>2 特例受贈事業用資産である株式等の明細</p> <table border="1"> <tr> <td>① 相続等により取得したものとみなされた株式等の調整価額</td> <td>② ①の株式等の数等</td> <td>③ ②のうち、特例の適用を受ける株式等の数等</td> <td>④ 価額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>円</td> <td></td> <td>(①×③/②)</td> <td>A</td> </tr> </table> <p>(注) 1 A欄の金額を「第8の6表」の「1 事業用資産納税額前戻額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記載します。なお、この明細書のほか、「第8の6表の付表1」又は「第8の6表の付表2」の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を「第8の6表」の「1 事業用資産納税額前戻額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記載します。</p> <p>2 ①欄及び②欄は、「第11の3表」の3(付欄)の記載に基づき記載してください。</p> <p>3 ②欄に記載することができる株式等の数等は、4②d欄の数等が限度となります。</p> <p>3 受贈宅地等及び受贈建物に関する明細</p> <p>この欄は、特例事業相続人等が被相続人から受け継いだ建物について相続特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けるものとして同項に規定する贈与税の申告書に記載した特例受贈事業用資産である宅地等及び建物（以下それぞれ「受贈宅地等」及び「受贈建物」といいます。）の明細を記載します（現物出資した受贈宅地等にはチェックをしてください。）。</p> <p>(注) この明細に記入しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="6">① 受贈宅地等に関する事項</td> </tr> <tr> <td>a 所在場所</td> <td>b 面積</td> <td>c 価額</td> <td>a 所在場所</td> <td>b 面積</td> <td>c 価額</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>円</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>円</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>d 受贈宅地等の面積の合計</td> <td>e 受贈宅地等の価額の合計</td> <td>円</td> <td>f 現物出資受贈宅地等の価額</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="6">② 受贈建物に関する事項</td> </tr> <tr> <td>a 所在場所</td> <td>b 面積</td> <td>a 所在場所</td> <td>b 面積</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 1 ①b及び②bの「面積」は、贈与税の申告書に記載した受贈宅地等及び受贈建物の面積を記載します。</p> <p>2 fの「現物出資受贈宅地等の価額」欄は、チェックの入った項目のcの合計を記載してください。</p> <p>3 現物出資前に譲渡等をしたことにより、現物出資時に所有していなかった受贈宅地等及び受贈建物についても記載してください。</p> <p>4 ①欄の記載事項を「第8の6表の付表3」の2(2)①欄に、②欄の記載事項を「第8の6表の付表3」の3(1)欄に、それぞれ記載してください。</p> <p>4 特例の適用を受ける株式等の限度数（限度額）の計算</p> <p>この欄は、2②欄に記載することができる株式等の数等の限度数（限度額）の計算をします。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">① 株式等の限度数（限度額）の計算の基礎となる面積の計算</td> <td></td> </tr> <tr> <td>a 相続等により取得したものとみなされた株式等の調整割合適用前の価額（第11の3表の3のd(4)）</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>b 現物出資承認を受けた特例受贈事業用資産の贈与の時の価額の合計額</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>c bのうち現物出資受贈宅地等の価額（3の①f）</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>d 現物出資受贈宅地等に相当する株式等の調整割合適用前の価額（a×①c/b）</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>e 限度数（限度額）の計算の基礎となる面積（3の①d×d/3の①e）</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>f eのうち、この特例の適用を受ける面積</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">② 限度数（限度額）の計算</td> <td></td> </tr> <tr> <td>a 相続等により取得したものとみなされた株式等の数等（2の②）</td> <td></td> <td>※(イ)イ</td> </tr> <tr> <td>b aのうち、現物出資受贈宅地等に相当する株式等の数等（a×①c/①b）</td> <td></td> <td>※(イ)イ</td> </tr> <tr> <td>c aのうち、現物出資受贈宅地等以外の特例受贈事業用資産に相当する株式等の数等（a-b）</td> <td></td> <td>※(イ)イ</td> </tr> <tr> <td>d 限度数（限度額）b×①f/①e+c</td> <td></td> <td>※(イ)イ</td> </tr> </table> <p>(注) 1 ①f欄の「eのうち、この特例の適用を受ける面積」については、「第8の6表の付表3」の2(2)欄に記載し、限度額の判定を行ってください。</p> <p>2 ②d欄の数等に1株未満の端数が生じた場合には、切り上げて差し支えありません。</p> <p>※ 税務署整理欄</p> <table border="1"> <tr> <td>入力</td> <td>確認</td> </tr> </table> <p>第8の6表の付表2の2（令3.7） (資4-20-9-20-A4統-)</p>			① 会社名	⑥ 相続開始時における発行済株式等の総数等	※(イ)イ	② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	⑦ 相続開始時における常時役員従業員数	人	③ 事業種目	確認年月日	年 月 日	④ 相続開始時における資本金の額	円	円滑化法の確認の状況	⑤ 相続開始時における資本準備金の額	円	確認番号	⑧ 措置法第70条の6の8第6項の承認年月日		年 月 日	① 相続等により取得したものとみなされた株式等の調整価額	② ①の株式等の数等	③ ②のうち、特例の適用を受ける株式等の数等	④ 価額	円		円		(①×③/②)	A	① 受贈宅地等に関する事項						a 所在場所	b 面積	c 価額	a 所在場所	b 面積	c 価額	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	円	d 受贈宅地等の面積の合計	e 受贈宅地等の価額の合計	円	f 現物出資受贈宅地等の価額		円	② 受贈建物に関する事項						a 所在場所	b 面積	a 所在場所	b 面積			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			① 株式等の限度数（限度額）の計算の基礎となる面積の計算			a 相続等により取得したものとみなされた株式等の調整割合適用前の価額（第11の3表の3のd(4)）		円	b 現物出資承認を受けた特例受贈事業用資産の贈与の時の価額の合計額		円	c bのうち現物出資受贈宅地等の価額（3の①f）		円	d 現物出資受贈宅地等に相当する株式等の調整割合適用前の価額（a×①c/b）		円	e 限度数（限度額）の計算の基礎となる面積（3の①d×d/3の①e）		円	f eのうち、この特例の適用を受ける面積		円	② 限度数（限度額）の計算			a 相続等により取得したものとみなされた株式等の数等（2の②）		※(イ)イ	b aのうち、現物出資受贈宅地等に相当する株式等の数等（a×①c/①b）		※(イ)イ	c aのうち、現物出資受贈宅地等以外の特例受贈事業用資産に相当する株式等の数等（a-b）		※(イ)イ	d 限度数（限度額）b×①f/①e+c		※(イ)イ	入力	確認									
① 会社名	⑥ 相続開始時における発行済株式等の総数等	※(イ)イ																																																																																																																								
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	⑦ 相続開始時における常時役員従業員数	人																																																																																																																								
③ 事業種目	確認年月日	年 月 日																																																																																																																								
④ 相続開始時における資本金の額	円	円滑化法の確認の状況																																																																																																																								
⑤ 相続開始時における資本準備金の額	円	確認番号																																																																																																																								
⑧ 措置法第70条の6の8第6項の承認年月日		年 月 日																																																																																																																								
① 相続等により取得したものとみなされた株式等の調整価額	② ①の株式等の数等	③ ②のうち、特例の適用を受ける株式等の数等	④ 価額	円																																																																																																																						
	円		(①×③/②)	A																																																																																																																						
① 受贈宅地等に関する事項																																																																																																																										
a 所在場所	b 面積	c 価額	a 所在場所	b 面積	c 価額																																																																																																																					
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	円	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	円																																																																																																																					
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	円	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	円																																																																																																																					
d 受贈宅地等の面積の合計	e 受贈宅地等の価額の合計	円	f 現物出資受贈宅地等の価額		円																																																																																																																					
② 受贈建物に関する事項																																																																																																																										
a 所在場所	b 面積	a 所在場所	b 面積																																																																																																																							
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																							
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																							
① 株式等の限度数（限度額）の計算の基礎となる面積の計算																																																																																																																										
a 相続等により取得したものとみなされた株式等の調整割合適用前の価額（第11の3表の3のd(4)）		円																																																																																																																								
b 現物出資承認を受けた特例受贈事業用資産の贈与の時の価額の合計額		円																																																																																																																								
c bのうち現物出資受贈宅地等の価額（3の①f）		円																																																																																																																								
d 現物出資受贈宅地等に相当する株式等の調整割合適用前の価額（a×①c/b）		円																																																																																																																								
e 限度数（限度額）の計算の基礎となる面積（3の①d×d/3の①e）		円																																																																																																																								
f eのうち、この特例の適用を受ける面積		円																																																																																																																								
② 限度数（限度額）の計算																																																																																																																										
a 相続等により取得したものとみなされた株式等の数等（2の②）		※(イ)イ																																																																																																																								
b aのうち、現物出資受贈宅地等に相当する株式等の数等（a×①c/①b）		※(イ)イ																																																																																																																								
c aのうち、現物出資受贈宅地等以外の特例受贈事業用資産に相当する株式等の数等（a-b）		※(イ)イ																																																																																																																								
d 限度数（限度額）b×①f/①e+c		※(イ)イ																																																																																																																								
入力	確認																																																																																																																									

第8の6表の付表2の2(令和2年分以降用)

個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける特例受贈事業用資産の明細書（株式会社等用）

この明細書は、相続特別措置法第70条の6の9の規定により相続又は遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産が同法第70条の6の8第6項の承認に係る株式等である場合において、その株式等について「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受ける場合のその詳細を記入します。		被相続人																																																																																																																								
相続等により取得をした個人の事業用資産についてこの特例の適用を受ける場合には、この明細書によらず「第8の6表の付表1」を使用し、また、相続特別措置法第70条の6の8第6項の承認に係る株式等以外の特例受贈事業用資産についてこの特例の適用を受ける場合には、「第8の6表の付表2」を使用してください。		特例事業相続人等																																																																																																																								
<p>1 特例受贈事業用資産である株式等に係る会社</p> <table border="1"> <tr> <td>① 会社名</td> <td>⑥ 相続開始時における発行済株式等の総数等</td> <td>※(イ)イ</td> </tr> <tr> <td>② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）</td> <td>⑦ 相続開始時における常時役員従業員数</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>③ 事業種目</td> <td>確認年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>④ 相続開始時における資本金の額</td> <td>円</td> <td>円滑化法の確認の状況</td> </tr> <tr> <td>⑤ 相続開始時における資本準備金の額</td> <td>円</td> <td>確認番号</td> </tr> <tr> <td>⑧ 措置法第70条の6の8第6項の承認年月日</td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <p>(注) 1 相続特別措置法第70条の6の8第6項の承認（以下「異物出資承認」といいます。）を受けた株式等に係る会社が、その設立の時から相続開始の直前までにおいて、合併により消滅した場合は当該合併により存続した会社又は設立した会社、株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社となった場合は当該他の会社について①から⑧までの各欄を記入します。</p> <p>2 ⑦欄の「常時役員従業員数」は、第8の6表の付表1の裏面の《書きたた等》の1(2)を参照してください。</p> <p>3 ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第9項（同条第11項において準用する場合を含みます。）の都道府県知事の承認を受けた年月日及び確認番号をそれぞれ記載します。</p> <p>2 特例受贈事業用資産である株式等の明細</p> <table border="1"> <tr> <td>① 相続等により取得したものとみなされた株式等の調整価額</td> <td>② ①の株式等の数等</td> <td>③ ②のうち、特例の適用を受ける株式等の数等</td> <td>④ 価額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>円</td> <td></td> <td>(①×③/②)</td> <td>A</td> </tr> </table> <p>(注) 1 A欄の金額を「第8の6表」の「1 事業用資産納税額前戻額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記載します。なお、この明細書のほか、「第8の6表の付表1」又は「第8の6表の付表2」の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を「第8の6表」の「1 事業用資産納税額前戻額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記載します。</p> <p>2 ①欄及び②欄は、「第11の3表」の3(付欄)の記載に基づき記載してください。</p> <p>3 ②欄に記載することができる株式等の数等は、4②d欄の数等が限度となります。</p> <p>3 受贈宅地等及び受贈建物に関する明細</p> <p>この欄は、特例事業相続人等が被相続人から受け継いだ建物について相続特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けるものとして同項に規定する贈与税の申告書に記載した特例受贈事業用資産である宅地等及び建物（以下それぞれ「受贈宅地等」及び「受贈建物」といいます。）の明細を記載します（現物出資した受贈宅地等にはチェックをしてください。）。</p> <p>(注) この明細に記入しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="6">① 受贈宅地等に関する事項</td> </tr> <tr> <td>a 所在場所</td> <td>b 面積</td> <td>c 価額</td> <td>a 所在場所</td> <td>b 面積</td> <td>c 価額</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>円</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>円</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>d 受贈宅地等の面積の合計</td> <td>e 受贈宅地等の価額の合計</td> <td>円</td> <td>f 現物出資受贈宅地等の価額</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="6">② 受贈建物に関する事項</td> </tr> <tr> <td>a 所在場所</td> <td>b 面積</td> <td>a 所在場所</td> <td>b 面積</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 1 ①b及び②bの「面積」は、贈与税の申告書に記載した受贈宅地等及び受贈建物の面積を記載します。</p> <p>2 fの「現物出資受贈宅地等の価額」欄は、チェックの入った項目のcの合計を記載してください。</p> <p>3 現物出資前に譲渡等をしたことにより、現物出資時に所有していなかった受贈宅地等及び受贈建物についても記載してください。</p> <p>4 ①欄の記載事項を「第8の6表の付表3」の2(2)①欄に、②欄の記載事項を「第8の6表の付表3」の3(1)欄に、それぞれ記載してください。</p> <p>4 特例の適用を受ける株式等の限度数（限度額）の計算</p> <p>この欄は、2②欄に記載することができる株式等の数等の限度数（限度額）の計算をします。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">① 株式等の限度数（限度額）の計算の基礎となる面積の計算</td> <td></td> </tr> <tr> <td>a 相続等により取得したものとみなされた株式等の調整割合適用前の価額（第11の3表の3のd(4)）</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>b 現物出資承認を受けた特例受贈事業用資産の贈与の時の価額の合計額</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>c bのうち現物出資受贈宅地等の価額（3の①f）</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>d 現物出資受贈宅地等に相当する株式等の調整割合適用前の価額（a×①c/b）</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>e 限度数（限度額）の計算の基礎となる面積（3の①d×d/3の①e）</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>f eのうち、この特例の適用を受ける面積</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">② 限度数（限度額）の計算</td> <td></td> </tr> <tr> <td>a 相続等により取得したものとみなされた株式等の数等（2の②）</td> <td></td> <td>※(イ)イ</td> </tr> <tr> <td>b aのうち、現物出資受贈宅地等に相当する株式等の数等（a×①c/①b）</td> <td></td> <td>※(イ)イ</td> </tr> <tr> <td>c aのうち、現物出資受贈宅地等以外の特例受贈事業用資産に相当する株式等の数等（a-b）</td> <td></td> <td>※(イ)イ</td> </tr> <tr> <td>d 限度数（限度額）b×①f/①e+c</td> <td></td> <td>※(イ)イ</td> </tr> </table> <p>(注) 1 ①f欄の「eのうち、この特例の適用を受ける面積」については、「第8の6表の付表3」の2(2)欄に記載し、限度額の判定を行ってください。</p> <p>2 ②d欄の数等に1株未満の端数が生じた場合には、切り上げて差し支えありません。</p> <p>※ 税務署整理欄</p> <table border="1"> <tr> <td>入力</td> <td>確認</td> </tr> </table> <p>第8の6表の付表2の2（令2.7） (資4-20-9-20-A4統-)</p>			① 会社名	⑥ 相続開始時における発行済株式等の総数等	※(イ)イ	② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	⑦ 相続開始時における常時役員従業員数	人	③ 事業種目	確認年月日	年 月 日	④ 相続開始時における資本金の額	円	円滑化法の確認の状況	⑤ 相続開始時における資本準備金の額	円	確認番号	⑧ 措置法第70条の6の8第6項の承認年月日		年 月 日	① 相続等により取得したものとみなされた株式等の調整価額	② ①の株式等の数等	③ ②のうち、特例の適用を受ける株式等の数等	④ 価額	円		円		(①×③/②)	A	① 受贈宅地等に関する事項						a 所在場所	b 面積	c 価額	a 所在場所	b 面積	c 価額	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	円	d 受贈宅地等の面積の合計	e 受贈宅地等の価額の合計	円	f 現物出資受贈宅地等の価額		円	② 受贈建物に関する事項						a 所在場所	b 面積	a 所在場所	b 面積			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			① 株式等の限度数（限度額）の計算の基礎となる面積の計算			a 相続等により取得したものとみなされた株式等の調整割合適用前の価額（第11の3表の3のd(4)）		円	b 現物出資承認を受けた特例受贈事業用資産の贈与の時の価額の合計額		円	c bのうち現物出資受贈宅地等の価額（3の①f）		円	d 現物出資受贈宅地等に相当する株式等の調整割合適用前の価額（a×①c/b）		円	e 限度数（限度額）の計算の基礎となる面積（3の①d×d/3の①e）		円	f eのうち、この特例の適用を受ける面積		円	② 限度数（限度額）の計算			a 相続等により取得したものとみなされた株式等の数等（2の②）		※(イ)イ	b aのうち、現物出資受贈宅地等に相当する株式等の数等（a×①c/①b）		※(イ)イ	c aのうち、現物出資受贈宅地等以外の特例受贈事業用資産に相当する株式等の数等（a-b）		※(イ)イ	d 限度数（限度額）b×①f/①e+c		※(イ)イ	入力	確認									
① 会社名	⑥ 相続開始時における発行済株式等の総数等	※(イ)イ																																																																																																																								
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	⑦ 相続開始時における常時役員従業員数	人																																																																																																																								
③ 事業種目	確認年月日	年 月 日																																																																																																																								
④ 相続開始時における資本金の額	円	円滑化法の確認の状況																																																																																																																								
⑤ 相続開始時における資本準備金の額	円	確認番号																																																																																																																								
⑧ 措置法第70条の6の8第6項の承認年月日		年 月 日																																																																																																																								
① 相続等により取得したものとみなされた株式等の調整価額	② ①の株式等の数等	③ ②のうち、特例の適用を受ける株式等の数等	④ 価額	円																																																																																																																						
	円		(①×③/②)	A																																																																																																																						
① 受贈宅地等に関する事項																																																																																																																										
a 所在場所	b 面積	c 価額	a 所在場所	b 面積	c 価額																																																																																																																					
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	円	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	円																																																																																																																					
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	円	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	円																																																																																																																					
d 受贈宅地等の面積の合計	e 受贈宅地等の価額の合計	円	f 現物出資受贈宅地等の価額		円																																																																																																																					
② 受贈建物に関する事項																																																																																																																										
a 所在場所	b 面積	a 所在場所	b 面積																																																																																																																							
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																							
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																							
① 株式等の限度数（限度額）の計算の基礎となる面積の計算																																																																																																																										
a 相続等により取得したものとみなされた株式等の調整割合適用前の価額（第11の3表の3のd(4)）		円																																																																																																																								
b 現物出資承認を受けた特例受贈事業用資産の贈与の時の価額の合計額		円																																																																																																																								
c bのうち現物出資受贈宅地等の価額（3の①f）		円																																																																																																																								
d 現物出資受贈宅地等に相当する株式等の調整割合適用前の価額（a×①c/b）		円																																																																																																																								
e 限度数（限度額）の計算の基礎となる面積（3の①d×d/3の①e）		円																																																																																																																								
f eのうち、この特例の適用を受ける面積		円																																																																																																																								
② 限度数（限度額）の計算																																																																																																																										
a 相続等により取得したものとみなされた株式等の数等（2の②）		※(イ)イ																																																																																																																								
b aのうち、現物出資受贈宅地等に相当する株式等の数等（a×①c/①b）		※(イ)イ																																																																																																																								
c aのうち、現物出資受贈宅地等以外の特例受贈事業用資産に相当する株式等の数等（a-b）		※(イ)イ																																																																																																																								
d 限度数（限度額）b×①f/①e+c		※(イ)イ																																																																																																																								
入力	確認																																																																																																																									

第8の6表の付表2の2(令和2年分以降用)

※ 税務署整理欄は記入する必要がありません。

※ 税務署整理欄は記入する必要がありません。

改正後

改正前

特定事業用資産等についての課税価格の計算明細書 被相続人

この表は、被相続人から相続、遺贈又は相続時特種贈與に係る贈与により取得した財産のうち、「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産がある場合に記入します(裏面1参照)。

1 特例の適用にあたっての同意
 (注) 小規模宅地等の特例、「特定計画山林の特例」又は「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産を取得した全ての人の同意が必要です。

私(私たち)は下記の「2 特例の適用を受ける財産の明細」の①から③までの明細において選択した財産の全てが、租税特別措置法第69条の4第1項に規定する小規模宅地等、同法第69条の5第1項に規定する選択特定計画山林又は旧租税特別措置法第69条の5第1項に規定する選択特定事業用資産に該当することを確認の上、その財産の取得者が租税特別措置法第69条の4第1項、第69条の5第1項又は旧租税特別措置法第69条の5第1項に規定する特例の適用を受けることに同意します。

特例の対象となり得る財産を取得した全ての人の氏名

2 特例の適用を受ける財産の明細
 (注) 特例の適用を受ける財産の明細の番号を○で囲んでください。

(1) 小規模宅地等の明細
 第11・11の2表の付表1の「2 小規模宅地等の明細」とおり。

(2) 特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細
 第11・11の2表の付表3のとおり。

(3) 特定(受贈)森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細
 第11・11の2表の付表4の「1 特定森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」又は「2 特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」とおり。

3 特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林等の調整限度額の計算
 この欄は、「特定事業用資産の特例」を適用し、かつ、「小規模宅地等の特例」又は「特定計画山林の特例」を適用する場合に記入します。

(1) 小規模宅地等の特例の適用を受ける面積

①	②	③
限度面積 400㎡	特例の適用を受ける面積 (裏面2参照) ㎡	特例適用残面積 (①-②) ㎡

(2) 特定事業用資産の特例の対象となる特定受贈同族会社株式等の調整限度額の計算

④	⑤	⑥
特定事業用資産の特例の対象として選択することのできる特定受贈同族会社株式等に係る各法人の株式(出資)の時価総額の5に相当する金額の合計額 ※ 10億円を超える場合は10億円となります。	特例の対象となる特定受贈同族会社株式等の調整限度額 (④×①)	⑤のうち特例の適用を受ける価額(第11・11の2表の付表3の特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の価額の合計額(⑧欄の金額)) 特例適用残価額 (⑤-⑥)
円	円	円

(注) ③欄が0となる場合には、特定受贈同族会社株式等について特定事業用資産の特例の適用を受けることはできません。
 ④欄には④欄の金額を転記します。
 ⑥欄は生前に特定受贈同族会社株式等の贈与をしている場合の④欄の金額については、税務署にお尋ねください。

(3) 特定計画山林の特例の対象となる特定(受贈)森林経営計画対象山林の調整限度額の計算

⑧	⑨	⑩
特定計画山林の特例の対象として選択することのできる特定(受贈)森林経営計画対象山林の調整限度額 (⑧×⑦)	⑨のうち特例の適用を受ける価額(第11・11の2表の付表4の「3 特定(受贈)森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の価額の合計額」の「A+B」欄の金額)	
円	円	円

(注) ⑩欄が0となる場合又は⑨欄が0となる場合には、特定(受贈)森林経営計画対象山林について特定計画山林の特例の適用を受けることはできません。

第11・11の2表の付表2の2(平成31年1月分以降用)

特定事業用資産等についての課税価格の計算明細書 被相続人

この表は、被相続人から相続、遺贈又は相続時特種贈與に係る贈与により取得した財産のうち、「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産がある場合に記入します(裏面1参照)。

1 特例の適用にあたっての同意
 (注) 小規模宅地等の特例、「特定計画山林の特例」又は「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産を取得した全ての人の同意が必要です。

私(私たち)は下記の「2 特例の適用を受ける財産の明細」の①から③までの明細において選択した財産の全てが、租税特別措置法第69条の4第1項に規定する小規模宅地等、同法第69条の5第1項に規定する選択特定計画山林又は旧租税特別措置法第69条の5第1項に規定する選択特定事業用資産に該当することを確認の上、その財産の取得者が租税特別措置法第69条の4第1項、第69条の5第1項又は旧租税特別措置法第69条の5第1項に規定する特例の適用を受けることに同意します。

特例の対象となり得る財産を取得した全ての人の氏名

2 特例の適用を受ける財産の明細
 (注) 特例の適用を受ける財産の明細の番号を○で囲んでください。

(1) 小規模宅地等の明細
 第11・11の2表の付表1の「2 小規模宅地等の明細」とおり。

(2) 特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細
 第11・11の2表の付表3のとおり。

(3) 特定(受贈)森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細
 第11・11の2表の付表4の「1 特定森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」又は「2 特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」とおり。

3 特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林等の調整限度額の計算
 この欄は、「特定事業用資産の特例」を適用し、かつ、「小規模宅地等の特例」又は「特定計画山林の特例」を適用する場合に記入します。

(1) 小規模宅地等の特例の適用を受ける面積

①	②	③
限度面積 400㎡	特例の適用を受ける面積 (裏面2参照) ㎡	特例適用残面積 (①-②) ㎡

(2) 特定事業用資産の特例の対象となる特定受贈同族会社株式等の調整限度額の計算

④	⑤	⑥
特定事業用資産の特例の対象として選択することのできる特定受贈同族会社株式等に係る各法人の株式(出資)の時価総額の5に相当する金額の合計額 ※ 10億円を超える場合は10億円となります。	特例の対象となる特定受贈同族会社株式等の調整限度額 (④×①)	⑤のうち特例の適用を受ける価額(第11・11の2表の付表3の特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の価額の合計額(⑧欄の金額)) 特例適用残価額 (⑤-⑥)
円	円	円

(注) ③欄が0となる場合には、特定受贈同族会社株式等について特定事業用資産の特例の適用を受けることはできません。
 ④欄には④欄の金額を転記します。
 ⑥欄は生前に特定受贈同族会社株式等の贈与をしている場合の④欄の金額については、税務署にお尋ねください。

(3) 特定計画山林の特例の対象となる特定(受贈)森林経営計画対象山林の調整限度額の計算

⑧	⑨	⑩
特定計画山林の特例の対象として選択することのできる特定(受贈)森林経営計画対象山林の調整限度額 (⑧×⑦)	⑨のうち特例の適用を受ける価額(第11・11の2表の付表4の「3 特定(受贈)森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の価額の合計額」の「A+B」欄の金額)	
円	円	円

(注) ⑩欄が0となる場合又は⑨欄が0となる場合には、特定(受贈)森林経営計画対象山林について特定計画山林の特例の適用を受けることはできません。

第11・11の2表の付表2の2(平成31年1月分以降用)

改正後

【記入に当たっての留意事項】

この表の記入に当たっては、表面に掲げる注意事項のほか、次の点に留意してください。

1 この表における「小規模宅地等の特例」とは、租税特別措置法第69条の4第1項に規定する小規模宅地等の特例を、「特定計画山林の特例」とは、同法第69条の5第1項に規定する特定計画山林の特例を、「特定事業用資産の特例」とは、所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法（「旧租税特別措置法」といいます。）第69条の5第1項に規定する特定事業用資産の特例をいいます。

2 「3 特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林等の調整限度額の計算」

「(1) 小規模宅地等の特例の適用を受ける面積」の「②特例の適用を受ける面積」の計算は、次の算式により計算します。

$$\text{【特定居住用宅地等の面積】} \times \frac{5}{3} + \left[\begin{array}{l} \text{特定事業用宅地等及び} \\ \text{特定同族会社事業用宅} \\ \text{地等の面積の合計} \end{array} \right] + \text{【貸付事業用宅地等の面積】} \times 2$$

(注) 上記の【特定居住用宅地等の面積】、【特定事業用宅地等及び特定同族会社事業用宅地等の面積の合計】及び【貸付事業用宅地等の面積】とは、申告書第11・11の2表の付表1の「○「限度面積要件」の判定」欄の① 特定居住用宅地等の①欄の面積、② 特定事業用宅地等及び③ 特定同族会社事業用宅地等の①欄の面積の合計及び④ 貸付事業用宅地等の①欄の面積です。

(令3.7)

改正前

【記入に当たっての留意事項】

この表の記入に当たっては、表面に掲げる注意事項のほか、次の点に留意してください。

1 この表における「小規模宅地等の特例」とは、租税特別措置法第69条の4第1項に規定する小規模宅地等の特例を、「特定計画山林の特例」とは、同法第69条の5第1項に規定する特定計画山林の特例を、「特定事業用資産の特例」とは、所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法（「旧租税特別措置法」といいます。）第69条の5第1項に規定する特定事業用資産の特例をいいます。

2 「3 特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林等の調整限度額の計算」

「(1) 小規模宅地等の特例の適用を受ける面積」の「②特例の適用を受ける面積」の計算は、次の算式により計算します。

$$\text{【特定居住用宅地等の面積】} \times \frac{5}{3} + \left[\begin{array}{l} \text{特定事業用宅地等及び} \\ \text{特定同族会社事業用宅} \\ \text{地等の面積の合計} \end{array} \right] + \text{【貸付事業用宅地等の面積】} \times 2$$

(注) 上記の【特定居住用宅地等の面積】、【特定事業用宅地等及び特定同族会社事業用宅地等の面積の合計】及び【貸付事業用宅地等の面積】とは、申告書第11表・11の2表の付表1の「○「限度面積要件」の判定」欄の① 特定居住用宅地等の①欄の面積、② 特定事業用宅地等及び③ 特定同族会社事業用宅地等の①欄の面積の合計及び④ 貸付事業用宅地等の①欄の面積です。

(令元.7)

改正後

相続税の修正申告書(続)

○フリガナは、必ず記入してください。

財産を取得した人		財産を取得した人	
フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
氏名			
個人番号又は法人番号			
生年月日	年 月 日(年齢 歳)	年 月 日(年齢 歳)	年 月 日(年齢 歳)
住所 (電話番号)	(- -) (- -)	(- -) (- -)	(- -) (- -)
被相続人との続柄			
職業			
取得原因	相続・遺贈・相続時特精算課税に係る贈与	相続・遺贈・相続時特精算課税に係る贈与	
※整理番号			
区分	修正前の課税額	修正額	修正する額
取得財産の価額(第11表①)			
相続時特精算課税適用財産の価額(第11の2表1①)			
償状及び葬式費用の金額(第11の2表1②)			
債務及び葬式費用の金額(第13表3①)			
純資産価額(①-②-③) (赤字のときは0)			
課税標準(④+⑤) (1,000円未満切捨て)	,000	,000	,000
法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額	相 続 税 の 総 額		
相 続 税 の 総 額			
一般の場合 (⑦の場合を除く)	円	円	円
一般の場合 (⑦の場合を除く)	円	円	円
土地等納税の特例を受ける場合	円	円	円
土地等納税の特例を受ける場合	円	円	円
計	円	円	円
税額控除			
配当者の税額軽減額(第5表⑨又は⑩)			
未成年者控除額(第6表1②又は③)			
障害者控除額(第6表2②、③又は④)			
相次相続控除額(第7表⑬又は⑭)			
外国税額控除額(第8表1⑤)			
計			
⑬+⑭+⑮+⑯又は⑰+⑱-⑲ (赤字のときは0)	00	00	00
医療法人持分税額控除額(第8の4表2B)			
小計(⑲-⑳-㉑) (赤字のときは0)	00	00	00
納税額(第9の8表⑧)	00	00	00
申告期限までに納税額を納付する額(㉒-㉓)	△	△	△

○この申告書は黒ボールペンで記入してください。

改正前

相続税の修正申告書(続)

○フリガナは、必ず記入してください。

財産を取得した人		財産を取得した人	
フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
氏名			
個人番号又は法人番号			
生年月日	年 月 日(年齢 歳)	年 月 日(年齢 歳)	年 月 日(年齢 歳)
住所 (電話番号)	(- -) (- -)	(- -) (- -)	(- -) (- -)
被相続人との続柄			
職業			
取得原因	相続・遺贈・相続時特精算課税に係る贈与	相続・遺贈・相続時特精算課税に係る贈与	
※整理番号			
区分	修正前の課税額	修正額	修正する額
取得財産の価額(第11表①)			
相続時特精算課税適用財産の価額(第11の2表1①)			
償状及び葬式費用の金額(第11の2表1②)			
債務及び葬式費用の金額(第13表3①)			
純資産価額(①-②-③) (赤字のときは0)			
課税標準(④+⑤) (1,000円未満切捨て)	,000	,000	,000
法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額	相 続 税 の 総 額		
相 続 税 の 総 額			
一般の場合 (⑦の場合を除く)	円	円	円
一般の場合 (⑦の場合を除く)	円	円	円
土地等納税の特例を受ける場合	円	円	円
土地等納税の特例を受ける場合	円	円	円
計	円	円	円
税額控除			
配当者の税額軽減額(第5表⑨又は⑩)			
未成年者控除額(第6表1②又は③)			
障害者控除額(第6表2②、③又は④)			
相次相続控除額(第7表⑬又は⑭)			
外国税額控除額(第8表1⑤)			
計			
⑬+⑭+⑮+⑯又は⑰+⑱-⑲ (赤字のときは0)	00	00	00
医療法人持分税額控除額(第8の4表2B)			
小計(⑲-⑳-㉑) (赤字のときは0)	00	00	00
納税額(第9の8表⑧)	00	00	00
申告期限までに納税額を納付する額(㉒-㉓)	△	△	△

○この申告書は黒ボールペンで記入してください。

改正後

改正前

医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書

この計算書は、医療法人の持分についての納税猶予及び免除又は医療法人の持分についての税額控除の適用を受ける人（以下この表において「医療法人持分相続人等」と表記します。）が、相続税の修正申告書において、医療法人の持分に係る納税猶予税額（医療法人持分納税猶予税額）又は税額控除額（医療法人持分税額控除額）を算出するために使用します。

1 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の基となる相続税の総額の計算

Table with 5 columns: 区分, 修正前の課税額, 修正申告額, 修正する額(修正申告額), 修正する額(修正申告額). Rows include medical corporation shares, inheritance tax, and specific value-based calculations.

2 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算

Table with 5 columns: 法定相続人の氏名, 法定相続分, 法定相続分に応ずる取得金額, 相続税の総額(第2表の「連算表」で計算します。), 相続税の総額. Includes a summary row for the total inheritance tax.

(注) 1 ③欄の「修正申告書第1表の(①)+(②)」の金額は、医療法人持分相続人等が租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける場合は、「修正申告書第3表・第8表2の1の①欄」の金額となります。また、④欄の「修正申告書第1表の⑥欄」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合には、「修正申告書第3表・第8表2の1の②欄」の金額となります。

2 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算

Table with 5 columns: 区分, 修正前の課税額, 修正申告額, 修正する額(修正申告額), 修正する額(修正申告額). Rows include medical corporation shares, specific value-based calculations, and special provisions for medical corporations.

Table with 5 columns: 区分, 修正前の課税額, 修正申告額, 修正する額(修正申告額), 修正する額(修正申告額). Rows include medical corporation shares, specific value-based calculations, and special provisions for medical corporations.

(注) 1 ⑤欄の修正前の「修正申告書第1表の⑤」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、医療法人持分相続人等の「修正申告書第1表の⑤」の金額となります。また、その算出した⑤欄のA又はB欄の金額を医療法人持分相続人等の修正申告書第8表の8欄の「医療法人持分納税猶予税額」又は「医療法人持分税額控除額」欄に記載します。なお、医療法人持分相続人等が、他の相続税の納税猶予等の適用を受ける場合には、修正申告書第8表の7表の②欄のA又はB欄の金額を医療法人持分相続人等の修正申告書第8表の8欄の「医療法人持分納税猶予税額」又は「医療法人持分税額控除額」欄に記載します。

Summary table with columns: 寄附者管理欄, 入力, 確認.

※の項目は記載する必要はありません

医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書

この計算書は、医療法人の持分についての納税猶予及び免除又は医療法人の持分についての税額控除の適用を受ける人（以下この表において「医療法人持分相続人等」と表記します。）が、相続税の修正申告書において、医療法人の持分に係る納税猶予税額（医療法人持分納税猶予税額）又は税額控除額（医療法人持分税額控除額）を算出するために使用します。

1 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の基となる相続税の総額の計算

Table with 5 columns: 区分, 修正前の課税額, 修正申告額, 修正する額(修正申告額), 修正する額(修正申告額). Rows include medical corporation shares, inheritance tax, and specific value-based calculations.

2 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算

Table with 5 columns: 法定相続人の氏名, 法定相続分, 法定相続分に応ずる取得金額, 相続税の総額(第2表の「連算表」で計算します。), 相続税の総額. Includes a summary row for the total inheritance tax.

(注) 1 ③欄の「修正申告書第1表の(①)+(②)」の金額は、医療法人持分相続人等が租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける場合は、「修正申告書第3表・第8表2の1の①欄」の金額となります。また、④欄の「修正申告書第1表の⑥欄」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合には、「修正申告書第3表・第8表2の1の②欄」の金額となります。

2 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算

Table with 5 columns: 区分, 修正前の課税額, 修正申告額, 修正する額(修正申告額), 修正する額(修正申告額). Rows include medical corporation shares, specific value-based calculations, and special provisions for medical corporations.

Table with 5 columns: 区分, 修正前の課税額, 修正申告額, 修正する額(修正申告額), 修正する額(修正申告額). Rows include medical corporation shares, specific value-based calculations, and special provisions for medical corporations.

(注) ⑤欄の修正前の「修正申告書第1表の⑤」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、医療法人持分相続人等の「修正申告書第1表の⑤」の金額となります。また、その算出した⑤欄のA又はB欄の金額を医療法人持分相続人等の修正申告書第8表の8欄の「医療法人持分納税猶予税額」又は「医療法人持分税額控除額」欄に記載します。なお、医療法人持分相続人等が、他の相続税の納税猶予等の適用を受ける場合には、修正申告書第8表の7表の②欄のA又はB欄の金額を医療法人持分相続人等の修正申告書第8表の8欄の「医療法人持分納税猶予税額」又は「医療法人持分税額控除額」欄に記載します。

Summary table with columns: 寄附者管理欄, 入力, 確認.

※の項目は記載する必要はありません

改正後

納税猶予税額等の調整計算書

この計算書は、次の相続税の特例のうち2以上の特例の適用を受ける人（以下この表において「相続人等」と表記しています。）が、相続税の修正申告において、特例ごとの納税猶予税額又は税額控除額の調整の計算のために使用します。
・ 農地等についての納税猶予及び免除等（租税特別措置法第70条の6第1項）
・ 非上場株式会社等についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の2第1項又は第70条の7の4第1項）
・ 非上場株式会社等についての納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項）
・ 山林についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の6第1項）
・ 医療法人の持分についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の12第1項）又は医療法人の持分についての税額控除（租税特別措置法第70条の7の13第1項）
・ 特定美術品についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の7第1項）
・ 個人の事業用資産等についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の10第1項）

1 調整前納税猶予税額等の明細

Table with columns: 区分, 修正前の課税額, 修正申告額, 修正する額(①-②), 円, 円, 円. Rows include adjustments for agricultural land, corporations, special corporations, forests, medical corporations, art objects, and business assets.

(注) ③欄の金額が②欄の金額を超える場合（「③>②」の場合）は、「2 各納税猶予税額等の調整」欄を記入します。なお、③欄の金額が②欄の金額以下の場合（「③<②」の場合）は、「2 各納税猶予税額等の調整」欄は記入を要しません。

2 各納税猶予税額等の調整

Table with columns: 区分, 修正前の課税額, 修正申告額, 修正する額(①-②), 円, 円, 円. Rows show adjustments for agricultural land, corporations, special corporations, forests, medical corporations, art objects, and business assets.

3 納税猶予税額等

Table with columns: 区分, 修正前の課税額, 修正申告額, 修正する額(①-②), 円, 円, 円. Rows include adjustments for agricultural land, corporations, special corporations, forests, medical corporations, art objects, and business assets.

(注) 1 ①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦欄の各欄の「①修正前の課税額」欄には、この修正申告による修正前の課税額を、「②修正申告額」欄には、1又は2により算出した納税猶予税額等を記入します。
2 ①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦欄の各欄の「③修正前の課税額」欄には、相続人等の修正申告書の8表の「農地等納税猶予税額」、「株式等納税猶予税額」、「特例株式会社等納税猶予税額」、「山林納税猶予税額」、「医療法人持分納税猶予税額」、「③」欄の金額に、①又は②の「医療法人持分納税猶予税額」又は「事業用資産納税猶予税額」欄に記入された金額を加算して記入します。
3 ③欄の「③修正申告額」欄は、③欄の「③修正申告額」欄の金額を、1又は2の欄の金額に、1又は2の欄の金額を加算して記入します。なお、2の欄の場合には、放棄の意思（1又は2の欄の「④」のとき又は③欄の「④修正申告額」欄の金額を、(1)のとき又は③欄の「④修正申告額」欄の金額に基づき算出した第8の4表の付表のFの金額を、それぞれのB欄に転記します。

改正前

納税猶予税額等の調整計算書

この計算書は、次の相続税の特例のうち2以上の特例の適用を受ける人（以下この表において「相続人等」と表記しています。）が、相続税の修正申告において、特例ごとの納税猶予税額又は税額控除額の調整の計算のために使用します。
・ 農地等についての納税猶予及び免除等（租税特別措置法第70条の6第1項）
・ 非上場株式会社等についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の2第1項又は第70条の7の4第1項）
・ 非上場株式会社等についての納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項）
・ 山林についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の6第1項）
・ 医療法人の持分についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の12第1項）又は医療法人の持分についての税額控除（租税特別措置法第70条の7の13第1項）
・ 特定美術品についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の7第1項）
・ 個人の事業用資産等についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の10第1項）

1 調整前納税猶予税額等の明細

Table with columns: 区分, 修正前の課税額, 修正申告額, 修正する額(①-②), 円, 円, 円. Rows include adjustments for agricultural land, corporations, special corporations, forests, medical corporations, art objects, and business assets.

(注) ③欄の金額が②欄の金額を超える場合（「③>②」の場合）は、「2 各納税猶予税額等の調整」欄を記入します。なお、③欄の金額が②欄の金額以下の場合（「③<②」の場合）は、「2 各納税猶予税額等の調整」欄は記入を要しません。

2 各納税猶予税額等の調整

Table with columns: 区分, 修正前の課税額, 修正申告額, 修正する額(①-②), 円, 円, 円. Rows show adjustments for agricultural land, corporations, special corporations, forests, medical corporations, art objects, and business assets.

3 納税猶予税額等

Table with columns: 区分, 修正前の課税額, 修正申告額, 修正する額(①-②), 円, 円, 円. Rows include adjustments for agricultural land, corporations, special corporations, forests, medical corporations, art objects, and business assets.

(注) 1 ①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦欄の各欄の「①修正前の課税額」欄には、この修正申告による修正前の課税額を、「②修正申告額」欄には、1又は2により算出した納税猶予税額等を記入します。
2 ①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦欄の各欄の「③修正前の課税額」欄には、相続人等の修正申告書の8表の「農地等納税猶予税額」、「株式等納税猶予税額」、「特例株式会社等納税猶予税額」、「山林納税猶予税額」、「医療法人持分納税猶予税額」、「③」欄の金額に、①又は②の「医療法人持分納税猶予税額」又は「事業用資産納税猶予税額」欄に記入された金額を加算して記入します。
3 ③欄の「③修正申告額」欄は、③欄の「③修正申告額」欄の金額を、1又は2の欄の金額に、1又は2の欄の金額を加算して記入します。なお、2の欄の場合には、放棄の意思（1又は2の欄の「④」のとき又は③欄の「④修正申告額」欄の金額を、(1)のとき又は③欄の「④修正申告額」欄の金額に基づき算出した第8の4表の付表のFの金額を、それぞれのB欄に転記します。

第8の7表(修正申告用) (平成31年1月分以降用)

第8の7表(修正申告用) (平成31年1月分以降用)

改正後

改正前

相続税法第49条第1項の規定に基づく開示請求書

相続税法第49条第1項の規定に基づく開示請求書

税務署長 _____ 令和 年 月 日

【代理人記入欄】

住所 _____

氏名 _____

連絡先 _____

開示請求者 住所又は居所 (所在地) _____ 〒 _____

連絡先 _____ 電話番号(携帯電話等) _____

フリガナ _____

氏名又は名称 _____

個人番号 _____

生年月日 _____ 被相続人との続柄 _____

税務署長 _____ 令和 年 月 日

【代理人記入欄】

住所 _____

氏名 _____

連絡先 _____

開示請求者 住所又は居所 (所在地) _____ 〒 _____

フリガナ _____

氏名又は名称 _____

個人番号 _____

生年月日 _____ 被相続人との続柄 _____

私は、相続税法第49条第1項の規定に基づき、下記1の開示対象者が平成15年1月1日以後に下記2の被相続人からの贈与により取得した財産で、当該相続の開始前3年以内に取得したもの又は同法第21条の9第3項の規定を受けたものに係る贈与税の課税価格の合計額について開示の請求をします。

私は、相続税法第49条第1項の規定に基づき、下記1の開示対象者が平成15年1月1日以後に下記2の被相続人からの贈与により取得した財産で、当該相続の開始前3年以内に取得したもの又は同法第21条の9第3項の規定を受けたものに係る贈与税の課税価格の合計額について開示の請求をします。

1 開示対象者に関する事項

住所又は居所 (所在地)				
過去の住所等				
フリガナ				
氏名又は名称 (旧姓)				
生年月日				
被相続人との続柄				

1 開示対象者に関する事項

住所又は居所 (所在地)				
過去の住所等				
フリガナ				
氏名又は名称 (旧姓)				
生年月日				
被相続人との続柄				

2 被相続人に関する事項

住所又は居所	
過去の住所等	
フリガナ	
氏名	
生年月日	
相続開始年月日	平成・令和 年 月 日

3 継承された者(相続時精算課税選択届出者)に関する事項

住所又は居所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	
相続開始年月日	平成・令和 年 月 日
精算課税適用者である旨の記載	上記の者は、相続時精算課税選択届出書を _____ 署へ提出しています。

2 被相続人に関する事項

住所又は居所	
過去の住所等	
フリガナ	
氏名	
生年月日	
相続開始年月日	平成・令和 年 月 日

3 継承された者(相続時精算課税選択届出者)に関する事項

住所又は居所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	
相続開始年月日	平成・令和 年 月 日
精算課税適用者である旨の記載	上記の者は、相続時精算課税選択届出書を _____ 署へ提出しています。

4 開示の請求をする理由 (該当する口に✓印を記入してください。)

相続税の 期限内申告 期限後申告 修正申告 更正の請求 に必要なため

4 開示の請求をする理由 (該当する口に✓印を記入してください。)

相続税の 期限内申告 期限後申告 修正申告 更正の請求 に必要なため

5 遺産分割に関する事項 (該当する口に✓印を記入してください。)

相続財産の全部について分割済 (遺産分割協議書又は遺言書の写しを添付してください。)

相続財産の一部について分割済 (遺産分割協議書又は遺言書の写しを添付してください。)

相続財産の全部について未分割

5 遺産分割に関する事項 (該当する口に✓印を記入してください。)

相続財産の全部について分割済 (遺産分割協議書又は遺言書の写しを添付してください。)

相続財産の一部について分割済 (遺産分割協議書又は遺言書の写しを添付してください。)

相続財産の全部について未分割

6 添付書類等 (添付した書類又は該当項目の全ての口に✓印を記入してください。)

遺産分割協議書の写し 戸籍の謄(抄)本 遺言書の写し 住民票の写し

その他 ()

私は、相続時精算課税選択届出書を _____ 署へ提出しています。

6 添付書類等 (添付した書類又は該当項目の全ての口に✓印を記入してください。)

遺産分割協議書の写し 戸籍の謄(抄)本 遺言書の写し 住民票の写し

その他 ()

私は、相続時精算課税選択届出書を _____ 署へ提出しています。

7 開示書の受領方法 (希望される口に✓印を記入してください。)

直接受領(交付時に請求者又は代理人であることを確認する必要があります。)

送付受領(請求時に返信用切手、封筒及び住民票の写し等が必要となります。)

7 開示書の受領方法 (希望される口に✓印を記入してください。)

直接受領(交付時に請求者又は代理人であることを確認する必要があります。)

送付受領(請求時に返信用切手、封筒及び住民票の写し等が必要となります。)

※ 税務署整理欄 (記入しないでください。)

番号確認	身元確認	確認書類	個人番号カード / 通知カード・運転免許証	その他 ()	確認者
	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済				
委任の確認	開示請求者への確認	(. . .)	委任状の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ()	

※ 税務署整理欄 (記入しないでください。)

番号確認	身元確認	確認書類	個人番号カード / 通知カード・運転免許証	その他 ()	確認者
	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済				
委任の確認	開示請求者への確認	(. . .)	委任状の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ()	

改正後

書きかた等(開示請求書)

- 「開示請求者」欄には、開示請求者の住所又は居所(所在地)、フリガナ・氏名(名称)、個人番号、生年月日及び被相続人との続柄(長男、長女等)を記入してください。
なお、相続税法第21条の17又は第21条の18の規定により相続時精算課税適用者から納税に係る権利又は利又は義務を承継したことにより開示の請求を行った場合において、その承継する者が2名以上いるときは、本開示請求書を連名で提出しなければなりません。この場合は、開示請求者の代表者の方を本開示請求書の「開示請求者」欄に記入し、他の開示請求者の方は開示請求書付表(「相続税法第49条第1項の規定に基づく開示請求書付表」)の「【開示請求者】(開示請求者が2人以上の場合に記入してください)」欄に記入してください(開示書は代表者に交付することになります)。
- 「1 開示対象者に関する事項」欄には、贈与税の課税価格の開示を求める方(開示対象者)の住所又は居所(所在地)、過去の住所等、フリガナ・氏名又は名称(氏名については旧姓も記入してください。)、生年月日及び被相続人との続柄(長男、長女等)を記入してください。
なお、開示対象者が5名以上いる場合は、5日目以降を開示請求書付表の「1 開示対象者に関する事項(開示対象者が5人以上の場合に記入してください)」欄に記入してください。
(注)「1 開示対象者に関する事項」欄には、相続又は遺贈(被相続人から取得した財産で相続税法第21条の9第3項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含みます。)により財産を取得した全ての方を記入してください(開示請求者を除きます。)
- 「2 被相続人に関する事項」欄には、被相続人の住所又は居所、過去の住所等、フリガナ・氏名、生年月日及び相続開始年月日(死亡年月日)を記入してください。
- 「3 承継された者(相続時精算課税選択届出者)に関する事項」欄には、相続税法第21条の17又は第21条の18の規定により納税に係る権利又は義務を承継された者の死亡時の住所又は居所、フリガナ・氏名、生年月日、相続開始年月日(死亡年月日)及び「精算課税適用者である旨の記載」欄に相続時精算課税選択届出書を提出した税務署名を記入してください。
- 「4 開示の請求をする理由」欄及び「5 遺産分割に関する事項」欄は、該当する□にレ印を記入してください。
- 「6 添付書類等」欄には、添付している書類の□にレ印を記入してください。
なお、添付書類は、開示請求者及び開示対象者が相続等により財産を取得したことを証する書類として、下記ものを提出してください。
(1) 全部分割の場合：遺産分割協議書の写し
(2) 遺言書がある場合：開示請求者及び開示対象者に関する遺言書の写し
(3) 上記以外の場合：開示請求者及び開示対象者に係る戸籍の謄(抄)本
開示請求者が被相続人を特定贈与者とする相続時精算課税適用者である場合には、「私は、相続時精算課税選択届出書を_____署へ提出しています。」の前の□にレ印を記入するとともに相続時精算課税選択届出書を提出した税務署名を記入してください。
開示請求者が承継した者である場合には、承継した者全員の戸籍の謄(抄)本も提出してください。
- 「7 開示書の受領方法」欄には、希望される受領方法の□にレ印を記入してください。
なお、「直接受領」の場合は、受領時に開示請求者本人又は代理人本人であることを確認するもの(運転免許証など)が必要となります(代理人が「直接受領」をする場合は、開示請求者の委任状も必要となります)。
「送付受領」の場合には、開示請求時に返信用切手、封筒及び住民票の写し等の住所を確認できるものを提出してください。
(注)「送付受領」の場合の送付先は、開示請求者本人の住所となります。
- この請求書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない(複写により控えを保管する場合は、個人番号が複写されない措置を講ずる)など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

改正前

書きかた等(開示請求書)

- 「開示請求者」欄には、開示請求者の住所又は居所(所在地)、フリガナ・氏名(名称)、個人番号、生年月日及び被相続人との続柄(長男、長女等)を記入してください。
なお、相続税法第21条の17又は第21条の18の規定により相続時精算課税適用者から納税に係る権利又は義務を承継したことにより開示の請求を行った場合において、その承継する者が2名以上いるときは、本開示請求書を連名で提出しなければなりません。この場合は、開示請求者の代表者の方を本開示請求書の「開示請求者」欄に記入し、他の開示請求者の方は開示請求書付表(「相続税法第49条第1項の規定に基づく開示請求書付表」)の「【開示請求者】(開示請求者が2人以上の場合に記入してください)」欄に記入してください(開示書は代表者に交付することになります)。
- 「1 開示対象者に関する事項」欄には、贈与税の課税価格の開示を求める方(開示対象者)の住所又は居所(所在地)、過去の住所等、フリガナ・氏名又は名称(氏名については旧姓も記入してください。)、生年月日及び被相続人との続柄(長男、長女等)を記入してください。
なお、開示対象者が5名以上いる場合は、5日目以降を開示請求書付表の「1 開示対象者に関する事項(開示対象者が5人以上の場合に記入してください)」欄に記入してください。
(注)「1 開示対象者に関する事項」欄には、相続又は遺贈(被相続人から取得した財産で相続税法第21条の9第3項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含みます。)により財産を取得した全ての方を記入してください(開示請求者を除きます。)
- 「2 被相続人に関する事項」欄には、被相続人の住所又は居所、過去の住所等、フリガナ・氏名、生年月日及び相続開始年月日(死亡年月日)を記入してください。
- 「3 承継された者(相続時精算課税選択届出者)に関する事項」欄には、相続税法第21条の17又は第21条の18の規定により納税に係る権利又は義務を承継された者の死亡時の住所又は居所、フリガナ・氏名、生年月日、相続開始年月日(死亡年月日)及び「精算課税適用者である旨の記載」欄に相続時精算課税選択届出書を提出した税務署名を記入してください。
- 「4 開示の請求をする理由」欄及び「5 遺産分割に関する事項」欄は、該当する□にレ印を記入してください。
- 「6 添付書類等」欄には、添付している書類の□にレ印を記入してください。
なお、添付書類は、開示請求者及び開示対象者が相続等により財産を取得したことを証する書類として、下記ものを提出してください。
(1) 全部分割の場合：遺産分割協議書の写し
(2) 遺言書がある場合：開示請求者及び開示対象者に関する遺言書の写し
(3) 上記以外の場合：開示請求者及び開示対象者に係る戸籍の謄(抄)本
開示請求者が被相続人を特定贈与者とする相続時精算課税適用者である場合には、「私は、相続時精算課税選択届出書を_____署へ提出しています。」の前の□にレ印を記入するとともに相続時精算課税選択届出書を提出した税務署名を記入してください。
開示請求者が承継した者である場合には、承継した者全員の戸籍の謄(抄)本も提出してください。
- 「7 開示書の受領方法」欄には、希望される受領方法の□にレ印を記入してください。
なお、「直接受領」の場合は、受領時に開示請求者本人又は代理人本人であることを確認するもの(運転免許証など)が必要となります(代理人が「直接受領」をする場合は、開示請求者の委任状も必要となります)。
「送付受領」の場合には、開示請求時に返信用切手、封筒及び住民票の写し等の住所を確認できるものを提出してください。
(注)「送付受領」の場合の送付先は、開示請求者本人の住所となります。
- この請求書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない(複写により控えを保管する場合は、個人番号が複写されない措置を講ずる)など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

改正後

改正前

事業用資産納税猶予税額の計算書（別表）

事業用資産納税猶予税額の計算書（別表）

特例事業受贈者の氏名		この別表は、「事業用資産納税猶予税額の計算書（暦年課税）」若しくは「事業用資産納税猶予税額の計算書（相続時精算課税）」を2以上作成する場合又は「事業用資産納税猶予税額の計算書（暦年課税）」及び「事業用資産納税猶予税額の計算書（相続時精算課税）」をいずれも作成する場合に使用します。	
1 暦年課税を適用する事業用資産納税猶予税額の計算 この欄は、「事業用資産納税猶予税額の計算書（暦年課税）」を2以上作成する場合に記入します。			
(1) あん分前の事業用資産納税猶予税額の計算			
① 各「特定事業用資産等の明細書（暦年課税）」の「C」欄の価額の合計額		円	
② 基礎控除額		1,100,000	
③ ②の控除後の課税価格（①-②）（1,000円未満切捨て）		,000	
④ ③に対する税額（申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特例税率により計算します。）			
(2) あん分後の事業用資産納税猶予税額の計算			
① 贈与者ごとの事業用資産納税猶予税額の計算			
贈与者の氏名		事業用資産納税猶予税額の計算（100円未満切捨て）	
イ	上記1の④×	イの贈与者に係る「特定事業用資産等の明細書（暦年課税）」の「C」欄の価額 _____ 上記1の①欄の価額	円 00
ロ	上記1の④×	ロの贈与者に係る「特定事業用資産等の明細書（暦年課税）」の「C」欄の価額 _____ 上記1の①欄の価額	円 00
ハ	上記1の④×	ハの贈与者に係る「特定事業用資産等の明細書（暦年課税）」の「C」欄の価額 _____ 上記1の①欄の価額	円 00
② あん分後の事業用資産納税猶予税額（イ+ロ+ハ）		A	00
(注) 1 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に贈与者ごとの事業用資産納税猶予税額を記載し添付してください。 2 A欄の金額を3の③欄に転記します。			
2 相続時精算課税を適用する事業用資産納税猶予税額 この欄は、「事業用資産納税猶予税額の計算書（相続時精算課税）」を2以上作成する場合に記入します。			
各「事業用資産納税猶予税額の計算書（相続時精算課税）」の2の④欄の金額の合計額		B	00
(注) B欄の金額を3の②欄に転記します。			
3 事業用資産納税猶予税額の合計額			
① 暦年課税の適用に係る事業用資産納税猶予税額（Aの金額）			00
② 相続時精算課税の適用に係る事業用資産納税猶予税額（Bの金額）			00
③ 合計（①+②）			00
(注) ③欄の事業用資産納税猶予税額を「申告書第一表」の③欄に記載します。			
※ 税務署整理欄	入力	確認	

（令和元年分以降用）

※欄には記入しないでください。

（資5-11-22-A4統一）（令3.6）

特例事業受贈者の氏名		この別表は、「事業用資産納税猶予税額の計算書（暦年課税）」若しくは「事業用資産納税猶予税額の計算書（相続時精算課税）」を2以上作成する場合又は「事業用資産納税猶予税額の計算書（暦年課税）」及び「事業用資産納税猶予税額の計算書（相続時精算課税）」をいずれも作成する場合に使用します。	
1 暦年課税を適用する事業用資産納税猶予税額の計算 この欄は、「事業用資産納税猶予税額の計算書（暦年課税）」を2以上作成する場合に記入します。			
(1) あん分前の事業用資産納税猶予税額の計算			
① 各「特定事業用資産等の明細書（暦年課税）」の「C」欄の価額の合計額		円	
② 基礎控除額		1,100,000	
③ ②の控除後の課税価格（①-②）（1,000円未満切捨て）		,000	
④ ③に対する税額（申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特例税率により計算します。）		00	
(2) あん分後の事業用資産納税猶予税額の計算			
① 贈与者ごとの事業用資産納税猶予税額の計算			
贈与者の氏名		事業用資産納税猶予税額の計算（100円未満切捨て）	
イ	上記1の④×	イの贈与者に係る「特定事業用資産等の明細書（暦年課税）」の「C」欄の価額 _____ 上記1の①欄の価額	円 00
ロ	上記1の④×	ロの贈与者に係る「特定事業用資産等の明細書（暦年課税）」の「C」欄の価額 _____ 上記1の①欄の価額	円 00
ハ	上記1の④×	ハの贈与者に係る「特定事業用資産等の明細書（暦年課税）」の「C」欄の価額 _____ 上記1の①欄の価額	円 00
② あん分後の事業用資産納税猶予税額（イ+ロ+ハ）		A	00
(注) 1 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に贈与者ごとの事業用資産納税猶予税額を記載し添付してください。 2 A欄の金額を3の③欄に転記します。			
2 相続時精算課税を適用する事業用資産納税猶予税額 この欄は、「事業用資産納税猶予税額の計算書（相続時精算課税）」を2以上作成する場合に記入します。			
各「事業用資産納税猶予税額の計算書（相続時精算課税）」の2の④欄の金額の合計額		B	00
(注) B欄の金額を3の②欄に転記します。			
3 事業用資産納税猶予税額の合計額			
① 暦年課税の適用に係る事業用資産納税猶予税額（Aの金額）			00
② 相続時精算課税の適用に係る事業用資産納税猶予税額（Bの金額）			00
③ 合計（①+②）			00
(注) ③欄の事業用資産納税猶予税額を「申告書第一表」の③欄に記載します。			
※ 税務署整理欄	入力	確認	

（令和元年分以降用）

※欄には記入しないでください。

（資5-11-22-A4統一）（令元.10）

改 正 後

改 正 前

税務署
受付印

税務署
受付印

事業の譲渡等に伴う教育資金管理契約に関する事務の移管の届出書

事業の譲渡等に伴う教育資金管理契約に関する事務の移管の届出書

税務署長

税務署長

令和____年____月____日

令和____年____月____日

移 管 先 の 営 業 所 等	名 称	
	所 在 地	
	法 人 番 号	
	営 業 所 等 の 長	

移 管 先 の 営 業 所 等	名 称	
	所 在 地	
	法 人 番 号	
	営 業 所 等 の 長	

次の受贈者の教育資金管理契約につき、令和____年____月____日付で当該契約に関する事務の全部が移管されたので、租税特別措置法施行令第40条の4の3第39項の規定に基づき届出書を提出します。

次の受贈者の教育資金管理契約につき、令和____年____月____日付で当該契約に関する事務の全部が移管されたので、租税特別措置法施行令第40条の4の3第35項の規定に基づき届出書を提出します。

受 贈 者	ふりがな			
	氏 名			
	住所又は居所			
	生 年 月 日	昭・平・令		
移管をした 取扱金融機関 の 営 業 所 等	名 称			
	所 在 地			
既に提出した 教育資金非課 税申告書又は 追加教育資金 非課税申告書	非課税抛金額	取扱金融機関の営業所等		提出先の税務署
		名称	所在地	
				税務署
(摘要)				

受 贈 者	ふりがな			
	氏 名			
	住所又は居所			
	生 年 月 日	昭・平・令		
移管をした 取扱金融機関 の 営 業 所 等	名 称			
	所 在 地			
既に提出した 教育資金非課 税申告書又は 追加教育資金 非課税申告書	非課税抛金額	取扱金融機関の営業所等		提出先の税務署
		名称	所在地	
				税務署
(摘要)				

税務署整理欄	※ 非課税番号	※ 入力	※ 確認	※ 番号確認

税務署整理欄	※ 非課税番号	※ 入力	※ 確認	※ 番号確認

※欄は使用しないでください。

※欄は使用しないでください。

改正後

備考

- 1 この届出書は、事業の譲渡若しくは合併若しくは分割又は取扱金融機関の営業所等の新設若しくは廃止若しくは業務を行う区域の変更（以下「事業の譲渡等」という。）により、教育資金非課税申告書を提出した受贈者に係る教育資金管理契約に関する事務の全部がその事業の譲渡を受けた受託者、銀行等若しくは金融商品取引業者（以下「金融機関」という。）の合併により設立した金融機関若しくはその合併後存続する金融機関若しくはその分割により資産及び負債の移転を受けた金融機関の営業所、事務所その他これらに準ずるもの又は同一の金融機関の他の営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下「移管先の営業所等」という。）に移管された場合に、租税特別措置法施行令第40条の4の3第39項の規定に基づき、当該移管先の営業所等の長が、その旨その他租税特別措置法施行規則第23条の5の3第21項に定める事項を記載した書類を当該移管先の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出するときに使用する。
- 2 この届出書の記載要領は、次による。
- (1) 「移管先の営業所等」の欄の「名称」の項には、事業の譲渡等により教育資金管理契約に関する事務の全部の移管がされた移管先の営業所等の名称を「何銀行何支店」のように記載すること。
- なお、「法人番号」の項には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。
- (2) 「受贈者」の欄の「氏名」、「住所又は居所」及び「生年月日」の項は、この届出書を作成する日の現況により記載すること。
- なお、相続税法の施行地に住所及び居所を有しない場合には、「受贈者」の欄の「住所又は居所」の項には、同法第62条第2項の規定により定めた納税地を記載すること。
- (3) 「移管をした取扱金融機関の営業所等」の欄の「名称」の項には、事業の譲渡等により教育資金管理契約に関する事務の全部の移管をした取扱金融機関の営業所等の名称を「何銀行何支店」のように記載すること。
- (4) 「既に提出した教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書」の欄の
- (イ) 「非課税拠出額」の項には、この届出書の提出前に信託受益権、金銭又は金銭等について教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書（以下「教育資金非課税申告書等」という。）を提出して租税特別措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受けた当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額を記載すること。この場合において、当該信託受益権、金銭又は金銭等について租税特別措置法施行令第40条の4の3第28項に規定する教育資金非課税取消申告書が提出されているときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち、同条第29項の規定により租税特別措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受けた部分の価額に含まれないものとされた価額（以下「非課税拠出額減価額」という。）があるときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等につき教育資金非課税申告書等の提出により同項の規定の適用を受けた部分の価額から当該非課税拠出額減価額を控除した価額を記載するとともに、当該非課税拠出額減価額を「非課税拠出額減価額」の表示をして外書すること。
- (ロ) 「取扱金融機関の営業所等」の「名称」及び「所在地」の項には、上記(4)(イ)の教育資金非課税申告書等に記載した取扱金融機関の営業所等の名称及び所在地を記載すること。
- (5) 「(摘要)」の欄は、上記の記載事項のほか事業の譲渡等の内容など参考となるべき事項を記載するために使用する。

改正前

備考

- 1 この届出書は、事業の譲渡若しくは合併若しくは分割又は取扱金融機関の営業所等の新設若しくは廃止若しくは業務を行う区域の変更（以下「事業の譲渡等」という。）により、教育資金非課税申告書を提出した受贈者に係る教育資金管理契約に関する事務の全部がその事業の譲渡を受けた受託者、銀行等若しくは金融商品取引業者（以下「金融機関」という。）の合併により設立した金融機関若しくはその合併後存続する金融機関若しくはその分割により資産及び負債の移転を受けた金融機関の営業所、事務所その他これらに準ずるもの又は同一の金融機関の他の営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下「移管先の営業所等」という。）に移管された場合に、租税特別措置法施行令第40条の4の3第35項の規定に基づき、当該移管先の営業所等の長が、その旨その他租税特別措置法施行規則第23条の5の3第19項に定める事項を記載した書類を当該移管先の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出するときに使用する。
- 2 この届出書の記載要領は、次による。
- (1) 「移管先の営業所等」の欄の「名称」の項には、事業の譲渡等により教育資金管理契約に関する事務の全部の移管がされた移管先の営業所等の名称を「何銀行何支店」のように記載すること。
- なお、「法人番号」の項には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。
- (2) 「受贈者」の欄の「氏名」、「住所又は居所」及び「生年月日」の項は、この届出書を作成する日の現況により記載すること。
- なお、相続税法の施行地に住所及び居所を有しない場合には、「受贈者」の欄の「住所又は居所」の項には、同法第62条第2項の規定により定めた納税地を記載すること。
- (3) 「移管をした取扱金融機関の営業所等」の欄の「名称」の項には、事業の譲渡等により教育資金管理契約に関する事務の全部の移管をした取扱金融機関の営業所等の名称を「何銀行何支店」のように記載すること。
- (4) 「既に提出した教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書」の欄の
- (イ) 「非課税拠出額」の項には、この届出書の提出前に信託受益権、金銭又は金銭等について教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書（以下「教育資金非課税申告書等」という。）を提出して租税特別措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受けた当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額を記載すること。この場合において、当該信託受益権、金銭又は金銭等について租税特別措置法施行令第40条の4の3第26項に規定する教育資金非課税取消申告書が提出されているときは当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち、同条第27項の規定により租税特別措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受けた部分の価額に含まれないものとされた価額（以下「非課税拠出額減価額」という。）があるときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等につき教育資金非課税申告書等の提出により同項の規定の適用を受けた部分の価額から当該非課税拠出額減価額を控除した価額を記載するとともに、当該非課税拠出額減価額を「非課税拠出額減価額」の表示をして外書すること。
- (ロ) 「取扱金融機関の営業所等」の「名称」及び「所在地」の項には、上記(4)(イ)の教育資金非課税申告書等に記載した取扱金融機関の営業所等の名称及び所在地を記載すること。
- (5) 「(摘要)」の欄は、上記の記載事項のほか事業の譲渡等の内容など参考となるべき事項を記載するために使用する。

改正後

改正前

教育資金非課税に関する租税特別措置法第 70 条の 2 の 2 第 18 項の規定に基づく通知書

教育資金非課税に関する租税特別措置法第 70 条の 2 の 2 第 16 項の規定に基づく通知書

第 _____ 号
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

第 _____ 号
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

〒 _____
所在地 _____
名 称 _____ 殿

〒 _____
所在地 _____
名 称 _____ 殿

_____ 税務署長 印

_____ 税務署長 印

下記 1 の受贈者について、下記 2 の事実を把握したことから、租税特別措置法第 70 条の 2 の 2 第 18 項の規定に基づき通知します。

下記 1 の受贈者について、下記 2 の事実を把握したことから、租税特別措置法第 70 条の 2 の 2 第 16 項の規定に基づき通知します。

記

記

1	受贈者	ふりがな	_____
		氏名	_____
		住所又は居所	_____
		生年月日	昭和・平成・令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
2	事実 (該当する項目に「✓」を付しています。)	イ 受贈者が教育資金の支払に充てるために取扱金融機関の営業所等から払い出した金銭が教育資金の支払に充てられていないこと	<input type="checkbox"/>
		(i) 教育資金の支払に充てられていない金銭の額	_____ 円
		(ii) (i)のうち、租税特別措置法第 70 条の 2 の 2 第 2 項第 1 号ロに規定する学校等以外の者に支払われた金銭の額	_____ 円
		(iii) 記録の訂正が必要となる年分	_____ 年分
		ロ 受贈者の教育資金非課税申告書等が 2 以上の取扱金融機関の営業所等に提出されていること	<input type="checkbox"/>
		(i) 上記の事項に該当する申告書	_____ 申告書
		(ii) (i)の申告書の受理年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
		ハ 受贈者の教育資金非課税申告書等に記載された非課税拠出額が 1,500 万円を超えていること	<input type="checkbox"/>
		(i) 上記の事項に該当する申告書	_____ 申告書
		(ii) (i)の申告書の受理年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
		ニ 受贈者の信託受益権、金銭又は金銭等を取得した日の属する年(贈与年)の前年分の所得税に係る合計所得金額が 1,000 万円を超えていること	<input type="checkbox"/>
		(i) 贈与年に提出された申告書	_____ 申告書
		(ii) (i)の申告書の受理年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
(摘要)			

1	受贈者	ふりがな	_____
		氏名	_____
		住所又は居所	_____
		生年月日	昭和・平成・令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
2	事実 (該当する項目に「✓」を付しています。)	イ 受贈者が教育資金の支払に充てるために取扱金融機関の営業所等から払い出した金銭が教育資金の支払に充てられていないこと	<input type="checkbox"/>
		(i) 教育資金の支払に充てられていない金銭の額	_____ 円
		(ii) (i)のうち、租税特別措置法第 70 条の 2 の 2 第 2 項第 1 号ロに規定する学校等以外の者に支払われた金銭の額	_____ 円
		(iii) 記録の訂正が必要となる年分	_____ 年分
		ロ 受贈者の教育資金非課税申告書等が 2 以上の取扱金融機関の営業所等に提出されていること	<input type="checkbox"/>
		(i) 上記の事項に該当する申告書	_____ 申告書
		(ii) (i)の申告書の受理年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
		ハ 受贈者の教育資金非課税申告書等に記載された非課税拠出額が 1,500 万円を超えていること	<input type="checkbox"/>
		(i) 上記の事項に該当する申告書	_____ 申告書
		(ii) (i)の申告書の受理年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
		ニ 受贈者の信託受益権、金銭又は金銭等を取得した日の属する年(贈与年)の前年分の所得税に係る合計所得金額が 1,000 万円を超えていること	<input type="checkbox"/>
		(i) 贈与年に提出された申告書	_____ 申告書
		(ii) (i)の申告書の受理年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
(摘要)			

(注) 1 上記 2 のイに該当する場合には、租税特別措置法第 70 条の 2 の 2 第 19 項に基づき、同条第 10 項に規定する記録を訂正してください。
2 上記 2 のロ又はハに該当する場合には、ロ又はハに掲げる申告書は同条第 6 項の規定に反して提出又は受理された効力を有しない申告書と認められます。
3 上記 2 のニに該当する場合には、ニに掲げる申告書は同条第 1 項ただし書又は第 4 項ただし書の規定により、効力を有しない申告書と認められます。

(注) 1 上記 2 のイに該当する場合には、租税特別措置法第 70 条の 2 の 2 第 17 項に基づき、同条第 8 項に規定する記録を訂正してください。
2 上記 2 のロ又はハに該当する場合には、ロ又はハに掲げる申告書は同条第 6 項の規定に反して提出又は受理された効力を有しない申告書と認められます。
3 上記 2 のニに該当する場合には、ニに掲げる申告書は同条第 1 項ただし書又は第 4 項ただし書の規定により、効力を有しない申告書と認められます。

(通知用)

(通知用)

改 正 後

教育資金非課税に関する租税特別措置法第70条の2の2第18項の規定に基づく通知書
(通知用)

○ 使用目的

この通知書は、租税特別措置法第70条の2の2第18項各号に掲げる事実を把握した場合に、取扱金融機関の営業所等の長に対し、その旨及び租税特別措置法施行規則第23条の5の3第23項第1号から第3号までに規定する事項を通知するために使用するものである。

改 正 前

教育資金非課税に関する租税特別措置法第70条の2の2第16項の規定に基づく通知書
(通知用)

○ 使用目的

この通知書は、租税特別措置法第70条の2の2第16項各号に掲げる事実を把握した場合に、取扱金融機関の営業所等の長に対し、その旨及び租税特別措置法施行規則第23条の5の3第21項第1号から第3号までに規定する事項を通知するために使用するものである。

改正後

改正前

備考

- 1 この届出書は、事業の譲渡若しくは合併若しくは分割又は取扱金融機関の営業所等の新設若しくは廃止若しくは業務を行う区域の変更（以下「事業の譲渡等」という。）により、結婚・子育て資金非課税申告書を提出した受贈者に係る結婚・子育て資金管理契約に関する事務の全部がその事業の譲渡を受けた受託者、銀行等若しくは金融商品取引業者（以下「金融機関」という。）、その合併により設立した金融機関若しくはその合併後存続する金融機関若しくはその分割により資産及び負債の移転を受けた金融機関の営業所、事務所その他これらに準ずるもの又は同一の金融機関の他の営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下「移管先の営業所等」という。）に移管された場合に、租税特別措置法施行令第40条の4の4第38項の規定に基づき、当該移管先の営業所等の長が、その旨その他租税特別措置法施行規則第23条の5の4第16項に定める事項を記載した書類を当該移管先の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出するときに使用する。
- 2 この届出書の記載要領は、次による。
- (1) 「移管先の営業所等」の欄の「名称」の項には、事業の譲渡等により結婚・子育て資金管理契約に関する事務の全部の移管がされた移管先の営業所等の名称を「何銀行何支店」のように記載すること。
- なお、「法人番号」の項には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。
- (2) 「受贈者」の欄の「氏名」、「住所又は居所」及び「生年月日」の項は、この届出書を作成する日の現況により記載すること。
- なお、相続税法の施行地に住所及び居所を有しない場合には、「受贈者」の欄の「住所又は居所」の項には、同法第62条第2項の規定により定めた納税地を記載すること。
- (3) 「移管をした取扱金融機関の営業所等」の欄の「名称」の項には、事業の譲渡等により結婚・子育て資金管理契約に関する事務の全部の移管をした取扱金融機関の営業所等の名称を「何銀行何支店」のように記載すること。
- (4) 「既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書」の欄の
- (i) 「非課税拠出額」の項には、この届出書の提出前に信託受益権、金銭又は金銭等について結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書（以下「結婚・子育て資金非課税申告書等」という。）を提出して租税特別措置法第70条の2の3第1項本文の規定の適用を受けた当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額を記載すること。この場合において、当該信託受益権、金銭又は金銭等について租税特別措置法施行令第40条の4の4第27項に規定する結婚・子育て資金非課税取消申告書が提出されているときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち、同条第28項の規定により租税特別措置法第70条の2の3第1項本文の規定の適用を受けた部分の価額に含まれないものとされた価額（以下「非課税拠出額減価額」という。）があるときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等につき結婚・子育て資金非課税申告書等の提出により同項の規定の適用を受けた部分の価額から当該非課税拠出額減価額を控除した価額を記載するとともに、当該非課税拠出額減価額を「非課税拠出額減価額」の表示をして外書すること。
- (ii) 「取扱金融機関の営業所等」の「名称」及び「所在地」の項には、上記(4)(i)の結婚・子育て資金非課税申告書等に記載した取扱金融機関の営業所等の名称及び所在地を記載すること。
- (5) 「(摘要)」の欄は、上記の記載事項のほか事業の譲渡等の内容など参考となるべき事項を記載するために使用する。

備考

- 1 この届出書は、事業の譲渡若しくは合併若しくは分割又は取扱金融機関の営業所等の新設若しくは廃止若しくは業務を行う区域の変更（以下「事業の譲渡等」という。）により、結婚・子育て資金非課税申告書を提出した受贈者に係る結婚・子育て資金管理契約に関する事務の全部がその事業の譲渡を受けた受託者、銀行等若しくは金融商品取引業者（以下「金融機関」という。）、その合併により設立した金融機関若しくはその合併後存続する金融機関若しくはその分割により資産及び負債の移転を受けた金融機関の営業所、事務所その他これらに準ずるもの又は同一の金融機関の他の営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下「移管先の営業所等」という。）に移管された場合に、租税特別措置法施行令第40条の4の4第36項の規定に基づき、当該移管先の営業所等の長が、その旨その他租税特別措置法施行規則第23条の5の4第15項に定める事項を記載した書類を当該移管先の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出するときに使用する。
- 2 この届出書の記載要領は、次による。
- (1) 「移管先の営業所等」の欄の「名称」の項には、事業の譲渡等により結婚・子育て資金管理契約に関する事務の全部の移管がされた移管先の営業所等の名称を「何銀行何支店」のように記載すること。
- なお、「法人番号」の項には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。
- (2) 「受贈者」の欄の「氏名」、「住所又は居所」及び「生年月日」の項は、この届出書を作成する日の現況により記載すること。
- なお、相続税法の施行地に住所及び居所を有しない場合には、「受贈者」の欄の「住所又は居所」の項には、同法第62条第2項の規定により定めた納税地を記載すること。
- (3) 「移管をした取扱金融機関の営業所等」の欄の「名称」の項には、事業の譲渡等により結婚・子育て資金管理契約に関する事務の全部の移管をした取扱金融機関の営業所等の名称を「何銀行何支店」のように記載すること。
- (4) 「既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書」の欄の
- (i) 「非課税拠出額」の項には、この届出書の提出前に信託受益権、金銭又は金銭等について結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書（以下「結婚・子育て資金非課税申告書等」という。）を提出して租税特別措置法第70条の2の3第1項本文の規定の適用を受けた当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額を記載すること。この場合において、当該信託受益権、金銭又は金銭等について租税特別措置法施行令第40条の4の4第27項に規定する結婚・子育て資金非課税取消申告書が提出されているときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち、同条第28項の規定により租税特別措置法第70条の2の3第1項本文の規定の適用を受けた部分の価額に含まれないものとされた価額（以下「非課税拠出額減価額」という。）があるときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等につき結婚・子育て資金非課税申告書等の提出により同項の規定の適用を受けた部分の価額から当該非課税拠出額減価額を控除した価額を記載するとともに、当該非課税拠出額減価額を「非課税拠出額減価額」の表示をして外書すること。
- (ii) 「取扱金融機関の営業所等」の「名称」及び「所在地」の項には、上記(4)(i)の結婚・子育て資金非課税申告書等に記載した取扱金融機関の営業所等の名称及び所在地を記載すること。
- (5) 「(摘要)」の欄は、上記の記載事項のほか事業の譲渡等の内容など参考となるべき事項を記載するために使用する。

改正後

結婚・子育て資金非課税に関する租税特別措置法第70条の2の3第17項の規定に基づく通知書

第_____号
令和_____年_____月_____日

〒
所在地_____

名称_____殿

_____税務署長 印

下記1の受贈者について、下記2の事実を把握したことから、租税特別措置法第70条の2の3第17項の規定に基づき通知します。

記

1	受贈者	ふりがな	_____
		氏名	_____
		住所又は居所	_____
		生年月日	昭和・平成 _____年_____月_____日
2	事実 (該当する項目に「✓」を付しています。)	<input type="checkbox"/> イ 受贈者が結婚・子育て資金の支払に充てるために取扱金融機関の営業所等から払い出した金銭が結婚・子育て資金の支払に充てられていないこと (i) 結婚・子育て資金の支払に充てられていない金銭の額 _____円 (ii) (i)のうち、租税特別措置法第70条の2の3第2項第1号イに規定する結婚に際して支出する費用として支払われた金銭の額 _____円 (iii) 記録の訂正が必要となる年分 _____年分	
		<input type="checkbox"/> ロ 受贈者の結婚・子育て資金非課税申告書等が2以上の取扱金融機関の営業所等に提出されていること (i) 上記の事項に該当する申告書 _____申告書 (ii) (i)の申告書の受理年月日 _____年_____月_____日	
		<input type="checkbox"/> ハ 受贈者の結婚・子育て資金非課税申告書等に記載された非課税拠出額が1,000万円を超えていること (i) 上記の事項に該当する申告書 _____申告書 (ii) (i)の申告書の受理年月日 _____年_____月_____日	
		<input type="checkbox"/> ニ 受贈者の信託受益権、金銭又は金銭等を取得した日の属する年(贈与年)の前年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超えていること (i) 贈与年に提出された申告書 _____申告書 (ii) (i)の申告書の受理年月日 _____年_____月_____日	
(摘要)			

(注) 1 上記2のイに該当する場合には、租税特別措置法第70条の2の3第18項に基づき、同条第10項に規定する記録を訂正してください。
2 上記2のロ又はハに該当する場合には、ロ又はハに掲げる申告書は同条第6項の規定に反して提出又は受理された効力を有しない申告書と認められます。
3 上記2のニに該当する場合には、ニに掲げる申告書は同条第1項ただし書又は第4項ただし書の規定により、効力を有しない申告書と認められます。

(資5-72-A 4 統一) (令3.6)

(通知用)

改正前

結婚・子育て資金非課税に関する租税特別措置法第70条の2の3第15項の規定に基づく通知書

第_____号
令和_____年_____月_____日

〒
所在地_____

名称_____殿

_____税務署長 印

下記1の受贈者について、下記2の事実を把握したことから、租税特別措置法第70条の2の3第15項の規定に基づき通知します。

記

1	受贈者	ふりがな	_____
		氏名	_____
		住所又は居所	_____
		生年月日	昭和・平成 _____年_____月_____日
2	事実 (該当する項目に「✓」を付しています。)	<input type="checkbox"/> イ 受贈者が結婚・子育て資金の支払に充てるために取扱金融機関の営業所等から払い出した金銭が結婚・子育て資金の支払に充てられていないこと (i) 結婚・子育て資金の支払に充てられていない金銭の額 _____円 (ii) (i)のうち、租税特別措置法第70条の2の3第2項第1号イに規定する結婚に際して支出する費用として支払われた金銭の額 _____円 (iii) 記録の訂正が必要となる年分 _____年分	
		<input type="checkbox"/> ロ 受贈者の結婚・子育て資金非課税申告書等が2以上の取扱金融機関の営業所等に提出されていること (i) 上記の事項に該当する申告書 _____申告書 (ii) (i)の申告書の受理年月日 _____年_____月_____日	
		<input type="checkbox"/> ハ 受贈者の結婚・子育て資金非課税申告書等に記載された非課税拠出額が1,000万円を超えていること (i) 上記の事項に該当する申告書 _____申告書 (ii) (i)の申告書の受理年月日 _____年_____月_____日	
		<input type="checkbox"/> ニ 受贈者の信託受益権、金銭又は金銭等を取得した日の属する年(贈与年)の前年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超えていること (i) 贈与年に提出された申告書 _____申告書 (ii) (i)の申告書の受理年月日 _____年_____月_____日	
(摘要)			

(注) 1 上記2のイに該当する場合には、租税特別措置法第70条の2の3第16項に基づき、同条第8項に規定する記録を訂正してください。
2 上記2のロ又はハに該当する場合には、ロ又はハに掲げる申告書は同条第6項の規定に反して提出又は受理された効力を有しない申告書と認められます。
3 上記2のニに該当する場合には、ニに掲げる申告書は同条第1項ただし書又は第4項ただし書の規定により、効力を有しない申告書と認められます。

(資5-72-A 4 統一) (令元.5)

(通知用)

改 正 後

結婚・子育て資金非課税に関する租税特別措置法第 70 条の 2 の 3 第 17 項の規定に基づく通知書
(通知用)

○ 使用目的

この通知書は、租税特別措置法第 70 条の 2 の 3 第 17 項各号に掲げる事実を把握した場合に、取扱金融機関の営業所等の長に対し、その旨及び租税特別措置法施行規則第 23 条の 5 の 4 第 18 項第 1 号から第 3 号までに規定する事項を通知するために使用するものである。

改 正 前

結婚・子育て資金非課税に関する租税特別措置法第 70 条の 2 の 3 第 15 項の規定に基づく通知書
(通知用)

○ 使用目的

この通知書は、租税特別措置法第 70 条の 2 の 3 第 15 項各号に掲げる事実を把握した場合に、取扱金融機関の営業所等の長に対し、その旨及び租税特別措置法施行規則第 23 条の 5 の 4 第 17 項第 1 号から第 3 号までに規定する事項を通知するために使用するものである。

改正後

改正前

(削除)

国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書

届出書受付印

届出者 税務署長 年 月 日提出	居 所	〒	
	(国外の住所)	()
	国内の事務所 又は事業所の 所 在 地	〒	
	フリガナ		
	氏 名		
	個人番号		
	職 業 (屋 号)	()	連絡先 電話番号 ()

※印の欄については該当する部分を○で囲んでください。

国内事業管理親法人株式の交付を受けたので届出します。

記

1 交付を受けた国内事業管理親法人株式の明細

交付の基因となった事実(※)	合 併 ・ 分割型分割 ・ 株式交換
交付を受けた年月日	年 月 日
交付を受けた国内事業管理親法人株式の銘柄	
交付を受けた株式の数 (又は出資の金額)	株 (円)
交付を受けた日の属する年の12月31日現在において有する株式の数 (又は出資の金額)	株 (円)

2 その他参考となる事項

- (1) 国内事業管理親法人株式を管理する国内の恒久的施設の所在地
- (2) 納税管理人の住所、氏名及び電話番号
- (3) その他

関与税理士	電話番号
-------	------

税理士 番 号	通信日付の年月日 年 月 日	(確認)	番号確認	身元確認	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()
	整理番号		<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 未済	

この欄には
書かないで
ください。

改 正 後

改 正 前

(削除)

国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書

1 使用目的

この届出書は、国内に恒久的施設を有する非居住者が国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合に使用するものです。

その年において国内事業管理親法人株式の交付を受けた国内に恒久的施設を有する非居住者は、その交付を受けた日の属する年の12月31日において有する国内事業管理親法人株式の銘柄及び数等を記載した届出書を、その年の翌年3月15日までに、その者の所得税の納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっていますので、次の記載要領を参考としてこの届出書を作成し提出してください。

(注) 国内事業管理親法人株式とは、国内に恒久的施設を有する非居住者が、国内において行う事業に係る資産として管理し、かつ、国内の恒久的施設において管理する株式（以下「国内事業管理株式」といいます。）を有する場合において、その国内事業管理株式を発行した内国法人が行った特定合併、特定分割型分割又は特定株式交換（それぞれ平成26年改正前租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号、第3号、第5号に規定するものに限ります。）により、その国内事業管理株式に対応して交付を受けた国内事業管理外国合併親法人株式、国内事業管理外国分割承継親法人株式又は国内事業管理外国株式交換完全支配親法人株式をいいます。

2 記載要領

- (1) 「国内の事務所又は事業所の所在地」欄については、国内において行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地を記載することとし、これらが二以上あるときは、そのうち主たるものを記載してください。
- (2) 「交付を受けた年月日」、「交付を受けた国内事業管理親法人株式の銘柄」、「交付を受けた株式の数（又は出資の金額）」の各欄には、それぞれ国内事業管理親法人株式の交付を受けた年月日、銘柄、株式の数（出資にあつては金額）を記載してください。
- (3) 「交付を受けた日の属する年の12月31日現在において有する株式の数（又は出資の金額）」欄には、「交付を受けた国内事業管理親法人株式の銘柄」欄に記載した銘柄に係る、その年の12月31日現在において有する株式の数（出資にあつては金額）を記載してください。
- (4) 「納税管理人の住所、氏名及び電話番号」欄については、納税管理人を定めている場合に記載してください。

(注) この届出書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

改 正 後

改 正 前

(削除)

この欄には
事がないで
ください。 } 通信日付印の年月日 (確認) 番 号
年 月 日

租税特別措置法第 37 条の 9 の 5 第 1 項の規定による先行取得土地等の届出書

税務署受付印

税務署長殿 年 月 日提出	届出者	納税地	住所・居所・事業所等 (該当するものを○で囲んでください。)		
		上記以外の住所・事業所等	納税地以外に住所・事業所等がある場合は書いてください。		
		フリガナ	(TEL - -)	生年 月日	大正 昭和 平成
		氏名		年 月 日	年 月 日
		職 業	フリガナ	屋 号	

私が昨年取得した下記の土地等 (先行取得土地等) については、租税特別措置法第 37 条の 9 の 5 第 1 項の規定の適用に係るものである旨を届出します。

記

1 取得した土地等 (先行取得土地等)

種 類				
面 積	㎡	㎡	㎡	㎡
所 在 地				
取 得 年 月 日	平成 年 月 日			
取 得 価 額	円	円	円	円

2 届出者の行う業務の内容

種 類	該当するものを○で囲んでください。
業 務 の 内 容	不動産所得を生ずべき業務 ・ 事業所得を生ずべき業務 ・ 山林所得を生ずべき業務

3 その他参考となる事項

- (1) 先行取得土地等の取得をした日の属する年分の不動産所得、事業所得又は山林所得に係る総収入金額
 (不動産) 円 (事業) 円 (山林) 円
- (2) その他

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

改正後

改正前

(削除)

租税特別措置法第37条の9の5第1項の規定による先行取得土地等の届出書

1 この届出書は、個人事業者が平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得した国内にある土地等（先行取得土地等）について、租税特別措置法第37条の9の5第1項（平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例）の規定の適用に係るものである旨を届け出るために使用します。

(注) 租税特別措置法第37条の9の5第1項の規定の適用を受けるためには、取得をした先行取得土地等について届出する必要があり、届出のない先行取得土地等についてはこの規定の適用が受けられないことにご注意ください。

2 この届出書は、届け出ようとする先行取得土地等を取得した年の翌年3月15日までに納税地の所轄税務署長に提出してください。

3 各欄は次により記載してください。

なお、記載しきれない場合には別業に記載してください。

(1) 「種類」については、土地、借地権などと記載してください。

(2) 「面積」、「所在地」、「取得年月日」及び「取得価額」については、それぞれその土地等の面積、所在地、取得年月日及び取得価額を記載してください。

(3) 「業務の内容」については、○で囲んだ業務について、その業務の内容をできるだけ具体的に記載してください。

(4) 「先行取得土地等の取得をした日の属する年分の不動産所得、事業所得又は山林所得に係る総収入金額」の「(不動産)」、「(事業)」及び「(山林)」については、先行取得土地等の取得をした日の属する年分の不動産所得に係る総収入金額、事業所得に係る総収入金額及び山林所得に係る総収入金額をそれぞれ記載してください。

改正後

改正前

貸付特例適用農地等に係る継続届出書（震災特例法用）
（措法第70条の4第8項、第70条の6第10項適用分）

令和 年 月 日

〒 _____
 届出者 住 所 _____

氏 名 _____
 (電話番号 - -)

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第38条の2の2第1項の規定により、
 第70条の4第8項 の規定の適用を受けている下記の貸付特例適用農地等(令和 年 月
 日届出分) について、同項の規定の適用を引き続いて受けたいため、その貸借権等の設定に関する事項
 等について同条 第12項 の規定により届け出ます。

※欄は記入しない

農地等の 相続(遺贈)があった	贈与を受けた 年月日	昭和 平成 令和	年	月	日
--------------------	---------------	----------------	---	---	---

贈与者 被相続人	住所	氏名
-------------	----	----

1 継続届出書を提出する日現在における貸付特例適用農地等の利用状況等

番号	貸付特例適用農地等の所在地番	地目及び利用状況(作物名等)	面積	農地等として利用されている部分
1		田・畑・採草放牧地・その他() (****)	㎡	全部・一部・未利用
2		田・畑・採草放牧地・その他() (****)		全部・一部・未利用
3		田・畑・採草放牧地・その他() (****)		全部・一部・未利用
4		田・畑・採草放牧地・その他() (****)		全部・一部・未利用
5		田・畑・採草放牧地・その他() (****)		全部・一部・未利用

貸付特例適用農地等として届け出ている農地等の面積の合計……………① ㎡

2 継続届出書を提出する日現在における借受代替農地等として届け出ている農地等の利用状況等

番号	借受代替農地等の所在地番	地目及び利用状況(作物名等)	面積	農地等として利用されている部分
1		田・畑・採草放牧地・その他() (****)	㎡	全部・一部・未利用
2		田・畑・採草放牧地・その他() (****)		全部・一部・未利用
3		田・畑・採草放牧地・その他() (****)		全部・一部・未利用
4		田・畑・採草放牧地・その他() (****)		全部・一部・未利用
5		田・畑・採草放牧地・その他() (****)		全部・一部・未利用

農地又は採草放牧地として現に利用している借受代替農地等の面積の合計……………② ㎡

(注) ここでの「借受代替農地等の面積の合計」には、現に農業の用に供されていない部分は除かれますのでご注意ください。

3 借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算明細書

(注) 借受代替農地等に異動がない場合、この欄について記載する必要はありません。

借受代替農地等の合計面積(上記②) ㎡ / 貸付特例適用農地等の合計面積(上記①) ㎡ = % (≥80%)
(小数点以下四捨)

(注) 上記1及び2について書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。

関与税理士	電話番号
-------	------

※	通信日付印の年月日 (確認)	猶予整理簿	検算	整理簿番号
	年 月 日			

(新規)

改 正 後

改 正 前

(裏)
記 載 方 法 等

この届出書は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第38条の2の2第1項の規定により、贈与税又は相続税の納税猶予の借換特例（租税特別措置法第70条の4第8項又は同法第70条の6第10項）（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けている人が、借換特例の適用を受ける旨の届出書を提出した日の翌日から起算して1年を経過するごとの日までに、借換特例の適用を引き続き受けたい旨の届出（継続届出）をする場合に使用します。

- 1 この届出書の本文中、贈与税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、「第70条の6第10項」及び「第14項」の文字を二重線で抹消し、相続税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、「第70条の4第8項」及び「第12項」の文字を二重線で抹消してください。
- 2 「1 継続届出書を提出する日現在における貸付特例適用農地等の利用状況等」の「地目及び利用状況（作物名等）」欄には、この届出書を作成した時点における貸付特例適用農地等の利用状況についてその現況を記載してください。
イ 「田・畑・採草放牧地・その他（ ）」には、該当する文字を○で囲んでください。
なお、「その他（ ）」の（ ）内には、具体的な現況を記載してください。
ロ 「^(作物名等)」には、具体的な作物名等を記載してください。
- 3 「1 継続届出書を提出する日現在における貸付特例適用農地等の利用状況等」の「面積」欄には、貸付特例適用農地等の面積を記載してください。
- 4 「1 継続届出書を提出する日現在における貸付特例適用農地等の利用状況等」の「農地等として利用されている部分」欄には、この届出書を作成した時点におけるそれぞれの貸付特例適用農地等の農業の用に供されている部分について該当する文字を○で囲んでください。
- 5 「貸付特例適用農地等として届け出ている農地等の面積の合計」欄には、貸付特例適用農地等として当初届け出た農地等の面積の合計を記載してください。
- 6 「2 継続届出書を提出する日現在における借受代替農地等として届け出ている農地等の利用状況等」の「地目及び利用状況（作物名等）」欄は、上記「2」に準じて記載してください。
- 7 「2 継続届出書を提出する日現在における借受代替農地等として届け出ている農地等の利用状況等」の「面積」欄には、借受代替農地等について農業の用に供されている面積を記載してください。
- 8 「2 継続届出書を提出する日現在における借受代替農地等として届け出ている農地等の利用状況等」の「農地等として利用されている部分」欄は、上記「4」に準じて記載してください。
- 9 「農地又は採草放牧地として現に利用している借受代替農地等の面積の合計」欄は、上記「7」により記載した面積（現に農業の用に供されていない部分は除かれます。）の合計を記載してください。
- 10 「3 借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算明細書」欄は、借受代替農地等について農業の用に供されていない部分がある場合にのみ記載してください。その場合、「借受代替農地等の合計面積（上記②）」は、この届出書の「②」に記載した面積を、「貸付特例適用農地等の合計面積（上記①）」は、この届出書の「①」に記載した面積を移記してください。なお、計算結果（割合）については、整数（小数点以下の数字がある場合は切捨て後の数字）で記載してください。
- 11 借受代替農地等のうちに異動により農地法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地に該当することとなった農地がある場合には、その農地が農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の農業委員会の証明書を添付してください。

(新規)

改 正 後

改 正 前

納税猶予の適用を受けている農地等について取用交換等による
譲渡を行った場合の利子税の特例の適用に関する届出書

納税猶予の適用を受けている農地等について取用交換等による
譲渡を行った場合の利子税の特例の適用に関する届出書

令和 ____年__月__日

____ 税務署長

〒
住所 _____

届出者
氏名 _____
(電話番号 - -)

令和 ____年__月__日

____ 税務署長

〒
住所 _____

届出者
氏名 _____
(電話番号 - -)

※欄は記入しないでください。

※欄は記入しないでください。

租税特別措置法第70条の4第1項又は第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地等について、次のとおり取用交換等による譲渡をしたので、納付すべき利子税について同法第70条の8第1項又は第3項の規定の適用を受けるため、同条第2項又は第5項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

租税特別措置法第70条の4第1項又は第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地等について、次のとおり取用交換等による譲渡をしたので、納付すべき利子税について同法第70条の8第1項又は第3項の規定の適用を受けるため、同条第2項又は第5項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の贈与(遺贈)を受けた年月日	昭和 平成 令和	年 月 日
-------------------	----------------	-------

農地等の贈与(遺贈)を受けた年月日	昭和 平成 令和	年 月 日
-------------------	----------------	-------

贈与者 被相続人	住所	氏名
-------------	----	----

贈与者 被相続人	住所	氏名
-------------	----	----

1 取用交換等により譲渡した農地等の明細

(1) 所在場所 _____

(2) 地 目 _____

(3) 面 積 _____㎡

(注) この欄に書ききれない場合には「届出書(付表)」に記載してください。

2 農地等の譲渡をした日 _____ 令和__年__月__日

3 農地等の譲渡先 _____ 所在地 _____
名 称 _____

4 その他参考事項

※ 添付書類

公共事業施行者の証明書

1 取用交換等により譲渡した農地等の明細

(1) 所在場所 _____

(2) 地 目 _____

(3) 面 積 _____㎡

(注) この欄に書ききれない場合には「届出書(付表)」に記載してください。

2 農地等の譲渡をした日 _____ 令和__年__月__日

3 農地等の譲渡先 _____ 所在地 _____
名 称 _____

4 その他参考事項

※ 添付書類

公共事業施行者の証明書

関与税理士	電話番号
-------	------

関与税理士	電話番号
-------	------

通信日付印の年月日	(確認)	整理簿番号
年 月 日		

通信日付印の年月日	(確認)	整理簿番号
年 月 日		

改 正 後

(裏)
記載方法等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予（租税特別措置法第70条の4第1項又は第70条の6第1項）の適用を受けている農地等を取用交換等により譲渡をした場合に納付すべき利子税について、同法第70条の8第1項又は第70条の8第3項の規定の適用を受けようとするときに使用してください。

この規定の適用を受けた場合の利子税の額は、次に掲げる「取用交換等による譲渡の時期」の区分に応じ、それぞれ次のとおりとなります。

取用交換等による譲渡の時期	利子税の額
平成26年4月1日から令和8年3月31日までの間の場合	0（零）
上記以外の場合	通常納付すべき利子税の額の2分の1の金額

1 提出期限

この届出書は、納税猶予に係る期限（取用交換等により譲渡をした日から2月を経過する日）までに納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

なお、届出期限後に提出された場合でも、税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、この規定の適用が認められます。

2 記載要領

(1) 文章中の不要文字は、二本線で抹消してください。

(2) 「取用交換等により譲渡した農地等の明細」欄

イ 取用交換等により譲渡した農地等の所在場所、地目及び面積を記載してください。

ロ この欄に書ききれない場合には「届出書（付表）」に記載してください。

(注) 下記3(1)の公共事業施行者の取用交換等による譲渡を受けたことを証する書類に記載された「譲渡を受けた農地等」と同じになります。

(3) 「農地等の譲渡をした日」欄

取用交換等による譲渡をした日を記載してください。

(4) 「農地等の譲渡先」欄

農地等を譲渡した相手方（公共事業施行者）を記載してください。

(注) 下記3(1)の公共事業施行者の取用交換等による譲渡を受けたことを証する書類を発行した公共事業施行者と同じになります。

(5) 「その他参考事項」欄

イ 取用交換等により譲渡した農地等について、贈与又は相続（遺贈）後に分筆等があったものである場合には、その旨を記載してください。

ロ やむを得ない事情により、この届出書を提出期限までに提出することができなかった場合には、その事情の詳細を記載してください。

3 添付書類

届出書には次の書類を添付してください。

(1) 公共事業施行者の取用交換等による譲渡を受けたことを証する書類

(2) 取用交換等により譲渡した農地等について、分筆等があった場合には、納税猶予の対象農地等であることを証明する書類（例えば分筆等後の登記事項証明書）

改 正 前

(裏)
記載方法等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予（租税特別措置法第70条の4第1項又は第70条の6第1項）の適用を受けている農地等を取用交換等により譲渡をした場合に納付すべき利子税について、同法第70条の8第1項又は第70条の8第3項の規定の適用を受けようとするときに使用してください。

この規定の適用を受けた場合の利子税の額は、次に掲げる「取用交換等による譲渡の時期」の区分に応じ、それぞれ次のとおりとなります。

取用交換等による譲渡の時期	利子税の額
平成26年4月1日から令和3年3月31日までの間の場合	0（零）
上記以外の場合	通常納付すべき利子税の額の2分の1の金額

1 提出期限

この届出書は、納税猶予に係る期限（取用交換等により譲渡をした日から2月を経過する日）までに納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

なお、届出期限後に提出された場合でも、税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、この規定の適用が認められます。

2 記載要領

(1) 文章中の不要文字は、二本線で抹消してください。

(2) 「取用交換等により譲渡した農地等の明細」欄

イ 取用交換等により譲渡した農地等の所在場所、地目及び面積を記載してください。

ロ この欄に書ききれない場合には「届出書（付表）」に記載してください。

(注) 下記3(1)の公共事業施行者の取用交換等による譲渡を受けたことを証する書類に記載された「譲渡を受けた農地等」と同じになります。

(3) 「農地等の譲渡をした日」欄

取用交換等による譲渡をした日を記載してください。

(4) 「農地等の譲渡先」欄

農地等を譲渡した相手方（公共事業施行者）を記載してください。

(注) 下記3(1)の公共事業施行者の取用交換等による譲渡を受けたことを証する書類を発行した公共事業施行者と同じになります。

(5) 「その他参考事項」欄

イ 取用交換等により譲渡した農地等について、贈与又は相続（遺贈）後に分筆等があったものである場合には、その旨を記載してください。

ロ やむを得ない事情により、この届出書を提出期限までに提出することができなかった場合には、その事情の詳細を記載してください。

3 添付書類

届出書には次の書類を添付してください。

(1) 公共事業施行者の取用交換等による譲渡を受けたことを証する書類

(2) 取用交換等により譲渡した農地等について、分筆等があった場合には、納税猶予の対象農地等であることを証明する書類（例えば分筆等後の登記事項証明書）

改 正 後

改 正 前

代替農地等の取得に関する承認申請書（震災特例法用）

代替農地等の取得に関する承認申請書（震災特例法用）

____年____月____日提出

____ 税務署長 申請者 住 所 _____

氏 名 _____
(電話番号 - -)

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 38 条の 2 の 3 第 1 項
第 2 項 の規定
の適用を受けるため、次の規定により、下記のとおり 贈与税 の納税猶予の適用に係る代替農地等の取得
相続税 に関する承認申請をします。

規	贈与税	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第 29 条の 2 の 3 第 3 項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令第 40 条の 6 第 29 項
定	相続税	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第 29 条の 2 の 3 第 4 項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令第 40 条の 7 第 29 項

記

譲渡をした 特別農地等	所 在 地			計
	地 目 等 、 面 積		m ²	m ²
	贈与を受けた年月日 相続(遺贈)があった	年 月 日	年 月 日	
	贈与の時の価額 相続(遺贈)	円	円	円
	農業投資価格	円	円	円
	農業投資価格超過額	円	円	円
	譲渡の年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	
譲渡の対価の額	円	円	円	
取農地を又する採見草込み牧の地	所 在 地			
	地 目 等 、 面 積		m ²	m ²
	取得予定の年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	
	取得価額の見積額	円	円	円

概要

関 与 税 理 士 _____ 電話番号 _____

____年____月____日提出

____ 税務署長 申請者 住 所 _____

氏 名 _____
(電話番号 - -)

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 38 条の 2 の 2 第 1 項
第 2 項 の規定
の適用を受けるため、次の規定により、下記のとおり 贈与税 の納税猶予の適用に係る代替農地等の取得
相続税 に関する承認申請をします。

規	贈与税	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第 29 条の 2 の 2 第 3 項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令第 40 条の 6 第 29 項
定	相続税	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第 29 条の 2 の 2 第 4 項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令第 40 条の 7 第 29 項

記

譲渡をした 特別農地等	所 在 地			計
	地 目 等 、 面 積		m ²	m ²
	贈与を受けた年月日 相続(遺贈)があった	年 月 日	年 月 日	
	贈与の時の価額 相続(遺贈)	円	円	円
	農業投資価格	円	円	円
	農業投資価格超過額	円	円	円
	譲渡の年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	
譲渡の対価の額	円	円	円	
取農地を又する採見草込み牧の地	所 在 地			
	地 目 等 、 面 積		m ²	m ²
	取得予定の年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	
	取得価額の見積額	円	円	円

概要

関 与 税 理 士 _____ 電話番号 _____

通信日付印の年月日 (確 認) _____ 整理簿番号 _____
* 年 月 日 _____

通信日付印の年月日 (確 認) _____ 整理簿番号 _____
* 年 月 日 _____

改 正 後

(裏)
記 載 方 法 等

この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の期限がまだ確定しない間に、特例対象区域^(注1)内に所在する特例農地等を特例対象事業^(注2)の用に供するために譲渡をした場合において、その譲渡をした農地等が所在する市町村内の区域で福島復興再生特別措置法第4条第4号に規定する避難指示の対象となった区域に係るその避難指示の全てが解除された日から5年以内に代替農地等(特例対象区域内に所在する農地又は採草放牧地に限ります。)の取得をする見込みにつき、税務署長の承認を受けるときに使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その譲渡等があった日から1か月以内です。

- (注) 1 「特例対象区域」とは、福島県南相馬市、双葉郡富岡町、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯館村の区域内で福島復興再生特別措置法第4条第4号に規定する避難解除区域又は現に同号に規定する避難指示(同号ロ又はハに掲げるものに限ります。)の対象となっている区域をいいます。
- 2 「特例対象事業」とは、次の事業をいいます。
- (1) 福島復興再生特別措置法第17条の2第1項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された事業
 - (2) 東日本大震災復興特別区域法第46条第1項に規定する復興整備計画に記載された事業
 - (3) 福島復興再生特別措置法第34条第3項に規定する帰還・移住等環境整備交付金[※]の交付を受けて行われる事業
- ※ 復興庁設置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第46号)による改正前の福島復興再生特別措置法第34条第3項に規定する帰還環境整備交付金を含みます。
- (4) 福島原子力災害復興交付金を原資として福島県が設けた基金から費用の助成を受けて行われる事業

- 1 この申請書で贈与税についての承認申請をする場合は、本文中の「第2項」及び「相続税」の文字を、相続税についての承認申請をする場合は、本文中の「第1項」及び「贈与税」の文字を横線で抹消するとともに、「規定」欄に掲げる税目ごとの規定のうち、承認申請をする規定を選択(「相続税」又は「贈与税」のいずれかに○を記入)してください。
- 2 「譲渡をした特例農地等」の各欄は、譲渡をした特例農地等に関する事項を記載してください。
この場合、「地目等、面積」欄の地目等は、特例農地等の地目等に応じ、「田」、「畑」、「採草放牧地」又は「準農地」と記載してください(特例農地等が耕作権である場合には、「(耕作権)」と併記してください。)
なお、譲渡をした特例農地等が贈与税の納税猶予についてのものである場合には、「農業投資価格」欄と「農業投資価格超過額」欄の記載は必要ありません。
- 3 「取得をする見込みの農地又は採草放牧地」の各欄には、この申請書を提出するときにおいて農業の用に供する見込みである代替農地等に関する事項を記載してください。
- 4 この申請書には、次の書類を添付して提出してください。
 - ・ 譲渡をした特例農地等が所在する市町村の長の書類で、その特例農地等が特例対象区域内に所在することを証するもの
 - ・ 譲渡をした特例農地等が所在する市町村の長(その特例農地等を上記(注)2(3)又は(4)に掲げる事業の用に供するために譲渡をした場合にあつては、市町村の長又は福島県知事)の書類で、その特例農地等を特例対象事業の用に供するために譲渡をしたことを証するもの(その譲渡に係るその特例農地等の明細及びその譲渡をした年月日を記載したものに限ります。)

改 正 前

(裏)
記 載 方 法 等

この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の期限がまだ確定しない間に、特例対象区域^(注1)内に所在する特例農地等を特例対象事業^(注2)の用に供するために譲渡をした場合において、その譲渡をした農地等が所在する市町村内の区域で福島復興再生特別措置法第4条第4号に規定する避難指示の対象となった区域に係るその避難指示の全てが解除された日から5年以内に代替農地等(特例対象区域内に所在する農地又は採草放牧地に限ります。)の取得をする見込みにつき、税務署長の承認を受けるときに使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その譲渡等があった日から1か月以内です。

- (注) 1 「特例対象区域」とは、福島県南相馬市、双葉郡富岡町、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯館村の区域内で福島復興再生特別措置法第4条第4号に規定する避難解除区域又は現に同号に規定する避難指示(同号ロ又はハに掲げるものに限ります。)の対象となっている区域をいいます。
- 2 「特例対象事業」とは、次の事業をいいます。
- (1) 福島復興再生特別措置法第17条の2第1項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された事業
 - (2) 東日本大震災復興特別区域法第46条第1項に規定する復興整備計画に記載された事業
 - (3) 福島復興再生特別措置法第34条第3項に規定する帰還環境整備交付金の交付を受けて行われる事業
 - (4) 福島原子力災害復興交付金を原資として福島県が設けた基金から費用の助成を受けて行われる事業

- 1 この申請書で贈与税についての承認申請をする場合は、本文中の「第2項」及び「相続税」の文字を、相続税についての承認申請をする場合は、本文中の「第1項」及び「贈与税」の文字を横線で抹消するとともに、「規定」欄に掲げる税目ごとの規定のうち、承認申請をする規定を選択(「相続税」又は「贈与税」のいずれかに○を記入)してください。
- 2 「譲渡をした特例農地等」の各欄は、譲渡をした特例農地等に関する事項を記載してください。
この場合、「地目等、面積」欄の地目等は、特例農地等の地目等に応じ、「田」、「畑」、「採草放牧地」又は「準農地」と記載してください(特例農地等が耕作権である場合には、「(耕作権)」と併記してください。)
なお、譲渡をした特例農地等が贈与税の納税猶予についてのものである場合には、「農業投資価格」欄と「農業投資価格超過額」欄の記載は必要ありません。
- 3 「取得をする見込みの農地又は採草放牧地」の各欄には、この申請書を提出するときにおいて農業の用に供する見込みである代替農地等に関する事項を記載してください。
- 4 この申請書には、次の書類を添付して提出してください。
 - ・ 譲渡をした特例農地等が所在する市町村の長の書類で、その特例農地等が特例対象区域内に所在することを証するもの
 - ・ 譲渡をした特例農地等が所在する市町村の長(その特例農地等を上記(注)2(3)又は(4)に掲げる事業の用に供するために譲渡をした場合にあつては、市町村の長又は福島県知事)の書類で、その特例農地等を特例対象事業の用に供するために譲渡をしたことを証するもの(その譲渡に係るその特例農地等の明細及びその譲渡をした年月日を記載したものに限ります。)

改正後

改正前

代替農地等の取得価額等の明細書（震災特例法用）

代替農地等の取得価額等の明細書（震災特例法用）


〒
 税務署長 住所又は居所
 氏名 氏名
 (電話番号 (電話番号 - -))

次の規定による承認申請に係る代替農地等の取得価額等は、下記のとおりです。

規定	贈与税	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第29条の2の3第3項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令第40条の6第29項
	相続税	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第29条の2の3第4項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令第40条の7第29項

記

譲渡をした特例農地等	所在地				
	地目等、面積	①	㎡	㎡	㎡
	譲渡年月日	令和 年 月 日			
	贈与価額超過額	②	円	円	円
譲渡の対価の額	③	円	円	円	
避難指示の解除がされた日		令和 年 月 日			
取得をした農地又は採草放牧地	所在地				
	地目等、面積	④	㎡	㎡	㎡
	取得年月日	令和 年 月 日			
	農地法の規定による許可又は届出の受理年月日	令和 年 月 日 許可届出			
取得の態様					
取得価額	⑤	円	円	円	
買入先	住所又は所在地				
	氏名又は名称				
譲渡した分	② × ③-⑤		円	円	円
譲渡がた分	① × ⑤	⑥	㎡	㎡	㎡
	② × ⑤	⑦	円	円	円

※欄は記入しないです。


〒
 税務署長 住所又は居所
 氏名 氏名
 (電話番号 (電話番号 - -))

次の規定による承認申請に係る代替農地等の取得価額等は、下記のとおりです。

規定	贈与税	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第29条の2の2第3項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令第40条の6第29項
	相続税	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第29条の2の2第4項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令第40条の7第29項

記

譲渡をした特例農地等	所在地				
	地目等、面積	①	㎡	㎡	㎡
	譲渡年月日	令和 年 月 日			
	贈与価額超過額	②	円	円	円
譲渡の対価の額	③	円	円	円	
避難指示の解除がされた日		令和 年 月 日			
取得をした農地又は採草放牧地	所在地				
	地目等、面積	④	㎡	㎡	㎡
	取得年月日	令和 年 月 日			
	農地法の規定による許可又は届出の受理年月日	令和 年 月 日 許可届出			
取得の態様					
取得価額	⑤	円	円	円	
買入先	住所又は所在地				
	氏名又は名称				
譲渡した分	② × ③-⑤		円	円	円
譲渡がた分	① × ⑤	⑥	㎡	㎡	㎡
	② × ⑤	⑦	円	円	円

※欄は記入しないでください。

(注) 「農地法の規定による許可又は届出の受理年月日」欄は、代替農地等の取得に関する承認に基づき取得した農地又は採草放牧地について、農地法上の手続を行った場合に記載してください。

(注) 「農地法の規定による許可又は届出の受理年月日」欄は、代替農地等の取得に関する承認に基づき取得した農地又は採草放牧地について、農地法上の手続を行った場合に記載してください。

問	与	税	理	士	電話番号	
					検算	整理簿番号
					※	

問	与	税	理	士	電話番号	
					検算	整理簿番号
					※	

改正後

(裏)
記載方法等

この明細書は、特例対象区域^(注1)内に所在する特例農地等を特例対象事業^(注2)の用に供するために譲渡をし、その譲渡をした農地等が所在する市町村内の区域で福島復興再生特別措置法第4条第4号に規定する避難指示の対象となった区域に係るその避難指示の全てが解除された日(以下「避難指示解除日」といいます。)から5年以内に代替農地等(特例対象区域内に所在する農地又は採草放牧地に限ります。)の取得をする見込みにつき税務署長の承認を受けた場合において、その避難指示解除日から5年を経過する日までに代替農地等を取得したときに、その承認を受けた税務署長に提出する書類として使用してください。

- (注)1 「特例対象区域」とは、福島県南相馬市、双葉郡富岡町、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯館村の区域内で福島復興再生特別措置法第4条第4号に規定する避難解除区域又は現に同号に規定する避難指示(同号ロ又はハに掲げるものに限ります。)の対象となっている区域をいいます。
- 2 「特例対象事業」とは、次の事業をいいます。
- (1) 福島復興再生特別措置法第17条の2第1項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された事業
 - (2) 東日本大震災復興特別区域法第46条第1項に規定する復興整備計画に記載された事業
 - (3) 福島復興再生特別措置法第34条第3項に規定する帰還・移住等環境整備交付金[※]の交付を受けて行われる事業
- ※ 復興庁設置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第46号)による改正前の福島復興再生特別措置法第34条第3項に規定する帰還環境整備交付金を含みます。
- (4) 福島原子力災害復興交付金を原資として福島県が設けた基金から費用の助成を受けて行われる事業

- 1 この明細書を提出する場合は、本文表中の「規定」欄に掲げる税目ごとの規定のうち、承認申請をする規定を選択(「相続税」又は「贈与税」のいずれかに○を記入)してください。
- 2 「譲渡をした特例農地等」の各欄には、譲渡をした特例農地等に関する事項を記載してください。
この場合、「地目等、面積」欄の地目等は、特例農地等の地目等に応じ、「田」、「畑」、「採草放牧地」又は「準農地」と記載してください。
なお、特例農地等が耕作権である場合には、「(耕作権)」と併記してください。
- 3 「取得をした農地又は採草放牧地」の各欄には、承認申請に基づき取得をした代替農地等に関する事項を記載してください。
- 4 「譲渡があった分」欄と「譲渡がなかった分」欄は、上記2及び3により記載した事項に基づいて記載してください。
- 5 この明細書には、次の書類を添付して提出してください。
 - ・ 代替農地等が所在する市町村の長の書類で、その農地等が特例対象区域内に所在することを証するもの
 - ・ 代替農地等のうちに農地法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地がある場合には、その農地が農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨を証する農業委員会の書類

改正前

(裏)
記載方法等

この明細書は、特例対象区域^(注1)内に所在する特例農地等を特例対象事業^(注2)の用に供するために譲渡をし、その譲渡をした農地等が所在する市町村内の区域で福島復興再生特別措置法第4条第4号に規定する避難指示の対象となった区域に係るその避難指示の全てが解除された日(以下「避難指示解除日」といいます。)から5年以内に代替農地等(特例対象区域内に所在する農地又は採草放牧地に限ります。)の取得をする見込みにつき税務署長の承認を受けた場合において、その避難指示解除日から5年を経過する日までに代替農地等を取得したときに、その承認を受けた税務署長に提出する書類として使用してください。

- (注)1 「特例対象区域」とは、福島県南相馬市、双葉郡富岡町、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯館村の区域内で福島復興再生特別措置法第4条第4号に規定する避難解除区域又は現に同号に規定する避難指示(同号ロ又はハに掲げるものに限ります。)の対象となっている区域をいいます。
- 2 「特例対象事業」とは、次の事業をいいます。
- (1) 福島復興再生特別措置法第17条の2第1項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された事業
 - (2) 東日本大震災復興特別区域法第46条第1項に規定する復興整備計画に記載された事業
 - (3) 福島復興再生特別措置法第34条第3項に規定する帰還環境整備交付金の交付を受けて行われる事業
 - (4) 福島原子力災害復興交付金を原資として福島県が設けた基金から費用の助成を受けて行われる事業

- 1 この明細書を提出する場合は、本文表中の「規定」欄に掲げる税目ごとの規定のうち、承認申請をする規定を選択(「相続税」又は「贈与税」のいずれかに○を記入)してください。
- 2 「譲渡をした特例農地等」の各欄には、譲渡をした特例農地等に関する事項を記載してください。
この場合、「地目等、面積」欄の地目等は、特例農地等の地目等に応じ、「田」、「畑」、「採草放牧地」又は「準農地」と記載してください。
なお、特例農地等が耕作権である場合には、「(耕作権)」と併記してください。
- 3 「取得をした農地又は採草放牧地」の各欄には、承認申請に基づき取得をした代替農地等に関する事項を記載してください。
- 4 「譲渡があった分」欄と「譲渡がなかった分」欄は、上記2及び3により記載した事項に基づいて記載してください。
- 5 この明細書には、次の書類を添付して提出してください。
 - ・ 代替農地等が所在する市町村の長の書類で、その農地等が特例対象区域内に所在することを証するもの
 - ・ 代替農地等のうちに農地法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地がある場合には、その農地が農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨を証する農業委員会の書類

改正後

改正前

被相続人の氏名	
相続人の氏名	

代替農地等の取得の承認を受けている場合の譲渡をした特例農地等の明細書（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第14条の2の3第2項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行規則第23条の8第3項第9号）

租税特別措置法第70条の4第1項に規定する贈与者の死亡の日前に特例農地等の譲渡をし、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第38条の2の3第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第70条の4第15項の代替農地等の取得に関する承認を受けている場合において、その承認が相続税に関する代替農地等の取得に関する承認とみなされるときの譲渡をした特例農地等の明細は次のとおりです。

譲渡をした特例農地等の所在地番					
地目等					
面積	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
譲渡の対価の額	円	円	円	円	円
譲渡の年月日	令和 年 月 日				
相続時における価額	円	円	円	円	円
相続時における農業投資価格超過額	円	円	円	円	円

(資12-142-A4統一) (令3.6)

被相続人の氏名	
相続人の氏名	

代替農地等の取得の承認を受けている場合の譲渡をした特例農地等の明細書（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第14条の2の2第2項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行規則第23条の8第3項第9号）

租税特別措置法第70条の4第1項に規定する贈与者の死亡の日前に特例農地等の譲渡をし、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第38条の2の2第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第70条の4第15項の代替農地等の取得に関する承認を受けている場合において、その承認が相続税に関する代替農地等の取得に関する承認とみなされるときの譲渡をした特例農地等の明細は次のとおりです。

譲渡をした特例農地等の所在地番					
地目等					
面積	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
譲渡の対価の額	円	円	円	円	円
譲渡の年月日	令和 年 月 日				
相続時における価額	円	円	円	円	円
相続時における農業投資価格超過額	円	円	円	円	円

(資12-142-A4統一)

改 正 後

(裏)
記 載 方 法 等

この明細書は、特例対象区域^(注1)内に所在する特例農地等を特例対象事業^(注2)の用に供するために譲渡をし、その譲渡をした農地等が所在する市町村内の区域で福島復興再生特別措置法第4条第4号に規定する避難指示の対象となった区域に係るその避難指示の全てが解除された日（以下「避難指示解除日」といいます。）から5年以内に代替農地等（特例対象区域内に所在する農地又は採草放牧地に限ります。）の取得をする見込みにつき税務署長の承認を受けた場合において、その避難指示解除日から5年を経過する日までに特例農地等の贈与者が死亡したときに、その贈与者の死亡にかかる相続税について相続税の納税猶予を受けるための相続税の申告書の添付書類として使用してください。

(注)1 「特例対象区域」とは、福島県南相馬市、双葉郡富岡町、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯館村の区域内で福島復興再生特別措置法第4条第4号に規定する避難解除区域又は現に同号に規定する避難指示（同号ロ又はハに掲げるものに限ります。）の対象となっている区域をいいます。

2 「特例対象事業」とは、次の事業をいいます。

- (1) 福島復興再生特別措置法第17条の2第1項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された事業
- (2) 東日本大震災復興特別区域法第46条第1項に規定する復興整備計画に記載された事業
- (3) 福島復興再生特別措置法第34条第3項に規定する帰還・移住等環境整備交付金[※]の交付を受けて行われる事業
- ※ 復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第46号）による改正前の福島復興再生特別措置法第34条第3項に規定する帰還環境整備交付金を含みます。
- (4) 福島原子力災害復興交付金を原資として福島県が設けた基金から費用の助成を受けて行われる事業

○ 「地目等」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑、採草放牧地、準農地と記載してください。
なお、特例農地等が耕作権である場合には、「（耕作権）」と併記してください。

改 正 前

(裏)
記 載 方 法 等

この明細書は、特例対象区域^(注1)内に所在する特例農地等を特例対象事業^(注2)の用に供するために譲渡をし、その譲渡をした農地等が所在する市町村内の区域で福島復興再生特別措置法第4条第4号に規定する避難指示の対象となった区域に係るその避難指示の全てが解除された日（以下「避難指示解除日」といいます。）から5年以内に代替農地等（特例対象区域内に所在する農地又は採草放牧地に限ります。）の取得をする見込みにつき税務署長の承認を受けた場合において、その避難指示解除日から5年を経過する日までに特例農地等の贈与者が死亡したときに、その贈与者の死亡にかかる相続税について相続税の納税猶予を受けるための相続税の申告書の添付書類として使用してください。

(注)1 「特例対象区域」とは、福島県南相馬市、双葉郡富岡町、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯館村の区域内で福島復興再生特別措置法第4条第4号に規定する避難解除区域又は現に同号に規定する避難指示（同号ロ又はハに掲げるものに限ります。）の対象となっている区域をいいます。

2 「特例対象事業」とは、次の事業をいいます。

- (1) 福島復興再生特別措置法第17条の2第1項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された事業
- (2) 東日本大震災復興特別区域法第46条第1項に規定する復興整備計画に記載された事業
- (3) 福島復興再生特別措置法第34条第3項に規定する帰還環境整備交付金の交付を受けて行われる事業
- (4) 福島原子力災害復興交付金を原資として福島県が設けた基金から費用の助成を受けて行われる事業

○ 「地目等」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑、採草放牧地、準農地と記載してください。
なお、特例農地等が耕作権である場合には、「（耕作権）」と併記してください。

改 正 後

改 正 前

使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人が特定農地所有適格法人に該当する旨の届出書
(租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第36条第3項適用分)

使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人が特定農地所有適格法人に該当する旨の届出書
(租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第36条第3項適用分)

税務署
受付印

税務署
受付印

令和____年____月____日

税務署長

〒 _____
届出者住所 _____

氏名 _____
(電話番号 - -)

令和____年____月____日

税務署長

〒 _____
届出者住所 _____

氏名 _____
(電話番号 - -)

※欄は記入しないでください。

※欄は記入しないでください。

平成____年____月____日に使用貸借による権利の設定を受けた「1」の特定農地所有適格法人が合併又は分割により消滅又は分割しましたが、「2」の合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利の全部を引き継ぎ、かつ、特定農地所有適格法人に該当するので租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第36条第4項の規定により届け出ます。

平成____年____月____日に使用貸借による権利の設定を受けた「1」の特定農地所有適格法人が合併又は分割により消滅又は分割しましたが、「2」の合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利の全部を引き継ぎ、かつ、特定農地所有適格法人に該当するので租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第36条第4項の規定により届け出ます。

1	合併により消滅した特定農地所有適格法人	所在地	名称
2	合併法人	所在地	名称

1	合併により消滅した特定農地所有適格法人	所在地	名称
2	合併法人	所在地	名称

- 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第36条第3項の規定に基づき使用貸借による権利の設定を受けた特定農地所有適格法人が合併した日は、令和____年____月____日です。
- 合併又は分割により消滅又は分割した特定農地所有適格法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利を引き継いだ日は、令和____年____月____日です。
- 合併又は分割により消滅又は分割した特定農地所有適格法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細は別紙「使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細書」のとおりです。
- 使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人は、農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人であり、届出者は当該農地所有適格法人の代表権を有する(理事業務執行権を有する社員)に就任し、かつ、常時従事者である(組合員社員)(1年間のうち、当該農地所有適格法人の農業に従事する日数が____日であり、かつ、農業に農作業に____日従事します。)となっています。

- 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第36条第3項の規定に基づき使用貸借による権利の設定を受けた特定農地所有適格法人が合併した日は、令和____年____月____日です。
- 合併又は分割により消滅又は分割した特定農地所有適格法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利を引き継いだ日は、令和____年____月____日です。
- 合併又は分割により消滅又は分割した特定農地所有適格法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細は別紙「使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細書」のとおりです。
- 使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人は、農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人であり、届出者は当該農地所有適格法人の代表権を有する(理事業務執行権を有する社員)に就任し、かつ、常時従事者である(組合員社員)(1年間のうち、当該農地所有適格法人の農業に従事する日数が____日であり、かつ、農業に農作業に____日従事します。)となっています。

添付書類

- 合併法人又は分割承継法人が租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成7年政令第158号)附則第28条第3項に規定する特定農地所有適格法人に該当する旨の農業委員会の証明書
- 合併又は分割により消滅又は分割した特定農地所有適格法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利の全部を引き継いだことを証する書類(使用貸借による権利設定の契約書の写し及び従前の使用貸借契約に基づき合併法人又は分割承継法人に使用収益させている旨を記載した書類)
- 合併契約書の写し

添付書類

- 合併法人又は分割承継法人が租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成7年政令第158号)附則第28条第3項に規定する特定農地所有適格法人に該当する旨の農業委員会の証明書
- 合併又は分割により消滅又は分割した特定農地所有適格法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利の全部を引き継いだことを証する書類(使用貸借による権利設定の契約書の写し及び従前の使用貸借契約に基づき合併法人又は分割承継法人に使用収益させている旨を記載した書類)
- 合併又は分割後の法人の登記事項証明書及び合併契約書の写し

関与税理士 _____ 電話番号 _____

関与税理士 _____ 電話番号 _____

改 正 後

(裏)
使 用 目 的 等

この届出書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項の規定の適用を受ける使用貸借による権利の設定を受けた特定農地所有適格法人が合併又は分割により消滅又は分割した場合において、合併法人又は分割承継法人がその使用貸借による権利の全部を引き継ぎ、かつ、特定農地所有適格法人に該当するときに、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が、引き続き納税猶予の継続適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、特定農地所有適格法人が合併又は分割した日から2か月以内です。

改 正 前

(裏)
使 用 目 的 等

この届出書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項の規定の適用を受ける使用貸借による権利の設定を受けた特定農地所有適格法人が合併又は分割により消滅又は分割した場合において、合併法人又は分割承継法人がその使用貸借による権利の全部を引き継ぎ、かつ、特定農地所有適格法人に該当するときに、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が、引き続き納税猶予の継続適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、特定農地所有適格法人が合併又は分割した日から2か月以内です。

改 正 後

使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は
分割承継法人が特定農地所有適格法人に該当する旨の届出書
(所得税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第21号)附則第55条第3項又は第5項適用分)

税務署
受付印

令和 年 月 日

_____ 税務署長

〒

届出者 住所 _____

氏名 _____

(電話番号 - -)

平成 年 月 日に使用貸借による権利の設定を受けた「1」の特定農地所有適格法人
が合併又は分割により消滅又は分割しましたが、「2」の合併法人又は分割承継法人が使用貸借によ
る権利の全部を引き継ぎ、かつ、特定農地所有適格法人に該当するので所得税法等の一部を改正する
法律(平成17年法律第21号)附則(以下「法附則」といいます。)第55条第9項の規定により届け
出ます。

1	合併又は分割に より消滅又は分 割した法人	名称	所在地	
2	合併法人又は 分割承継法人	名称	所在地	区分 <input type="checkbox"/> 認定農地所有適格法人 <input type="checkbox"/> 認定特定農業法人

届出者の特定農地所有適格法人における地位等 (代表権の有無) 有 無
(地 位) 理事 取締役権を有する社員 取締役

届出者が特定農地所有適格法人の行う農業に従事する日数等の状況
農業に従事する日数 _____日
農作業に従事する日数 _____日

- 法附則第55条第3項又は第5項の規定に基づき使用貸借による権利の設定を受けた特定農地所有
適格法人が合併又は分割した日は、令和 年 月 日です。
- 合併又は分割により消滅又は分割した特定農地所有適格法人から合併法人又は分割承継法人が使
用貸借による権利を引き継いだ日は、平成・令和 年 月 日です。
- 合併又は分割により消滅又は分割した特定農地所有適格法人から合併法人又は分割承継法人が使
用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細は別紙「使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明
細書」としております。

(添付書類)

- 合併により消滅し、又は分割をした特定農地所有適格法人から当該合併に係る合併法人又は当該分
割に係る分割承継法人が使用貸借による権利の全部を引き継いだことを証する書類
- 合併に係る合併法人又は分割に係る分割承継法人が租税特別措置法施行令の一部を改正する政令
(平成17年政令第103号)附則第33条第3項各号に掲げる要件の全てに該当することを証する当該
合併法人又は当該分割承継法人の所在地を管轄する農業委員会の書類
- 合併に係る合併法人又は分割に係る分割承継法人に該当することを証する書類

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

(資12-100-A4統一) (令3.6)

改 正 前

使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は
分割承継法人が特定農地所有適格法人に該当する旨の届出書
(所得税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第21号)附則第55条第3項又は第5項適用分)

税務署
受付印

令和 年 月 日

_____ 税務署長

〒

届出者 住所 _____

氏名 _____

(電話番号 - -)

平成 年 月 日に使用貸借による権利の設定を受けた「1」の特定農地所有適格法人
が合併又は分割により消滅又は分割しましたが、「2」の合併法人又は分割承継法人が使用貸借によ
る権利の全部を引き継ぎ、かつ、特定農地所有適格法人に該当するので所得税法等の一部を改正する
法律(平成17年法律第21号)附則(以下「法附則」といいます。)第55条第9項の規定により届け
出ます。

1	合併又は分割に より消滅又は分 割した法人	名称	所在地	
2	合併法人又は 分割承継法人	名称	所在地	区分 <input type="checkbox"/> 認定農地所有適格法人 <input type="checkbox"/> 認定特定農業法人

届出者の特定農地所有適格法人における地位等 (代表権の有無) 有 無
(地 位) 理事 取締役権を有する社員 取締役

届出者が特定農地所有適格法人の行う農業に従事する日数等の状況
農業に従事する日数 _____日
農作業に従事する日数 _____日

- 法附則第55条第3項又は第5項の規定に基づき使用貸借による権利の設定を受けた特定農地所有
適格法人が合併又は分割した日は、令和 年 月 日です。
- 合併又は分割により消滅又は分割した特定農地所有適格法人から合併法人又は分割承継法人が使
用貸借による権利を引き継いだ日は、平成・令和 年 月 日です。
- 合併又は分割により消滅又は分割した特定農地所有適格法人から合併法人又は分割承継法人が使
用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細は別紙「使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明
細書」としております。

(添付書類)

- 合併により消滅し、又は分割をした特定農地所有適格法人から当該合併に係る合併法人又は当該分
割に係る分割承継法人が使用貸借による権利の全部を引き継いだことを証する書類
- 合併に係る合併法人又は分割に係る分割承継法人が租税特別措置法施行令の一部を改正する政令
(平成17年政令第103号)附則第33条第3項各号に掲げる要件の全てに該当することを証する当該
合併法人又は当該分割承継法人の所在地を管轄する農業委員会の書類
- 合併に係る合併法人又は分割に係る分割承継法人の登記事項証明書その他の当該合併法人又は当
該分割承継法人に該当することを証する書類

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

(資12-100-A4統一) (令3.3)

改 正 後

記 載 方 法 等

この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 3 項又は第 5 項の規定に基づき使用貸借による権利の設定を受けた特定農地所有適格法人が合併又は分割した場合に、合併後の合併法人又は分割承継法人が当該使用貸借による権利の全部を引き継いだ場合にその旨を税務署長に届け出るときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、特定農地所有適格法人が合併により消滅した日又は分割した日から 2 か月を経過する日までです（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部について納税猶予の期限が確定します。）。

- 1 「合併法人又は分割承継法人」の「区分」欄は、合併法人又は分割承継法人が、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則第 33 条第 3 項第 1 号イに規定する農地所有適格法人である場合には、「認定農地所有適格法人」の□にレ印を記入してください。また、当該法人が、同号ロに規定する農地所有適格法人である場合には、「認定特定農業法人」の□にレ印を記入してください。
- 2 「届出者の特定農地所有適格法人における地位等」欄は、届出者が合併後の合併法人又は分割承継法人に係る特定農地所有適格法人の代表権を有しているか否か及び理事等に就任しているか否かについて該当するものの□にレ印を記入してください。
- 3 この届出書には、別紙「使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細書」を必ず添付して提出してください。

改 正 前

記 載 方 法 等

この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 3 項又は第 5 項の規定に基づき使用貸借による権利の設定を受けた特定農地所有適格法人が合併又は分割した場合に、合併後の合併法人又は分割承継法人が当該使用貸借による権利の全部を引き継いだ場合にその旨を税務署長に届け出るときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、特定農地所有適格法人が合併により消滅した日又は分割した日から 2 か月を経過する日までです（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部について納税猶予の期限が確定します。）。

- 1 「合併法人又は分割承継法人」の「区分」欄は、合併法人又は分割承継法人が、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則令附則第 33 条第 3 項第 1 号イに規定する農地所有適格法人である場合には、「認定農地所有適格法人」の□にレ印を記入してください。また、当該法人が、同号ロに規定する農地所有適格法人である場合には、「認定特定農業法人」の□にレ印を記入してください。
- 2 「届出者の特定農地所有適格法人における地位等」欄は、届出者が合併後の合併法人又は分割承継法人に係る特定農地所有適格法人の代表権を有しているか否か及び理事等に就任しているか否かについて該当するものの□にレ印を記入してください。
- 3 この届出書には、別紙「使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細書」を必ず添付して提出してください。

改 正 後

改 正 前

贈与税の特例適用農地等について農用地利用集積等促進計画の定めるところ
による賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書（震災特例法用）

		令和____年____月____日	
税務署長 _____		〒 _____ 届出者 住 所 _____	
氏 名 _____ (電話番号 _____)			
<p>東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 38 条の 2 の 2 第 1 項の規定により、租税特別措置法第 70 条の 4 第 8 項の規定の適用を受けるため、同条第 1 項の規定の適用を受けている農地等（特例適用農地等）について、福島復興再生特別措置法第 17 条の 21 に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき特例適用農地等を貸し付けたので、租税特別措置法第 70 条の 4 第 9 項の規定により届け出ます。</p> <p>なお、福島復興再生特別措置法第 17 条の 21 に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた特例適用農地等（貸付特例適用農地等）の明細及び貸付特例適用農地等に代わるものとして同条に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき借り受けた農地等（借受代替農地等）の明細は、別紙のとおりです。</p>			
贈 与 者	住 所	氏 名	
届出者が贈与者から農地等を取得した年月日		昭和____年____月____日 平成____年____月____日 令和____年____月____日	
貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積等促進計画の内容	公 告 年 月 日	令和____年____月____日	
	公 告 番 号		
	賃借権等の存続期間(始期～終期)	令和____年____月____日～令和____年____月____日	
貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合 (計算の明細)	(借受代替農地等の合計面積) (別紙の②) _____㎡ = _____% ≥ 80% (貸付特例適用農地等の合計面積) (別紙の①) _____㎡ (小数点以下切捨)		
(注) この特例の適用を受けるには、ここでの計算の割合が 80%以上である必要があります。			
(提出書類) 1 福島復興再生特別措置法第 17 条の 20 の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積等促進計画の写し及び当該公告年月日を証する書類 2 福島復興再生特別措置法第 17 条の 20 の規定により公告された借受代替農地等に係る農用地利用集積等促進計画の写し及び当該公告年月日を証する書類 3 貸付特例適用農地等を借り受けた者が農業経営基盤強化促進法第 5 条第 3 項に規定する農地中間管理機構である場合には、当該農地中間管理機構から当該貸付特例適用農地等を借り受けた方が確認できる農用地利用配分計画（農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項に規定する農用地利用配分計画をいいます。）の写し			
関与税理士	電 話 番 号		

※欄は記入しない欄である。

(新規)

※	通信目付印の年月日	(確 認)	整理簿番号
	年 月 日		

(資 12-145-A 4 統一) (令 3.6)

改 正 後

改 正 前

(裏)
記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が、その特例適用農地等について福島復興再生特別措置法第17条の21に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づき貸し付けた場合（以下この貸し付けられた特例適用農地等を「貸付特例適用農地等」といいます。）について、贈与税の納税猶予の借換特例（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、特例適用農地等について賃借権等の設定をした日から2か月以内です。

- 1 「公告年月日」欄には、福島復興再生特別措置法第17条の20の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る当該公告年月日を記載してください。
 - 2 「公告番号」欄には、上記「1」の公告年月日を証する書類に記載された公告番号を記載してください。
 - 3 「賃借権等の存続期間（始期～終期）」欄には、貸付特例適用農地等に係る賃借権等の存続期間について、その始期及び終期を記載してください。
 - 4 「貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合（計算の明細）」欄は、この届出書の別紙「貸付特例適用農地等及び借受代替農地等の明細書等（震災特例法用）」に基づき、その面積を記載の上、その割合を整数（小数点以下の数字がある場合は切捨て後の数字）で記載してください。
- (注) 貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合が80%未満の場合には、借換特例の適用を受けることはできませんのでご注意ください。

(新規)

改 正 後

改 正 前

別 紙

貸付特例適用農地等及び
借受代替農地等の明細書等
(震災特例法用)

受贈者 の氏名		電子管理簿 ※
------------	--	------------

貸付特例適用農地等の明細					
番号	農地等の所在地番			借受者の氏名	借受者の住所
	地目	面積	賃借権等の種類		
1			㎡ 使用貸借・賃貸借	[]	[]
2			㎡ 使用貸借・賃貸借	[]	[]
3			㎡ 使用貸借・賃貸借	[]	[]
4			㎡ 使用貸借・賃貸借	[]	[]
5			㎡ 使用貸借・賃貸借	[]	[]
貸付特例適用農地等の合計面積				①	㎡

※欄は記入しない

(注) 1 貸付特例適用農地等が租税特別措置法第70条の4第1項の規定を受けている農地等の一部である場合には、上記①欄の()内に同項の規定の適用を受けている農地等の全体の面積を記載してください。
2 貸付特例適用農地等を借り受けた者が農地中間管理機構である場合には、「借受者の氏名」及び「借受者の住所」欄の[]内に当該農地中間管理機構から当該貸付特例適用農地等を借り受けた方の氏名及び住所を記載してください。

借受代替農地等の明細					
番号	農地等の所在地番			貸付者の氏名	貸付者の住所
	地目	面積	賃借権等の種類	公告年月日	賃借権等の存続期間
1			㎡ 使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ・ ~ ・ ・ ・
2			㎡ 使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ・ ~ ・ ・ ・
3			㎡ 使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ・ ~ ・ ・ ・
4			㎡ 使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ・ ~ ・ ・ ・
5			㎡ 使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ・ ~ ・ ・ ・
借受代替農地等の合計面積				②	㎡

(注) 借受代替農地等の対象は、その賃借権等の存続期間の始期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の始期の日前2か月以内であり、かつ、その賃借権等の存続期間の終期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の終期の日又はその日より遅いものに限られます。

(新規)

改 正 後

改 正 前

(裏)
記 載 方 法 等

この明細書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が、その特例適用農地等について福島復興再生特別措置法第17条の21に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づき貸し付けた場合（以下この貸し付けられた特例適用農地等を「貸付特例適用農地等」といいます。）について、贈与税の納税猶予の借換特例（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けようとするときに、その貸付特例適用農地等の明細等の届出書として使用してください。

なお、この明細書は、「贈与税の特例適用農地等について農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書（震災特例法用）」とともに特例適用農地等について賃借権等の設定をした日から2か月以内に提出してください。

- 1 「貸付特例適用農地等の明細」の「地目」欄には、借換特例の適用を受ける農地等について、農用地利用集積等促進計画書に記載された地目に応じ、田、畑、採草放牧地と記載してください。
- 2 「貸付特例適用農地等の明細」の「面積」欄には、借換特例の適用を受ける農地等について、農用地利用集積等促進計画書に記載された面積を記載してください。
- 3 「貸付特例適用農地等の明細」の「賃借権等の種類」欄には、使用貸借による権利又は賃借権の別により該当する文字を○で囲んでください。
- 4 「貸付特例適用農地等の明細」の「借受者の氏名」及び「借受者の住所」欄には、農用地利用集積等促進計画書に記載された借受者の氏名及び住所を記載してください。

なお、貸付特例適用農地等を借り受けた者が農地中間管理機構である場合には、当該農地中間管理機構から当該貸付特例適用農地等を借り受けた者の氏名及び住所を同欄の〔 〕内に記載してください。

- 5 「貸付特例適用農地等の合計面積」欄には、上記「2」で記載した面積の合計を記載してください。なお、貸付特例適用農地等が租税特別措置法第70条の4第1項の規定の適用を受けている農地等の一部である場合に、贈与税の納税猶予の適用を受けている農地等の全体の面積を（ ）内に記載してください。

- 6 「借受代替農地等の明細」の「地目」、「面積」及び「賃借権等の種類」並びに「貸付者の氏名」及び「貸付者の住所」欄には、貸付特例適用農地等に代わるものとして借り受けた受贈者の農業の用に供する農地等（以下「借受代替農地等」といいます。）について、農用地利用集積等促進計画書に基づき、上記「1」から「4」に準じて記載してください。

- 7 「借受代替農地等の明細」の「公告年月日」欄には、福島復興再生特別措置法第17条の20の規定により公告された借受代替農地等に係る公告年月日を記載してください。

- 8 「借受代替農地等の明細」の「賃借権等の存続期間」欄には、借受代替農地等に係る賃借権等の存続期間についてその始期及び終期を記載してください。

(注) 借受代替農地等の対象は、その賃借権等の存続期間の始期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の始期の日より2か月以内であり、かつ、その賃借権等の存続期間の終期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の終期の日より遅いものに限られます。

- 9 「借受代替農地等の合計面積」欄には、貸付特例適用農地等に代わるものとして借り受けた受贈者の農業の用に供する農地等について、その合計面積を記載してください。

(新規)

改 正 後

改 正 前

貸付特例適用農地等の変更届出書（震災特例法用）
（再借受代替農地等を借り受けた場合）

令和____年____月____日

〒 _____
届出者 住 所 _____

氏 名 _____
(電話番号 - -)

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 38 条の 2 の 2 第 1 項の規定により、
第 70 条の 4 第 8 項 第 70 条の 6 第 10 項 の規定を受けている貸付特例適用農地等（令和____年____月____日
届出分）については、同条 第 10 項第 1 号 に該当することとなりましたが、同条 第 8 項 第 10 項 の規定の適用を
受けたため、再借受代替農地等に係る賃借権等の設定に関する事項等について同条 第 11 項 の規定により
関係書類を添付して届け出ます。

農地等の贈与を受けた年月日	昭和 平成 令和
年月日	年 月 日

贈与者 被相続人	住所	氏名

① 農業の用に供されていない借受代替農地等の明細

番号	借受代替農地等の所在地番	地目	面積	農業の用に供されなくなった事由及びその事業が生じた年月日
1			㎡ (. . .)	
2			㎡ (. . .)	
3			㎡ (. . .)	
農業の用に供されていない借受代替農地等の合計面積 (A)			㎡	

② 再借受代替農地等の明細

番号	再借受代替農地等の所在地番		貸付者の氏名	貸付者の住所
	地目	面積		
1		㎡	使用貸借・賃借	. . . ~ . . .
2			使用貸借・賃借	. . . ~ . . .
3			使用貸借・賃借	. . . ~ . . .
再借受代替農地等の合計面積 (B)			㎡	

(注) 上記①及び②について書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。

③ 借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算明細書

イ 当該変更届出書の直前に届け出ている借受代替農地等の合計面積……………(C) _____㎡

ロ 当該変更届出書の提出による借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算の明細

(イ) 変更届出後の借受代替農地等の合計面積 (a)

(上記(C)の面積 _____㎡) - (上記(A)の面積 _____㎡) + (上記(B)の面積 _____㎡) = (a) _____㎡

(ロ) 貸付特例適用農地等に係る土地の面積 ……………(b) _____㎡

(ハ) 当該変更届出書の提出による借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合

(上記(a)の面積 _____㎡) / (上記(b)の面積 _____㎡) = _____% (≧ 80%)
(小数点以下四捨)

(添付書類)
・福島復興再生特別措置法第 17 条の 20 の規定により公告された再借受代替農地等に係る農用地利用集積等促進計画の写し及び当該公告年月日を証する書類

関与税理士	電話番号	

※	通信日付印の年月日	(確認)	猶予整理簿	検算	整理簿番号
	年 月 日				

(資 12-147-A 4 統一) (令 3.6)

※欄は記入しない

(新規)

改 正 後

改 正 前

(裏)
記 載 方 法 等

この変更届出書は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第38条の2の2第1項の規定により、贈与税又は相続税の納税猶予の借換特例（租税特別措置法第70条の4第8項又は同法第70条の6第10項）（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けている貸付特例適用農地等に代わるものとして借り受けた農地等（以下「借受代替農地等」といいます。）の全てに係る土地の面積の合計（農業の用に供されていない部分がある場合には、その部分の面積を除きます。）の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合が80%未満となった場合に、新たに借受代替農地等を借り受けることにより、借換特例の適用を引き続き受ける旨の届出をする場合に使用します。なお、この届出書の提出期限は、この届出書に係る事実が生じた日から2か月を経過する日です。

- 1 この届出書の本文中、贈与税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、「第70条の6第10項」、「第12項第1号」、「第10項」、「第13項」の文字を二重線で抹消し、相続税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、「第70条の4第8項」、「第10項第1号」、「第8項」、「第11項」の文字を二重線で抹消してください。
 - 2 「① 農業の用に供されていない借受代替農地等の明細」欄には、借換特例の適用者が貸付特例適用農地等に代わるものとして借り受けた借受代替農地等について農業の用に供されていない農地等の明細について記載してください。なお、「農業の用に供さなくなった事由及びその事実が生じた年月日」欄には、借換特例の適用者がその農地等を農業の用に供さなくなった事由及び借換特例の適用者がその農地等を農業の用に供さなくなった年月日を具体的に記載してください。
 - 3 「② 再借受代替農地等の明細」欄には、借換特例の適用者が貸付特例適用農地等に代わるものとして新たに借り受けた借受代替農地等（以下「再借受代替農地等」といいます。）についてその明細を記載してください。
- イ 「地目」欄には、農用地利用集積等促進計画書に記載された地目に応じ、田、畑、採草放牧地と記載してください。
- ロ 「賃借権等の種類」欄には、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の別により該当する文字を○で囲んでください。
- ハ 「貸付者の氏名」及び「貸付者の住所」欄には、農用地利用集積等促進計画書に記載された貸付者及び貸付者の住所を記載してください。
- ニ 「公告年月日」欄には、福島復興再生特別措置法第17条の20の規定により公告された再借受代替農地等に係る公告年月日を記載してください。
- ホ 「賃借権等の存続期間」欄には、再借受代替農地等に係る賃借権等の存続期間についてその始期及び終期を記載してください。
- (注) 再借換代替農地等の対象は、その賃借権等の存続期間の始期の日が「農業の用に供さなくなった事由及びその事実が生じた年月日」欄の年月日又はその日より2か月以内であり、かつ、その賃借権等の存続期間の終了の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の終期の日又はその日より遅いものに限られます。
- 4 「③ 借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算明細書」欄には、各項目について面積を記載の上、この変更届出書の提出による借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合を整数（少数点以下の数字がある場合は切捨て後の数字）で記載してください。

(新規)

改 正 後

改 正 前

貸付特例適用農地等の(変更)届出書(震災特例法用)
(貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した場合)

令和____年____月____日

〒

____ 税務署長 届出者 住 所 _____

氏 名 _____
(電話番号 - -)

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 38 条の 2 の 2 第 1 項の規定により、租税特別措置法 第 70 条の 4 第 8 項 第 70 条の 6 第 10 項 の規定の適用を受けている貸付特例適用農地等(令和____年____月____日届出分)については、
 イ、同条 第 10 項 (1号・3号)に該当することとなりましたが、当該貸付特例適用農地等に係る全部の賃借権等を消滅させたので、同条 第 11 項 第 12 項 第 13 項 の規定により、添付書類とともに届け出ます。
 (添付書類) 使用貸借による権利又は賃借権の消滅年月日を証する書類の写し
 (注) この場合、賃借権等を消滅させた当該貸付特例農地等について、再び自ら農業の用に供する必要があります。
 ロ、賃借権等の存続期間が満了したので、租税特別措置法施行令 第 40 条の 6 第 27 項 第 40 条の 7 第 27 項 の規定により届け出ます。
 (注) この場合、当該貸付特例農地等について、再び自ら農業の用に供する必要があります。
 ハ、賃借権等の存続期間満了前に賃借権等を消滅させたので、租税特別措置法施行令 第 40 条の 6 第 27 項 第 40 条の 7 第 27 項 の規定により届け出ます。
 (注) この場合、猶予されていた納税猶予の全部又は一部と猶予期間中の利子税の合計額を納付することとなります。
 なお、引き続き、納税猶予の特例の適用を受ける場合には、上記イの届出を行ってください。

農地等の贈与を受けた年月日 相続(遺贈)があった	昭和 平成 令和	年 月 日
贈与者住所 被相続人	氏名	

貸付特例適用農地等に設定していた賃借権等の解約年月日等の明細は、以下のとおりです。

番号	貸付特例適用農地等の所在地番	地目	面積	農地等の状況及びその状況にあることとなった日	賃借権等解約年月日
1			m ²	(. .)	・ ・
2				(. .)	・ ・
3				(. .)	・ ・
4				(. .)	・ ・
5				(. .)	・ ・

(注) 上欄に書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。

関与税理士	電話番号
-------	------

※欄は記入しないでも可。

(新規)

※	通信日付印の年月日	(確認)	猶予整理簿	検算	整理簿番号
	年 月 日				

改 正 後

改 正 前

(裏)
記 載 方 法 等

この(変更)届出書は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第38条の2の2第1項の規定により、贈与税又は相続税の納税猶予の借換特例(租税特別措置法第70条の4第8項又は同法第70条の6第10項)(以下「借換特例」といいます。)の適用を受けている貸付特例適用農地等に設定されている貸借権等が消滅した場合に、①その全部の貸借権等を消滅させたことにより引き続き納税猶予の特例の適用を受ける旨の届出をする場合、又は②貸借権等を消滅させた旨の届出をする場合に使用します。

1 この(変更)届出書の本文中、贈与税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、下段の「第70条の6第10項」の文字を二重線で抹消し、相続税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、上段の「第70条の4第8項」の文字を二重線で抹消(以下、この(変更)届出書の本文中、上段の文字は、贈与税の借換特例に係る条文を、下段の文字は、相続税の借換特例に係る条文を指します。)してください。

2 この(変更)届出書の本文中、「(令和__年__月__日届出分)」欄には、借換特例の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日を記載してください。

3 この(変更)届出書の本文中、イからハについては、該当する届出の口内にレ点を付し、不要の文字を二重線で抹消してください。

なお、各届出の提出期限は、次のとおりです。

「イ」… 貸付特例適用農地等が農業の用に供されなくなったことを知った日(又は貸付特例適用農地等に係る貸借権等が消滅した日のいずれか早い日)から2か月を経過する日

「ロ」… 貸付特例適用農地等に設定されている貸借権等が消滅した日から2か月以内

「ハ」… 貸付特例適用農地等に設定されている貸借権等が消滅した日から2か月以内

4 「貸付特例適用農地等に設定していた貸借権等の解約年月日等の明細は、以下のとおりです。」の「農地の状況及びその状況にあることを知った日」欄には、貸付特例適用農地等が借受者の農業の用に供されていない場合にその農地等の状況(現況)及び借受者の農業の用に供されていないことを知った日を記載してください。

5 「貸借権等解約等年月日」欄には、貸付特例適用農地等について貸借権等を解約した年月日を記載してください。

(新規)

改 正 後

改 正 前

相続税の特例農地等について農用地利用集積等促進計画の定めるところ
による賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書（震災特例法用）

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; display: inline-block; text-align: center; line-height: 20px;"> 税 務 署 受 付 印 </div>		令和____年____月____日
〒 _____ 税務署長		届出者 住 所 _____ 氏 名 _____ (電話番号 - -)
<p>東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 38 条の 2 の 2 第 1 項の規定により、租税特別措置法第 70 条の 6 第 10 項の規定の適用を受けるため、同条第 1 項の規定の適用を受けている農地等（特例農地等）について、福島復興再生特別措置法第 17 条の 21 に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき特例農地等を貸し付けたので、租税特別措置法第 70 条の 6 第 11 項の規定により届け出ます。</p> <p>なお、福島復興再生特別措置法第 17 条の 21 に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等（貸付特例適用農地等）の明細及び貸付特例適用農地等に代わるものとして同条に規定する当該農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき借り受けた農地等（借受代替農地等）の明細は、別紙のとおりです。</p>		
被相続人	住 所	氏 名
届出者が被相続人から農地等を		昭 和 平 成 令 和
相続により取得した年月日		年 月 日
貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積等促進計画の内容	公 告 年 月 日	令 和 年 月 日
	公 告 番 号	
	賃借権等の存続期間(始期～終期)	令 和 年 月 日 ～ 令 和 年 月 日
貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合 (計算の明細)	(借受代替農地等の合計面積) (別紙の②) m ² _____ = _____ % ≥ 80% (貸付特例適用農地等の合計面積) (小数点以下切捨) (別紙の①) m ²	
(注) この特例の適用を受けるには、ここでの計算の割合が 80%以上である必要があります。		
(提出書類) 1 福島復興再生特別措置法第 17 条の 20 の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積等促進計画の写し及び当該公告年月日を証する書類 2 福島復興再生特別措置法第 17 条の 20 の規定により公告された借受代替農地等に係る農用地利用集積等促進計画の写し及び当該公告年月日を証する書類 3 貸付特例適用農地等を借り受けた者が農業経営基盤強化促進法第 5 条第 3 項に規定する農地中間管理機構である場合には、当該農地中間管理機構から当該貸付特例適用農地等を借り受けた方が確認できる農用地利用配分計画（農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項に規定する農用地利用配分計画をいいます。）の写し		
関与税理士		電 話 番 号

※欄は記入しないこと。

(新規)

*	通信日付印の年月日 (確認)	整理簿番号
	年 月 日	

(資 12-149-A 4 統一) (令 3.6)

改 正 後

改 正 前

(裏)
記 載 方 法 等

この届出書は、相続税の納税猶予の適用を受けている人が、その特例農地等について福島復興再生特別措置法第17条の21に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づき貸し付けた場合（以下この貸し付けられた特例農地等を「貸付特例適用農地等」といいます。）について、相続税の納税猶予の借換特例（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、特例農地等について賃借権等の設定をした日から2か月以内です。

- 1 「公告年月日」欄には、福島復興再生特別措置法第17条の20の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る当該公告年月日を記載してください。
- 2 「公告番号」欄には、上記「1」の公告年月日を証する書類に記載された公告番号を記載してください。
- 3 「賃借権等の存続期間（始期～終期）」欄には、貸付特例適用農地等に係る賃借権等の存続期間について、その始期及び終期を記載してください。
- 4 「貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合（計算の明細）」欄は、この届出書の別紙「貸付特例適用農地等及び借受代替農地等の明細書等（震災特例法用）」に基づき、その面積を記載の上、その割合を整数（小数点以下の数字がある場合は切捨て後の数字）で記載してください。

（注）貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合が80%未満の場合には、借換特例の適用を受けることはできませんのでご注意ください。

(新規)

改 正 後

改 正 前

別 紙

貸付特例適用農地等及び
借受代替農地等の明細書等
(農 災 特 例 法 用)

農業相続人 の 氏 名		電子管理簿 ※
----------------	--	------------

貸 付 特 例 適 用 農 地 等 の 明 細					
番 号	農 地 等 の 所 在 地 番			借受者の氏名	借 受 者 の 住 所
	地 目	面 積	賃借権等の種類		
1		㎡	使用貸借・賃貸借	[]	[]
2		㎡	使用貸借・賃貸借	[]	[]
3		㎡	使用貸借・賃貸借	[]	[]
4		㎡	使用貸借・賃貸借	[]	[]
5		㎡	使用貸借・賃貸借	[]	[]
貸 付 特 例 適 用 農 地 等 の 合 計 面 積				①	㎡

※欄は記入しない

(注) 1 貸付特例適用農地等が租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地等の一部である場合には、上記①欄の()内に同項の規定の適用を受けている農地等の全体の面積を記載してください。
2 貸付特例適用農地等を借り受けた者が農地中間管理機構である場合には、「借受者の氏名」及び「借受者の住所」欄の[]内に当該農地中間管理機構から当該貸付特例適用農地等を借り受けた方の氏名及び住所を記載してください。

借 受 代 替 農 地 等 の 明 細					
番 号	農 地 等 の 所 在 地 番			貸付者の氏名	貸 付 者 の 住 所
	地 目	面 積	賃借権等の種類	公告年月日	賃借権等の存続期間
1		㎡	使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ・ ~ ・ ・ ・
2		㎡	使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ・ ~ ・ ・ ・
3		㎡	使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ・ ~ ・ ・ ・
4		㎡	使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ・ ~ ・ ・ ・
5		㎡	使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ・ ~ ・ ・ ・
借 受 代 替 農 地 等 の 合 計 面 積				②	㎡

(注) 借受代替農地等の対象は、その賃借権等の存続期間の始期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の始期の日前2か月以内であり、かつ、その賃借権等の存続期間の終期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の終期の日又はその日より遅いものに限られます。

(資 12-150-A 4 統一) (令 3.6)

(新規)

改 正 後

改 正 前

(裏)
記 載 方 法 等

この明細書は、相続税の納税猶予の適用を受けている人が、その特例農地等について福島復興再生特別措置法第17条の21に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づき貸し付けた場合（以下この貸し付けられた特例農地等を「貸付特例適用農地等」といいます。）について、相続税の納税猶予の借換特例（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けようとするときに、その貸付特例適用農地等の明細等の届出書として使用してください。

なお、この明細書は、「相続税の特例農地等について農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書（震災特例用法）」とともに特例農地等について賃借権等の設定をした日から2か月以内に提出してください。

- 1 「貸付特例適用農地等の明細」の「地目」欄には、借換特例の適用を受ける農地等について、農用地利用集積等促進計画書に記載された地目に応じ、田、畑、採草放牧地と記載してください。
- 2 「貸付特例適用農地等の明細」の「面積」欄には、借換特例の適用を受ける農地等について、農用地利用集積等促進計画書に記載された面積を記載してください。
- 3 「貸付特例適用農地等の明細」の「賃借権等の種類」欄には、使用貸借による権利又は賃借権の別により該当する文字を○で囲んでください。
- 4 「貸付特例適用農地等の明細」の「借受者の氏名」及び「借受者の住所」欄には、農用地利用集積等促進計画書に記載された借受者の氏名及び住所を記載してください。

なお、貸付特例適用農地等を借り受けた者が農地中間管理機構である場合には、当該農地中間管理機構から当該貸付特例適用農地等を借り受けた者の氏名及び住所を同欄の〔 〕内に記載してください。

- 5 「貸付特例適用農地等の合計面積」欄には、上記「2」で記載した面積の合計を記載してください。なお、貸付特例適用農地等が租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地等の一部である場合に、相続税の納税猶予の適用を受けている農地等の全体の面積を（ ）内に記載してください。

- 6 「借受代替農地等の明細」の「地目」、「面積」及び「賃借権等の種類」並びに「貸付者の氏名」及び「貸付者の住所」欄には、貸付特例適用農地等に代わるものとして借り受けた農業相続人の農業の用に供する農地等（以下「借受代替農地等」といいます。）について、農用地利用集積等促進計画書に基づき、上記「1」から「4」に準じて記載してください。

- 7 「借受代替農地等の明細」の「公告年月日」欄には、福島復興再生特別措置法第17条の20の規定により公告された借受代替農地等に係る公告年月日を記載してください。

- 8 「借受代替農地等の明細」の「賃借権等の存続期間」欄には、借受代替農地等に係る賃借権等の存続期間についてその始期及び終期を記載してください。

(注) 借受代替農地等の対象は、その賃借権等の存続期間の始期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の始期の日より2か月以内であり、かつ、その賃借権等の存続期間の終期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の終期の日より遅いものに限られます。

- 9 「借受代替農地等の合計面積」欄には、貸付特例適用農地等に代わるものとして借り受けた農業相続人の農業の用に供する農地等について、その合計面積を記載してください。

(新規)

改正後

改正前

非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書（一般措置）

非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書（一般措置）

税務署 令和 年 月 日
 受付印 税務署長
 届出者 住所 氏名 (電話番号 - -)
 第70条の7第1項 贈与税
 租税特別措置法第70条の7の2第1項の規定による 相続税の納税の猶予を引き続いて受けたので、次に掲げる税額等
 第70条の7の4第1項 相続税
 第9項
 について確認し、同条 第10項 の規定により関係書類を添付して届け出ます。
 第8項

税務署 令和 年 月 日
 受付印 税務署長
 届出者 住所 氏名 (電話番号 - -)
 第70条の7第1項 贈与税
 租税特別措置法第70条の7の2第1項の規定による 相続税の納税の猶予を引き続いて受けたので、次に掲げる税額等
 第70条の7の4第1項 相続税
 第9項
 について確認し、同条 第10項 の規定により関係書類を添付して届け出ます。
 第8項

※欄は記入しなくても構いません。

※欄は記入しなくても構いません。

非上場株式等の	贈与を受けた	年月日	平成	年	月	日
贈与者	住所	氏名				
被相続人						

非上場株式等の	贈与を受けた	年月日	平成	年	月	日
贈与者	住所	氏名				
被相続人						

この届出書は、認定(贈与・相続)承継会社、贈与者ごとに作成してください。

この届出書は、認定(贈与・相続)承継会社、贈与者ごとに作成してください。

- 1 経営(贈与・相続)報告基準日(以下「報告基準日」といいます。) 平成 年 月 日
- 2 1の報告基準日における猶予中 贈与税 相続税 額 円
- 3 1の報告基準日において有する対象(受贈・相続)非上場株式等(以下「非上場株式等」といいます。)の数は金額 円 株(口・円)

- 1 経営(贈与・相続)報告基準日(以下「報告基準日」といいます。) 平成 年 月 日
- 2 1の報告基準日における猶予中 贈与税 相続税 額 円
- 3 1の報告基準日において有する対象(受贈・相続)非上場株式等(以下「非上場株式等」といいます。)の数は金額 円 株(口・円)

【非上場株式等の内訳等】※ 記載に当たっては、裏面の記載方法等の「2」をご覧ください。

【非上場株式等の内訳等】※ 記載に当たっては、裏面の記載方法等の「2」をご覧ください。

贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額
イ	.	.	株(口・円)
ロ	.	.	株(口・円)

贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額
イ	.	.	株(口・円)
ロ	.	.	株(口・円)

4 認定(贈与・相続)承継会社の名称

4 認定(贈与・相続)承継会社の名称

5 1の報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に、経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合又は再計算免除贈与税・相続税額の通知があった場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書(一般措置)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

5 1の報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に、経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合又は再計算免除贈与税・相続税額の通知があった場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書(一般措置)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

【添付書類】 認定(贈与・相続)承継会社に係る報告基準日における次に掲げる書類

【添付書類】 認定(贈与・相続)承継会社に係る報告基準日における次に掲げる書類

- ① 定款の写し
- ② 株主名簿の写しその他の書類で認定(贈与・相続)承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類(認定(贈与・相続)承継会社が証明したものに限り、)
- ③ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第2項(同条第14項において準用する場合を含みます。)又は同条第4項(同条第15項において準用する場合を含みます。)の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し
- ④ 報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日(最初の経営(贈与・相続)報告基準日の場合は、贈与税・相続税の申告書の提出期限)の翌日から報告基準日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し
- ⑤ 報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から報告基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、裏面の4に掲げる書類

- ① 定款の写し
- ② 登記事項証明書(報告基準日以後に作成されたものに限り、)
- ③ 株主名簿の写しその他の書類で認定(贈与・相続)承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類(認定(贈与・相続)承継会社が証明したものに限り、)
- ④ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第2項(同条第14項において準用する場合を含みます。)又は同条第4項(同条第15項において準用する場合を含みます。)の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し
- ⑤ 報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日(最初の経営(贈与・相続)報告基準日の場合は、贈与税・相続税の申告書の提出期限)の翌日から報告基準日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し
- ⑥ 報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から報告基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、裏面の4に掲げる書類

(注) 報告基準日が最初の「非上場株式等」についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の適用に係る贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日の翌日以後である場合は③の書類の提出は必要ありません。

(注) 報告基準日が最初の「非上場株式等」についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の適用に係る贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日以前である場合には②の書類、当該いずれか早い日の翌日以後である場合は④の書類の提出は必要ありません。

関与税理士	電話番号
-------	------

関与税理士	電話番号
-------	------

※	通信日付印の年月日	(確認)	入力	確認	納税猶予番号
	年 月 日				

※	通信日付印の年月日	(確認)	入力	確認	納税猶予番号
	年 月 日				

改 正 後

(裏)
記載方法等

- 1 次に掲げる方は、それぞれ次に掲げる提出期限までに贈与税・相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります。
- (1) 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7第1項・同法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方
 - イ 経営（贈与）承継期間^(※1)の場合 第一種（贈与）基準日^(※2)の翌日から5か月を経過する日
 - ロ 経営（贈与）承継期間の末日の翌日から猶予中贈与税・相続税額に相当する贈与税・相続税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間 第二種（贈与）基準日^(※3)の翌日から3か月を経過する日

(注1) 「経営（贈与）承継期間」とは、贈与税・相続税の申告書の提出期限の翌日から、①経営承継者又は経営承継者の最初の「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と②経営承継者の最初の「非上場株式等」についての相続税の納税猶予及び免除の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日又は経営承継者若しくは経営承継者に係る贈与者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。

(注2) 「第一種（贈与）基準日」とは、「非上場株式等」についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける最初の贈与税・相続税の申告書の提出期限（提出期限の延長があった場合には、延長後の提出期限）の翌日から起算して1年を経過することの日をいいます。

(注3) 「第二種（贈与）基準日」とは、経営（贈与）承継期間の末日の翌日から3年を経過することの日をいいます。
- (2) 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方
 - イ 経営相続承継期間^(※4)の場合 第一種相続基準日^(※5)の翌日から5か月を経過する日
 - ロ 経営相続承継期間の末日の翌日から猶予中相続税額に相当する相続税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間 第二種相続基準日^(※6)の翌日から3か月を経過する日

(注4) 「経営相続承継期間」とは、「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から①経営承継者の最初の「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と②経営承継者の最初の「非上場株式等」についての相続税の納税猶予及び免除の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日までの間に当該贈与に係る贈与者について相続が開始した場合における当該相続の開始の日から①と②のいずれか早い日又は当該贈与に係る経営承継者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。

(注5) 「第一種相続基準日」とは、贈与税の申告書の提出期限（経営承継者が「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の適用を受ける前に認定相続承継会社の非上場株式等について「非上場株式等」についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受けている場合には、相続税の申告書の提出期限をい、これらの提出期限の延長があった場合には、延長後の提出期限）の翌日から起算して1年を経過することの日をいいます。

(注6) 「第二種相続基準日」とは、経営相続承継期間の末日の翌日から3年を経過することの日をいいます。
- 2 3の【非上場株式等の内訳等】欄は、報告基準日において経営承継者が有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者の免除対象贈与^(※)により取得したものである場合（報告基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に非上場株式等の内訳等につき変更があった場合に限り、）に記載してください。
- ※「免除対象贈与」とは、租税特別措置法施行規則第23条の9第24項第5号に規定する贈与をいいます。
- 3 「経営承継者」とは、
- イ 「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。
 - ロ 「非上場株式等」についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。
 - ハ 「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
- 4 報告基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその報告基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。
- ① 合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し^(※1)
 - ② 次に掲げる書類（合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。）
 - イ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限り、）
 - ロ 合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第9項又は第10項（これらの規定を同条第18項において準用する場合を含みます。）の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し^(※2)
- (※1) ①の書類は、最初の「非上場株式等」についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の適用に係る贈与又は相続に係る贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要があります。
- (※2) ②の書類は、(※1)のいずれか早い日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

改 正 前

(裏)
記載方法等

- 1 次に掲げる方は、それぞれ次に掲げる提出期限までに贈与税・相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります。
- (1) 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7第1項・同法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方
 - イ 経営（贈与）承継期間^(※1)の場合 第一種（贈与）基準日^(※2)の翌日から5か月を経過する日
 - ロ 経営（贈与）承継期間の末日の翌日から猶予中贈与税・相続税額に相当する贈与税・相続税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間 第二種（贈与）基準日^(※3)の翌日から3か月を経過する日

(注1) 「経営（贈与）承継期間」とは、贈与税・相続税の申告書の提出期限の翌日から、①経営承継者又は経営承継者の最初の「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と②経営承継者の最初の「非上場株式等」についての相続税の納税猶予及び免除の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日又は経営承継者若しくは経営承継者に係る贈与者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。

(注2) 「第一種（贈与）基準日」とは、「非上場株式等」についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける最初の贈与税・相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して1年を経過することの日をいいます。

(注3) 「第二種（贈与）基準日」とは、経営（贈与）承継期間の末日の翌日から3年を経過することの日をいいます。
- (2) 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方
 - イ 経営相続承継期間^(※4)の場合 第一種相続基準日^(※5)の翌日から5か月を経過する日
 - ロ 経営相続承継期間の末日の翌日から猶予中相続税額に相当する相続税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間 第二種相続基準日^(※6)の翌日から3か月を経過する日

(注4) 「経営相続承継期間」とは、「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から①経営承継者の最初の「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と②経営承継者の最初の「非上場株式等」についての相続税の納税猶予及び免除の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日までの間に当該贈与に係る贈与者について相続が開始した場合における当該相続の開始の日から①と②のいずれか早い日又は当該贈与に係る経営承継者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。

(注5) 「第一種相続基準日」とは、贈与税の申告書の提出期限（経営承継者が「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の適用を受ける前に認定相続承継会社の非上場株式等について「非上場株式等」についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受けている場合には、相続税の申告書の提出期限）の翌日から起算して1年を経過することの日をいいます。

(注6) 「第二種相続基準日」とは、経営相続承継期間の末日の翌日から3年を経過することの日をいいます。
- 2 3の【非上場株式等の内訳等】欄は、報告基準日において経営承継者が有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者の免除対象贈与^(※)により取得したものである場合（報告基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に非上場株式等の内訳等につき変更があった場合に限り、）に記載してください。
- ※「免除対象贈与」とは、租税特別措置法施行規則第23条の9第24項第5号に規定する贈与をいいます。
- 3 「経営承継者」とは、
- イ 「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。
 - ロ 「非上場株式等」についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。
 - ハ 「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
- 4 報告基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその報告基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。
- ① 合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し^(※1)
 - ② 次に掲げる書類（合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。）
 - イ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限り、）
 - ロ 合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第9項又は第10項（これらの規定を同条第18項において準用する場合を含みます。）の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し^(※2)
- (※1) ①の書類は、最初の「非上場株式等」についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の適用に係る贈与又は相続に係る贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要があります。
- (※2) ②の書類は、(※1)のいずれか早い日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

改正後

改正前

非上場株式等についての贈与税相続税の納税猶予の継続届出書（特例措置）

非上場株式等についての贈与税相続税の納税猶予の継続届出書（特例措置）

税務署 令和____年____月____日

税務署長 _____

届出者 住所 _____

氏名 _____

(電話番号 - - -)

第70条の7の5第1項 贈与税
租税特別措置法 第70条の7の6第1項 相続税
第70条の7の8第1項 の納税の猶予を引き続いて受けるため、

第6項 贈与税
第7項 の規定により関係書類を添付して届け出ます。

税務署 令和____年____月____日

税務署長 _____

届出者 住所 _____

氏名 _____

(電話番号 - - -)

第70条の7の5第1項 贈与税
租税特別措置法 第70条の7の6第1項 相続税
第70条の7の8第1項 の納税の猶予を引き続いて受けるため、

第6項 贈与税
第7項 の規定により関係書類を添付して届け出ます。

※欄は記入しなくて構いません。

※欄は記入しなくて構いません。

非上場株式等の	贈与を受けた	年月日	平成	年	月	日
贈与者	住所	氏名				
被相続人						

非上場株式等の	贈与を受けた	年月日	平成	年	月	日
贈与者	住所	氏名				
被相続人						

この届出書は、特例認定（贈与・相続）承継会社、贈与者・被相続人ごとに作成してください。

この届出書は、特例認定（贈与・相続）承継会社、贈与者・被相続人ごとに作成してください。

- 経営（贈与・相続）報告基準日（以下「基準日」といいます。） 平成____年____月____日
- 1の基準日における猶予中 贈与税 額 _____円
- 1の基準日において有する特例対象（受贈・相続）非上場株式等（以下「非上場株式等」といいます。）の数は金額 _____株（口・円）

- 経営（贈与・相続）報告基準日（以下「基準日」といいます。） 平成____年____月____日
- 1の基準日における猶予中 贈与税 額 _____円
- 1の基準日において有する特例対象（受贈・相続）非上場株式等（以下「非上場株式等」といいます。）の数は金額 _____株（口・円）

【非上場株式等の内訳等】※ 記載に当たっては、裏面の記載方法等の「2」をご覧ください。

贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額
イ	・		株（口・円）
ロ	・		株（口・円）

【非上場株式等の内訳等】※ 記載に当たっては、裏面の記載方法等の「2」をご覧ください。

贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額
イ	・		株（口・円）
ロ	・		株（口・円）

- 特例認定（贈与・相続）承継会社の名称 _____
 - 1の基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該基準日までの間に、特例経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合、差額免除・追加免除に係る贈与税・相続税額の通知があった場合又は再計算免除贈与税・相続税額の通知があった場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額、差額免除・追加免除により免除された猶予中贈与税額・相続税額又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書（特例措置）」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。
- 【添付書類】 特例認定（贈与・相続）承継会社に係る基準日における次に掲げる書類
- 定款の写し
 - 株主名簿の写しその他の書類で特例認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）
 - 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第19項、第22項、第24項若しくは第26項において準用する同条第2項又は同規則第12条第20項、第23項、第25項若しくは第27項において準用する同条第4項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し
 - 基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間の末日であり、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第17項第5号、同規則第23条の12の3第17項第5号（同規則第23条の12の5第15項において準用する場合を含む。）の規定に該当する場合（裏面の4参照）には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第20条第3項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第14項の確認書の写し
 - 基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日（基準日が最初の経営（贈与・相続）報告基準日の場合は、贈与税・相続税の申告書の提出期限）の翌日から基準日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し
 - 基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、裏面の5に掲げる書類
- （注） 基準日が最初の「非上場株式等」についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日の翌日以後である場合は③の書類の提出は必要ありません。

- 特例認定（贈与・相続）承継会社の名称 _____
 - 1の基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該基準日までの間に、特例経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合、差額免除・追加免除に係る贈与税・相続税額の通知があった場合又は再計算免除贈与税・相続税額の通知があった場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額、差額免除・追加免除により免除された猶予中贈与税額・相続税額又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書（特例措置）」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。
- 【添付書類】 特例認定（贈与・相続）承継会社に係る基準日における次に掲げる書類
- 定款の写し
 - 登記事項証明書（基準日以後に作成されたものに限ります。）
 - 株主名簿の写しその他の書類で特例認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）
 - 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第19項、第22項、第24項若しくは第26項において準用する同条第2項又は同規則第12条第20項、第23項、第25項若しくは第27項において準用する同条第4項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し
 - 基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間の末日であり、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第17項第5号、同規則第23条の12の3第17項第5号（同規則第23条の12の5第15項において準用する場合を含む。）の規定に該当する場合（裏面の4参照）には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第20条第3項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第14項の確認書の写し
 - 基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日（基準日が最初の経営（贈与・相続）報告基準日の場合は、贈与税・相続税の申告書の提出期限）の翌日から基準日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し
 - 基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、裏面の5に掲げる書類
- （注） 基準日が最初の「非上場株式等」についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日の翌日以前である場合には②の書類、当該いずれか早い日の翌日以後である場合は④の書類の提出は必要ありません。

関与税理士 _____ 電話番号 _____

通信日付印の年月日	(確認)	入力	確認	納税猶予番号
年 月 日				

(資122)-38-A-4統-(印3.6)

関与税理士 _____ 電話番号 _____

通信日付印の年月日	(確認)	入力	確認	納税猶予番号
年 月 日				

(資122)-38-A-4統-(印3.3)

改正後

(裏)
記載方法等

- 1 次に掲げる方は、それぞれ次に掲げる提出期限までに贈与税・相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります。
- (1) 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5第1項・同法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方
- イ 特例経営（贈与）承継期間⁽¹⁾の場合 第一種（贈与）基準日⁽¹⁾⁽²⁾の翌日から5か月を経過する日
- ロ 特例経営（贈与）承継期間の末日の翌日から猶予中贈与税・相続税額に相当する贈与税・相続税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間 第二種（贈与）基準日⁽¹⁾⁽³⁾の翌日から3か月を経過する日
- (注1) 「特例経営（贈与）承継期間」とは、贈与税・相続税の申告書の提出期限の翌日から、①特例経営承継者又は特例経営承継者の最初の「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と②特例経営承継者の最初の「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日又は特例経営承継者若しくは特例経営承継者に係る贈与者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。
- (注2) 「第一種（贈与）基準日」とは、「非上場株式等」についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける最初の贈与税・相続税の申告書の提出期限（提出期限の延長があった場合には、延長後の提出期限）の翌日から起算して1年を経過することの日をいいます。
- (注3) 「第二種（贈与）基準日」とは、特例経営（贈与）承継期間の末日の翌日から3年を経過することの日をいいます。
- (2) 非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方
- イ 特例経営相続承継期間⁽¹⁾⁽⁴⁾の場合 第一種相続基準日⁽¹⁾⁽⁵⁾の翌日から5か月を経過する日
- ロ 特例経営相続承継期間の末日の翌日から猶予中相続税額に相当する相続税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間 第二種相続基準日⁽¹⁾⁽⁶⁾の翌日から3か月を経過する日
- (注4) 「特例経営相続承継期間」とは、「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から①特例経営承継者の最初の「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と②特例経営承継者の最初の「非上場株式等」についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日までの間に当該贈与に係る贈与者について相続が開始した場合における当該相続の開始の日から①と②のいずれか早い日又は当該贈与に係る特例経営承継者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。
- (注5) 「第一種相続基準日」とは、贈与税の申告書の提出期限（特例経営承継者が「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける前に特例認定相続継承会社の非上場株式等について「非上場株式等」についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受けている場合には、相続税の申告書の提出期限をいいます。これらの提出期限の延長があった場合には、延長後の提出期限）の翌日から起算して1年を経過することの日をいいます。
- (注6) 「第二種相続基準日」とは、特例経営相続承継期間の末日の翌日から3年を経過することの日をいいます。
- 2 3の【非上場株式等の内訳等】欄は、基準日において特例経営承継者が有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者の免除対象贈与⁽⁹⁾により取得したものである場合（基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該基準日までの間に非上場株式等の内訳等につき変更があった場合に限り、）に記載してください。
※「免除対象贈与」とは、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第16項第6号に規定する贈与をいいます。
- 3 「特例経営承継者」とは、
イ 「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「特例経営承継受贈者」をいいます。
ロ 「非上場株式等」についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「特例経営承継相続人等」をいいます。
ハ 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第1号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。
- 4 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則に規定する雇用確保要件を満たさなかった場合をいいます。
- 5 基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。
(提出書類)
① 合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し⁽¹⁰⁾
② 次に掲げる書類（合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。）
イ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の名氏又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限り、）
ロ 合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第21項又は第30項において準用する同条第9項又は第10項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し⁽¹¹⁾
(※1) ①の書類は、最初の「非上場株式等」についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る贈与又は相続に係る贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。
(※2) ②ロの書類は、(※1)のいずれか早い日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

改正前

(裏)
記載方法等

- 1 次に掲げる方は、それぞれ次に掲げる提出期限までに贈与税・相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります。
- (1) 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5第1項・同法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方
- イ 特例経営（贈与）承継期間⁽¹⁾の場合 第一種（贈与）基準日⁽¹⁾⁽²⁾の翌日から5か月を経過する日
- ロ 特例経営（贈与）承継期間の末日の翌日から猶予中贈与税・相続税額に相当する贈与税・相続税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間 第二種（贈与）基準日⁽¹⁾⁽³⁾の翌日から3か月を経過する日
- (注1) 「特例経営（贈与）承継期間」とは、贈与税・相続税の申告書の提出期限の翌日から、①特例経営承継者又は特例経営承継者の最初の「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と②特例経営承継者の最初の「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日又は特例経営承継者若しくは特例経営承継者に係る贈与者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。
- (注2) 「第一種（贈与）基準日」とは、「非上場株式等」についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける最初の贈与税・相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して1年を経過することの日をいいます。
- (注3) 「第二種（贈与）基準日」とは、特例経営（贈与）承継期間の末日の翌日から3年を経過することの日をいいます。
- (2) 非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方
- イ 特例経営相続承継期間⁽¹⁾⁽⁴⁾の場合 第一種相続基準日⁽¹⁾⁽⁵⁾の翌日から5か月を経過する日
- ロ 特例経営相続承継期間の末日の翌日から猶予中相続税額に相当する相続税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間 第二種相続基準日⁽¹⁾⁽⁶⁾の翌日から3か月を経過する日
- (注4) 「特例経営相続承継期間」とは、「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から①特例経営承継者の最初の「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と②特例経営承継者の最初の「非上場株式等」についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日までの間に当該贈与に係る贈与者について相続が開始した場合における当該相続の開始の日から①と②のいずれか早い日又は当該贈与に係る特例経営承継者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。
- (注5) 「第一種相続基準日」とは、贈与税の申告書の提出期限（特例経営承継者が「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける前に特例認定相続継承会社の非上場株式等について「非上場株式等」についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受けている場合には、相続税の申告書の提出期限）の翌日から起算して1年を経過することの日をいいます。
- (注6) 「第二種相続基準日」とは、特例経営相続承継期間の末日の翌日から3年を経過することの日をいいます。
- 2 3の【非上場株式等の内訳等】欄は、基準日において特例経営承継者が有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者の免除対象贈与⁽⁹⁾により取得したものである場合（基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該基準日までの間に非上場株式等の内訳等につき変更があった場合に限り、）に記載してください。
※「免除対象贈与」とは、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第16項第6号に規定する贈与をいいます。
- 3 「特例経営承継者」とは、
イ 「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「特例経営承継受贈者」をいいます。
ロ 「非上場株式等」についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「特例経営承継相続人等」をいいます。
ハ 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第1号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。
- 4 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則に規定する雇用確保要件を満たさなかった場合をいいます。
- 5 基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。
(提出書類)
① 合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し⁽¹⁰⁾
② 次に掲げる書類（合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。）
イ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の名氏又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限り、）
ロ 合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第21項又は第30項において準用する同条第9項又は第10項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し⁽¹¹⁾
(※1) ①の書類は、最初の「非上場株式等」についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る贈与又は相続に係る贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。
(※2) ②ロの書類は、(※1)のいずれか早い日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

改 正 後

「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）（一般措置）」の添付書類一覧

この届出書には、死亡日における認定（贈与・相続）承継会社に係る書類で、次の表に掲げるものを添付して提出してください。

添 付 書 類	
1	定款の写し
2	株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限りします。）
3	贈与税について届出を行う場合には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第6項若しくは第12項（これらの規定を同条第16項において準用する場合を含みます。）の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し又は同令第13条第2項（同条第3項において準用する場合を含みます。）の申請書の写し及び当該申請書に係る同条第12項の確認書の写し、相続税について届出を行う場合には、同令第12条第8項（同条第17項において準用する場合を含みます。）の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し ^(注1)
4	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第12項の確認書の写し ^(注2)
5	死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から死亡日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書の写し若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し

(注) 1 上記3の書類は、死亡日が次の①又は②のいずれか早い日の翌日以後である場合には提出する必要はありません。

- | | |
|---|--|
| ① | 経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者の最初の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日 |
| ② | 経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者の最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日 |

2 上記4の書類は、死亡日が上記（注）1の①又は②のいずれか早い日の翌日以後である場合において贈与税について届出を行うときであって、都道府県知事から交付を受けている場合に限り提出してください。

3 死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその死亡日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。

①	合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し ^(注1) 次に掲げる書類（合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。） イ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限りします。） ロ 合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第9項又は第10項（これらの規定を同条第18項において準用する場合を含みます。）の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し ^(注2)
---	--

(※1) ①の書類は、上記（注）1の①又は②のいずれか早い日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

(※2) ②ロの書類は、上記（注）1の①又は②のいずれか早い日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

(資12②)-16-2 A 4 統一) (令3. 6)

改 正 前

「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）（一般措置）」の添付書類一覧

この届出書には、死亡日における認定（贈与・相続）承継会社に係る書類で、次の表に掲げるものを添付して提出してください。

添 付 書 類	
1	定款の写し
2	登記事項証明書（死亡日以後に作成されたものに限りす。） ^(注1)
3	株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限りします。）
4	死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から死亡日までの間に終了する各事業年度の認定（贈与・相続）承継会社の貸借対照表及び損益計算書 ^(注1)
5	贈与税について届出を行う場合には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第6項若しくは第12項（これらの規定を同条第16項において準用する場合を含みます。）の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し又は同令第13条第2項（同条第3項において準用する場合を含みます。）の申請書の写し及び当該申請書に係る同条第12項の確認書の写し、相続税について届出を行う場合には、同令第12条第8項（同条第17項において準用する場合を含みます。）の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し ^(注2)
6	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第12項の確認書の写し ^(注3)
7	死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から死亡日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書の写し若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し

(注) 1 上記2、4及び6の書類は、死亡日が次の①又は②のいずれか早い日以前である場合には提出する必要はありません。

- | | |
|---|--|
| ① | 経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者の最初の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日 |
| ② | 経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者の最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日 |

2 上記5の書類は、死亡日が上記（注）1の①又は②のいずれか早い日の翌日以後である場合には提出する必要はありません。

3 上記6の書類は、贈与税について届出を行う場合で、都道府県知事から交付を受けているときに限ります。

4 死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその死亡日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。

①	合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し ^(注1) 次に掲げる書類（合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。） イ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における合併承継会社又は交換等承継会社の貸借対照表及び損益計算書 ^(注1) ロ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限りします。） ハ 合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第9項又は第10項（これらの規定を同条第18項において準用する場合を含みます。）の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し ^(注2)
---	---

(※1) ①及び②イの書類は、上記（注）1の①又は②のいずれか早い日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

(※2) ②ハの書類は、上記（注）1の①又は②のいずれか早い日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

(資12②)-16-2 A 4 統一)

改 正 後

改 正 前

「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）（特例措置）」の添付書類一覧

「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）（特例措置）」の添付書類一覧

この届出書には、死亡日における特例認定（贈与・相続）承継会社に係る書類で、次の表に掲げるものを添付して提出してください。

この届出書には、死亡日における特例認定（贈与・相続）承継会社に係る書類で、次の表に掲げるものを添付して提出してください。

添 付 書 類	
1	定款の写し
2	株主名簿の写しその他の書類で特例認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限りませ。）
3	贈与税について届出を行う場合には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第19項若しくは第28項において準用する同条第6項若しくは第12項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し又は同令第13条第4項若しくは第5項において準用する同条第2項の申請書の写し及び当該申請書に係る同条第12項の確認書の写し、相続税について届出を行う場合には、同令第12条第20項又は第29項において準用する同条第8項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し ^(※1)
4	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第12項の確認書の写し ^(※2)
5	死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から死亡日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書の写し若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し

添 付 書 類	
1	定款の写し
2	登記事項証明書（死亡日以後に作成されたものに限りませ。） ^(※1)
3	株主名簿の写しその他の書類で特例認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限りませ。）
4	死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から死亡日までの間に終了する各事業年度の特例認定（贈与・相続）承継会社の貸借対照表及び損益計算書 ^(※1)
5	贈与税について届出を行う場合には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第19項若しくは第28項において準用する同条第6項若しくは第12項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し又は同令第13条第4項若しくは第5項において準用する同条第2項の申請書の写し及び当該申請書に係る同条第12項の確認書の写し、相続税について届出を行う場合には、同令第12条第20項又は第29項において準用する同条第8項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し ^(※2)
6	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第12項の確認書の写し ^(※3)
7	死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から死亡日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書の写し若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し

(注) 1 上記3の書類は、死亡日が次の①又は②のいずれか早い日の翌日以後である場合には提出する必要はありません。

(注) 1 上記2、4及び6の書類は、死亡日が次の①又は②のいずれか早い日以前である場合には提出する必要はありません。

- ① 特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者の最初の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日
- ② 特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者の最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日

- ① 特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者の最初の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日
- ② 特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者の最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日

- 2 上記4の書類は、死亡日が上記(注) 1の①又は②のいずれか早い日の翌日以後である場合において、贈与税について届出を行うときであって、都道府県知事から交付を受けている場合に提出してください。
- 3 死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその死亡日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。

- 2 上記5の書類は、死亡日が上記(注) 1の①又は②のいずれか早い日の翌日以後である場合には提出する必要はありません。
- 3 上記6の書類は、贈与税について届出を行う場合で、都道府県知事から交付を受けているときに限ります。
- 4 死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその死亡日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。

- ① 合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し^(※1)
次に掲げる書類（合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。）
イ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限りませ。）
ロ 合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第9項又は第10項（これらの規定を同条第18項において準用する場合を含みます。）の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し^(※2)

- ① 合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し^(※1)
次に掲げる書類（合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。）
イ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限りませ。）
ロ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限りませ。）
ハ 合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第9項又は第10項（これらの規定を同条第18項において準用する場合を含みます。）の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し^(※2)

- (※1) ①の書類は、上記(注) 1の①又は②のいずれか早い日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。
- (※2) ②ロの書類は、上記(注) 1の①又は②のいずれか早い日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

- (※1) ①及び②イの書類は、上記(注) 1の①又は②のいずれか早い日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。
- (※2) ②ハの書類は、上記(注) 1の①又は②のいずれか早い日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

(第12-41-2 A 4統-) (合3、6)

(第12-41-2 A 4統-) 令元 6

改 正 後

改 正 前

「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）（一般措置）」の添付書類一覧

「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）（一般措置）」の添付書類一覧

この届出書には、贈与をした日における認定（贈与・相続）承継会社に係る書類で、次の表に掲げるものを添付して提出してください。

この届出書には、贈与をした日における認定（贈与・相続）承継会社に係る書類で、次の表に掲げるものを添付して提出してください。

添 付 書 類	
1	定款の写し
2	株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限りです。）
3	贈与税について届出を行う場合には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第6項若しくは第12項（これらの規定を同条第16項において準用する場合を含みます。）の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し又は同令第13条第2項（同条第3項において準用する場合を含みます。）の申請書の写し及び当該申請書に係る同条第12項の確認書の写し、相続税について届出を行う場合には、同令第12条第8項（同条17項において準用する場合を含みます。）の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し ^(※1)
4	贈与をした日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書の写し若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し

添 付 書 類	
1	定款の写し
2	登記事項証明書（贈与をした日以後に作成されたものに限りです。） ^(※1)
3	株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限りです。）
4	贈与をした日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に終了する各事業年度の認定（贈与・相続）承継会社の貸借対照表及び損益計算書 ^(※1)
5	贈与税について届出を行う場合には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第6項若しくは第12項（これらの規定を同条第16項において準用する場合を含みます。）の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し又は同令第13条第2項（同条第3項において準用する場合を含みます。）の申請書の写し及び当該申請書に係る同条第12項の確認書の写し、相続税について届出を行う場合には、同令第12条第8項（同条17項において準用する場合を含みます。）の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し ^(※2)
6	贈与をした日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書の写し若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し

(注) 1 上記3の書類は、贈与をした日が次の①又は②のいずれか早い日の翌日以後である場合には提出する必要はありません。

(注) 1 上記2及び4の書類は、贈与をした日が次の①又は②のいずれか早い日以前である場合には提出する必要はありません。

- ① 経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者の最初の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日
- ② 経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者の最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日

- ① 経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者の最初の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日
- ② 経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者の最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日

2 贈与をした日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその贈与をした日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。

2 上記5の書類は贈与をした日が、上記^(※1)の①又は②のいずれか早い日の翌日以後である場合には提出する必要はありません。

3 贈与をした日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその贈与をした日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。

- ① 合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し^(※1)
- ② 次に掲げる書類（合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。）
 - イ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限りです。）
 - ロ 合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第9項又は第10項（これらの規定を同条第18項において準用する場合を含みます。）の報告書の写し及び同条第37項の確認書の写し^(※2)

- ① 合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し^(※1)
- ② 次に掲げる書類（合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。）
 - イ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における合併承継会社又は交換等承継会社の貸借対照表及び損益計算書^(※1)
 - ロ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限りです。）
 - ハ 合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第9項又は第10項（これらの規定を同条第18項において準用する場合を含みます。）の報告書の写し及び同条第37項の確認書の写し^(※2)

(※1) ①の書類は、上記（注）1の①又は②のいずれか早い日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

(※1) ①及び②イの書類は、上記（注）1の①又は②のいずれか早い日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

(※2) ②ロの書類は、上記（注）1の①又は②のいずれか早い日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

(※2) ②ハの書類は、上記（注）1の①又は②のいずれか早い日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

(資12②-19-2 A 4 統一) (令 3, 6)

(資12②-19-2 A 4 統一)

改 正 後

「非上場株式会社等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書(贈与による免除)(特例措置)」の添付書類一覧

この届出書には、贈与をした日における特例認定(贈与・相続)承継会社に係る書類で、次の表に掲げるものを添付して提出してください。

添 付 書 類	
1	定款の写し
2	株主名簿の写しその他の書類で特例認定(贈与・相続)承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類(特例認定(贈与・相続)承継会社が証明したものに限ります。)
3	贈与税について届出を行う場合には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第19項若しくは第28項において準用する同条第6項若しくは第12項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し又は同令第13条第4項若しくは第5項において準用する同条第2項の申請書の写し及び当該申請書に係る同条第12項の確認書の写し、相続税について届出を行う場合には、同令第12条第20項又は第29項において準用する同条第8項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し ^(※1)
4	贈与をした日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書の写し若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し

(注) 1 上記3の書類は、贈与をした日が次の①又は②のいずれか早い日の翌日以後である場合には提出する必要はありません。

①	特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者の最初の「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日
②	特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者の最初の「非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日

2 贈与をした日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその贈与をした日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。

①	合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し ^(※1)
②	次に掲げる書類(合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。)
	イ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類(合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限ります。)
	ロ 合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第9項又は第10項(これらの規定を同条第18項において準用する場合を含みます。)の報告書の写し及び同条第37項の確認書の写し ^(※2)

(※1) ①の書類は、上記(注)1の①又は②のいずれか早い日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

(※2) ②ロの書類は、上記(注)1の①又は②のいずれか早い日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

(資12②-44-2 A 4 統一) (令3.6)

改 正 前

「非上場株式会社等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書(贈与による免除)(特例措置)」の添付書類一覧

この届出書には、贈与をした日における特例認定(贈与・相続)承継会社に係る書類で、次の表に掲げるものを添付して提出してください。

添 付 書 類	
1	定款の写し
2	登記事項証明書(贈与をした日以後に作成されたものに限ります。) ^(※1)
3	株主名簿の写しその他の書類で特例認定(贈与・相続)承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類(特例認定(贈与・相続)承継会社が証明したものに限ります。)
4	贈与をした日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に終了する各事業年度の特例認定(贈与・相続)承継会社の貸借対照表及び損益計算書 ^(※1)
5	贈与税について届出を行う場合には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第19項若しくは第28項において準用する同条第6項若しくは第12項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し又は同令第13条第4項若しくは第5項において準用する同条第2項の申請書の写し及び当該申請書に係る同条第12項の確認書の写し、相続税について届出を行う場合には、同令第12条第20項又は第29項において準用する同条第8項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し ^(※2)
6	贈与をした日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書の写し若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し

(注) 1 上記2及び4の書類は、贈与をした日が次の①又は②のいずれか早い日以前である場合には提出する必要はありません。

①	特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者の最初の「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日
②	特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者の最初の「非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日

2 上記5の書類は、贈与をした日上記^(※)1の①又は②のいずれか早い日の翌日以後である場合には提出する必要はありません。

3 贈与をした日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその贈与をした日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。

①	合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し ^(※1)
②	次に掲げる書類(合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。)
	イ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における合併承継会社又は交換等承継会社の貸借対照表及び損益計算書 ^(※1)
	ロ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類(合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限ります。)
ハ	合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第9項又は第10項(これらの規定を同条第18項において準用する場合を含みます。)の報告書の写し及び同条第37項の確認書の写し ^(※2)

(※1) ①及び②イの書類は、上記(注)1の①又は②のいずれか早い日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

(※2) ②ハの書類は、上記(注)1の①又は②のいずれか早い日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

(資12②-44-2 A 4 統一)

※元 6

改正後

改正前

非上場株式会社等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（破産等免除）（一般措置）

非上場株式会社等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（破産等免除）（一般措置）

税務署 受付印

令和 年 月 日

税務署長

〒 住所

氏名 (電話番号 - -)

第70条の7第16項
租税特別措置法 第70条の7の2第17項の規定により納税の猶予に係る猶予中の相続税・贈与税
第70条の7の4第12項

次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

1 この申請に係る事由の別

認定（贈与・相続）承継会社の名称 所在地

※ 該当する事由にレ点を付けてください。

① 租税特別措置法（第70条の7第16項第1号・第70条の7の2第17項第1号）に該当
(譲渡先の氏名又は名称) _____
(譲渡先の住所又は所在地) _____

② 租税特別措置法（第70条の7第16項第2号・第70条の7の2第17項第2号）に該当
(破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日) 年 月 日
(解散をした日) 年 月 日

③ 租税特別措置法（第70条の7第16項第3号・第70条の7の2第17項第3号）に該当
(吸収合併存続会社等^(注1)の名称) _____
(吸収合併存続会社等の所在地) _____

④ 租税特別措置法（第70条の7第16項第4号・第70条の7の2第17項第4号）に該当
(株式交換完全親会社等^(注2)の名称) _____
(株式交換完全親会社等の所在地) _____

2 1の事情が生じた年月日 年 月 日

3 1の事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

4 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

※ 上記1の②の事由に該当する場合には、次の②欄～④欄は記載を要しません。

① 猶予中贈与税・相続税額^(注3) ① _____円

② 対象（受贈・相続）非上場株式会社等の譲渡等の対価の額^(注4) ② _____円

③ 対象（受贈・相続）非上場株式会社等の時価に相当する金額^(注5) ③ _____円

④ ②と③のいずれか大きい金額 ④ _____円

⑤ 剰余金の配当等の額（イ＋ロの金額）^(注6) ⑤ _____円

イ 経営承継者^(注7)及び経営承継者と生計を一にする者が
会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額 (イ _____円)

ロ 会社から支給された給与^(注8)の額のうち、法人税法第
34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額 (ロ _____円)

⑥ 免除を受けようとする贈与税・相続税額 (① - (④+⑤)) ⑥ _____円

※ この申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。

税務署 受付印

令和 年 月 日

税務署長

〒 住所

氏名 (電話番号 - -)

第70条の7第16項
租税特別措置法 第70条の7の2第17項の規定により納税の猶予に係る猶予中の相続税・贈与税
第70条の7の4第12項

次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

1 この申請に係る事由の別

認定（贈与・相続）承継会社の名称 所在地

※ 該当する事由にレ点を付けてください。

① 租税特別措置法（第70条の7第16項第1号・第70条の7の2第17項第1号）に該当
(譲渡先の氏名又は名称) _____
(譲渡先の住所又は所在地) _____

② 租税特別措置法（第70条の7第16項第2号・第70条の7の2第17項第2号）に該当
(破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日) 年 月 日
(解散をした日) 年 月 日

③ 租税特別措置法（第70条の7第16項第3号・第70条の7の2第17項第3号）に該当
(吸収合併存続会社等^(注1)の名称) _____
(吸収合併存続会社等の所在地) _____

④ 租税特別措置法（第70条の7第16項第4号・第70条の7の2第17項第4号）に該当
(株式交換完全親会社等^(注2)の名称) _____
(株式交換完全親会社等の所在地) _____

2 1の事情が生じた年月日 年 月 日

3 1の事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

4 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

※ 上記1の②の事由に該当する場合には、次の②欄～④欄は記載を要しません。

① 猶予中贈与税・相続税額^(注3) ① _____円

② 対象（受贈・相続）非上場株式会社等の譲渡等の対価の額^(注4) ② _____円

③ 対象（受贈・相続）非上場株式会社等の時価に相当する金額^(注5) ③ _____円

④ ②と③のいずれか大きい金額 ④ _____円

⑤ 剰余金の配当等の額（イ＋ロの金額）^(注6) ⑤ _____円

イ 経営承継者^(注7)及び経営承継者と生計を一にする者が
会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額 (イ _____円)

ロ 会社から支給された給与^(注8)の額のうち、法人税法第
34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額 (ロ _____円)

⑥ 免除を受けようとする贈与税・相続税額 (① - (④+⑤)) ⑥ _____円

※ この申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。

関与税理士 電話番号

関与税理士 電話番号

※	通信日付印の年月日	(確認)	入力	確認	納税猶予番号
	年 月 日				

(資12② - 25 - A 4 統一) (令3.6)

※	通信日付印の年月日	(確認)	入力	確認	納税猶予番号
	年 月 日				

(資12② - 25 - A 4 統一) (令3.3)

※欄は記入しなくても構いません。

※欄は記入しなくても構いません。

改正後

(裏)

〔添付書類等〕

この申請書は、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後、譲渡等の一定の事由が生じた場合において、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。

なお、免除申請を行う場合には、譲渡等の事由が生じた日から2か月以内（譲渡等の一定の事由が生じた日から2か月以内に経営承継者が死亡した場合には、経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

- 1 租税特別措置法（第70条の7第16項第1号・第70条の7の2第17項第1号）に該当する場合は、次の場合をいいます。
- ① 経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合

(注) 上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第40項、同令第40条の8の2第45項、租税特別措置法施行規則第23条の9第35項及び同令第23条の10第33項に定める者をいいます。

- ② 民事再生法の規定による再生計画若しくは会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準する一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画若しくは更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式等を消却するために認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合

(注) 上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は同令第40条の8の2第46項に定める事実をい、「一定のもの」とは、同令第40条の8第41項又は同令第40条の8の2第46項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。

【①に該当する場合の添付書類】

- 1 譲渡等があったことを明らかにする書類
- 2 譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）
- 3 その他参考となる書類

【②に該当する場合の添付書類】

- 1 次に掲げる認定（贈与・相続）承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類
- ・「再生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - ・「更生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - ・「債務処理計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類
- 2 譲渡後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）
- 3 その他参考となる書類

- 2 租税特別措置法（第70条の7第16項第2号・第70条の7の2第17項第2号）に該当する場合は、認定（贈与・相続）承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。

【添付書類】

- 1 破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類
- 2 その他参考となる書類

- 3 租税特別措置法（第70条の7第16項第3号・第70条の7の2第17項第3号）に該当する場合は、認定（贈与・相続）承継会社が合併により消滅した場合をいいます。

【添付書類】

- 1 合併があったことを明らかにする書類
- 2 その他参考となる書類

- 4 租税特別措置法（第70条の7第16項第4号・第70条の7の2第17項第4号）に該当する場合は、認定（贈与・相続）承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等（注2）となった場合をいいます。

【添付書類】

- 1 株式交換等があったことを明らかにする書類
- 2 その他参考となる書類

- (注1) 「吸収合併存続会社等」とは、会社法第749条第1項に規定する吸収合併存続会社又は同法第753条第1項に規定する新設合併設立会社をいいます。
- (注2) 「株式交換完全親会社等」とは、会社法第768条第1項第1号に規定する株式交換完全親会社（株式交換完全子会社）又は同法第773条第1項第5号に規定する株式移転完全親会社（株式移転完全子会社）をいいます。
- (注3) 認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等の直前、認定（贈与・相続）承継会社の解散の直前、認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる直前の猶予中贈与税額・相続税額をいいます。
- (注4) 対象（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額、合併対価の額（吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）、交換等対価の額（他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった認定（贈与・相続）承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。）をいいます。
- (注5) 「対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の9第36項又は同令第23条の10第34項に定める金額をいいます。
- (注6) 認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等があった日以前5年間に支払われたもの、認定（贈与・相続）承継会社の解散前5年間に支払われたもの、認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる日以前5年間に支払われたものをいいます。
- (注7) 「経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」、同法第70条の7の2第2項第3号に規定する「経営承継相続人」及び同法第70条の7の4第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
- (注8) 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

改正前

(裏)

〔添付書類等〕

この申請書は、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後、譲渡等の一定の事由が生じた場合において、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。

なお、免除申請を行う場合には、譲渡等の事由が生じた日から2か月以内（譲渡等の一定の事由が生じた日から2か月以内に経営承継者が死亡した場合には、経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

- 1 租税特別措置法（第70条の7第16項第1号・第70条の7の2第17項第1号）に該当する場合は、次の場合をいいます。
- ① 経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合

(注) 上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第40項、同令第40条の8の2第45項、租税特別措置法施行規則第23条の9第35項及び同令第23条の10第33項に定める者をいいます。

- ② 民事再生法の規定による再生計画若しくは会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準する一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画若しくは更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式等を消却するために認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合

(注) 上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は同令第40条の8の2第46項に定める事実をい、「一定のもの」とは、同令第40条の8第41項又は同令第40条の8の2第46項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。

【①に該当する場合の添付書類】

- 1 譲渡等があったことを明らかにする書類
- 2 譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の登記事項証明書（譲渡等後に作成されたものに限ります。）
- 3 譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）
- 4 その他参考となる書類

【②に該当する場合の添付書類】

- 1 次に掲げる認定（贈与・相続）承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類
- ・「再生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - ・「更生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - ・「債務処理計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類
- 2 譲渡後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）
- 3 その他参考となる書類

- 2 租税特別措置法（第70条の7第16項第2号・第70条の7の2第17項第2号）に該当する場合は、認定（贈与・相続）承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。

【添付書類】

- 1 破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類
- 2 その他参考となる書類

- 3 租税特別措置法（第70条の7第16項第3号・第70条の7の2第17項第3号）に該当する場合は、認定（贈与・相続）承継会社が合併により消滅した場合をいいます。

【添付書類】

- 1 合併があったことを明らかにする書類
- 2 その他参考となる書類

- 4 租税特別措置法（第70条の7第16項第4号・第70条の7の2第17項第4号）に該当する場合は、認定（贈与・相続）承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等（注2）となった場合をいいます。

【添付書類】

- 1 株式交換等があったことを明らかにする書類
- 2 その他参考となる書類

- (注1) 「吸収合併存続会社等」とは、会社法第749条第1項に規定する吸収合併存続会社又は同法第753条第1項に規定する新設合併設立会社をいいます。
- (注2) 「株式交換完全親会社等」とは、会社法第768条第1項第1号に規定する株式交換完全親会社（株式交換完全子会社）又は同法第773条第1項第5号に規定する株式移転完全親会社（株式移転完全子会社）をいいます。
- (注3) 認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等の直前、認定（贈与・相続）承継会社の解散の直前、認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる直前の猶予中贈与税額・相続税額をいいます。
- (注4) 対象（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額、合併対価の額（吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）、交換等対価の額（他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった認定（贈与・相続）承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。）をいいます。
- (注5) 「対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の9第36項又は同令第23条の10第34項に定める金額をいいます。
- (注6) 認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等があった日以前5年間に支払われたもの、認定（贈与・相続）承継会社の解散前5年間に支払われたもの、認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる日以前5年間に支払われたものをいいます。
- (注7) 「経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」、同法第70条の7の2第2項第3号に規定する「経営承継相続人」及び同法第70条の7の4第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
- (注8) 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

改 正 後

改 正 前

非上場株式会社等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（破産等免除）（特例措置）

非上場株式会社等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（破産等免除）（特例措置）

税務署
受付印

令和____年____月____日

____税務署長

〒
住所 _____

氏名 _____
(電話番号 - -)

第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第16項
租税特別措置法 第70条の7の6第12項において準用する同法第70条の7の2第17項の規定により納税の猶予に係る
第70条の7の8第11項において準用する同法第70条の7の2第17項

相続税
贈与税
猶予中について、次とおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

税務署
受付印

令和____年____月____日

____税務署長

〒
住所 _____

氏名 _____
(電話番号 - -)

第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第16項
租税特別措置法 第70条の7の6第12項において準用する同法第70条の7の2第17項の規定により納税の猶予に係る
第70条の7の8第11項において準用する同法第70条の7の2第17項

相続税
贈与税
猶予中について、次とおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

※欄は記入しないでください。

※欄は記入しないでください。

- 1 この申請に係る事由の別**
- 特例認定（贈与・相続）承継会社の名称 _____ 所在地 _____
- ※ 該当する事由にレ点を付けてください。
- ① 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第1号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第1号）に該当
(譲渡先の氏名又は名称) _____
(譲渡先の住所又は所在地) _____
 - ② 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第2号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第2号）に該当
(破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日) _____年____月____日
(解散をした日) _____年____月____日
 - ③ 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第3号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第3号）に該当
(吸収合併存続会社等^(注1)の名称) _____
(吸収合併存続会社等の所在地) _____
 - ④ 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第4号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第4号）に該当
(株式交換完全親会社等^(注2)の名称) _____
(株式交換完全親会社等の所在地) _____

- 1 この申請に係る事由の別**
- 特例認定（贈与・相続）承継会社の名称 _____ 所在地 _____
- ※ 該当する事由にレ点を付けてください。
- ① 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第1号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第1号）に該当
(譲渡先の氏名又は名称) _____
(譲渡先の住所又は所在地) _____
 - ② 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第2号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第2号）に該当
(破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日) _____年____月____日
(解散をした日) _____年____月____日
 - ③ 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第3号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第3号）に該当
(吸収合併存続会社等^(注1)の名称) _____
(吸収合併存続会社等の所在地) _____
 - ④ 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第4号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第4号）に該当
(株式交換完全親会社等^(注2)の名称) _____
(株式交換完全親会社等の所在地) _____

2 1の事情が生じた年月日 _____年____月____日

3 1の事情の詳細 _____

2 1の事情が生じた年月日 _____年____月____日

3 1の事情の詳細 _____

- ※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。
- 4 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算**
- ※ 上記1の②の事由に該当する場合には、次の②欄～④欄は記載を要しません。
- ① 猶予中贈与税・相続税額^(注3) ① _____円
 - ② 特例対象（受贈・相続）非上場株式会社等の譲渡等の対価の額^(注4) ② _____円
 - ③ 特例対象（受贈・相続）非上場株式会社等の時価に相当する金額^(注5) ③ _____円
 - ④ ②と③のいずれか大きい金額 ④ _____円
 - ⑤ 剰余金の配当等の額（イ＋ロの金額）^(注6) ⑤ _____円
- イ 特例経営承継者^(注7)及び特例経営承継者と生計を一にする者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額 (イ _____円)
- ロ 会社から支給された給与^(注8)の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額 (ロ _____円)
- ⑥ 免除を受けようとする贈与税・相続税額 (①－(④＋⑤)) ⑥ _____円
- ※ この申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。

- ※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。
- 4 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算**
- ※ 上記1の②の事由に該当する場合には、次の②欄～④欄は記載を要しません。
- ① 猶予中贈与税・相続税額^(注3) ① _____円
 - ② 特例対象（受贈・相続）非上場株式会社等の譲渡等の対価の額^(注4) ② _____円
 - ③ 特例対象（受贈・相続）非上場株式会社等の時価に相当する金額^(注5) ③ _____円
 - ④ ②と③のいずれか大きい金額 ④ _____円
 - ⑤ 剰余金の配当等の額（イ＋ロの金額）^(注6) ⑤ _____円
- イ 特例経営承継者^(注7)及び特例経営承継者と生計を一にする者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額 (イ _____円)
- ロ 会社から支給された給与^(注8)の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額 (ロ _____円)
- ⑥ 免除を受けようとする贈与税・相続税額 (①－(④＋⑤)) ⑥ _____円
- ※ この申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。

関与税理士 _____ 電話番号 _____

関与税理士 _____ 電話番号 _____

※	通信日付印の年月日	(確認)	入力	確認	納税猶予番号
	年 月 日				

※	通信日付印の年月日	(確認)	入力	確認	納税猶予番号
	年 月 日				

改正後

(裏)
《添付書類等》

この申請書は、特別経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後、譲渡等の一定の事由が生じた場合において、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。
なお、免除申請を行う場合には、譲渡等の事由の生じた日から2か月以内（譲渡等の一定の事由の生じた日から2か月以内に特別経営承継者が死亡した場合には、特別経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が特別経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

- 1 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第1号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第1号）に該当する場合は、次の場合をいいます。
① 特別経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合
(注) 上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第40項、同令第40条の8の6第28項若しくは第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第45項又は租税特別措置法施行規則第23条の12の2第22項、第23条の12の3第22項若しくは第23条の12の5第19項において準用する同令第23条の9第35項に定める者をいいます。
② 民事再生法の規定による再生計画若しくは会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画若しくは更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式等を消却するために特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合
(注) 上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第41項又は同令第40条の8の6第28項若しくは第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第46項又は同令第40条の8の6第28項若しくは第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第46項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。

- 【①に該当する場合の添付書類】
1 譲渡等があったことを明らかにする書類
2 譲渡等後の特例認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で特例認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の名氏又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）
3 その他参考となる書類
【②に該当する場合の添付書類】
1 次に掲げる特例認定（贈与・相続）承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類
・「再生計画」…特例認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類
・「更生計画」…特例認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類
・「債務処理計画」…特例認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類
2 譲渡後の特例認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で特例認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の名氏又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）
3 その他参考となる書類
2 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第2号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第2号）に該当する場合は、特例認定（贈与・相続）承継会社において破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。
【添付書類】
1 破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類
2 その他参考となる書類
3 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第3号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第3号）に該当する場合は、特例認定（贈与・相続）承継会社が合併により消滅した場合をいいます。
【添付書類】
1 合併があったことを明らかにする書類
2 その他参考となる書類
4 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第4号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第4号）に該当する場合は、特例認定（贈与・相続）承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等^(第2)となった場合をいいます。
【添付書類】
1 株式交換等があったことを明らかにする書類
2 その他参考となる書類
(注1) 「吸収合併存続会社等」とは、会社法第749条第1項に規定する吸収合併存続会社又は同法第753条第1項に規定する新設合併設立会社をいいます。
(注2) 「株式交換完全親会社等」とは、会社法第768条第1項第1号に規定する株式交換完全親会社（株式交換完全子会社）又は同法第773条第1項第5号に規定する株式移転完全親会社（株式移転完全子会社）をいいます。
(注3) 特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等の直前、特例認定（贈与・相続）承継会社の解散の直前、特例認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる直前の猶予中贈与税額・相続税額をいいます。
(注4) 特例対象（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額、合併対価の額（吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する特例認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）、交換等対価の額（他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった特例認定（贈与・相続）承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。）をいいます。
(注5) 「特例対象（受贈・相続）非上場株式等の対価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第22項、第23条の12の3第22項又は第23条の12の5第19項において準用する同令第23条の9第36項に定める金額をいいます。
(注6) 特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等があった日以前5年間に支払われたもの、特例認定（贈与・相続）承継会社の解散前5年間に支払われたもの、特例認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる日以前5年間に支払われたものをいいます。
(注7) 「特別経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7の5第2項第6号に規定する「特別経営承継受贈者」、同法第70条の7の6第2項第7号に規定する「特別経営承継相続人」及び同法第70条の7の8第2項第1号に規定する「特別経営相続承継受贈者」をいいます。
(注8) 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

改正前

(裏)
《添付書類等》

この申請書は、特別経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後、譲渡等の一定の事由が生じた場合において、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。
なお、免除申請を行う場合には、譲渡等の事由の生じた日から2か月以内（譲渡等の一定の事由の生じた日から2か月以内に特別経営承継者が死亡した場合には、特別経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が特別経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

- 1 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第1号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第1号）に該当する場合は、次の場合をいいます。
① 特別経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合
(注) 上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第40項、同令第40条の8の6第28項若しくは第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第45項又は租税特別措置法施行規則第23条の12の2第22項、第23条の12の3第22項若しくは第23条の12の5第19項において準用する同令第23条の9第35項に定める者をいいます。
② 民事再生法の規定による再生計画若しくは会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画若しくは更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式等を消却するために特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合
(注) 上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第41項又は同令第40条の8の6第28項若しくは第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第46項又は同令第40条の8の6第28項若しくは第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第46項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。

- 【①に該当する場合の添付書類】
1 譲渡等があったことを明らかにする書類
2 譲渡等後の特例認定（贈与・相続）承継会社の登記事項証明書（譲渡等後に作成されたものに限りま。）
3 譲渡等後の特例認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で特例認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の名氏又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）
4 その他参考となる書類
【②に該当する場合の添付書類】
1 次に掲げる特例認定（贈与・相続）承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類
・「再生計画」…特例認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類
・「更生計画」…特例認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類
・「債務処理計画」…特例認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類
2 譲渡後の特例認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で特例認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の名氏又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）
3 その他参考となる書類
2 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第2号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第2号）に該当する場合は、特例認定（贈与・相続）承継会社において破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。
【添付書類】
1 破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類
2 その他参考となる書類
3 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第3号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第3号）に該当する場合は、特例認定（贈与・相続）承継会社が合併により消滅した場合をいいます。
【添付書類】
1 合併があったことを明らかにする書類
2 その他参考となる書類
4 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第4号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第4号）に該当する場合は、特例認定（贈与・相続）承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等^(第2)となった場合をいいます。
【添付書類】
1 株式交換等があったことを明らかにする書類
2 その他参考となる書類
(注1) 「吸収合併存続会社等」とは、会社法第749条第1項に規定する吸収合併存続会社又は同法第753条第1項に規定する新設合併設立会社をいいます。
(注2) 「株式交換完全親会社等」とは、会社法第768条第1項第1号に規定する株式交換完全親会社（株式交換完全子会社）又は同法第773条第1項第5号に規定する株式移転完全親会社（株式移転完全子会社）をいいます。
(注3) 特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等の直前、特例認定（贈与・相続）承継会社の解散の直前、特例認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる直前の猶予中贈与税額・相続税額をいいます。
(注4) 特例対象（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額、合併対価の額（吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する特例認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）、交換等対価の額（他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった特例認定（贈与・相続）承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。）をいいます。
(注5) 「特例対象（受贈・相続）非上場株式等の対価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第22項、第23条の12の3第22項又は第23条の12の5第19項において準用する同令第23条の9第36項に定める金額をいいます。
(注6) 特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等があった日以前5年間に支払われたもの、特例認定（贈与・相続）承継会社の解散前5年間に支払われたもの、特例認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる日以前5年間に支払われたものをいいます。
(注7) 「特別経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7の5第2項第6号に規定する「特別経営承継受贈者」、同法第70条の7の6第2項第7号に規定する「特別経営承継相続人」及び同法第70条の7の8第2項第1号に規定する「特別経営相続承継受贈者」をいいます。
(注8) 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

改 正 後

改 正 前

非上場株式会社等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（災害等免除）（一般措置）

非上場株式会社等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（災害等免除）（一般措置）

税務署
受付印

令和 年 月 日

税務署長

〒 住所

氏名 (電話番号)

第70条の7第32項
租税特別措置法 第70条の7の2第33項の規定により納税の猶予に係る猶予中の相続税
第70条の7の4第17項 贈与税 について、

次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

1 この申請に係る事由の別

認定（贈与・相続）承継会社の名称 所在地

※ 該当する事由にシ点を付けてください。

① 租税特別措置法（第70条の7第32項第1号・第70条の7の2第33項第1号）に該当
（譲渡等をした日） 年 月 日
（譲渡先の氏名又は名称）
（譲渡先の住所又は所在地）

② 租税特別措置法（第70条の7第32項第2号・第70条の7の2第33項第2号）に該当
（破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日） 年 月 日
（解散をした日） 年 月 日

2 1の事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

3 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

※ 上記1の②の事由に該当する場合には、次の②欄～④欄は記載を要しません。

① 猶予中贈与税・相続税額（注1）・・・・・・① 円

② 対象（受贈・相続）非上場株式会社等の譲渡等の対価の額・・・・・・② 円

③ 対象（受贈・相続）非上場株式会社等の時価に相当する金額（注2）・・・・③ 円

④ ②と③のいずれか大きい金額・・・・・・④ 円

⑤ 剰余金の配当等の額（イ＋ロの金額）（注3）・・・・・・⑤ 円

イ 経営承継者（注4）及び経営承継者と生計を一にする者が
会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額・・・・・・（イ 円）

ロ 会社から支給された給与（注5）の額のうち、法人税法第
34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額・・・・（ロ 円）

⑥ 免除を受けようとする贈与税・相続税額（①－（④＋⑤））・・・・⑥ 円

※ この申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。

税務署
受付印

令和 年 月 日

税務署長

〒 住所

氏名 (電話番号)

第70条の7第32項
租税特別措置法 第70条の7の2第33項の規定により納税の猶予に係る猶予中の相続税
第70条の7の4第17項 贈与税 について、

次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

1 この申請に係る事由の別

認定（贈与・相続）承継会社の名称 所在地

※ 該当する事由にシ点を付けてください。

① 租税特別措置法（第70条の7第32項第1号・第70条の7の2第33項第1号）に該当
（譲渡等をした日） 年 月 日
（譲渡先の氏名又は名称）
（譲渡先の住所又は所在地）

② 租税特別措置法（第70条の7第32項第2号・第70条の7の2第33項第2号）に該当
（破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日） 年 月 日
（解散をした日） 年 月 日

2 1の事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

3 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

※ 上記1の②の事由に該当する場合には、次の②欄～④欄は記載を要しません。

① 猶予中贈与税・相続税額（注1）・・・・・・① 円

② 対象（受贈・相続）非上場株式会社等の譲渡等の対価の額・・・・・・② 円

③ 対象（受贈・相続）非上場株式会社等の時価に相当する金額（注2）・・・・③ 円

④ ②と③のいずれか大きい金額・・・・・・④ 円

⑤ 剰余金の配当等の額（イ＋ロの金額）（注3）・・・・・・⑤ 円

イ 経営承継者（注4）及び経営承継者と生計を一にする者が
会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額・・・・・・（イ 円）

ロ 会社から支給された給与（注5）の額のうち、法人税法第
34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額・・・・（ロ 円）

⑥ 免除を受けようとする贈与税・相続税額（①－（④＋⑤））・・・・⑥ 円

※ この申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。

○この申請書は、必要な添付書類とともに「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書」と一緒に提出してください。

○この申請書は、必要な添付書類とともに「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書」と一緒に提出してください。

関与税理士	電話番号
通信日付印の年月日 (確認)	入力 確認 納税猶予番号
※ 年 月 日	

※欄には記入しないでください。 (資12②-25-2-A4統一) (令3.6)

関与税理士	電話番号
通信日付印の年月日 (確認)	入力 確認 納税猶予番号
※ 年 月 日	

※欄には記入しないでください。 (資12②-25-2-A4統一) (令3.3)

改 正 後

(裏)
《 添付書類等 》

この申請書は、認定（贈与・相続）承継会社が租税特別措置法第70条の7第30項各号又は同法第70条の7の2第31項各号に掲げる場合に該当することとなった場合において、経営（贈与・相続）承継期間（災害等が発生した日以後の期間に限ります。）内に、譲渡等の一定の事由が生じたときにおいて、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。

なお、免除申請を行う場合には、免除の事由に該当することとなった日から2か月以内（その該当することとなった日から2か月以内に経営承継者が死亡した場合には、経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）にこの申請書に「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（一般措置）」及び関係書類を添付して提出する必要があります。

- 1 租税特別措置法（第70条の7第32項第1号・第70条の7の2第33項第1号）に該当する場合は、
 - ① 経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合

(注) 上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第40項、同令第40条の8の2第45項、租税特別措置法施行規則第23条の9第35項及び同令第23条の10第33項に定める者をいいます。
 - ② 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画又は更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式等を消却するために認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合をいいます。

(注) 上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第40項又は同令第40条の8の2第46項に定める事実をいひ、「一定のもの」とは、同令第40条の8第40項又は同令第40条の8の2第46項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。

【①に該当する場合の添付書類】

- 1 譲渡等があったことを明らかにする書類
- 2 譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）
- 3 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（一般措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）
- 4 その他参考となる書類

【②に該当する場合の添付書類】

- 1 次に掲げる認定（贈与・相続）承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類
 - ・「再生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - ・「更生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - ・「債務処理計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類
- 2 譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）
- 3 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（一般措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）
- 4 その他参考となる書類

2 租税特別措置法（第70条の7第32項第2号・第70条の7の2第33項第2号）に該当する場合は、認定（贈与・相続）承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。

【添付書類】

- 1 破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類
- 2 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（一般措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）
- 3 その他参考となる書類

- (注) 1 認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等の直前、認定（贈与・相続）承継会社の解散の直前の猶予中贈与税額・相続税額をいいます。
- 2 「対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の9第36項又は同令第23条の10第34項に定める金額をいいます。
- 3 認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等があった日以前5年間に支払われたもの又は認定（贈与・相続）承継会社の解散前5年間に支払われたものをいいます。
- 4 「経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」、同法第70条の7の2第2項第3号に規定する「経営承継相続人」及び同法第70条の7の4第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
- 5 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

改 正 前

(裏)
《 添付書類等 》

この申請書は、認定（贈与・相続）承継会社が租税特別措置法第70条の7第30項各号又は同法第70条の7の2第31項各号に掲げる場合に該当することとなった場合において、経営（贈与・相続）承継期間（災害等が発生した日以後の期間に限ります。）内に、譲渡等の一定の事由が生じたときにおいて、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。

なお、免除申請を行う場合には、免除の事由に該当することとなった日から2か月以内（その該当することとなった日から2か月以内に経営承継者が死亡した場合には、経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）にこの申請書に「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（一般措置）」及び関係書類を添付して提出する必要があります。

- 1 租税特別措置法（第70条の7第32項第1号・第70条の7の2第33項第1号）に該当する場合は、
 - ① 経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合

(注) 上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第40項、同令第40条の8の2第45項、租税特別措置法施行規則第23条の9第35項及び同令第23条の10第33項に定める者をいいます。
 - ② 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画又は更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式等を消却するために認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合をいいます。

(注) 上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第40項又は同令第40条の8の2第46項に定める事実をいひ、「一定のもの」とは、同令第40条の8第40項又は同令第40条の8の2第46項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。

【①に該当する場合の添付書類】

- 1 譲渡等があったことを明らかにする書類
- 2 譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の登記事項証明書（譲渡等後に作成されたものに限ります。）
- 3 譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）
- 4 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（一般措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）
- 5 その他参考となる書類

【②に該当する場合の添付書類】

- 1 次に掲げる認定（贈与・相続）承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類
 - ・「再生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - ・「更生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - ・「債務処理計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類
- 2 譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）
- 3 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（一般措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）
- 4 その他参考となる書類

2 租税特別措置法（第70条の7第32項第2号・第70条の7の2第33項第2号）に該当する場合は、認定（贈与・相続）承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。

【添付書類】

- 1 破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類
- 2 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（一般措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）
- 3 その他参考となる書類

- (注) 1 認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等の直前、認定（贈与・相続）承継会社の解散の直前の猶予中贈与税額・相続税額をいいます。
- 2 「対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の9第36項又は同令第23条の10第34項に定める金額をいいます。
- 3 認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等があった日以前5年間に支払われたもの又は認定（贈与・相続）承継会社の解散前5年間に支払われたものをいいます。
- 4 「経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」、同法第70条の7の2第2項第3号に規定する「経営承継相続人」及び同法第70条の7の4第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
- 5 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

改正後

改正前

非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（災害等免除）（特例措置）

非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（災害等免除）（特例措置）

税務署
受付印

令和 年 月 日

税務署長

〒
住所

氏名
(電話番号 - -)

第70条の7の5第25項において準用する同法第70条の7第32項
租税特別措置法 第70条の7の6第26項において準用する同法第70条の7の2第33項 の規定により納税の
第70条の7の8第14項において準用する同法第70条の7の2第33項
猶予に係る猶予中の相続税・贈与税 について、次とおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

1 この申請に係る事由の別
特例認定（贈与・相続）承継会社の名称 所在地
※ 該当する事由にレ点を付けてください。
 ① 租税特別措置法（第70条の7の5第25項において準用する第70条の7第32項第1号・第70条の7の6第26項
又は第70条の7の8第14項において準用する第70条の7の2第33項第1号）に該当
(譲渡等をした日) 年 月 日
(譲渡先の氏名又は名称) _____
(譲渡先の住所又は所在地) _____
 ② 租税特別措置法（第70条の7の5第25項において準用する第70条の7第32項第2号・第70条の7の6第26項
又は第70条の7の8第14項において準用する第70条の7の2第33項第2号）に該当
(破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日) 年 月 日
(解散をした日) 年 月 日

2 1の事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

3 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算
※ 上記1の②の事由に該当する場合には、次の②欄～④欄は記載を要しません。
① 猶予中贈与税・相続税額^(注1) ① _____円
② 特例対象（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額 ② _____円
③ 特例対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額^(注2) ③ _____円
④ ②と③のいずれか大きい金額 ④ _____円
⑤ 剰余金の配当等の額（イ＋ロの金額）^(注3) ⑤ _____円
イ 特例経営承継者^(注4)及び特例経営承継者と生計を一にする者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額 (イ _____円)
ロ 会社から支給された給与^(注5)の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額 (ロ _____円)
⑥ 免除を受けようとする贈与税・相続税額 (①－ (④＋⑤)) ⑥ _____円

※ この申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。

関与税理士 _____ 電話 番号 _____

通信日付印の年月日	(確認)	入 力	確 認	納税猶予番号
年 月 日				

※欄には記入しないでください。 (資12②-46-A4統一) (令3.6)

税務署
受付印

令和 年 月 日

税務署長

〒
住所

氏名
(電話番号 - -)

第70条の7の5第25項において準用する同法第70条の7第32項
租税特別措置法 第70条の7の6第26項において準用する同法第70条の7の2第33項 の規定により納税の
第70条の7の8第14項において準用する同法第70条の7の2第33項
猶予に係る猶予中の相続税・贈与税 について、次とおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

1 この申請に係る事由の別
特例認定（贈与・相続）承継会社の名称 所在地
※ 該当する事由にレ点を付けてください。
 ① 租税特別措置法（第70条の7の5第25項において準用する第70条の7第32項第1号・第70条の7の6第26項
又は第70条の7の8第14項において準用する第70条の7の2第33項第1号）に該当
(譲渡等をした日) 年 月 日
(譲渡先の氏名又は名称) _____
(譲渡先の住所又は所在地) _____
 ② 租税特別措置法（第70条の7の5第25項において準用する第70条の7第32項第2号・第70条の7の6第26項
又は第70条の7の8第14項において準用する第70条の7の2第33項第2号）に該当
(破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日) 年 月 日
(解散をした日) 年 月 日

2 1の事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

3 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算
※ 上記1の②の事由に該当する場合には、次の②欄～④欄は記載を要しません。
① 猶予中贈与税・相続税額^(注1) ① _____円
② 特例対象（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額 ② _____円
③ 特例対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額^(注2) ③ _____円
④ ②と③のいずれか大きい金額 ④ _____円
⑤ 剰余金の配当等の額（イ＋ロの金額）^(注3) ⑤ _____円
イ 特例経営承継者^(注4)及び特例経営承継者と生計を一にする者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額 (イ _____円)
ロ 会社から支給された給与^(注5)の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額 (ロ _____円)
⑥ 免除を受けようとする贈与税・相続税額 (①－ (④＋⑤)) ⑥ _____円

※ この申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。

関与税理士 _____ 電話 番号 _____

通信日付印の年月日	(確認)	入 力	確 認	納税猶予番号
年 月 日				

※欄には記入しないでください。 (資12②-46-A4統一) (令3.3)

○ この申請書は、必要な添付書類とともに「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（特例措置）」と一緒に提出してください。

○ この申請書は、必要な添付書類とともに「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（特例措置）」と一緒に提出してください。

改正後

(裏)
《添付書類等》

この申請書は、特例認定（贈与・相続）承継会社が租税特別措置法第70条の7の5第25項において準用する同法第70条の7第30項各号又は同法第70条の7の6第26項若しくは第70条の7の8第14項において準用する同法第70条の7の2第31項各号に掲げる場合に該当することとなった場合において、特例経営（贈与・相続）承継期間（災害等が発生した日以後の期間に限りません。）内に、譲渡等の一定の事由が生じたときにおいて、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。

なお、免除申請を行う場合には、免除の事由に該当することとなった日から2か月以内（その該当することとなった日から2か月以内に特例経営承継者が死亡した場合には、特例経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）にこの申請書に「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（特例措置）」及び関係書類を添付して提出する必要があります。

- 1 租税特別措置法（第70条の7の5第25項において準用する第70条の7第32項第1号・第70条の7の6第26項又は第70条の7の8第14項において準用する第70条の7の2第33項第1号）に該当する場合は、

① 特例経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式会社等の全部の譲渡等をした場合

(注) 上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第40項、同令第40条の8の6第28項又は第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第45項、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第22項、第23条の12の3第22項又は、第23条の12の5第19項において準用する同令第23条の9第35項に定める者をいいます。

② 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画又は更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式会社等を消却するために特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式会社等の全部の譲渡等をした場合をいいます。

(注) 上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第41項、同令第40条の8の6第28項又は第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第46項に定める事実をいい、「一定のもの」とは、同令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第41項、同令第40条の8の6第28項又は第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第46項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。

【①に該当する場合の添付書類】

- 1 譲渡等があったことを明らかにする書類
- 2 譲渡等後の特例認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で特例認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限りません。）
- 3 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（特例措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）
- 4 その他参考となる書類

【②に該当する場合の添付書類】

- 1 次に掲げる特例認定（贈与・相続）承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類
 - ・「再生計画」…特例認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - ・「更生計画」…特例認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - ・「債務処理計画」…特例認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類
- 2 譲渡等後の特例認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で特例認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限りません。）
- 3 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（特例措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）
- 4 その他参考となる書類

- 2 租税特別措置法（第70条の7の5第25項において準用する第70条の7第32項第2号・第70条の7の6第26項又は第70条の7の8第14項において準用する第70条の7の2第33項第2号）に該当する場合は、特例認定（贈与・相続）承継会社において破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。

【添付書類】

- 1 破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類
- 2 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（特例措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）
- 3 その他参考となる書類

- (注) 1 特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式会社等の譲渡等の直前、特例認定（贈与・相続）承継会社の解散の直前の猶予中贈与税額・相続税額をいいます。
- 2 「特例対象（受贈・相続）非上場株式会社等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第22項、第23条の12の3第22項又は第23条の12の5第19項において準用する同令第23条の9第36項に定める金額をいいます。
- 3 特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式会社等の譲渡等があった日以前5年間に支払われたもの又は特例認定（贈与・相続）承継会社の解散前5年間に支払われたものをいいます。
- 4 「特例経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7の5第2項第6号に規定する「特例経営承継受贈者」、同法第70条の7の6第2項第7号に規定する「特例経営承継相続人」及び同法第70条の7の8第2項第1号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。
- 5 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

改正前

(裏)
《添付書類等》

この申請書は、特例認定（贈与・相続）承継会社が租税特別措置法第70条の7の5第25項において準用する同法第70条の7第30項各号又は同法第70条の7の6第26項若しくは第70条の7の8第14項において準用する同法第70条の7の2第31項各号に掲げる場合に該当することとなった場合において、特例経営（贈与・相続）承継期間（災害等が発生した日以後の期間に限りません。）内に、譲渡等の一定の事由が生じたときにおいて、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。

なお、免除申請を行う場合には、免除の事由に該当することとなった日から2か月以内（その該当することとなった日から2か月以内に特例経営承継者が死亡した場合には、特例経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）にこの申請書に「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（特例措置）」及び関係書類を添付して提出する必要があります。

- 1 租税特別措置法（第70条の7の5第25項において準用する第70条の7第32項第1号・第70条の7の6第26項又は第70条の7の8第14項において準用する第70条の7の2第33項第1号）に該当する場合は、

① 特例経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式会社等の全部の譲渡等をした場合

(注) 上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第40項、同令第40条の8の6第28項又は第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第45項、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第22項、第23条の12の3第22項又は、第23条の12の5第19項において準用する同令第23条の9第35項に定める者をいいます。

② 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画又は更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式会社等を消却するために特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式会社等の全部の譲渡等をした場合をいいます。

(注) 上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第41項、同令第40条の8の6第28項又は第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第46項に定める事実をいい、「一定のもの」とは、同令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第41項、同令第40条の8の6第28項又は第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第46項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。

【①に該当する場合の添付書類】

- 1 譲渡等があったことを明らかにする書類
- 2 譲渡等後の特例認定（贈与・相続）承継会社の登記事項証明書（譲渡等後に作成されたものに限りません。）
- 3 譲渡等後の特例認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で特例認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限りません。）
- 4 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（特例措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）
- 5 その他参考となる書類

【②に該当する場合の添付書類】

- 1 次に掲げる特例認定（贈与・相続）承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類
 - ・「再生計画」…特例認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - ・「更生計画」…特例認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - ・「債務処理計画」…特例認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類
- 2 譲渡等後の特例認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で特例認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限りません。）
- 3 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（特例措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）
- 4 その他参考となる書類

- 2 租税特別措置法（第70条の7の5第25項において準用する第70条の7第32項第2号・第70条の7の6第26項又は第70条の7の8第14項において準用する第70条の7の2第33項第2号）に該当する場合は、特例認定（贈与・相続）承継会社において破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。

【添付書類】

- 1 破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類
- 2 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（特例措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）
- 3 その他参考となる書類

- (注) 1 特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式会社等の譲渡等の直前、特例認定（贈与・相続）承継会社の解散の直前の猶予中贈与税額・相続税額をいいます。
- 2 「特例対象（受贈・相続）非上場株式会社等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第22項、第23条の12の3第22項又は第23条の12の5第19項において準用する同令第23条の9第36項に定める金額をいいます。
- 3 特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式会社等の譲渡等があった日以前5年間に支払われたもの又は特例認定（贈与・相続）承継会社の解散前5年間に支払われたものをいいます。
- 4 「特例経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7の5第2項第6号に規定する「特例経営承継受贈者」、同法第70条の7の6第2項第7号に規定する「特例経営承継相続人」及び同法第70条の7の8第2項第1号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。
- 5 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

改正後

改正前

非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の再計算免除申請書（一般措置）

非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の再計算免除申請書（一般措置）

税務署 受付印

令和 年 月 日

税務署長

〒 住所

氏名 (電話番号 - -)

第70条の7第1項
租税特別措置法 第70条の7の2第1項 の規定による納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税 について、
第70条の7の4第1項

第21項
次のとおり同条 第22項 の規定の適用を受けたので、関係書類を添付して申請します。
第13項

1 この申請に係る事由の別

認定（贈与・相続）承継会社の名称 所在地

(※ 認定（贈与・相続）承継会社について、該当する事由の「□」にレ印を記入してください。)

① 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項1号又は第40条の8の2第52項1号で定める評定が行われたこと

② 会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項1号又は第40条の8の2第52項1号で定める評定が行われたこと

③ 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定に準ずるものとして租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合において、その会社の有する資産につき同項第1号イに規定する事実に従って行う同項第二号の資産評定が行われたこと

2 1の事情が生じた年月日 年 月 日

3 1の事情の詳細 (※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。)

4 再計算猶予中贈与税・相続税額及び再計算免除贈与税・相続税額の計算

① 猶予中贈与税・相続税額 (注1)	円
② 再計算猶予中贈与税・相続税額 (注2)	円
③ 剰余金の配当等の額 (イ+ロ) (注3)	円
イ 経営承継者 (注4) 及び経営承継者と生計を一にする者が認定（贈与・相続）承継会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	円
ロ 認定（贈与・相続）承継会社から支給された給与 (注5) の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	円
④ 再計算免除贈与税・相続税額 (①- (②+③))	円

(※ 再計算猶予中贈与税・相続税額の計算の基となる対象（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額を計算します。)

対象（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額の計算

a 認可決定日の直前において認定（贈与・相続）承継会社の発行済株式又は出資（議決権があるものに限ります。）の総数又は総額の全てを贈与又は相続により取得したとした場合のその贈与又は相続の時における認定（贈与・相続）承継会社の株式又は出資の価額の1単位当たりの価額	円
b 認可決定日の直前において有していた認定（贈与・相続）承継会社の対象（受贈・相続）非上場株式等の数又は金額	株 (ロ × 円)
c 認可決定日における価額 (a × b) (注2)	円

※ この申請に必要な書類等については、裏面をご覧ください。

関与税理士 電話番号

※欄は記入しないでください。

税務署 受付印

令和 年 月 日

税務署長

〒 住所

氏名 (電話番号 - -)

第70条の7第1項
租税特別措置法 第70条の7の2第1項 の規定による納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税 について、
第70条の7の4第1項

第21項
次のとおり同条 第22項 の規定の適用を受けたので、関係書類を添付して申請します。
第13項

1 この申請に係る事由の別

認定（贈与・相続）承継会社の名称 所在地

(※ 認定（贈与・相続）承継会社について、該当する事由の「□」にレ印を記入してください。)

① 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項1号又は第40条の8の2第52項1号で定める評定が行われたこと

② 会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項1号又は第40条の8の2第52項1号で定める評定が行われたこと

③ 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定に準ずるものとして租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合において、その会社の有する資産につき同項第1号イに規定する事実に従って行う同項第二号の資産評定が行われたこと

2 1の事情が生じた年月日 年 月 日

3 1の事情の詳細 (※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。)

4 再計算猶予中贈与税・相続税額及び再計算免除贈与税・相続税額の計算

① 猶予中贈与税・相続税額 (注1)	円
② 再計算猶予中贈与税・相続税額 (注2)	円
③ 剰余金の配当等の額 (イ+ロ) (注3)	円
イ 経営承継者 (注4) 及び経営承継者と生計を一にする者が認定（贈与・相続）承継会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	円
ロ 認定（贈与・相続）承継会社から支給された給与 (注5) の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	円
④ 再計算免除贈与税・相続税額 (①- (②+③))	円

(※ 再計算猶予中贈与税・相続税額の計算の基となる対象（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額を計算します。)

対象（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額の計算

a 認可決定日の直前において認定（贈与・相続）承継会社の発行済株式又は出資（議決権があるものに限ります。）の総数又は総額の全てを贈与又は相続により取得したとした場合のその贈与又は相続の時における認定（贈与・相続）承継会社の株式又は出資の価額の1単位当たりの価額	円
b 認可決定日の直前において有していた認定（贈与・相続）承継会社の対象（受贈・相続）非上場株式等の数又は金額	株 (ロ × 円)
c 認可決定日における価額 (a × b) (注2)	円

※ この申請に必要な書類等については、裏面をご覧ください。

関与税理士 電話番号

※欄は記入しないでください。

※	通信日付印の年月日 (確認)	入力	確認	納税猶予番号
	年 月 日			

(資12②)-32-A 4統一 (令3.6)

※	通信日付印の年月日 (確認)	入力	確認	納税猶予番号
	年 月 日			

(資12②)-32-A 4統一 (令3.3)

改 正 後

(裏)

《 添付書類等 》

この申請書は、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後に、認定（贈与・相続）承継会社について、民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定等があった場合において、その認定（贈与・相続）承継会社の有する資産につき評定が行われたことなど、この申請書の「1 この申請に係る事由の別」の①から③に掲げる事由（以下「申請事由」といいます。）のいずれかの事実が生じたことにより、認可の決定等があった日（以下「認可決定日」といいます。）における価額に基づき納税猶予分の贈与税額又は相続税額の再計算をし、免除申請を行うときに使用します。

なお、この申請を行う場合には、申請事由に係る認可決定日から2か月以内（その認可決定日から2か月以内に経営承継者が死亡した場合には、その経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）がその経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）に、この申請書に次の1又は2の場合に応じ、それぞれ次に掲げる書類を添付して提出する必要があります。

【添付書類】

- 1 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（申請事由の①又は②に該当する場合）
 - (1) 認可決定日における認定（贈与・相続）承継会社の定款の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第2条に規定する中小企業者であること及びその認定（贈与・相続）承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの
 - (2) 認可決定日における認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限りす。）
 - (3) 認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画（民事再生法第2条第3号に規定する再生計画で同法第174条第1項の規定により認可の決定がされたものに限りす。）の写し及びその再生計画の認可の決定があったことを証する書類又はその認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画（会社更生法第2条第2項に規定する更生計画で同法第199条第1項の規定により認可の決定がされたものに限りす。）の写し及びその更生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - (4) 認定（贈与・相続）承継会社の有する資産及び負債につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項第1号又は第40条の8の2第52項第1号に規定する評定に基づいて作成された貸借対照表
- 2 租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合（申請事由の③に該当する場合）
 - (1) 申請事由の③の事実が生じた日における認定（贈与・相続）承継会社の定款の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第2条に規定する中小企業者であること及びその認定（贈与・相続）承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの
 - (2) 申請事由の③の事実が生じた時における認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限りす。）
 - (3) 認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画（その債務処理計画に係る法人税法施行令第24条の2第1項第1号に規定する一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則が、産業競争力強化法第135条第1項に規定する中小企業再生支援協議会が定めたものである場合に限りす。）の写し及びその債務処理計画が成立したことを証する書類
 - (4) 法人税法施行規則第8条の6第1項第1号に掲げる者が作成した書類で、③の債務処理計画が租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に規定するものである旨を証するもの

(注1) 「猶予中贈与税・相続税額」とは、認可決定日の直前の納税猶予分の贈与税額又は相続税額をいいます。
 (注2) 「再計算猶予中贈与税・相続税額」とは、認定（贈与・相続）承継会社の対象（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額として租税特別措置法施行規則第23条の9第38項の規定により算出した金額を、租税特別措置法第70条の7第1項又は同法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る贈与又は相続により取得をしたその認定（贈与・相続）承継会社の対象（受贈・相続）非上場株式等のその贈与又は相続の時における価額とみなして再計算をした金額をいいます。
 (注3) 「剰余金の配当等の額」とは、認可決定日前5年間に支払われたものをいいます。
 なお、「剰余金の配当等の額」に該当するものがある場合には、猶予中贈与税・相続税額のうちその「剰余金の配当等の額」に相当する金額の贈与税又は相続税を納付しなればなりません。
 (注4) 「経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7第23項に規定する「経営承継受贈者」、同法第70条の7の2第24項に規定する「経営承継相続人等」又は同法第70条の7の4第13項に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
 (注5) 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

改 正 前

(裏)

《 添付書類等 》

この申請書は、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後に、認定（贈与・相続）承継会社について、民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定等があった場合において、その認定（贈与・相続）承継会社の有する資産につき評定が行われたことなど、この申請書の「1 この申請に係る事由の別」の①から③に掲げる事由（以下「申請事由」といいます。）のいずれかの事実が生じたことにより、認可の決定等があった日（以下「認可決定日」といいます。）における価額に基づき納税猶予分の贈与税額又は相続税額の再計算をし、免除申請を行うときに使用します。

なお、この申請を行う場合には、申請事由に係る認可決定日から2か月以内（その認可決定日から2か月以内に経営承継者が死亡した場合には、その経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）がその経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）に、この申請書に次の1又は2の場合に応じ、それぞれ次に掲げる書類を添付して提出する必要があります。

【添付書類】

- 1 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（申請事由の①又は②に該当する場合）
 - (1) 認可決定日における認定（贈与・相続）承継会社の定款の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第2条に規定する中小企業者であること及びその認定（贈与・相続）承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの
 - (2) 認定（贈与・相続）承継会社に係る登記事項証明書（認可決定日以後に作成されたもので次に掲げる事項の記載があるものに限りす。）
イ 認可決定日の前日において、経営承継者が認定（贈与・相続）承継会社の代表権を有する者であった旨
ロ 再生計画の認可の決定があった場合にあつては、監督委員又は管財人が選任されている旨
 - (3) 認可決定日における認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限りす。）
 - (4) 認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画（民事再生法第2条第3号に規定する再生計画で同法第174条第1項の規定により認可の決定がされたものに限りす。）の写し及びその再生計画の認可の決定があったことを証する書類又はその認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画（会社更生法第2条第2項に規定する更生計画で同法第199条第1項の規定により認可の決定がされたものに限りす。）の写し及びその更生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - (5) 認定（贈与・相続）承継会社の有する資産及び負債につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項第1号又は第40条の8の2第52項第1号に規定する評定に基づいて作成された貸借対照表
- 2 租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合（申請事由の③に該当する場合）
 - (1) 申請事由の③の事実が生じた日における認定（贈与・相続）承継会社の定款の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第2条に規定する中小企業者であること及びその認定（贈与・相続）承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの
 - (2) 認定（贈与・相続）承継会社に係る登記事項証明書（申請事由の③の事実が生じた日以後に作成されたもので、その事実が生じた日の前日において、経営承継者が認定（贈与・相続）承継会社の代表権を有する者であった旨の記載があるものに限りす。）
 - (3) 申請事由の③の事実が生じた時における認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限りす。）
 - (4) 認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画（その債務処理計画に係る法人税法施行令第24条の2第1項第1号に規定する一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則が、産業競争力強化法第135条第1項に規定する中小企業再生支援協議会が定めたものである場合に限りす。）の写し及びその債務処理計画が成立したことを証する書類
 - (5) 法人税法施行規則第8条の6第1項第1号に掲げる者が作成した書類で、④の債務処理計画が租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に規定するものである旨を証するもの

(注1) 「猶予中贈与税・相続税額」とは、認可決定日の直前の納税猶予分の贈与税額又は相続税額をいいます。
 (注2) 「再計算猶予中贈与税・相続税額」とは、認定（贈与・相続）承継会社の対象（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額として租税特別措置法施行規則第23条の9第38項の規定により算出した金額を、租税特別措置法第70条の7第1項又は同法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る贈与又は相続により取得をしたその認定（贈与・相続）承継会社の対象（受贈・相続）非上場株式等のその贈与又は相続の時における価額とみなして再計算をした金額をいいます。
 (注3) 「剰余金の配当等の額」とは、認可決定日前5年間に支払われたものをいいます。
 なお、「剰余金の配当等の額」に該当するものがある場合には、猶予中贈与税・相続税額のうちその「剰余金の配当等の額」に相当する金額の贈与税又は相続税を納付しなればなりません。
 (注4) 「経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7第23項に規定する「経営承継受贈者」、同法第70条の7の2第24項に規定する「経営承継相続人等」又は同法第70条の7の4第13項に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
 (注5) 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

改正後

改正前

非上場株式会社等についての納税猶予の贈与税・相続税の再計算免除申請書（特例措置）

非上場株式会社等についての納税猶予の贈与税・相続税の再計算免除申請書（特例措置）

税務署 受付印

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

____ 税務署長

〒 _____
住所 _____
氏名 _____
(電話番号 _____)

第70条の7の5第1項
租税特別措置法 第70条の7の6第1項 の規定による納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税 について、
第70条の7の8第1項

第20項において準用する同法第70条の7第21項
次のとおり同条 第21項において準用する同法第70条の7の2第22項 の規定の適用を受けたので、
第12項において準用する同法第70条の7の2第22項

関係書類を添付して申請します。

税務署 受付印

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

____ 税務署長

〒 _____
住所 _____
氏名 _____
(電話番号 _____)

第70条の7の5第1項
租税特別措置法 第70条の7の6第1項 の規定による納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税 について、
第70条の7の8第1項

第20項において準用する同法第70条の7第21項
次のとおり同条 第21項において準用する同法第70条の7の2第22項 の規定の適用を受けたので、
第12項において準用する同法第70条の7の2第22項

関係書類を添付して申請します。

※欄は記入しなくても構いません。

※欄は記入しなくても構いません。

1 この申請に係る事由の別

特例認定（贈与・相続）承継会社の名称 _____ 所在地 _____

(※ 特例認定（贈与・相続）承継会社について、該当する事由の「□」にレ印を記入してください。)

① 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項1号又は第40条の8の2第52項1号で定める評定が行われたこと

② 会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項1号又は第40条の8の2第52項1号で定める評定が行われたこと

③ 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定に準ずるものとして租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合において、その会社の有する資産につき同項第1号イに規定する事実に従って行う同項第2号の資産評定が行われたこと

1 この申請に係る事由の別

特例認定（贈与・相続）承継会社の名称 _____ 所在地 _____

(※ 特例認定（贈与・相続）承継会社について、該当する事由の「□」にレ印を記入してください。)

① 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項1号又は第40条の8の2第52項1号で定める評定が行われたこと

② 会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項1号又は第40条の8の2第52項1号で定める評定が行われたこと

③ 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定に準ずるものとして租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合において、その会社の有する資産につき同項第1号イに規定する事実に従って行う同項第2号の資産評定が行われたこと

2 1の事情が生じた年月日 _____ 年 ____ 月 ____ 日

3 1の事情の詳細 _____

(※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。)

2 1の事情が生じた年月日 _____ 年 ____ 月 ____ 日

3 1の事情の詳細 _____

(※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。)

4 再計算猶予中贈与税・相続税額及び再計算免除贈与税・相続税額の計算

① 猶予中贈与税・相続税額 (H1)	円
② 再計算猶予中贈与税・相続税額 (H2)	円
③ 剰余金の配当等の額 (イ+ロ) (H3)	円
イ 特例経営承継者 (H4) 及び特例経営承継者と生計を一にする者が特例認定（贈与・相続）承継会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	円
ロ 特例認定（贈与・相続）承継会社から支給された給与 (H5) の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	円
④ 再計算免除贈与税・相続税額 (①－②+③)	円

4 再計算猶予中贈与税・相続税額及び再計算免除贈与税・相続税額の計算

① 猶予中贈与税・相続税額 (H1)	円
② 再計算猶予中贈与税・相続税額 (H2)	円
③ 剰余金の配当等の額 (イ+ロ) (H3)	円
イ 特例経営承継者 (H4) 及び特例経営承継者と生計を一にする者が特例認定（贈与・相続）承継会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	円
ロ 特例認定（贈与・相続）承継会社から支給された給与 (H5) の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	円
④ 再計算免除贈与税・相続税額 (①－②+③)	円

(※ 再計算猶予中贈与税・相続税額の計算の基となる特例対象（受贈・相続）非上場株式会社等の認可決定日における価額を計算します。)

特例対象（受贈・相続）非上場株式会社等の認可決定日における価額の計算

a 認可決定日の直前において特例認定（贈与・相続）承継会社の発行済株式又は出資（議決権があるものに限ります。）の総数又は総額の全てを贈与又は相続により取得したとした場合のその贈与又は相続の時における特例認定（贈与・相続）承継会社の株式又は出資の価額の1単位当たりの価額	円
b 認可決定日の直前において有していた特例認定（贈与・相続）承継会社の特例対象（受贈・相続）非上場株式会社等の数又は金額	株 (円 × 円)
c 認可決定日における価額 (a × b) (H2)	円

※ この申請に必要な書類等については、裏面をご覧ください。

(※ 再計算猶予中贈与税・相続税額の計算の基となる特例対象（受贈・相続）非上場株式会社等の認可決定日における価額を計算します。)

特例対象（受贈・相続）非上場株式会社等の認可決定日における価額の計算

a 認可決定日の直前において特例認定（贈与・相続）承継会社の発行済株式又は出資（議決権があるものに限ります。）の総数又は総額の全てを贈与又は相続により取得したとした場合のその贈与又は相続の時における特例認定（贈与・相続）承継会社の株式又は出資の価額の1単位当たりの価額	円
b 認可決定日の直前において有していた特例認定（贈与・相続）承継会社の特例対象（受贈・相続）非上場株式会社等の数又は金額	株 (円 × 円)
c 認可決定日における価額 (a × b) (H2)	円

※ この申請に必要な書類等については、裏面をご覧ください。

関与税理士 _____ 電話番号 _____

※	通信日付印の年月日	(確認)	入力	確認	納税猶予番号
	年 月 日				

(資12②-47-A.4統一) (令3.6)

関与税理士 _____ 電話番号 _____

※	通信日付印の年月日	(確認)	入力	確認	納税猶予番号
	年 月 日				

(資12②-47-A.4統一) (令3.3)

改正後

(裏)
《添付書類等》

この申請書は、特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後に、特例認定（贈与・相続）承継会社について、民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定等があった場合において、その特例認定（贈与・相続）承継会社の有する資産につき評価が行われたことなど、この申請書の「1 この申請に係る事由の別」の①から③に掲げる事由（以下「申請事由」といいます。）のいずれかの事実が生じたことにより、認可の決定等があった日（以下「認可決定日」といいます。）における価額に基づき納税猶予分の贈与税額又は相続税額の再計算をし、免除申請を行うときに使用します。

なお、この申請を行う場合には、申請事由に係る認可決定日から2か月以内（その認可決定日から2か月以内に特例経営承継者が死亡した場合には、その特例経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）がその特例経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）に、この申請書に次の1又は2の場合に応じ、それぞれ次に掲げる書類を添付して提出する必要があります。

【添付書類】

- 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（申請事由の①又は②に該当する場合）
 - 認可決定日における特例認定（贈与・相続）承継会社の定款の写しその他の書類で、その特例認定（贈与・相続）承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第2条に規定する中小企業者であること及びその特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの
 - 認可決定日における特例認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その特例認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限りません。）
 - 特例認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画（民事再生法第2条第3号に規定する再生計画で同法第174条第1項の規定により認可の決定がされたものに限りません。）の写し及びその再生計画の認可の決定があったことを証する書類又はその特例認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画（会社更生法第2条第2項に規定する更生計画で同法第199条第1項の規定により認可の決定がされたものに限りません。）の写し及びその更生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - 特例認定（贈与・相続）承継会社の有する資産及び負債につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項第1号又は第40条の8の2第52項第1号に規定する評価に基づいて作成された貸借対照表
- 租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合（申請事由の③に該当する場合）
 - 申請事由の③の事実が生じた日における特例認定（贈与・相続）承継会社の定款の写しその他の書類で、その特例認定（贈与・相続）承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第2条に規定する中小企業者であること及びその特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの
 - 申請事由の③の事実が生じた時における特例認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その特例認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限りません。）
 - 特例認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画（その債務処理計画に係る法人税法施行令第24条の2第1項第1号に規定する一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則が、産業競争力強化法第135条第1項に規定する中小企業再生支援協議会が定めたものである場合に限りません。）の写し及びその債務処理計画が成立したことを証する書類
 - 法人税法施行規則第8条の6第1項第1号に掲げる者が作成した書類で、③の債務処理計画が租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に規定するものである旨を証するもの

(注1) 「猶予中贈与税・相続税額」とは、認可決定日の直前の納税猶予分の贈与税額又は相続税額をいいます。
(注2) 「再計算猶予中贈与税・相続税額」とは、特例認定（贈与・相続）承継会社の特例対象（受贈・相続）非上場株式等の特例認定日における価額として租税特別措置法施行規則第23条の9第38項の規定により算出した金額を、租税特別措置法第70条の7の5第1項又は同法第70条の7の6第1項の規定の適用に係る贈与又は相続により取得をしたその特例認定（贈与・相続）承継会社の特例対象（受贈・相続）非上場株式等の特例認定日における価額とみなして再計算をした金額をいいます。
(注3) 「剰余金の配当等の額」とは、認可決定日前5年間に支払われたものをいいます。
なお、「剰余金の配当等の額」に該当するものがある場合には、猶予中贈与税・相続税額のうちその「剰余金の配当等の額」に相当する金額の贈与税又は相続税を納付しなればなりません。
(注4) 「特例経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7の5第20項において準用する同法第70条の7第23項に規定する「特例経営承継受贈者」、同法第70条の7の6第21項において準用する同法第70条の7の2第24項に規定する「特例経営承継相続人等」及び同法第70条の7の8第12項において準用する同法第70条の7の2第24項に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。
(注5) 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

改正前

(裏)
《添付書類等》

この申請書は、特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後に、特例認定（贈与・相続）承継会社について、民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定等があった場合において、その特例認定（贈与・相続）承継会社の有する資産につき評価が行われたことなど、この申請書の「1 この申請に係る事由の別」の①から③に掲げる事由（以下「申請事由」といいます。）のいずれかの事実が生じたことにより、認可の決定等があった日（以下「認可決定日」といいます。）における価額に基づき納税猶予分の贈与税額又は相続税額の再計算をし、免除申請を行うときに使用します。

なお、この申請を行う場合には、申請事由に係る認可決定日から2か月以内（その認可決定日から2か月以内に特例経営承継者が死亡した場合には、その特例経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）がその特例経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）に、この申請書に次の1又は2の場合に応じ、それぞれ次に掲げる書類を添付して提出する必要があります。

【添付書類】

- 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（申請事由の①又は②に該当する場合）
 - 認可決定日における特例認定（贈与・相続）承継会社の定款の写しその他の書類で、その特例認定（贈与・相続）承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第2条に規定する中小企業者であること及びその特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの
 - 特例認定（贈与・相続）承継会社に係る登記事項証明書（認可決定日以後に作成されたもので次に掲げる事項の記載があるものに限りません。）
 - 認可決定日の前日において、特例経営承継者が特例認定（贈与・相続）承継会社の代表権を有する者であった旨
 - 認可決定日における特例認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その特例認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限りません。）
 - 特例認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画（民事再生法第2条第3号に規定する再生計画で同法第174条第1項の規定により認可の決定がされたものに限りません。）の写し及びその再生計画の認可の決定があったことを証する書類又はその特例認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画（会社更生法第2条第2項に規定する更生計画で同法第199条第1項の規定により認可の決定がされたものに限りません。）の写し及びその更生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - 特例認定（贈与・相続）承継会社の有する資産及び負債につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項第1号又は第40条の8の2第52項第1号に規定する評価に基づいて作成された貸借対照表
- 租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合（申請事由の③に該当する場合）
 - 申請事由の③の事実が生じた日における特例認定（贈与・相続）承継会社の定款の写しその他の書類で、その特例認定（贈与・相続）承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第2条に規定する中小企業者であること及びその特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの
 - 特例認定（贈与・相続）承継会社に係る登記事項証明書（申請事由の③の事実が生じた日以後に作成されたもので、その事実が生じた日の前日において、特例経営承継者が特例認定（贈与・相続）承継会社の代表権を有する者であった旨の記載があるものに限りません。）
 - 申請事由の③の事実が生じた時における特例認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その特例認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限りません。）
 - 特例認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画（その債務処理計画に係る法人税法施行令第24条の2第1項第1号に規定する一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則が、産業競争力強化法第135条第1項に規定する中小企業再生支援協議会が定めたものである場合に限りません。）の写し及びその債務処理計画が成立したことを証する書類
 - 法人税法施行規則第8条の6第1項第1号に掲げる者が作成した書類で、④の債務処理計画が租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に規定するものである旨を証するもの

(注1) 「猶予中贈与税・相続税額」とは、認可決定日の直前の納税猶予分の贈与税額又は相続税額をいいます。
(注2) 「再計算猶予中贈与税・相続税額」とは、特例認定（贈与・相続）承継会社の特例対象（受贈・相続）非上場株式等の特例認定日における価額として租税特別措置法施行規則第23条の9第38項の規定により算出した金額を、租税特別措置法第70条の7の5第1項又は同法第70条の7の6第1項の規定の適用に係る贈与又は相続により取得をしたその特例認定（贈与・相続）承継会社の特例対象（受贈・相続）非上場株式等の特例認定日における価額とみなして再計算をした金額をいいます。
(注3) 「剰余金の配当等の額」とは、認可決定日前5年間に支払われたものをいいます。
なお、「剰余金の配当等の額」に該当するものがある場合には、猶予中贈与税・相続税額のうちその「剰余金の配当等の額」に相当する金額の贈与税又は相続税を納付しなればなりません。
(注4) 「特例経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7の5第20項において準用する同法第70条の7第23項に規定する「特例経営承継受贈者」、同法第70条の7の6第21項において準用する同法第70条の7の2第24項に規定する「特例経営承継相続人等」及び同法第70条の7の8第12項において準用する同法第70条の7の2第24項に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。
(注5) 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

改 正 後

改 正 前

特例対象株式等についての納税猶予の贈与税相続税の差額免除申請書（特例措置）

特例対象株式等についての納税猶予の贈与税相続税の差額免除申請書（特例措置）

税務署 受付印

令和____年____月____日

____税務署長

〒 _____
住所 _____
氏名 _____
(電話番号 _____)

第70条の7の5第12項 第70条の7の5第13項
租税特別措置法 第70条の7の6第13項 又は 第70条の7の6第14項 の規定により納税の猶予に
第70条の7の8第17項において 第70条の7の8第17項において
準用する第70条の7の6第13項 準用する第70条の7の6第14項

係る猶予中の贈与税相続税 について、次とおり納税猶予の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

1 この申請に係る事由の別
特例認定（贈与・相続）承継会社の名称 _____所在地 _____
※ 該当するものにシ点を付し、適用を受けようとする条項を記載してください。
 租税特別措置法第70条の7の____項第____号に該当
 租税特別措置法第70条の7の____項第____号に該当し、かつ、租税特別措置法第70条の____項____号に該当
(譲渡等先^(注1)の氏名又は名称) _____
(譲渡等先の住所又は所在地) _____

2 1の事情が生じた年月日 _____年____月____日

3 1の事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

4 会社の事業の継続が困難な事由の別
租税特別措置法施行令第40条の8の____第____項第____号に該当

5 4の事由が生じた事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

6 株式等の譲渡等が特例対象株式等の一部の譲渡等である場合等における譲渡等の直前において有する株式等の明細等^(注2)

	① 取得年月日	② 特例贈与者又は特例被相続人の氏名	③ 株式数又は金額 (株・ロ・円)	④ ②のうち、譲渡等した株式数又は金額 (株・ロ・円)	⑤ ④のうち、免除を申請するものの数又は金額 (株・ロ・円)
イ	・ ・				
ロ	・ ・				
ハ	・ ・				

※ 特例認定（贈与・相続）承継会社（以下「承継会社」といいます。）の株式等のうち、特例対象（受贈・相続）非上場株式等（以下「特例対象株式等」といいます。）以外の株式等については、③及び④のみ、その株数又は金額を記入してください。
(裏面に続きます。)

※欄は記入しないでください。

税務署 受付印

令和____年____月____日

____税務署長

〒 _____
住所 _____
氏名 _____
(電話番号 _____)

第70条の7の5第12項 第70条の7の5第13項
租税特別措置法 第70条の7の6第13項 又は 第70条の7の6第14項 の規定により納税の猶予に
第70条の7の8第17項において 第70条の7の8第17項において
準用する第70条の7の6第13項 準用する第70条の7の6第14項

係る猶予中の贈与税相続税 について、次とおり納税猶予の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

1 この申請に係る事由の別
特例認定（贈与・相続）承継会社の名称 _____所在地 _____
※ 該当するものにシ点を付し、適用を受けようとする条項を記載してください。
 租税特別措置法第70条の7の____項第____号に該当
 租税特別措置法第70条の7の____項第____号に該当し、かつ、租税特別措置法第70条の____項____号に該当
(譲渡等先^(注1)の氏名又は名称) _____
(譲渡等先の住所又は所在地) _____

2 1の事情が生じた年月日 _____年____月____日

3 1の事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

4 会社の事業の継続が困難な事由の別
租税特別措置法施行令第40条の8の____第____項第____号に該当

5 4の事由が生じた事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

6 株式等の譲渡等が特例対象株式等の一部の譲渡等である場合等における譲渡等の直前において有する株式等の明細等^(注2)

	① 取得年月日	② 特例贈与者又は特例被相続人の氏名	③ 株式数又は金額 (株・ロ・円)	④ ②のうち、譲渡等した株式数又は金額 (株・ロ・円)	⑤ ④のうち、免除を申請するものの数又は金額 (株・ロ・円)
イ	・ ・				
ロ	・ ・				
ハ	・ ・				

※ 特例認定（贈与・相続）承継会社（以下「承継会社」といいます。）の株式等のうち、特例対象（受贈・相続）非上場株式等（以下「特例対象株式等」といいます。）以外の株式等については、③及び④のみ、その株数又は金額を記入してください。
(裏面に続きます。)

※欄は記入しないでください。

改正後

改正前

(裏面)

(裏面)

7 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

① 1の事由が生じた直前における猶予中贈与税・相続税額	円
② ①のうち、特例対象株式等の一部を譲渡等した場合における、その譲渡等した特例対象株式等に対応する猶予中贈与税・相続税額 (①×ロ/イ) ※ 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。	円
イ 譲渡等の直前において有していたその会社の特例対象株式等の数又は金額	円
ロ イのうち譲渡等した特例対象株式等の数又は金額	円
③ 再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額 (ホの額に基づき再計算した金額) ^(注3)	円
イ 対価の額 ^(注4)	円
ロ イのうち、株式等以外の財産の価額	円
ハ 1の事由が生じた直前における特例対象株式等の時価に相当する金額 ^(注5)	円
ニ ハの2分の1に相当する金額	円
ホ イとニのいずれか大きい金額 (解散による場合はイの金額)	円
④ 剰余金の配当等の額 (イ+ロ) ^(注6)	円
イ 経営承継者 ^(注7) 及び経営承継者と生計を一にする者が特例認定 (贈与・相続) 承継会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	円
ロ 特例認定 (贈与・相続) 承継会社から支給された給与 ^(注8) の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	円
⑤ 免除を受けようとする贈与税・相続税額 (① (特例対象株式等の一部を譲渡等した場合には②) - (③+④))	円

8 引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額の計算等

租税特別措置法第70条の7の5第12項・第70条の7の6第13項の規定の適用を受ける場合には①、租税特別措置法第70条の7の5第13項・第70条の7の6第14項の規定の適用を受ける場合には②に記載してください。

(1) 租税特別措置法第70条の7の5第12項・第70条の7の6第13項の規定により納付する税額の計算等

① 1の事由が生じた直前における猶予中贈与税・相続税額 (7①)	円
② 納付する税額 (7③+7④ (合併又は株式交換等に際して株式等以外の財産がある場合には、イ+ロ)) ^(注9)	円
イ 再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額 (7③)のうち株式等以外の財産の価額 (7③ロ)に対応する金額 (7③×7③ロ/7③ホ) ※ 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。	円
ロ 剰余金の配当等の額 (7④)	円
③ 免除を受けようとする贈与税・相続税額 (7⑤)	円
④ 引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額 (①-②-③)	円

(2) 租税特別措置法第70条の7の5第13項・第70条の7の6第14項の規定により猶予中贈与税・相続税額とされる金額の計算等

① 租税特別措置法第70条の7の5第13項・第70条の7の6第14項の規定により猶予中贈与税・相続税額とされる金額 (7③+7④)	円
② 特例対象株式等の一部を譲渡等した場合におけるその譲渡等した特例対象株式等以外の特例対象株式等に対応する猶予中贈与税・相続税額 (7①-7②)	円
③ 引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額 (①+②)	円

関与税理士	電話番号
通信日付印の年月日 (確認) 入力 確認 納税猶予番号	
※ 年 月 日	

(資12②-52-A4統一) (令3.6)

7 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

① 1の事由が生じた直前における猶予中贈与税・相続税額	円
② ①のうち、特例対象株式等の一部を譲渡等した場合における、その譲渡等した特例対象株式等に対応する猶予中贈与税・相続税額 (①×ロ/イ) ※ 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。	円
イ 譲渡等の直前において有していたその会社の特例対象株式等の数又は金額	円
ロ イのうち譲渡等した特例対象株式等の数又は金額	円
③ 再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額 (ホの額に基づき再計算した金額) ^(注3)	円
イ 対価の額 ^(注4)	円
ロ イのうち、株式等以外の財産の価額	円
ハ 1の事由が生じた直前における特例対象株式等の時価に相当する金額 ^(注5)	円
ニ ハの2分の1に相当する金額	円
ホ イとニのいずれか大きい金額 (解散による場合はイの金額)	円
④ 剰余金の配当等の額 (イ+ロ) ^(注6)	円
イ 経営承継者 ^(注7) 及び経営承継者と生計を一にする者が特例認定 (贈与・相続) 承継会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	円
ロ 特例認定 (贈与・相続) 承継会社から支給された給与 ^(注8) の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	円
⑤ 免除を受けようとする贈与税・相続税額 (① (特例対象株式等の一部を譲渡等した場合には②) - (③+④))	円

8 引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額の計算等

租税特別措置法第70条の7の5第12項・第70条の7の6第13項の規定の適用を受ける場合には①、租税特別措置法第70条の7の5第13項・第70条の7の6第14項の規定の適用を受ける場合には②に記載してください。

(1) 租税特別措置法第70条の7の5第12項・第70条の7の6第13項の規定により納付する税額の計算等

① 1の事由が生じた直前における猶予中贈与税・相続税額 (7①)	円
② 納付する税額 (7③+7④ (合併又は株式交換等に際して株式等以外の財産がある場合には、イ+ロ)) ^(注9)	円
イ 再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額 (7③)のうち株式等以外の財産の価額 (7③ロ)に対応する金額 (7③×7③ロ/7③ホ) ※ 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。	円
ロ 剰余金の配当等の額 (7④)	円
③ 免除を受けようとする贈与税・相続税額 (7⑤)	円
④ 引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額 (①-②-③)	円

(2) 租税特別措置法第70条の7の5第13項・第70条の7の6第14項の規定により猶予中贈与税・相続税額とされる金額の計算等

① 租税特別措置法第70条の7の5第13項・第70条の7の6第14項の規定により猶予中贈与税・相続税額とされる金額 (7③+7④)	円
② 特例対象株式等の一部を譲渡等した場合におけるその譲渡等した特例対象株式等以外の特例対象株式等に対応する猶予中贈与税・相続税額 (7①-7②)	円
③ 引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額 (①+②)	円

関与税理士	電話番号
通信日付印の年月日 (確認) 入力 確認 納税猶予番号	
※ 年 月 日	

(資12②-52-A4統一) (令3.3)

改 正 後

《 添付書類等 》

この申請書は、事業の継続が困難な事由が生じた場合において、特例経営（贈与・相続）承継期間（以下「承継期間」といいます。）の末日の翌日以後、一定の譲渡等を行ったときに、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税の再計算による差額免除の申請を行う場合に使用します。

なお、再計算による差額免除の申請を行う場合には、一定の譲渡等の事由の生じた日から2か月以内（一定の譲渡等の事由の生じた日から2か月以内に特例経営（相続）承継受贈者（相続人等）（以下「経営承継者」といいます。）が死亡した場合には、経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内、以下「申請期限」といいます。）にこの申請書に係る書類を添付して提出する必要があります。

添付書類

- (1) 譲渡等（譲渡又は贈与をいいます。以下同じです。）に係る契約書、合併契約書、株式交換契約書又は株式移転計画書の写しその他の書類で、租税特別措置法第70条の7の5第12項各号又は第70条の7の6第13項（第70条の7の8第17項の規定において準用する場合を含みます。以下同じです。）各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなったことを証するもの
- (2) 譲渡の対価、合併対価又は交換等対価の額及びその額のうち株式等以外の財産の価額を証する書類
- (3) 租税特別措置法施行令第40条の8の5第22項4号若しくは5号又は第40条の8の6第29項（第40条の8の8第21項において準用する場合を含みます。）4号若しくは5号に掲げる事由のいずれに該当するかを明らかにする書類
- (4) 租税特別措置法第70条の7の5第13項又は第70条の7の6第14項（第70条の7の8第17項において準用する場合を含みます。以下同じです。）の規定の適用を受けようとする場合には、同法第70条の7の5第12項各号又は第70条の7の6第13項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなった時の直前における特例認定（贈与）承継会社の常時使用従業員（同条第2項第1号イに規定する常時使用従業員をいいます。）の一覧表及び従業員数証明書（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第6項に規定する従業員数証明書をいいます。）その他の書類で当該常時使用従業員が租税特別措置法施行規則第23条の12の2第3項又は第23条の12の3第4項（第23条の12の5第2項において準用する場合を含みます。）において準用する第23条の9第4項各号のいずれに該当するかを明らかにする書類の写し
- (5) その他参考となるべき事項を記載した書類
- (6) 担保提供書及び担保関係書類

(注1) 「譲渡等先」とは、特例対象（受贈・相続）非上場株式会社等（以下「特例対象株式会社」といいます。）の譲渡先又は贈与先、吸収合併存続会社等（会社法第749条第1項に規定する吸収合併存続会社又は第753条第1項に規定する新設合併設立会社をいいます。）、株式交換完全親会社等（会社法第768条第1項第1号に規定する株式交換完全親会社（株式交換完全子会社）又は第773条第1項第5号に規定する株式移転完全親会社（株式移転完全子会社））をいいます。

(注2) 「6 株式等の譲渡等が特例対象株式会社等の一部の譲渡等である場合等における譲渡等の直前において有する株式等の明細等」には、1の事由のうち、租税特別措置法第70条の7の5第12項第1号又は第70条の7の6第13項第1号の規定の適用に係る譲渡等がその特例対象株式会社等の一部の譲渡等である場合又は、その譲渡等の直前において特例経営（相続）承継受贈者（相続人等）が特例認定（贈与・相続）承継会社（以下「承継会社」といいます。）の株式会社のうち、特例対象株式会社等以外のものを有する場合には、その譲渡等の直前において経営承継者が有していた承継会社の株式会社等について記入します。

(注3) 「再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（ホの額に基づき再計算した金額）」とは、7③ホの額を租税特別措置法第70条の7の5第1項、第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項の規定の適用に係る贈与若しくは相続又は遺贈により取得をしたその承継会社の特例対象株式会社等のその贈与若しくは相続又は遺贈の時における価額とみなして第70条の7の5第2項第8号、第70条の7の6第2項第8号又は第70条の7の8第2項第4号の規定により計算をした金額をいいます。

(注4) 「対価の額」とは、特例対象株式会社等の譲渡等の対価の額、合併対価の額（吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）、交換等対価の額（他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。）、解散の直前における特例対象株式会社等の時価に相当する金額をいいます。

(注5) 「特例対象株式会社等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第29項、第23条の12の3第29項又は第23条の12の5第19項において準用する第23条の9第36項に定める金額をいいます。

(注6) 「④ 剰余金の配当等の額」とは、租税特別措置法第70条の7の5第12項第1号ロ、第2号ロ、第3号ロ若しくは第4号ロ又は第70条の7の6第13項第1号ロ、第2号ロ、第3号ロ若しくは第4号ロに掲げる各金額をいいます。

(注7) 承継会社の特例対象株式会社等の譲渡等があった日以前5年以内に支払われたもの、承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる日以前5年以内に支払われたもの、承継会社の解散の日以前5年以内に支払われたものをいいます。

(注8) 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

(注9) 「納付する税額」については、申請期限までに納付する必要があります。

改 正 前

《 添付書類等 》

この申請書は、事業の継続が困難な事由が生じた場合において、特例経営（贈与・相続）承継期間（以下「承継期間」といいます。）の末日の翌日以後、一定の譲渡等を行ったときに、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税の再計算による差額免除の申請を行う場合に使用します。

なお、再計算による差額免除の申請を行う場合には、一定の譲渡等の事由の生じた日から2か月以内（一定の譲渡等の事由の生じた日から2か月以内に特例経営（相続）承継受贈者（相続人等）（以下「経営承継者」といいます。）が死亡した場合には、経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内、以下「申請期限」といいます。）にこの申請書に係る書類を添付して提出する必要があります。

添付書類

- (1) 譲渡等（譲渡又は贈与をいいます。以下同じです。）に係る契約書、合併契約書、株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し又は登記事項証明書その他の書類で、租税特別措置法第70条の7の5第12項各号又は第70条の7の6第13項（第70条の7の8第17項の規定において準用する場合を含みます。以下同じです。）各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなったことを証するもの
- (2) 譲渡の対価、合併対価又は交換等対価の額及びその額のうち株式等以外の財産の価額を証する書類
- (3) 租税特別措置法施行令第40条の8の5第22項4号若しくは5号又は第40条の8の6第29項（第40条の8の8第21項において準用する場合を含みます。）4号若しくは5号に掲げる事由のいずれに該当するかを明らかにする書類
- (4) 租税特別措置法第70条の7の5第13項又は第70条の7の6第14項（第70条の7の8第17項において準用する場合を含みます。以下同じです。）の規定の適用を受けようとする場合には、同法第70条の7の5第12項各号又は第70条の7の6第13項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなった時の直前における特例認定（贈与）承継会社の常時使用従業員（同条第2項第1号イに規定する常時使用従業員をいいます。）の一覧表及び従業員数証明書（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第6項に規定する従業員数証明書をいいます。）その他の書類で当該常時使用従業員が租税特別措置法施行規則第23条の12の2第3項又は第23条の12の3第4項（第23条の12の5第2項において準用する場合を含みます。）において準用する第23条の9第4項各号のいずれに該当するかを明らかにする書類の写し
- (5) その他参考となるべき事項を記載した書類
- (6) 担保提供書及び担保関係書類

(注1) 「譲渡等先」とは、特例対象（受贈・相続）非上場株式会社等（以下「特例対象株式会社」といいます。）の譲渡先又は贈与先、吸収合併存続会社等（会社法第749条第1項に規定する吸収合併存続会社又は第753条第1項に規定する新設合併設立会社をいいます。）、株式交換完全親会社等（会社法第768条第1項第1号に規定する株式交換完全親会社（株式交換完全子会社）又は第773条第1項第5号に規定する株式移転完全親会社（株式移転完全子会社））をいいます。

(注2) 「6 株式等の譲渡等が特例対象株式会社等の一部の譲渡等である場合等における譲渡等の直前において有する株式等の明細等」には、1の事由のうち、租税特別措置法第70条の7の5第12項第1号又は第70条の7の6第13項第1号の規定の適用に係る譲渡等がその特例対象株式会社等の一部の譲渡等である場合又は、その譲渡等の直前において特例経営（相続）承継受贈者（相続人等）が特例認定（贈与・相続）承継会社（以下「承継会社」といいます。）の株式会社のうち、特例対象株式会社等以外のものを有する場合には、その譲渡等の直前において経営承継者が有していた承継会社の株式会社等について記入します。

(注3) 「再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（ホの額に基づき再計算した金額）」とは、7③ホの額を租税特別措置法第70条の7の5第1項、第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項の規定の適用に係る贈与若しくは相続又は遺贈により取得をしたその承継会社の特例対象株式会社等のその贈与若しくは相続又は遺贈の時における価額とみなして第70条の7の5第2項第8号、第70条の7の6第2項第8号又は第70条の7の8第2項第4号の規定により計算をした金額をいいます。

(注4) 「対価の額」とは、特例対象株式会社等の譲渡等の対価の額、合併対価の額（吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）、交換等対価の額（他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。）、解散の直前における特例対象株式会社等の時価に相当する金額をいいます。

(注5) 「特例対象株式会社等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第29項、第23条の12の3第29項又は第23条の12の5第19項において準用する第23条の9第36項に定める金額をいいます。

(注6) 「④ 剰余金の配当等の額」とは、租税特別措置法第70条の7の5第12項第1号ロ、第2号ロ、第3号ロ若しくは第4号ロ又は第70条の7の6第13項第1号ロ、第2号ロ、第3号ロ若しくは第4号ロに掲げる各金額をいいます。

(注7) 承継会社の特例対象株式会社等の譲渡等があった日以前5年以内に支払われたもの、承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる日以前5年以内に支払われたもの、承継会社の解散の日以前5年以内に支払われたものをいいます。

(注8) 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

(注9) 「納付する税額」については、申請期限までに納付する必要があります。

改正後

改正前

租税特別措置法第40条の規定による承認申請書

租税特別措置法第40条の規定による承認申請書

租税審受付印 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
 国税庁長官 平
 申請者 住所 _____
 フリガナ 氏名 _____
 生年月日(明・大・昭・平・令 年 月 日)
 個人番号 _____
 職業 _____ 電話番号 _____ - _____ - _____

公益を目的とする事業を行う法人に対する財産の寄附について、租税特別措置法第40条第1項後段の規定による所得税の非課税の承認を受けたいので、申請します。

寄附年月日	令和 年 月 日	寄附の態様	<input type="checkbox"/> 贈与 <input type="checkbox"/> 法人を設立するための財産提供
財産の寄附を 受けた法人	所在地 電話番号 フリガナ 名称	フリガナ 代表者 氏名	(電話番号 - -)
財産の寄附を受けた法人の事業目的、寄附した財産その他租税特別措置法施行規則第18条の19に定める事項及び添付書類		第2表から第17表までの記載及び添付書類のとおりです。	

第1表 共同提出の代表者用
単独提出者

租税審受付印 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
 国税庁長官 平
 申請者 住所 _____
 フリガナ 氏名 _____
 生年月日(明・大・昭・平・令 年 月 日)
 個人番号 _____
 職業 _____ 電話番号 _____ - _____ - _____

公益を目的とする事業を行う法人に対する財産の寄附について、租税特別措置法第40条第1項後段の規定による所得税の非課税の承認を受けたいので、申請します。

寄附年月日	令和 年 月 日	寄附の態様	<input type="checkbox"/> 贈与 <input type="checkbox"/> 法人を設立するための財産提供
財産の寄附を 受けた法人	所在地 電話番号 フリガナ 名称	フリガナ 代表者 氏名	(電話番号 - -)
財産の寄附を受けた法人の事業目的、寄附した財産その他租税特別措置法施行規則第18条の19に定める事項及び添付書類		第2表から第17表までの記載及び添付書類のとおりです。	

第1表 共同提出の代表者用
単独提出者

作成後
署名(電
子署名)
印
住所
氏名

作成後
署名(電
子署名)
印
住所
氏名

私は、上記の法人に財産の寄附をした次の者の代表者として、これらの者の承認申請書に記載すべき事項及び添付すべき書類についても、この承認申請書に記載及び添付しています。

私は、上記の法人に財産の寄附をした次の者の代表者として、これらの者の承認申請書に記載すべき事項及び添付すべき書類についても、この承認申請書に記載及び添付しています。

住 所	氏 名	私との続柄 又は関係	承認申請書を提出した 税務署名
〒			
〒			
〒			
〒			
〒			
〒			

住 所	氏 名	私との続柄 又は関係	承認申請書を提出した 税務署名
〒			
〒			
〒			
〒			
〒			
〒			

番号確認	身元確認	確認書類
※	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他()

※	提出済	提出未済	提出未済
	署名者		

※欄は記入しないでください。

(資13-1-1-A4統一) (令3.6)

番号確認	身元確認	確認書類
※	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他()

※	提出済	提出未済	提出未済
	署名者		

※欄は記入しないでください。

(資13-1-1-A4統一) (令3.3)

改正後

〔第1表（単独提出者・共同提出の代表者用）の記載要領等〕

《使用区分》

この表は、次の場合に使用します。

- 寄附をした者が単独で申請書を提出する場合（寄附をした者が2人以上いる場合において、各人が別々に申請書を提出するときを含みます。）
- 同一の公益法人等に対し寄附をした者が2人以上いる場合において、寄附をした者が共同提出の代表者として申請書を提出するとき

(注) 1 同一の公益法人等に財産を寄附した者が2人以上いる場合は、それらの者が共同して申請書を提出することができます。

この場合には、それらの者が代表者を選び、代表者が、申請書の第2表から第17表、「承認申請書及び添付書類の記載事項が事実と相違ない旨の確認書」及びその他の添付書類をまとめて提出することとし、代表者以外の者については、申請書の第1表<共同提出の代表者以外の者用>のみを提出してください。

2 租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した場合で、国税通則法第13条第1項の規定により、寄附をした者の相続人及び包括受遺者の中から国税庁長官の発する租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定するときは、「租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した旨の届出書」を提出してください。

《記載要領》

1 「寄附年月日」欄は、原則として、次により記載してください。

(1) 既に設立されている法人に対する贈与の場合には、財産の贈与を受けた法人における理事会等の受入決議年月日

(2) 法人を設立するための生前に行われた財産の提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の設立登記の年月日

(注) 農地転用許可（届出）がなされていない農地の贈与や生前の財産の提供について受入れの決議をした場合は、その農地に係る農地転用許可があった日（届出の効力が生じた日）が寄附年月日とされます。

2 「申請者」の「住所」欄及び「財産の寄附を受けた法人」の「所在地」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。

3 「職業」欄には、申請者の職業を「株式会社〇〇取締役」のように具体的に記載してください。

4 この表を使用する者が共同提出の代表者でない（単独で申請する）場合には、この表の共同提出の代表者以外の者の住所、氏名等を記載する欄（第1表の下部の欄）を斜線で抹消するか、又は「該当なし」と記載してください。

5 この申請書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

《提出部数》

この申請書は、他の表及びその添付書類と併せてそれぞれ3部提出してください。

改正前

〔第1表（単独提出者・共同提出の代表者用）の記載要領等〕

《使用区分》

この表は、次の場合に使用します。

- 寄附をした者が単独で申請書を提出する場合（寄附をした者が2人以上いる場合において、各人が別々に申請書を提出するときを含みます。）
- 同一の公益法人等に対し寄附をした者が2人以上いる場合において、寄附をした者が共同提出の代表者として申請書を提出するとき

(注) 1 同一の公益法人等に財産を寄附した者が2人以上いる場合は、それらの者が共同して申請書を提出することができます。

この場合には、それらの者が代表者を選び、代表者が、申請書の第2表から第17表、「承認申請書及び添付書類の記載事項が事実と相違ない旨の確認書」及びその他の添付書類をまとめて提出することとし、代表者以外の者については、申請書の第1表<共同提出の代表者以外の者用>のみを提出してください。

2 租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した場合で、国税通則法第13条第1項の規定により、寄附をした者の相続人及び包括受遺者の中から国税庁長官の発する租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定するときは、「租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した旨の届出書」を提出してください。

《記載要領》

1 「寄附年月日」欄は、原則として、次により記載してください。

(1) 既に設立されている法人に対する贈与の場合には、財産の贈与を受けた法人における理事会等の受入決議年月日

(2) 法人を設立するための生前に行われた財産の提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の設立登記の年月日

(注) 農地転用許可（届出）がなされていない農地の贈与や生前の財産の提供について受入れの決議をした場合は、その農地に係る農地転用許可があった日（届出の効力が生じた日）が寄附年月日とされます。

2 「申請者」の「住所」欄及び「財産の寄附を受けた法人」の「所在地」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。

3 「職業」欄には、申請者の職業を「株式会社〇〇取締役」のように具体的に記載してください。

4 この表を使用する者が共同提出の代表者でない（単独で申請する）場合には、この表の共同提出の代表者以外の者の住所、氏名等を記載する欄（第1表の下部の欄）を斜線で抹消するか、又は「該当なし」と記載してください。

5 この申請書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

改正後

改正前

租税特別措置法第 40 条の規定による承認申請書

租税特別措置法第 40 条の規定による承認申請書

税務署受付印 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

国税庁長官 千

申請者住所 _____

フリガナ氏名 _____

生年月日(明・大・昭・平・令 年 月 日)

個人番号 _____

職業 _____ 電話番号 _____ - _____ -

公益を目的とする事業を行う法人に対する財産の寄附について、租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定による所得税の非課税の承認を受けたいので、申請します。

税務署受付印 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

国税庁長官 千

申請者住所 _____

フリガナ氏名 _____

生年月日(明・大・昭・平・令 年 月 日)

個人番号 _____

職業 _____ 電話番号 _____ - _____ -

公益を目的とする事業を行う法人に対する財産の寄附について、租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定による所得税の非課税の承認を受けたいので、申請します。

第 1 表 (共同提出の代表者以外の者用)

第 1 表 (共同提出の代表者以外の者用)

寄附年月日	令和 年 月 日	寄附の態様	<input type="checkbox"/> 贈与 <input type="checkbox"/> 法人を設立するための財産提供
財産の寄附を 受けた法人	所在地 電話番号 (電話番号 - -)	フリガナ氏名	フリガナ氏名
財産の寄附を受けた法人の事業目的その他租税特別措置法施行規則第 18 条の 19 に定める事項及び添付書類		下記の申請の代表者が提出する承認申請にまとめて記載及び添付しています。	

寄附年月日	令和 年 月 日	寄附の態様	<input type="checkbox"/> 贈与 <input type="checkbox"/> 法人を設立するための財産提供
財産の寄附を 受けた法人	所在地 電話番号 (電話番号 - -)	フリガナ氏名	フリガナ氏名
財産の寄附を受けた法人の事業目的その他租税特別措置法施行規則第 18 条の 19 に定める事項及び添付書類		下記の申請の代表者が提出する承認申請にまとめて記載及び添付しています。	

作成後住所七地番(電話番号)氏名

作成後住所七地番(電話番号)氏名

寄附財産の明細

種類	細目(地目・構造等)	所在地	数量	共有持分

寄附財産の明細

種類	細目(地目・構造等)	所在地	数量	共有持分

申請の代表者に関する事項

住所	氏名	申請者との続柄又は関係	申請の代表者が承認申請書を提出した税務署名

申請の代表者に関する事項

住所	氏名	申請者との続柄又は関係	申請の代表者が承認申請書を提出した税務署名

番号確認	身元確認	確認書類	個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他()
	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済		

※ 税務署 通達日付 確認者

番号確認	身元確認	確認書類	個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他()
	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済		

※ 税務署 通達日付 確認者

※欄は記入しないでください。

※欄は記入しないでください。

改 正 後

〔第 1 表（共同提出の代表者以外の者用）の記載要領等〕

《使用区分》

この表は、同一の公益法人等に対し寄附をした者が 2 人以上いる場合において、共同で申請書を提出する際の代表者以外の者が申請書を提出するときに使用します。

なお、この場合には、申請書の第 2 表から第 17 表、「承認申請書及び添付書類の記載事項が事実と相違ない旨の確認書」及びその他の添付書類の提出は代表者が行いますので、この申請書を提出する者は、この申請書（第 1 表）のみを提出先税務署に提出してください。

（注） 租税特別措置法第 40 条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した場合で、国税通則法第 13 条第 1 項の規定により、寄附をした者の相続人及び包括受遺者の中から国税庁長官の発する租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定するときは、「租税特別措置法第 40 条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した旨の届出書」を提出してください。

《記載要領》

- 「寄附年月日」欄は、原則として、次により記載してください。
 - 既に設立されている法人に対する贈与の場合には、財産の贈与を受けた法人における理事会等の受入決議年月日
 - 法人を設立するための生前に行われた財産の提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の設立登記の年月日

（注） 農地転用許可（届出）がなされていない農地の贈与や生前の財産の提供について受入れの決議をした場合は、その農地に係る農地転用許可があった日（届出の効力が生じた日）が寄附年月日とされます。
- 「職業」欄には、申請者の職業を「株式会社〇〇取締役」のように具体的に記載してください。
- 「申請者」の「住所」欄及び「財産の寄附を受けた法人」の「所在地」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに、「〇〇市△△区×× 1 丁目 2 番 3 号」というように記載してください。
- 「寄附財産の明細」には、土地は 1 筆ごとに、建物は 1 棟ごとに、株式は銘柄ごとに、土地、建物及び株式以外の財産は種類、細目又は所在地の異なるごとに記載してください。

例えば、幼稚園の園具及び教具は机や椅子などの種類ごとの数量を、美術品等は 1 点ごとの名称及び作者名を記載します。また、この表に記載しきれないときは、「別紙のとおり」と記載し、適宜の用紙に寄附財産の明細を記載して添付してください。
- 「寄附財産の明細」の「共有持分」欄は、寄附財産が共有物である場合の、その共有持分を記載してください。
- この申請書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

《提出部数》

この申請書は、3 部提出してください。

改 正 前

〔第 1 表（共同提出の代表者以外の者用）の記載要領等〕

《使用区分》

この表は、同一の公益法人等に対し寄附をした者が 2 人以上いる場合において、共同で申請書を提出する際の代表者以外の者が申請書を提出するときに使用します。

なお、この場合には、申請書の第 2 表から第 17 表、「承認申請書及び添付書類の記載事項が事実と相違ない旨の確認書」及びその他の添付書類の提出は代表者が行いますので、この申請書を提出する者は、この申請書（第 1 表）のみを提出先税務署に提出してください。

（注） 租税特別措置法第 40 条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した場合で、国税通則法第 13 条第 1 項の規定により、寄附をした者の相続人及び包括受遺者の中から国税庁長官の発する租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定するときは、「租税特別措置法第 40 条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した旨の届出書」を提出してください。

《記載要領》

- 「寄附年月日」欄は、原則として、次により記載してください。
 - 既に設立されている法人に対する贈与の場合には、財産の贈与を受けた法人における理事会等の受入決議年月日
 - 法人を設立するための生前に行われた財産の提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の設立登記の年月日

（注） 農地転用許可（届出）がなされていない農地の贈与や生前の財産の提供について受入れの決議をした場合は、その農地に係る農地転用許可があった日（届出の効力が生じた日）が寄附年月日とされます。
- 「職業」欄には、申請者の職業を「株式会社〇〇取締役」のように具体的に記載してください。
- 「申請者」の「住所」欄及び「財産の寄附を受けた法人」の「所在地」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに、「〇〇市△△区×× 1 丁目 2 番 3 号」というように記載してください。
- 「寄附財産の明細」には、土地は 1 筆ごとに、建物は 1 棟ごとに、株式は銘柄ごとに、土地、建物及び株式以外の財産は種類、細目又は所在地の異なるごとに記載してください。

例えば、幼稚園の園具及び教具は机や椅子などの種類ごとの数量を、美術品等は 1 点ごとの名称及び作者名を記載します。また、この表に記載しきれないときは、「別紙のとおり」と記載し、適宜の用紙に寄附財産の明細を記載して添付してください。
- 「寄附財産の明細」の「共有持分」欄は、寄附財産が共有物である場合の、その共有持分を記載してください。
- この申請書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

改正後

改正前

租税特別措置法第 40 条の規定による承認申請書

租税特別措置法第 40 条の規定による承認申請書

国税庁長官 令和 年 月 日

寄附者 住所 氏名 死亡年月日 (年齢) 令和 年 月 日 (歳)

申請者 (上記の者の相続人及び包括受遺者) 住所・電話番号・個人番号 氏名 (生年月日) 職業 上記の者との続柄又は関係

1	() (明・大・昭・平・令 . . .)		
2	() (明・大・昭・平・令 . . .)		
3	() (明・大・昭・平・令 . . .)		
4	() (明・大・昭・平・令 . . .)		
5	() (明・大・昭・平・令 . . .)		
6	() (明・大・昭・平・令 . . .)		

公益を目的とする事業を行う法人に対する財産の寄附について、租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定による所得税の非課税の承認を受けたいので、申請します。

寄附年月日 令和 年 月 日 寄附の態様 贈与 贈与 法人を設立する 生前処分 遺贈 遺贈 ための財産提供 遺言

財産の寄附を受けた法人 所在地 電話番号 (電話番号 - -) 名 代表者氏名

財産の寄附を受けた法人の事業目的、寄附した財産その他租税特別措置法施行規則第 18 条の 19 に定める事項及び添付書類 第 2 表から第 17 表までの記載及び添付書類のとおりです。

国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者として次の者を指定し届け出ます。

国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者氏名

1	番号確認	身分確認	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()	4	番号確認	身分確認	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()
2	番号確認	身分確認	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()	5	番号確認	身分確認	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()
3	番号確認	身分確認	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()	6	番号確認	身分確認	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()

第 1 表 (死遺した贈与者用)

国税庁長官 令和 年 月 日

寄附者 住所 氏名 死亡年月日 (年齢) 令和 年 月 日 (歳)

申請者 (上記の者の相続人及び包括受遺者) 住所・電話番号・個人番号 氏名 (生年月日) 職業 上記の者との続柄又は関係

1	() (明・大・昭・平・令 . . .)		
2	() (明・大・昭・平・令 . . .)		
3	() (明・大・昭・平・令 . . .)		
4	() (明・大・昭・平・令 . . .)		
5	() (明・大・昭・平・令 . . .)		
6	() (明・大・昭・平・令 . . .)		

公益を目的とする事業を行う法人に対する財産の寄附について、租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定による所得税の非課税の承認を受けたいので、申請します。

寄附年月日 令和 年 月 日 寄附の態様 贈与 贈与 法人を設立する 生前処分 遺贈 遺贈 ための財産提供 遺言

財産の寄附を受けた法人 所在地 電話番号 (電話番号 - -) 名 代表者氏名

財産の寄附を受けた法人の事業目的、寄附した財産その他租税特別措置法施行規則第 18 条の 19 に定める事項及び添付書類 第 2 表から第 17 表までの記載及び添付書類のとおりです。

国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者として次の者を指定し届け出ます。

国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者氏名

1	番号確認	身分確認	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()	4	番号確認	身分確認	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()
2	番号確認	身分確認	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()	5	番号確認	身分確認	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()
3	番号確認	身分確認	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()	6	番号確認	身分確認	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()

第 1 表 (死遺した贈与者用)

作成後 国税庁長官 署名 (電話番号等)

作成後 国税庁長官 署名 (電話番号等)

※欄は記入しないでください。

※欄は記入しないでください。

整理簿 通付日付 課税表 (資 13-1-3-A 4 統一) (令 3.6)

整理簿 通付日付 課税表 (資 13-1-3-A 4 統一) (令 3.3)

改正後

〔第1表（死亡した贈与者・遺贈者用）の記載要領等〕

《使用区分》

この表は、次の場合において、寄附をした者の相続人及び包括受遺者が申請書を提出するときに使用します。

- 寄附をした者が申請書を提出する前に死亡した場合
- 被相続人が既に設立されている法人に財産を遺贈した場合
- 被相続人が法人を設立するため遺言により財産を提供した場合

《記載要領》

- 1 「寄附年月日」欄は、原則として、次により記載してください。
 - (1) 既に設立されている法人に対する贈与の場合には、贈与を受けた法人における理事会等の受入決議年月日
 - (2) 法人を設立するための生前に行われた財産の提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の設立登記の年月日
 - (3) 既に設立されている法人に対する財産の遺贈の場合又は法人を設立するための遺言による財産提供の場合には、遺言の効力の生じた年月日（相続開始日）

(注) 上記(1)又は(2)の場合において、農地転用許可（届出）がなされていない農地の贈与や生前の財産の提供について受入れの決議をしたときは、その農地に係る農地転用許可があった日（届出の効力が生じた日）が寄附年月日とされます。
- 2 「申請者」の欄には、寄附をした者の相続人及び包括受遺者の全ての者が所定事項を記載してください。
- 3 「申請者」の「住所」欄及び「財産の寄附を受けた法人」の「所在地」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 4 「国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者氏名」欄には、国税通則法第13条第1項の規定により、寄附をした者の相続人及び包括受遺者の中から国税庁長官の発する租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定する場合に、その指定する者の氏名を記載してください。
- 5 この申請書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

《提出部数及び添付書類》

この申請書は、以下に掲げる書類並びに他の表及びその添付書類を添付して、それぞれ3部提出してください。

- 1 寄附をした者と申請者との続柄が明らかとなる戸籍謄本等
- 2 財産の寄附の態様が、法人を設立するための遺言による財産の提供又は既に設立されている法人に対する遺贈である場合には、遺言書の写し

改正前

〔第1表（死亡した贈与者・遺贈者用）の記載要領等〕

《使用区分》

この表は、次の場合において、寄附をした者の相続人及び包括受遺者が申請書を提出するときに使用します。

- 寄附をした者が申請書を提出する前に死亡した場合
- 被相続人が既に設立されている法人に財産を遺贈した場合
- 被相続人が法人を設立するため遺言により財産を提供した場合

《記載要領》

- 1 「寄附年月日」欄は、原則として、次により記載してください。
 - (1) 既に設立されている法人に対する贈与の場合には、贈与を受けた法人における理事会等の受入決議年月日
 - (2) 法人を設立するための生前に行われた財産の提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の設立登記の年月日
 - (3) 既に設立されている法人に対する財産の遺贈の場合又は法人を設立するための遺言による財産提供の場合には、遺言の効力の生じた年月日（相続開始日）

(注) 上記(1)又は(2)の場合において、農地転用許可（届出）がなされていない農地の贈与や生前の財産の提供について受入れの決議をしたときは、その農地に係る農地転用許可があった日（届出の効力が生じた日）が寄附年月日とされます。
- 2 「申請者」の欄には、寄附をした者の相続人及び包括受遺者の全ての者が所定事項を記載してください。
- 3 「申請者」の「住所」欄及び「財産の寄附を受けた法人」の「所在地」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 4 「国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者氏名」欄には、国税通則法第13条第1項の規定により、寄附をした者の相続人及び包括受遺者の中から国税庁長官の発する租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定する場合に、その指定する者の氏名を記載してください。
- 5 この申請書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

《添付書類》

- 1 寄附をした者と申請者との続柄が明らかとなる戸籍謄本等
- 2 財産の寄附の態様が、法人を設立するための遺言による財産の提供又は既に設立されている法人に対する遺贈である場合には、遺言書の写し

改正後

改正前

承認申請書及び添付書類の記載
事項が事実と相違ない旨の確認書

承認申請書及び添付書類の記載
事項が事実と相違ない旨の確認書

令和____年____月____日

国 税 庁 長 官

(寄附を受
けた法人) 所在地 _____
名 称 _____
代表者名 _____
(連絡先) 氏 名 _____
電話番号 _____

下記の寄附者に係る租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認申請書及び添付書類に記載された事項は、事実と相違ないことを確認します。

住 所	氏 名

(資13-2-A4統一)(令3.6)

令和____年____月____日

国 税 庁 長 官

(寄附を受
けた法人) 所在地 _____
名 称 _____
代表者名 _____
(連絡先) 氏 名 _____
電話番号 _____

下記の寄附者に係る租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認申請書及び添付書類に記載された事項は、事実と相違ないことを確認します。

住 所	氏 名

(資13-2-A4統一)(令3.3)

確認書

確認書

改正後

【確認書の記載要領】

《記載要領》

この確認書は、寄附を受けた法人が記載してください。

《提出部数》

この確認書は、3部提出してください。

改正前

【確認書の記載要領】

《記載要領》

この確認書は、寄附を受けた法人が記載してください。

改 正 後

改 正 前

贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しない旨の誓約書

令和 ____年 ____月 ____日

〔寄附を受
けた法人〕 所在地 _____
名 称 _____
代表者名 _____ 殿

租税特別措置法第 40 条の規定による承認申請書を提出する申請者（一同）は、貴法人に財産の寄附をした下記の者が、貴法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しないこと（租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第 7 項第 1 号）を誓約します。

住 所	氏 名
〒 _____	
〒 _____	
〒 _____	
〒 _____	
〒 _____	
〒 _____	
〒 _____	

証
明
書

贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しない旨の誓約書

令和 ____年 ____月 ____日

〔寄附を受
けた法人〕 所在地 _____
名 称 _____
代表者名 _____ 殿

租税特別措置法第 40 条の規定による承認申請書を提出する申請者（一同）は、貴法人に財産の寄附をした下記の者が、貴法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しないこと（租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第 7 項第 1 号）を誓約します。

住 所	氏 名
〒 _____	
〒 _____	
〒 _____	
〒 _____	
〒 _____	
〒 _____	
〒 _____	

証
明
書

贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しないことを確認した旨の証明書

国 税 庁 長 官

当法人に財産の寄附をした上記の方が、当法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しないこと（租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第 7 項第 1 号）を、当法人において確認しました。

令和 ____年 ____月 ____日

〔寄附を受
けた法人〕 所在地 _____
名 称 _____
代表者名 _____
(連絡先) 氏 名 _____

(資 13-41-1-A 4 統一) (令 3.6)

贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しないことを確認した旨の証明書

国 税 庁 長 官

当法人に財産の寄附をした上記の方が、当法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しないこと（租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第 7 項第 1 号）を、当法人において確認しました。

令和 ____年 ____月 ____日

〔寄附を受
けた法人〕 所在地 _____
名 称 _____
代表者名 _____
(連絡先) 氏 名 _____

(資 13-41-1-A 4 統一) (令 3.3)

改正後

〔証明書の記載要領等〕

《使用区分》

この証明書は、承認特例の適用を受けようとする場合で、寄附を受けた法人が特定国立大学法人等以外の場合に使用します。

《記載要領》

この証明書は、上段（「贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しない旨の誓約書」欄）を申請書を提出する者が記載し、下段（「贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しないことを確認した旨の証明書」欄）を寄附を受けた法人が記載してください。

《提出部数》

この証明書は、3部提出してください。

改正前

〔証明書の記載要領等〕

《使用区分》

この証明書は、承認特例の適用を受けようとする場合で、寄附を受けた法人が特定国立大学法人等以外の場合に使用します。

《記載要領》

この証明書は、上段（「贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しない旨の誓約書」欄）を申請書を提出する者が記載し、下段（「贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しないことを確認した旨の証明書」欄）を寄附を受けた法人が記載してください。

改正後

租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した旨の届出書

令和____年____月____日

国税庁長官

下記1の者は、令和____年____月____日付で租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出しましたが、令和____年____月____日に死亡しましたので、その旨申請者の相続人等全員の連署をもって届出します。
なお、国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者として、下記3の者を指定し、届出します。

1 寄附者

住 所	フリガナ氏名	死亡年月日 (年齢)
		令和____年____月____日 (____歳)

2 届出者 (上記の相続人及び包括受遺者)

住 所・電話番号	フリガナ氏名 (生年月日)	職 業	上記の者との続柄 又は関係
(1) 〒_____(____-____-____)	(明・大・昭・平・令 . . .)		
(2) 〒_____(____-____-____)	(明・大・昭・平・令 . . .)		
(3) 〒_____(____-____-____)	(明・大・昭・平・令 . . .)		
(4) 〒_____(____-____-____)	(明・大・昭・平・令 . . .)		
(5) 〒_____(____-____-____)	(明・大・昭・平・令 . . .)		
(6) 〒_____(____-____-____)	(明・大・昭・平・令 . . .)		

3 国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者氏名

(資13-14-A4統一)(令3.6)

改正前

租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した旨の届出書

令和____年____月____日

国税庁長官

下記1の者は、令和____年____月____日付で租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出しましたが、令和____年____月____日に死亡しましたので、その旨申請者の相続人等全員の連署をもって届出します。
なお、国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者として、下記3の者を指定し、届出します。

1 寄附者

住 所	フリガナ氏名	死亡年月日 (年齢)
		令和____年____月____日 (____歳)

2 届出者 (上記の相続人及び包括受遺者)

住 所・電話番号	フリガナ氏名 (生年月日)	職 業	上記の者との続柄 又は関係
(1) 〒_____(____-____-____)	(明・大・昭・平・令 . . .)		
(2) 〒_____(____-____-____)	(明・大・昭・平・令 . . .)		
(3) 〒_____(____-____-____)	(明・大・昭・平・令 . . .)		
(4) 〒_____(____-____-____)	(明・大・昭・平・令 . . .)		
(5) 〒_____(____-____-____)	(明・大・昭・平・令 . . .)		
(6) 〒_____(____-____-____)	(明・大・昭・平・令 . . .)		

3 国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者氏名

(資13-14-A4統一)(令3.3)

改正後

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した場合に使用します。

《記載要領》

- 1 「1 寄附者」には、申請者を提出した者の住所、氏名、死亡年月日等を記載してください。
- 2 「2 届出者」には、申請者を提出した者の相続人及び包括受遺者の全ての者が住所、氏名等を記載してください。
- 3 「1 寄附者」及び「2 届出者」の「住所」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに「〇〇市△△区××一丁目2番3号」というように記載してください。
- 4 「国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者氏名」欄には、国税通則法第13条第1項の規定により、寄附をした人の相続人及び包括受遺者の中から国税庁長官の発する租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定する場合に、その指定する人の氏名を記載してください。

《提出部数及び添付書類》

この届出書は、次に掲げる書類を添付して、それぞれ3部提出してください。

- 1 死亡した申請書を提出した者の全ての相続人を明らかにする戸籍謄本等
- 2 遺言書の写し（包括受遺者がいる場合のみ）

改正前

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した場合に使用します。

《記載要領》

- 1 「1 寄附者」には、申請者を提出した者の住所、氏名、死亡年月日等を記載してください。
- 2 「2 届出者」には、申請者を提出した者の相続人及び包括受遺者の全ての者が住所、氏名等を記載してください。
- 3 「1 寄附者」及び「2 届出者」の「住所」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに「〇〇市△△区××一丁目2番3号」というように記載してください。
- 4 「国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者氏名」欄には、国税通則法第13条第1項の規定により、寄附をした人の相続人及び包括受遺者の中から国税庁長官の発する租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定する場合に、その指定する人の氏名を記載してください。

《添付書類》

- 1 死亡した申請書を提出した者の全ての相続人を明らかにする戸籍謄本等
- 2 遺言書の写し（包括受遺者がいる場合のみ）

改正後

改正前

財産等が使用開始されていない場合のやむを得ない事情等の届出書

財産等が使用開始されていない場合のやむを得ない事情等の届出書

国税庁長官 令和 年 月 日

届出者 干
住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名
職業 電話番号

(1) 租税特別措置法第40条第3項に規定する財産等が使用開始されていない場合

① 財産等が土地の場合でその土地の上に建物を建築中又は建築する予定である場合

建築着工の有無	入札年月日	建築確認申請年月日	請負契約年月日	工事着工年月日	請負契約金額
有・無	・	・	・	・	千円

建築請負業者に関する事項

所在地	名称	(電話番号 ー ー)
-----	----	------------

建築資金の調達方法等	調達(予定)年月日	調達(予定)方法	金額(予定)	調達(予定)先 (調達方法が「自己資金」を除く。)	寄附者と調達先との関係
・	・	借入・寄附・自己資金	千円		
・	・	借入・寄附・自己資金			
・	・	借入・寄附・自己資金			
・	・	借入・寄附・自己資金			
・	・	借入・寄附・自己資金			

(注) 請負金額の金額に係る建築資金の調達方法を記載してください。

② ①以外の場合

[使用開始されていない理由を具体的に記入します。]

(2) 財産等がやむを得ない事情により寄附があった日から2年以内に使用開始できない場合又は租税特別措置法第40条第5項第1号及び同条第6項から第10項までの規定により取得する財産等が譲渡等の日から1年以内に使用開始できない場合

[寄附財産の使用開始が、やむを得ない事情により寄附があった日から2年以内又は譲渡等の日から1年以内に使用できない場合には、そのやむを得ない事情を具体的に記載します。]

使用開始予定年月日 令和 年 月 日

国税庁長官 令和 年 月 日

届出者 干
住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名
職業 電話番号

(1) 租税特別措置法第40条第3項に規定する財産等が使用開始されていない場合

① 財産等が土地の場合でその土地の上に建物を建築中又は建築する予定である場合

建築着工の有無	入札年月日	建築確認申請年月日	請負契約年月日	工事着工年月日	請負契約金額
有・無	・	・	・	・	千円

建築請負業者に関する事項

所在地	名称	(電話番号 ー ー)
-----	----	------------

建築資金の調達方法等	調達(予定)年月日	調達(予定)方法	金額(予定)	調達(予定)先 (調達方法が「自己資金」を除く。)	寄附者と調達先との関係
・	・	借入・寄附・自己資金	千円		
・	・	借入・寄附・自己資金			
・	・	借入・寄附・自己資金			
・	・	借入・寄附・自己資金			
・	・	借入・寄附・自己資金			

(注) 請負金額の金額に係る建築資金の調達方法を記載してください。

② ①以外の場合

[使用開始されていない理由を具体的に記入します。]

(2) 財産等がやむを得ない事情により寄附があった日から2年以内に使用開始できない場合又は租税特別措置法第40条第5項第1号及び同条第6項から第10項までの規定により取得する財産等が譲渡等の日から1年以内に使用開始できない場合

[寄附財産の使用開始が、やむを得ない事情により寄附があった日から2年以内又は譲渡等の日から1年以内に使用できない場合には、そのやむを得ない事情を具体的に記載します。]

使用開始予定年月日 令和 年 月 日

※ 税務署整理権 (この欄の項目は記載する必要がありません。)

整理権	譲渡	借入	寄附	自己	自給	不明
	・	・	・	・	・	・

(資13-28-A4統一) (令3.6)

※ 税務署整理権 (この欄の項目は記載する必要がありません。)

整理権	譲渡	借入	寄附	自己	自給	不明
	・	・	・	・	・	・

(資13-28-A4統一) (令3.3)

改正後

【記載要領等】

《使用区分》

この届出書は、次の場合に使用します。

- 1 租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の規定による申請をした寄附財産について、その申請後に、寄附があった日から2年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することが困難であるやむを得ない事情が生じた場合（寄附をした者が提出します。）
- 2 措置法第40条第5項第1号及び同条第6項から第10項までに規定する特例の適用を受けようとする場合において、各届出書を提出した後に、これらの規定により取得する財産等が譲渡等の日から1年以内に公益目的事業の用に直接供することが困難であるやむを得ない事情が生じたとき（寄附を受けた法人等が提出します。）

《記載要領》

この届出書は、提出する日の直前の状況により記載してください。

《提出部数及び添付書類》

この届出書は、次に掲げる書類を添付して、それぞれ3部提出してください。

- 1 財産等が土地である場合でその土地の上に建物を建築中又は建築する予定であるとき
 - (1) 建築請負契約書の写し
 - (2) 建築資金の調達方法が確認できる書類（例えば、融資決定通知書の写し、補助金の決定通知書の写し等）
 - (3) 建築工事のスケジュール表
 - (4) 建築する建物の利用状況が分かる平面図
 - (5) 建築業者の選定経緯が分かる書類（例えば、入札に係る理事会の議事録の写しや入札結果が分かる書類など）
 - (6) 建築した建物の登記事項証明書、建築した建物の写真（建築完了後に提出してください。）
- 2 財産等がやむを得ない事情により寄附があった日から2年以内に使用できない場合又は譲渡等の日の翌日から1年以内に使用できない場合には、そのやむを得ない事情に至った事実が確認できる書類及び使用開始までの具体的な計画書等

改正前

【記載要領等】

《使用区分》

この届出書は、次の場合に使用します。

- 1 租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の規定による申請をした寄附財産について、その申請後に、寄附があった日から2年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することが困難であるやむを得ない事情が生じた場合（寄附をした者が提出します。）
- 2 措置法第40条第5項第1号及び同条第6項から第10項までに規定する特例の適用を受けようとする場合において、各届出書を提出した後に、これらの規定により取得する財産等が譲渡等の日から1年以内に公益目的事業の用に直接供することが困難であるやむを得ない事情が生じたとき（寄附を受けた法人等が提出します。）

《記載要領》

この届出書は、提出する日の直前の状況により記載してください。

《添付書類》

- 1 財産等が土地である場合でその土地の上に建物を建築中又は建築する予定であるとき
 - (1) 建築請負契約書の写し
 - (2) 建築資金の調達方法が確認できる書類（例えば、融資決定通知書の写し、補助金の決定通知書の写し等）
 - (3) 建築工事のスケジュール表
 - (4) 建築する建物の利用状況が分かる平面図
 - (5) 建築業者の選定経緯が分かる書類（例えば、入札に係る理事会の議事録の写しや入札結果が分かる書類など）
 - (6) 建築した建物の登記事項証明書、建築した建物の写真（建築完了後に提出してください。）
- 2 財産等がやむを得ない事情により寄附があった日から2年以内に使用できない場合又は譲渡等の日の翌日から1年以内に使用できない場合には、そのやむを得ない事情に至った事実が確認できる書類及び使用開始までの具体的な計画書等

改正後

改正前

(削除)

【記載要領等】

《使用区分》

この届出書は、特定贈与等を受けた特例民法法人である公益法人等が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」といいます。）第44条の認定又は整備法第45条の認可を受けた場合に使用します。

《記載要領》

- 1 届出者が整備法第44条の認定を受けた場合には、標題の「一般社団法人又は一般財団法人へ移行」、届出書の「第45条」及び「認可」の文字を二重線で抹消してください。
届出者が整備法第45条の認可を受けた場合には、標題の「公益社団法人又は公益財団法人へ移行」、届出書の「第44条」及び「認定」の文字を二重線で抹消してください。
- 2 「届出者」欄には、整備法第44条の認定後又は整備法第45条の認可後の法人の所在地等を記載してください。
- 3 「1 認定・認可前の名称等」欄には、整備法第44条の認定前又は整備法第45条の認可前の法人の所在地等を記載してください。また、「特定贈与等を受けた財産の寄附者」欄には、届出者に対し財産を特定贈与等した者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。
- 4 「2 特定贈与等を受けた財産の明細」欄について記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載して添付してください。また、既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この欄の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、既存の書類等を添付しても差し支えありません。
- 5 「3 その他参考事項」欄には、「2 特定贈与等を受けた財産の明細」の「利用状況」欄に「2」又は「5」を記載した場合のほか、整備法第44条の認定又は整備法第45条の認可を受けたことを届け出るに当たり、特に参考となる事項を記載してください。
- 6 この届出書は「特定贈与等を受けた財産の寄附者」ごとに作成してください。
- 7 この届出書で使用している主な用語については次のとおりです。
 - (1) 「特定贈与等」…租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈をいいます。
 - (2) 「特定贈与等を受けた財産」…特定贈与等に係る財産をいい、この財産には、租税特別措置法第40条第1項に規定する代替資産及び同条第5項第1号に規定する買換資産を含みます。
 - (3) 「実施事業資産」…整備法第119条第2項第1号イ又はハに規定する事業に係る資産をいいます（整備法施行規則16一、17①二）。
 - (4) 「特定寄附」…整備法第119条第2項第1号ロに規定する寄附をいいます（整備法施行規則16二）。

《添付書類》

【整備法第44条の認定を受けた場合】

- 1 届出者である公益法人等の整備法第44条認定後の登記事項証明書等
- 2 整備法第44条の認定を受けたことを証する書類

【整備法第45条の認可を受けた場合】

- 1 届出者である法人の整備法第45条認可後の登記事項証明書等
- 2 整備法第45条の認可を受けたことを証する書類
- 3 定款の写し（定款を変更する場合は、定款の写し及び定款の変更項目が確認できる書類）